

平成26年 第3回定例会

摂津市議会会議録

平成26年9月 4日 開会
平成26年9月26日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成 2 6 年第 3 回定例会

○ 9 月 4 日（第 1 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1－ 2
開会の宣告	1－ 3
市長挨拶	
開議の宣告	1－ 3
会議録署名議員の指名	1－ 3
日程 1 議席の一部変更の件	1－ 3
日程 2 会期の決定	1－ 3
日程 3 議案第 5 2 号～議案第 5 4 号	1－ 8
提案理由の説明（市長）	
採決	
小野吉孝氏挨拶	
日程 4 認定第 1 号～認定第 8 号、議案第 4 7 号～議案第 5 1 号、議案 第 5 6 号～議案第 6 2 号	1－ 9
提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長、 生活環境部長、次世代育成部長、市長公室長、教育総務部長、消防長）	
質疑（山崎雅数議員、弘豊議員）	
委員会付託	
日程 5 報告第 7 号～報告第 1 0 号	1－36
報告（生活環境部理事、教育総務部長、総務部長、保健福祉部長）	
質疑（藤浦雅彦議員、野口博議員、上村高義議員、森西正議員）	
日程 6 議案第 5 5 号	1－46
提案理由の説明（土木下水道部長）	
質疑（上村高義議員）	
採決	
休会の決定	1－47
散会の宣告	1－47

○ 9 月 1 8 日（第 2 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	2－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2－ 2
開議の宣告	2－ 3

会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 一般質問	
上村高義議員	2- 3
森西正議員	2-12
水谷毅議員	2-18
大澤千恵子議員	2-23
渡辺慎吾議員	2-32
福住礼子議員	2-41
東久美子議員	2-51
安藤薫議員	2-61
休会の決定	2-47
延会の宣告	2-67

○9月22日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	3- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	3- 2
開議の宣告	3- 3
会議録署名議員の指名	3- 3
日程1 一般質問	
中川嘉彦議員	3- 3
野口博議員	3-13
増永和起議員	3-21
市来賢太郎議員	3-26
山崎雅数議員	3-33
藤浦雅彦議員	3-26
南野直司議員	3-33
弘豊議員	3-33
日程2 議案第47号～議案第51号、議案第56号～議案第62号	3-42
委員長報告（総務常任委員長・建設常任委員長・文教常任委員長 民生常任委員長）	
討論（安藤薫議員）	
採決	
日程3 議会議案第11号～議会議案第14号	3-45
採決	
散会の宣告	3-46

○ 9 月 2 4 日（第 4 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	4－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件	4－ 2
開議の宣告	4－ 3
会議録署名議員の指名	4－ 3
日程 1 議長辞職許可の件	4－ 3
採決	
議長辞職の挨拶（村上英明議員）	
日程 2 議選第 1 号	4－ 4
選挙	
議長就任の挨拶（渡辺慎吾議員）	
日程 3 副議長辞職許可の件	4－ 5
採決	
副議長辞職の挨拶（野原修議員）	
日程 4 議選第 2 号	4－ 5
選挙	
副議長就任の挨拶（山崎雅数議員）	
採決	
休会の決定	4－ 6
延会の宣告	4－ 6

○ 9 月 2 6 日（第 5 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	5－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件	5－ 2
開議の宣告	5－ 3
会議録署名議員の指名	5－ 3
日程 1 常任委員会委員選任及び議会運営委員会委員選任の件	5－ 3
選任	
日程 2 特別委員会委員選任の件	5－ 3
選任	
日程 3 議選第 3 号	5－ 3
選挙	
日程 4 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	5－ 3
閉会中の調査に決定	
閉会の宣告	5－ 3

☆添付資料

審議日程	資料－	1
議案付託表	資料－	2
一般質問要旨	資料－	4
選任名簿	資料－	7
議会運営委員会の所管事項に関する調査表	資料－	8
議決結果一覧	資料－	9

摂津市議会会議録

平成26年9月4日

(第1日)

平成26年第3回摂津市議会定例会会議録

平成26年9月4日（木曜日）
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（21名）

1 番	上 村 高 義	2 番	木 村 勝 彦
3 番	森 西 正	4 番	福 住 礼 子
5 番	藤 浦 雅 彦	6 番	村 上 英 明
7 番	三 好 義 治	8 番	東 久 美 子
9 番	市 来 賢 太郎	10 番	中 川 嘉 彦
11 番	増 永 和 起	12 番	弘 豊
13 番	山 崎 雅 数	14 番	水 谷 毅
15 番	南 野 直 司	16 番	渡 辺 慎 吾
17 番	嶋 野 浩 一朗	18 番	大 澤 千 恵 子
19 番	野 原 修	20 番	安 藤 薫
21 番	野 口 博		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	箸 尾 谷 知 也	市 長 公 室 長	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生 活 環 境 部 長	杉 本 正 彦
生 活 環 境 部 理 事	北 野 人 士	保 健 福 祉 部 長	堤 守
保 健 福 祉 部 理 事	島 田 治	都 市 整 備 部 長	吉 田 和 生
土 木 下 水 道 部 長	山 口 繁	教 育 委 員 会 長	山 本 和 憲
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	登 阪 弘	教 育 総 務 部 長	宮 部 善 隆
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	井 口 久 和	教 育 委 員 会 長	生涯 学 習 部 長
消 防 長	熊 野 誠	水 道 部 長	渡 辺 勝 彦
		会 計 管 理 者	牛 渡 長 子

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	藤 井 智 哉	事 務 局 次 長	川 本 勝 也
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

- 1, 議席の一部変更の件
- 2, 会期決定の件
- 3, 議 案 第 5 2 号 副市長の選任について同意を求める件
- 議 案 第 5 3 号 教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 議 案 第 5 4 号 公平委員会委員の選任について同意を求める件
- 4, 認 定 第 1 号 平成 2 5 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 2 号 平成 2 5 年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認 定 第 3 号 平成 2 5 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 4 号 平成 2 5 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 5 号 平成 2 5 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 6 号 平成 2 5 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 7 号 平成 2 5 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 8 号 平成 2 5 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議 案 第 4 7 号 平成 2 6 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議 案 第 4 8 号 平成 2 6 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議 案 第 4 9 号 平成 2 6 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 案 第 5 0 号 平成 2 6 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 案 第 5 1 号 平成 2 6 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 案 第 5 6 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 議 案 第 5 7 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 議 案 第 5 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 5 9 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 6 0 号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 6 1 号 摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 6 2 号 摂津市消防団条例及び摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 5, 報 告 第 7 号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件
- 報 告 第 8 号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件
- 報 告 第 9 号 平成 2 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
- 報 告 第 1 0 号 損害賠償の額を定める専決処分報告の件
- 6, 議 案 第 5 5 号 市道路線認定の件

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 6 まで

(午前10時 開会)

○村上英明議長 おはようございます。

ただいまから平成26年第3回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

この夏は気候の不順が続いておりますが、今日もあいにくの雨になってしまいました。そんな中、平成26年第3回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、足元の悪い中、そして何かとお忙しいところ、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご審議いただきます案件は、報告案件といたしまして4件、認定案件といたしまして8件、予算案件といたしまして、一般会計の補正予算ほか4件、人事案件といたしまして、副市長の選任について同意を求める件ほか2件、その他案件といたしまして市道路線認定の件、条例案件といたしまして7件、合計28件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○村上英明議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、弘議員及び山崎議員を指名いたします。

日程1、議席の一部変更の件を議題とします。

お諮りします。

議席1番の森西議員を議席3番に、議席3番の上村議員を議席1番に変更することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

日程2、会期決定の件を議題とします。お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

日程3、議案第52号など3件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 ただいま一括上程となりました議案第52号から議案第54号の提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第52号、副市長の選任について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成26年9月18日付で小野吉孝氏が任期満了となることに伴いまして、引き続き小野吉孝氏を摂津市副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第53号、教育委員会委員の任命について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成26年9月30日付で箸尾谷知也氏が任期満了となることに伴いまして、引き続き箸尾谷知也氏を摂津市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第54号、公平委員会

委員の選任について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成26年11月12日付で古谷博子氏が任期満了となることに伴いまして、藤本恵子氏を摂津市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、それぞれ履歴書を議案参考資料の3ページから6ページまでに添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、議案第52号から議案第54号の提案理由のご説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本3件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第52号を採決いたします。

本件について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○村上英明議長 起立者多数です。

よって、本件は同意をされました。

議案第53号及び議案第54号を採決します。

本2件について、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、本2件は同意をされました。

小野吉孝氏から挨拶を受けます。

（小野副市長 登壇）

○小野副市長 副市長選任の同意をいただきまして、ありがとうございます。私は今まで、ピンチのときこそが改革・改善のチャンスというふうに考えまして、職務に取り組んでまいりました。本市の行政課題は山積をいたしております。その課題の着実な進展をするためには、まず中・長期的な財政基盤の確立の進展、そしてそれを執行する職員、人材育成であるというふうに思っています。

とりわけ、事なかれ主義であるとか、前例主義であるとか、既成概念といった思考ではなくて、愛市精神を持って、また摂津市職員の誇りを持って、みずからが事に当たると。この結果が、新しい前例ができ上がると。そういう職員の養成が今求められておるというふうに思います。

森山市長を補佐しながら精いっぱい取り組んでまいります。議員各位におかれましては、より一層のご指導をお願い申し上げます。就任に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○村上英明議長 日程4、認定第1号など20件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（有山総務部長 登壇）

○有山総務部長 認定第1号、平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件について、その内容を説明させていただきます。

まず、本市の平成25年度決算の概要について申し上げます。

歳入では、市税収入において、個人市民税及び法人市民税ともに減少し、全体として前年度より減少しています。

一方、歳出では、扶助費や各医療特別会計への繰出金など、社会保障関連経費が前年度に引き続き増加しています。

財政指標は、経常収支比率が1.5ポイント改善の98.7%となっています。これは、比率を求めるための分子、分母がともに増加したものの、分母となる経常一般財源総額の増加幅が分子である経常経費充当一般財源総額の増加幅を上回ったことによります。

今後、本格化する高齢化社会による社会保障経費の増加に機動的に対応できるよう、さらなる行財政改革を推進し、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

それでは、平成25年度一般会計決算についてご説明いたします。

決算概要4ページをご覧ください。

当初予算額324億7,323万2,000円に対し、15億3,864万9,000円を増額補正し、前年度繰越事業費14億7,432万5,500円を合わせまして、予算現額は354億8,620万6,500円となりました。

まず、歳入決算につきましては、調定額341億6,786万1,413円に対し、収入済額333億2,133万6,233円で、収入率97.5%です。

次に、6ページをご覧ください。

歳出決算ですが、予算現額354億8,620万6,500円に対し、支出済額325億7,021万8,684円で、執行率は91.8%となっています。形式収支は7億5,111万7,549円となり、

翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は6億8,643万7,349円となりました。

11ページをご覧ください。

自主財源が212億5,808万2,135円、63.8%、依存財源が120億6,325万4,098円、36.2%となっています。構成比率の上位は、市税が53.1%、国庫支出金が15.6%、市債が8.2%、府支出金が6.4%などとなっています。

次に、歳出ですが、15ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の合計である義務的経費は168億5,601万1,562円となっており、歳出全体に占める割合は51.8%です。

普通建設事業費は24億820万7,987円で7.4%となっており、その他の経費では、物件費が61億8,598万6,385円で19%などとなっています。

それでは、決算書に従いまして、その主な内容についてご説明いたします。

まず、歳入ですが、各歳入金額につきましては、収入済額で説明をいたします。

10ページ、款1市税は177億991万7,045円、前年度に比べ0.5%、9,119万7,909円の減額となっています。

項1市民税は58億2,535万7,673円、前年度に比べ4.7%、2億8,730万8,225円の減額です。

項2固定資産税は85億6,240万4,519円、前年度に比べ0.1%、1,207万105円の減額です。

項3軽自動車税は8,540万7,521円、前年度に比べ2%、171万5,4

45円の増額です。

項4市たばこ税は16億4,840万4,978円、前年度に比べ13.4%、1億9,507万7,259円の増額です。

項5都市計画税は15億8,834万2,354円、前年度に比べ0.7%、1,138万7,717円の増額です。

なお、市税の徴収率は95.8%で、前年度に比べ0.7ポイント改善しています。また、不納欠損額については6,938万1,072円となっています。

款2地方譲与税は1億4,999万7,000円、前年度に比べ4.4%、694万9,216円の減額となっています。

項1地方揮発油譲与税は4,582万7,000円、前年度に比べ1.8%、84万9,000円の減額です。

項2自動車重量譲与税は1億417万円、前年度に比べ5.5%、610万円の減額です。

款3利子割交付金は4,485万円、前年度に比べ2.4%、109万1,000円の減額となっています。

款4配当割交付金は6,468万6,000円で、前年度に比べ83.5%、2,944万3,000円の増額となっています。

款5株式等譲渡所得割交付金は9,935万6,000円で、前年度に比べ1126.8%、9,125万7,000円の増額となっています。

款6地方消費税交付金は9億5,200万4,000円、前年度に比べ0.9%、818万4,000円の減額となっています。

款7ゴルフ場利用税交付金は155万9,992円、前年度に比べ10.6%、

18万4,885円の減額となっています。

款8自動車取得税交付金は7,378万8,000円、前年度に比べ8.8%、710万円の減額となっています。

款9地方特例交付金は8,699万3,000円、前年度に比べ7.9%、742万3,000円の減額となっています。

款10地方交付税は5億595万9,000円、前年度に比べ24.9%、1億78万7,000円の増額となっています。

款11交通安全対策特別交付金は1,483万5,000円、前年度に比べ6.3%、99万6,000円の減額となっています。

款12分担金及び負担金は10億8,993万7,411円、前年度に比べ0.8%、884万4,308円の増額となっています。

12ページ、款13使用料及び手数料は6億1,204万6,467円、前年度に比べ0.3%、165万302円の増額となっています。

項1使用料は4億8,253万4,919円、前年度に比べ0.3%、152万4,048円の減額です。

項2手数料は1億2,951万1,548円、前年度に比べ2.5%、317万4,350円の増額です。

款14国庫支出金は51億9,543万6,226円、前年度に比べ13.3%、6億914万3,469円の増額となっています。

項1国庫負担金は43億5,831万5,978円、前年度に比べ2.1%、9,109万8,157円の増額です。

項2国庫補助金は7億8,316万9,000円、前年度に比べ190.4%、5

億1, 346万5, 000円の増額です。

項3委託金は5, 395万1, 248円、前年度に比べ9. 3%、458万312円の増額です。

款15府支出金は21億3, 705万9, 880円、前年度に比べ4. 4%、8, 993万8, 117円の増額となっています。

項1府負担金は11億5, 055万5, 433円、前年度に比べ2. 6%、2, 936万4, 182円の増額です。

項2府補助金は8億5, 512万9, 175円、前年度に比べ7. 5%、5, 998万6, 216円の増額です。

項3委託金は1億3, 137万5, 272円、前年度に比べ0. 4%、58万7, 719円の増額です。

款16財産収入は2, 843万2, 454円、前年度に比べ93%、3億7, 723万7, 592円の減額となっています。

項1財産運用収入は2, 828万2, 813円、前年度に比べ11. 9%、380万8, 209円の減額です。

項2財産売払収入は14万9, 641円、前年度に比べ99. 9%、3億7, 342万9, 383円の減額です。

款17寄附金は661万5, 444円、前年度に比べ0. 9%、5万9, 984円の減額となっています。

款18繰入金は7, 417万7, 973円、前年度に比べ43. 6%、5, 728万9, 912円の減額となっています。

項1特別会計繰入金は2, 836万5, 332円、前年度に比べ18. 8%、448万6, 388円の増額です。

項2基金繰入金は4, 581万2, 641円、前年度に比べ57. 4%、6, 177万6, 300円の減額です。

款19諸収入は9億3, 616万6, 040円、前年度に比べ43. 5%、7億2, 008万845円の減額となっています。

項1延滞金、加算金及び過料は5, 805万6, 188円、前年度に比べ57%、2, 107万3, 715円の増額です。

項2市預金利子は13万2, 996円、前年度に比べ12万5, 284円の増額です。

項3貸付金元利収入は1億2, 275万8, 947円、前年度に比べ14. 9%、1, 587万5, 047円の増額です。

項4雑入は7億5, 521万7, 909円、前年度に比べ50. 1%、7億5, 715万4, 891円の減額です。

款20市債は27億3, 710万円、前年度に比べ26. 9%、5億8, 010万円の増額となっています。

款21繰越金は8億78万9, 301円、前年度に比べ203%、5億3, 650万817円の増額となっています。

続いて、歳出ですが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明をいたします。

16ページ、款1議会費は3億2, 225万3, 551円、執行率は98. 4%となっています。

款2総務費は41億4, 603万6, 380円、執行率は94. 3%となっています。

項1総務管理費は32億7, 592万4, 682円です。その主な内容は、広報、人事、会計管理、電子計算事務、庁舎等の財産管理、自治振興、コミュニティプラザに係る経費です。

項2徴税費は5億7, 046万2, 480円となっており、税務事務に係る経費です。

項3 戸籍住民基本台帳費は1億7,068万2,717円となっており、戸籍関係などに係る経費です。

項4 選挙費は7,250万2,055円となっており、参議院議員通常選挙事務及び市議会議員一般選挙事務に係る経費です。

項5 統計調査費は2,170万9,097円となっており、各種基幹統計調査に係る経費です。

項6 監査委員費は3,475万5,349円となっており、監査事務に係る経費です。

款3 民生費は133億5,476万1,215円、執行率は95.3%となっています。

項1 社会福祉費は54億3,714万6,486円です。その主な内容は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などへの繰出金などです。

項2 児童福祉費は49億6,836万4,973円となっており、保育所の管理運営に係る経費などを執行しています。

項3 生活保護費は27億6,503万91円です。

項4 生活文化費は1億8,421万5,181円です。その主な内容は、摂津市施設管理公社委託料や文化ホールなどの施設に係る管理経費などです。

項5 災害救助費は4,484円です。その主な内容は、千里丘三丁目で発生した火災における食糧費です。

款4 衛生費は22億4,271万8,676円、執行率は94.1%となっています。

項1 保健衛生費は7億1,488万8,359円です。その主な内容は、保健センターや葬儀会館の業務委託料、各種健診や

予防接種費用などを執行しています。

項2 清掃費は15億2,783万317円です。その主な内容は、ごみの収集や処理に係る経費、クリーンセンター及び環境センターの維持管理経費です。

款5 農林水産業費は7,421万2,333円、執行率は93.5%となっています。その主な内容は、農業振興に係る事務経費及び農業水路のポンプ場維持管理経費などです。

款6 商工費は2億7,058万2,975円、執行率は97.2%となっています。その主な内容は、地域商工業の活性化に関する経費です。

款7 土木費は41億6,931万2,539円、執行率は92.5%となっています。

項1 土木管理費は26億7,507万1,661円です。その主な内容は、公共下水道事業特別会計への繰出金、自転車・自動車駐車場管理関係経費のほか、交通安全推進経費です。

項2 道路橋りょう費は7億6,627万1,898円です。その主な内容は、道路維持補修工事、道路改良工事などです。

項3 水路費は1億1,504万3,693円です。その主な内容は、ポンプ場の維持管理経費などです。

項4 都市計画費は5億7,864万3,129円です。その主な内容は、公園維持管理に係る経費などです。

項5 住宅費は3,428万2,158円です。その主な内容は、市営住宅の維持管理に係る経費です。

款8 消防費は8億5,604万4,798円、執行率は94.9%となっています。その主な内容は、消防活動、救急救助活動、予防活動に係る経費のほか、消防団

に係る経費などです。

18ページ、款9教育費は36億7,698万1,389円、執行率は71.9%となっています。

項1教育総務費は5億3,659万2,604円です。その主な内容は、学校の安全対策事業や教育センターの教育相談事業のほか、学校教育充実のための各種事業に係る経費などです。

項2小学校費は15億6,247万2,947円となっています。その主な内容は、耐震補強工事のほか、小学校運営に係る経費です。

項3中学校費は4億8,372万9,347円です。その主な内容は、耐震補強工事のほか、中学校運営に係る経費です。

項4幼稚園費は2億3,389万1,877円です。その主な内容は、幼稚園運営に係る経費です。

項5社会教育費は4億3,256万16円です。その主な内容は、摂津音楽祭、こどもフェスティバル等の各種行事のほか、学童保育、公民館の管理運営経費です。

項6図書館費は1億2,598万2,028円となっており、市民図書館及び鳥飼図書センターなどに係る管理運営経費です。

項7保健体育費は3億175万2,570円です。その主な内容は、市長杯総合スポーツ大会に係る経費のほか、地区市民体育祭に係る補助金、体育施設の管理運営経費などです。

款10公債費は34億5,731万4,828円、執行率は99.9%となっています。

款11諸支出金につきましては、執行しておりません。

款12予備費については、当初予算額

3,000万円に対し170万1,760円の充当額となっています。その主な内容は、審査決定取消請求訴訟に係る弁護士費用45万9,900円、道路管理瑕疵による損害賠償金32万8,381円などです。

以上、平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第4号、平成25年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

特別会計歳入歳出決算書37ページ以降をご参照願います。

平成25年度の決算といたしましては、歳入16億6,607万9,551円、歳出4,269万4,382円となり、差引収支額16億2,338万5,169円となっております。

その内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、46ページ、款1財産収入、項1財産運用収入の6,220万8,000円は、前年度と同額となっております。

次に、款2繰越金、項1繰越金は、収入済額16億382万4,051円となっており、前年度に比べ1.8%、2,777万2,679円の増額となっております。

款3諸収入、項1預金利子等は、4万7,500円となっており、前年度に比べ92%、54万2,681円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、49ページの款1繰出金、項1繰出金1,244万1,000円は、前年度に比べ600円の減となっております。これは、味舌上財産

区の財産運用収入に係る一定割合を一般会計へ繰り出したものでございます。

款２諸支出金、項１地方振興事業費３，０２５万３，３８２円は、各財産区への事業交付金であり、前年度に比べ３４％、７６６万９，４８０円の増額となっております。

以上、平成２５年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算のご説明とさせていただきます。

次に、議案第４７号、平成２６年度摂津市一般会計補正予算（第２号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正をお願いします予算の内容ですが、歳入については、普通交付税を算定結果に基づき新たに計上するほか、それに伴う臨時財政対策債などとなっています。歳出については、予防接種の定期接種化に伴う各種予防接種委託料のほか、次世代自動車専用充電設備設置業務委託料など、一部緊急を要する事業について追加補正となっています。

まず、補正予算の第１条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億９，２６２万８，０００円を追加し、その総額を３４０億８２８万１，０００円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

まず、歳入についてですが、款１０地方交付税、項１地方交付税は、２億８，６４２万円増額しています。

款１４国庫支出金、項１国庫負担金は、２，２５０万円増額しています。

款１５府支出金、項１府負担金は、１，１２５万円増額しています。

款１８繰入金、項１特別会計繰入金２，５０７万５，０００円の増額は、介護保険特別会計の決算に伴う精算によるものです。

項２基金繰入金１４億８，４８４万９，０００円の減額は、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金を減額するものです。

款１９諸収入、項４雑入６９３万円の増額は、予防接種自己負担金及び次世代自動車専用充電設備設置助成金などです。

款２０市債、項１市債１０億３，８８６万５，０００円の増額は、普通交付税の交付額確定に伴い、臨時財政対策債を計上するものです。

款２１繰越金、項１繰越金は、平成２５年度一般会計決算に伴う実質収支額６億８，６４３万７，０００円を計上しています。

続いて、歳出ですが、人事異動等に伴う人件費を款１議会費から款９教育費まで調製した結果、７６３万８，０００円を増額しています。

なお、人件費の比較につきましては、４０ページからの給与費明細書に記載しています。

人件費を除いた増減は次のとおりです。

款２総務費、項１総務管理費において、地方財政法第７条の規定による財政調整基金積立金５億円を計上しています。

款３民生費、項１社会福祉費４，６３５万２，０００円の増額は、更生医療の申請者の増加に伴う更生医療費などです。

項４生活文化費７４８万５，０００円の増額は、文化ホール大規模改修に伴う設計委託料です。

款４衛生費、項１保健衛生費３，５０３万９，０００円の増額は、水痘及び高齢者

肺炎球菌の定期接種化に伴う各種予防接種委託料及び次世代自動車専用充電設備設置業務委託料などです。

次に、第2条債務負担行為につきまして、6ページの第2表債務負担行為をご覧ください。

学校給食調理業務等委託事業は、中学校給食導入に係る委託料で、平成27年度から平成29年度までの期間、6,800万円を限度額として設定するものです。

学校給食予約システム運用等委託事業は、中学校給食導入に伴う予算システム運用等に係る委託料で、平成27年度から平成29年度までの期間、5,400万円を限度として設定するものです。

次に、第3条地方債の補正につきまして、7ページの第3表地方債の補正に記載しています。追加分は、臨時財政対策債として新たな起債同意が見込まれるものです。

以上、平成26年度摂津市一般会計補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第59号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、地方税法の改正に伴う所要の改正のために制定するものです。

それでは、議案書の条文に従いまして、補正内容を説明いたします。議案参考資料（条例関係）の3ページの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願いいたします。

まず、第23条の改正は、法人市民税法人税割の税率を「100分の14.7」から「100分の12.1」に引き下げるものでございます。本市の市税収入から見ますと、約4億円余りの減収となる改正でござ

います。

次に、附則第12条第2項の改正は、固定資産税等の課税標準の特例に関する読替えに関する引用条文の整備でございます。

最後に、附則でございますが、第1項施行期日につきましては、この条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。ただし、附則第12条第2項の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。第2項は、改正後の摂津市税条例第23条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以降に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による旨の適用区分でございます。

以上、摂津市税条例の一部を改正する条例の内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 水道部長。

（渡辺水道部長 登壇）

○渡辺水道部長 認定第2号、平成25年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

決算書の2ページから5ページまでの1.平成25年度摂津市水道事業会計決算報告書、（1）収益的収入及び支出並びに（2）資本的収入及び支出につきましては、消費税及び地方消費税込みの金額で表示いたしております。

まず、2ページから3ページの（1）収益的収入及び支出でございますが、収入の款1水道事業収益は、決算額22億5,748万9,627円で、前年度に比べ0.3%、791万225円の減額となっております。

この主な要因は、項1営業収益が21億956万9,237円で、前年度に比べ1%、2,047万1,042円の減額で、受託工事収益が増加したものの、節水などの影響により基幹収入でございます給水収益が減少したことによるものでございます。

項2営業外収益が1億4,792万390円で、前年度に比べ9.3%、1,256万817円の増額となったもので、これは他会計負担金が減少したものの、南千里丘タワーマンションの建築に伴い納付金が増加したことなどによるものでございます。

次に、支出でございますが、款1水道事業費用は、決算額19億2,144万6,991円で、前年度に比べ2.7%、5,300万5,250円の減額となっております。

この主な要因は、項1営業費用が17億8,516万9,716円で、前年度に比べ2.3%、4,227万4,573円の減額で、これは減価償却費が増加したものの、資産減耗費の減少によるものでございます。

項2営業外費用は1億3,081万2,506円で、前年度に比べ1.9%、257万4,287円の減額となり、企業債の支払利息が減少したことによるものでございます。

項3特別損失は546万4,769円で、前年度に比べ59.9%、815万6,390円の減額となりました。これは、転出先不明や企業倒産などで徴収不能となり、過年度損益修正損として処分したものでございます。

項4予備費は、項2の営業外費用の支払消費税及び地方消費税へ643万8,30

0円を充当し、残額356万1,700円を不用額としたものでございます。

続きまして、4ページから5ページの(2)資本的収入及び支出でございますが、収入の款1資本的収入は、決算額3,060万円で、企業債と工事負担金の収入でございます。

次に、支出でございますが、款1資本的支出は、決算額5億7,674万3,377円で、前年度に比べ16%、1億998万5,077円の減額となっております。

この主な要因は、項1建設改良費が3億1,160万6,981円で、前年度に比べ26.4%、1億1,155万4,564円の減額となり、中央送水所の施設改修費が減少したことなどによるものでございます。

項2企業債償還金が2億6,513万6,396円で、前年度に比べ0.6%、156万9,487円の増額となりました。

項3予備費につきましては、500万円の予算額全額を不用額といたしております。

なお、注釈事項としまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億4,614万3,377円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億8,227万9,633円、減債積立金1億円、建設改良積立金2億5,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,386万3,744円をもって補填しております。

また、たな卸資産購入限度額の執行額は2,811万7,398円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税相当額は133万8,867円となっております。

続きまして、6ページに記載しております

す2. 平成25年度摂津市水道事業会計損益計算書につきまして、ご説明申し上げます。

損益計算書につきましては、平成25年度の1年間における水道事業の経営成績をあらわすもので、消費税及び地方消費税抜きの金額による表示となっております。

まず、営業収益20億1,038万3,691円に対し、営業費用は17億3,819万5,579円で、差し引き2億7,218万8,112円の営業利益が生じました。

また、営業外収益1億4,144万7,441円に対し、営業外費用は8,758万1,827円で、差し引き5,386万5,614円の営業外利益が生じており、営業利益に加えた額3億2,605万3,726円が経常利益となりました。

この経常利益から特別損失である過年度損益修正損520万4,542円を差し引きしますと、当年度純利益として3億2,084万9,184円となりました。

したがって、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金5億505万6,782円を加えますと、当年度末処分利益剰余金は8億2,590万5,966円となっております。

また、8ページに記載しております4. 平成25年度摂津市水道事業会計剰余金処分計算書につきましては、当年度末処分利益剰余金8億2,590万5,966円の処分方法をあらわすもので、減債積立金に1億円を、建設改良積立金に2億5,000万円を積み立て、残り4億7,590万5,966円を繰越利益剰余金として翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、9ページから10ページにかけての5. 平成25年度摂津市水道事業

会計貸借対照表は、平成26年3月31日における水道事業の財政状態を明らかにするため、保有する全ての資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでございます。資産の合計額は127億6,646万2,695円となっております。負債の合計額が9億6,365万6,364円、資本の合計額が118億280万6,331円となっており、負債と資本の合計額は、資産と同額の127億6,646万2,695円となっております。

以上、平成25年度摂津市水道事業会計決算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第48号、平成26年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、本年4月1日付人事異動などに伴う人件費関係予算の補正を行うものでございます。

補正予算の内容につきましては、予算書1ページに記載いたしております。

まず、第2条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、款1水道事業費用の既決額19億7,184万3,000円から1,402万9,000円を減額し、補正後の額を19億5,781万4,000円とするものでございます。これは、項1営業費用において、既決額18億4,940万9,000円から1,402万9,000円を減額し、補正後の額を18億3,538万円とするもので、この内容につきましては、12ページから13ページにかけての補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、款1資本的支出の既決額9

億 6, 029 万 4, 000 円から 10 万 8, 000 円を減額し、補正後の額を 9 億 6, 018 万 6, 000 円とするものでございます。これは、項 1 建設改良費において、既決額 6 億 9, 547 万 2, 000 円から 10 万 8, 000 円を減額し、補正後の額を 6 億 9, 536 万 4, 000 円とするもので、この内容につきましては、13 ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

これに伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額 9 億 2, 559 万 4, 000 円を 9 億 2, 548 万 6, 000 円に改め、補填財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金 8 億 7, 583 万 8, 000 円を過年度分損益勘定留保資金 8 億 7, 573 万円に改めるものでございます。

第 4 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費の既決額 3 億 5, 028 万 3, 000 円から 1, 413 万 7, 000 円を減額し、補正後の額を 3 億 3, 614 万 6, 000 円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は 2 ページに、予定貸借対照表は 3 ページに、予定キャッシュ・フローは 4 ページに、また給与費明細書につきましては 6 ページから 11 ページに、それぞれ記載いたしておりますので、ご参照賜りたいと思います。

以上、平成 26 年度摂津市水道事業会計補正予算の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 それでは、特別会計決算書 5 ページ、認定第 3 号、平成 25 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認

定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

国民健康保険特別会計につきましては、団塊の世代の方が 65 歳を迎えられるなど高齢化が進み、医療費は毎年増加し続けております。このような中、国保財政健全化のため、前年度に引き続き医療費の適正化、資格の適正化、収納率の向上対策を進めるとともに、特定健診の受診率向上対策を実施し、生活習慣病の予防、早期発見による将来的な医療費の抑制に取り組んでまいりました。

まず、予算額につきましては、当初予算 110 億 6, 770 万 1, 000 円に対し、4 億 7, 914 万 6, 000 円を増額補正し、最終予算額は 115 億 4, 684 万 7, 000 円となりました。

歳入につきましては、調定額 118 億 1, 400 万 6, 037 円に対し、収入済額 106 億 9, 173 万 931 円で、収入率は 90.5%となっております。

歳入の主な構成比率は、前期高齢者交付金が 25.1%、国庫支出金が 22.4%、国民健康保険料が 20.9%となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 115 億 4, 684 万 7, 000 円に対しまして、支出済額 110 億 9, 850 万 320 円で、執行率は 96.1%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費が 66.3%、後期高齢者支援金等が 12.3%、共同事業拠出金が 10.4%、介護納付金が 4.9%、繰上充用金が 3.4% などとなっております。

この結果、35 ページ、実質収支に関す

る調書で表記のとおり、平成25年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入歳出差し引き4億676万9,389円の赤字となり、平成26年度予算から不足分を繰上充用させていただきました。

なお、単年度収支では2,833万7,799円の赤字となっておりますが、今後、平成26年度において精算返還すべき負担金等があり、依然として厳しい財政状況となっております。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別のその主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては、収入済額で説明をさせていただきます。

12ページ、款1国民健康保険料は22億3,973万7,570円で、前年に比べ0.1%、170万1,348円の減額となっております。収納率は、現年度分が90.4%で、前年度に比べ0.9%の増、滞納繰越分が14.5%で、前年度に比べ1.6%の増、全体では66.6%となり、前年度に比べ1.4%の増となりました。なお、不納欠損につきましては、1億2,560万3,406円で、収入未済額は9億9,659万9,985円となっております。

款2使用料及び手数料は27万5,050円で、前年度に比べ9.6%、2万4,050円の増額となっております。

款3国庫支出金は23億9,583万6,049円で、前年度に比べ0.4%、1,009万6,646円の減額となっております。

項1国庫負担金は18億3,397万5,049円で、前年度に比べ3.6%、6,920万9,106円の減額となって

おります。

項2国庫補助金は5億6,186万1,000円で、前年度に比べ11.8%、5,911万2,460円の増額となっております。これは、普通調整交付金の増などによるものでございます。

款4療養給付費交付金は6億2,031万3,515円で、前年度に比べ4.6%、2,704万4,515円の増額となっております。これは、主に療養給付費交付金過年度精算分の交付によるものでございます。

款5前期高齢者交付金は26億8,069万9,523円で、前年度に比べ5.7%、1億4,463万5,601円の増額となっております。これは、前期高齢者の被保険者数と医療費の増加によるものでございます。

款6府支出金は5億8,247万5,290円で、前年度に比べ3.6%、2,028万9,290円の増額となっております。

項1府負担金は7,380万4,575円で、前年度に比べ7.6%、521万1,960円の増額となっております。

項2府補助金は5億867万715円で、前年度に比べ3.1%、1,507万7,330円の増額となっております。

款7共同事業交付金は11億3,297万1,607円で、前年度に比べ0.1%、157万7,369円の減額となっております。

款8繰入金は10億937万8,681円で、前年度に比べ10.3%、9,425万9,814円の増額となっております。これは、保険料軽減分等繰入金の増などによるものでございます。

款9諸収入は3,004万3,646円

で、前年度に比べ30.2%、697万2,620円の増額となっております。内容は、第三者行為による納付金、返納金のほか、指定公費などが雑収入として歳入しております。また、歳入未済額7万1,715円は返納金によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明させていただきます。

14ページ、款1総務費は1億390万9,460円で、執行率は91.4%となっております。

項1総務管理費は9,049万3,368円となっており、その主な内容は、職員に対する人件費、その他国保運営に係る経常経費を執行いたしております。

項2徴収費は1,312万5,612円となっており、保険料収納推進員の報酬やコンビニ収納などの徴収業務に要する費用を執行いたしております。

項3運営協議会費は29万480円となっております。

款2保険給付費は73億5,533万3,405円で、執行率は96.6%となっております。

項1療養諸費は64億9,088万5,494円で、前年度に比べ1.8%、1億1,611万3,611円の増額となっております。

項2高額療養費は7億9,388万7,294円で、前年度に比べ0.5%、377万9,424円の増額となっております。

項3移送費は執行いたしておりません。

項4出産育児諸費は5,164万4,790円で、前年度に比べ8.7%、494万7,307円の減額となっております。

項5葬祭諸費は655万円で、前年度に

比べ13.2%、100万円の減額となっております。

項6精神・結核医療給付費は1,236万5,827円で、前年度に比べ6.3%、73万4,157円の増額となっております。

款3後期高齢者支援金等は13億6,367万5,724円で、前年度に比べ6.3%、8,082万2,770円の増額となっております。

款4前期高齢者納付金等は140万3,384円で、前年度に比べ4.9%、6万5,702円の増額となっております。

款5老人保健拠出金は4万7,694円で、前年度に比べ11.8%、6,359円の減額となっております。

款6介護納付金は5億4,605万2,102円で、前年度に比べ10.1%、5,029万4,876円の増額となっております。

款7共同事業拠出金は11億5,248万8,193円で、前年度に比べ3.9%、4,354万3,805円の増額となっております。

款8保健施設費は6,465万3,133円で、前年度に比べ11.5%、843万986円の減額となっております。内容は、特定健康診査等の事業委託料や保健センター健康推進委託料、若年者健診委託料などでございます。

款9諸支出金は1億3,250万5,635円で、前年度に比べ22.8%、2,463万3,485円の増額となっております。内容は、療養給付費等負担金精算返還金などでございます。

款10予備費については、執行いたしておりません。

款11繰上充用金は3億7,843万

1, 590円で、これは平成24年度の不足額を補填したものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書111ページ、認定第7号、平成25年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

まず、平成25年度の実質収支は、国庫負担金などの概算交付金が法定割合を上回ったことなどから歳入が前年を上回ったこと、及び保険給付費が当初比約2.8%、1億1,396万円の減、地域支援事業費が当初比約18.0%、1,343万円の減となったことなどによりまして、1億4,541万5,148円の黒字となりました。

予算額につきましては、当初予算45億3,098万8,000円に対し、1億2,823万6,000円を増額補正し、最終予算は46億5,922万4,000円となりました。

歳入につきましては、調定額47億1,662万765円に対し、収入済額46億6,407万4,674円で、収入率は98.9%となっております。

歳入の主な構成比率は、支払基金交付金25.7%、保険料23.8%、国庫支出金17.9%、府支出金16.0%、繰入金15.0%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額46億5,922万4,000円に対し、支出済額が45億1,865万9,526円で、執行率は97.0%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費9

1.4%、総務費5.2%、地域支援事業費1.6%などとなっております。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、金額につきましては、収入済額でご説明させていただきます。

118ページ、款1保険料は11億981万8,205円、前年度に比べ5.5%、5,783万5,057円の増となっております。これは、被保険者数の増加などによるものでございます。現年分調定額11億2,458万7,140円に対して、収納額は11億419万1,580円となっており、還付未済額98万9,801円を除いた収納率は98.1%で、前年度に比べ0.1%増となっております。なお、時効による不納欠損額は1,214万6,190円、収入未済額は4,039万9,901円となっております。

款2使用料及び手数料は10万450円、前年度に比べ15.2%、1万3,250円の増となっております。

款3国庫支出金は8億3,369万9,307円、前年度に比べ10.2%、7,725万2,125円の増となっております。

項1国庫負担金は7億5,709万7,590円、前年度に比べ7.6%、5,369万6,480円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費負担金の増によるものでございます。

項2国庫補助金は7,660万1,717円、前年度に比べ44.4%、2,355万5,717円の増となっております。これは、介護保険制度の安定的な運営を図

るために交付される介護給付費財政調整交付金が前年度に比べ1,804万7,000円増加したことなどによるものでございます。

款4支払基金交付金は11億9,936万6,000円、前年度に比べ5.4%、6,160万708円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費交付金の増によるものでございます。

款5府支出金は7億4,814万6,476円、前年度に比べ23.9%、1億4,440万927円の増となっております。

項1府負担金は6億245万6,618円、前年度に比べ6.7%、3,774万5,516円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費負担金の増によるものでございます。

項2府補助金は1億4,568万9,858円、前年度に比べ273.2%、1億665万5,411円の増となっております。これは、昨年度交付されました大阪府財政安定基金交付金が皆減となったものの、地域密着型介護老人福祉施設拠点設備に伴う大阪府介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業費補助金が交付されたことなどによるものでございます。

款6繰入金金は6億9,941万4,000円、前年度に比べ12.5%、7,752万円の増となっております。これは、項1一般会計繰入金において、保険給付費の増加に伴う介護給付費繰入金の増加によるもの及び項2基金繰入金において介護保険準備基金繰入金が皆増となったことなどによるものでございます。

款7諸収入は256万1,518円、前年度に比べ5740.2%、251万7,

658円の増となっております。これは、項1雑入、目2返納金において、事故に伴う第三者行為による損害賠償金が皆増となったことなどによるものでございます。

款8財産収入は8万4,232円、前年度に比べ47.1%、2万6,972円の増となっております。これは、基金残高の増加に伴う利子の増額によるものでございます。

款9繰越金は7,088万4,486円、前年度に比べ111.9%、3,742万5,226円の増となっております。

続きまして、歳出でございますが、金額につきましては、支出済額でご説明させていただきます。

120ページ、款1総務費は2億3,634万8,107円、前年度に比べ124.0%、1億3,083万2,937円の増となっております。

項1総務管理費は1億9,890万9,198円、前年度に比べ184.5%、1億2,899万127円の増となっております。主なものとしましては、地域密着型介護老人福祉施設拠点整備に伴う大阪府介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業費補助金の支出によるものでございます。

項2徴収費は279万3,656円、前年度に比べ0.5%、1万2,443円の増となっております。

項3介護認定審査会費は3,464万5,253円、前年度に比べ5.6%、183万367円の増となっております。

款2保険給付費は41億3,016万3,659円、前年度に比べ6.0%、2億3,452万1,638円の増となっております。

項1介護サービス等諸費は36億1,4

1 9 万 2, 7 8 0 円、前年度に比べ 5. 8 %、1 億 9, 8 7 2 万 6, 5 1 1 円の増となっております。

項 2 介護予防サービス等諸費は 2 億 7, 9 3 2 万 6 7 1 円、前年度に比べ 1 0. 2 %、2, 5 8 9 万 3 0 2 円の増となっております。

項 3 その他諸費は 3 6 3 万 8, 9 7 6 円、前年度に比べ 8. 1 %、2 7 万 1, 7 2 8 円の増となっております。

項 4 高額介護サービス等費は 7, 1 4 9 万 4, 4 9 9 円、前年度に比べ 5. 1 %、3 4 6 万 7, 7 6 4 円の増となっております。

項 5 高額医療合算介護サービス等費は 9 7 9 万 2, 3 0 3 円、前年度に比べ 2 4. 4 %、1 9 2 万 2, 8 1 6 円の増となっております。

項 6 特定入所者介護サービス等費は 1 億 5, 1 7 2 万 4, 4 3 0 円、前年度に比べ 2. 9 %、4 2 4 万 2, 5 1 7 円の増となっております。

款 3 地域支援事業費は 7, 4 5 4 万 2, 5 5 8 円、前年度と比べ 6. 9 %、4 8 1 万 9, 5 9 3 円の増となっております。

項 1 介護予防事業費は 3 1 4 万 1 7 9 円、前年度と比べ 1 9. 6 %、7 6 万 6, 7 0 4 円の減となっております。

項 2 包括的支援事業・任意事業費は 7, 1 4 0 万 2, 3 7 9 円、前年度と比べ 8. 5 %、5 5 8 万 6, 2 9 7 円の増となっております。

款 4 基金積立金は 5, 2 7 6 万 9 2 8 円、前年度と比べ 3 8. 4 %、1, 4 6 4 万 1, 3 4 3 円の増となっております。

款 5 諸支出金は 2, 4 8 4 万 4, 2 7 4 円、前年度に比べ 3. 0 %、7 5 万 4, 2 5 0 円の減となっております。

項 1 償還金及び還付加算金は 8 9 1 万 9, 9 4 2 円、前年度と比べ 3 7. 0 %、5 2 4 万 1, 2 3 8 円の減となっております。これは、前年度決算に伴う国庫府費等への過年度分返還金の減などによるものでございます。

項 2 繰出金は 1, 5 9 2 万 4, 3 3 2 円、前年度に比べ 3 9. 2 %、4 4 8 万 6, 9 8 8 円の増となっております。これは、前年度決算に伴う一般会計への過年度分返還金の増によるものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書 1 4 5 ページ、認定第 8 号、平成 2 5 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

それでは、初めに決算概要につきまして、ご説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計は、従前の老人保健医療制度にかわって後期高齢者医療制度が創設されてから 6 年が経過し、被保険者数の増に伴い、決算額も毎年増加し続けております。

まず、歳入でございますが、調定額 8 億 4, 0 8 4 万 5, 0 0 4 円に対し、収入済額は 8 億 2, 9 3 7 万 1, 0 9 2 円で、収入率は 9 8. 6 % となっております。

歳入の主な構成比は、後期高齢者医療保険料 8 0. 5 %、繰入金 1 5. 4 % などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 8 億 2, 1 1 0 万 9, 0 0 0 円に対しまして、支出済額は 7 億 9, 6 5 1 万 5, 7 5 9 円で、執行率は 9 7. 0 % となっております。その結果、平成 2 5 年度の実質収支は、1 6 3 ページに表記のとおり、歳入歳出差し引き 3, 2 8 5 万 5, 3 3 3 円の黒

字となったものでございます。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては、収入済額で説明をさせていただきます。

152ページの款1後期高齢者医療保険料は6億6,796万4,614円で、これは市町村が徴収し、広域連合へ納付いたすものでございます。

款2使用料及び手数料は3万5,350円で、保険料徴収事務に係る督促手数料でございます。

款3繰入金は1億2,770万5,382円で、本制度施行に係る事務経費繰入金及び軽減保険料補填に係る保険基盤安定繰入金でございます。

款4諸収入は1万4,235円でございます。

款5繰越金は3,365万1,511円で、前年度繰越金でございます。

この結果、歳入合計額は8億2,937万1,092円となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明をさせていただきます。

154ページ、款1総務費は554万5,511円となっており、執行率は91.8%となっております。これは、後期高齢者医療制度の事務に係る執行経費でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は7億9,007万7,406円となっており、執行率は97.3%でございます。これは、本市が徴収いたしました後期高齢者医療制度に係る保険料を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付いたすものでございま

す。

款3諸支出金は89万2,842円となっており、執行率は50.3%でございます。これは、過年度分保険料の還付金でございます。

款4予備費につきましては、未執行となっております。

以上の結果、歳出合計額は7億9,651万5,759円となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

議案第49号、平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、退職者医療に係る平成25年度療養給付費交付金の精算返還及び人事異動に伴う人件費の補正が主なものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ782万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億7,771万2,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款8繰入金、項1一般会計繰入金206万5,000円の減額は、職員の人事異動等に伴います人件費相当額を職員給与費等繰入金に計上いたすものでございます。

款9諸収入、項1雑入は、989万円の増額でございます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費206万5,000円の減額は、繰入金でご説明を申し上げました職員の人事異動等に伴う補正でございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金1,948万4,000円の増額は、平成25年度の事業実績の確定に伴う療養給付費交付金の返還金でございます。

款11繰上充用金、項1繰上充用金959万4,000円の減額は、平成25年度決算の確定に伴うものでございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第51号、平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容につきましては、平成25年度決算に伴います繰越金の精算と人事異動に伴う人件費の精査額等でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,873万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億4,567万6,000円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6繰入金、項1一般会計繰入金332万円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費相当額の繰り入れの増額を計上いたしております。

款9繰越金、項1繰越金1億4,541万5,000円は、平成25年度決算に伴います実質収支額を平成26年度に繰り越して計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費332万円の増額は、介護保険制度運営に係る人件費で、人事異動に伴います人件費の精査額等を計上いたしております。

款4基金積立金、項1基金積立金9,380万4,000円の増額は、平成25年度決算に伴います剰余金を介護保険給付費準備基金に積み立てるものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金2,653万6,000円の増額は、平成25年度決算に伴う国庫府費等返還金でございます。

項2繰出金2,507万5,000円の増額は、平成25年度決算に伴います一般会計への返還金でございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 土木下水道部長。

（山口土木下水道部長 登壇）

○山口土木下水道部長 特別会計決算書61ページ、認定第5号、平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明申し上げます。

予算現額は59億5,608万3,000円といたしております。

歳入につきましては、調定額59億2,778万2,879円、収入済額58億5,877万1,531円で、収入率は98.8%となっております。

歳入の主な構成比率は、使用料及び手数

料が33.7%、繰入金が37.0%、市債が25.6%となっております。

歳出につきましては、予算現額に対し、支出済額は58億5,026万384円で、執行率は98.2%となっております。

歳出の主な構成比率は、下水道費が22.6%、公債費が77.4%となっております。

この結果、決算書85ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入歳出差し引き額は851万1,147円、実質収支額は761万1,147円で、ともに黒字となっております。

それでは、決算書に従い、歳入歳出の各款別に、その主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

決算書68ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金は、収入済額5,593万7,084円で、前年度に比べ28.5%、2,227万6,025円の減額となっております。これは、受益者負担金の減少によるものでございます。なお、不納欠損額は受益者負担金で4万7,870円となっております。

款2使用料及び手数料は、収入済額19億7,440万9,199円で、前年度に比べ1.3%、2,446万47円の増額となっております。

項1使用料19億7,393万7,199円は、前年度に比べ1.3%、2,451万2,047円の増額となっております。これは、主に金融機関からの振込日や暦の関係で収入未済となり、翌年度収入となるものが前年度に比べて減少したことによるものでございます。なお、不納欠損額は337万5,988円となっております。

す。

項2手数料47万2,000円は、前年度に比べ9.9%、5万2,000円の減額となっております。

款3国庫支出金、項1国庫補助金は、収入済額9,900万円で、前年度に比べ22.1%、1,790万円の増額となっております。これは、補助事業費の増加によるものでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金は、収入済額21億7,000万円で、前年度に比べ13.0%、2億5,000円の増額となっております。これは、主に公債費の一部繰上償還によるものでございます。

款5諸収入、収入済額3,803万731円で、前年度に比べ10.1%、349万8,984円の増額となっております。

項1資金貸付金返還収入111万400円は、前年度に比べ95.1%、54万1,300円の増額となっております。これは、貸付件数の増加によるものでございます。

項2雑入3,692万331円は、前年度に比べ8.8%、297万8,384円の増額となっております。これは、主に高槻市からの雨水幹線建設負担金によるものでございます。

款6、項1市債は、収入済額14億9,940万円で、前年度に比べ3.0%、4,360万円の増額となっております。これは、資本費平準化債の増加によるものでございます。

款7、項1繰越金は、収入済額961万4,245円となっております。これは、前年度繰越金でございます。

款8府支出金、項1府負担金は、収入済額1,238万272円となっております。これは、大阪府が整備しております都

市計画道路十三高槻線の道路改良に伴います下水道施設移設負担金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

決算書70ページをお開き願います。

款1下水道費は、支出済額13億2,184万7,694円、執行率93.0%で、前年度に比べ3.4%、4,394万6,097円の増額となっております。

項1下水道総務費は、支出済額1億4,020万7,204円で、前年度に比べ14.9%、2,450万2,872円の減額となっております。これは、主に委託料の減額によるものでございます。

項2下水道事業費は、支出済額11億8,164万4,900円で、前年度に比べ6.1%、6,844万8,969円の増額となっております。これは、主に安威川流域下水道維持管理負担金の増額によるものでございます。

款2、項1公債費は、支出済額45億2,841万2,690円で、執行率99.9%で、前年度に比べ2億9,445万4,113円の増額となっております。これは、主に公債費の一部繰上償還によるものでございます。

款3、項1予備費は執行いたしておりません。

以上、平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第50号、平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いする予算の内容といたしましては、人事異動などに伴います人件費の減額を計上しております。

それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

第1条では、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ388万6,000円を減額し、その総額を62億1,244万4,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款4繰入金、項1一般会計繰入金は388万6,000円を減額いたしております。これは、人件費の減額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、款1下水道費は388万6,000円を減額いたしております。その内容といたしましては、項1下水道総務費で405万7,000円の減額、項2下水道事業費で17万1,000円の増額で、人事異動などに伴います人件費の精査によるものでございます。

なお、給与費全体の比較につきましては、10ページからの給与費明細書に記載しておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上、平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 生活環境部長。

（杉本生活環境部長 登壇）

○杉本生活環境部長 特別会計歳入歳出決算書89ページ、認定第6号、平成25年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件について、ご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

本事業は、パートタイマー等退職金共済条例に基づき、昭和60年4月に発足し、29年が経過いたしました。平成26年3月末現在、加入事業所は35事業所、被共済者数は184名でございます。また、平成25年度中の退職者は22名であり、その退職給付金額は565万107円でございます。

予算額は2,096万3,000円で、決算額は、歳入については、調定額、収入済額とも1,089万721円で、歳出については、支出済額1,089万721円で、対予算額比52%の執行率でございます。

この結果、決算書107ページの実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入総額、歳出総額いずれも1,089万721円でございます。

それでは、決算書に従い、歳入歳出の各款別にその主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

96ページの歳入について、収入済額でご説明申し上げます。

款1共済掛金につきましては、被共済者1名につき月額2,000円の掛金を納付していただくもので、平成25年度中の掛金総額は延べ2,395人分の479万円でございます。

款2繰入金は、退職給付金の支給に際し、積立金を取り崩し、歳入として受け入れるものが主で、平成25年度中の総額は609万669円でございます。

款3諸収入は、積立金等の預金利子で、平成25年度中の収入は1万52円でございます。

続きまして、98ページの歳出について、支出済額でご説明申し上げます。

款1共済総務費は、平成25年度に支出

がございませんでした。

款2共済金は、退職給付金の支払いに565万107円、還付金として4,000円、積立金等に523万6,614円、合計1,089万721円の支出となったものでございます。

款3予備費は、平成25年度に支出がございませんでした。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第61号、摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件について、提案内容の説明を申し上げます。なお、議案参考資料（条例関係）7ページの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本件は、市民文化ホールの附属設備として舞台上のスクリーンに映像や写真を投影できるプロジェクターを新たに導入し、利用に供するに当たって、その利用料金を定めるため、摂津市民文化ホール条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第61号、摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件についての提案内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 次世代育成部長。

（登阪次世代育成部長 登壇）

○登阪次世代育成部長 議案第56号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、提案内容ご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法において、学校教育法等の認可等を受けていることを前提に、施設、事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設、事業として確認し、給付による財政支援として施設型給付、地域型

保育給付の対象とする確認制度が平成27年度から新たに始まることとなりました。

その確認制度における施設及び事業の運営に関する基準について、条例で定めるとされたことから、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。

なお、条例の制定に当たっては、子ども・子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項の規定により内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を事項別に従い、または参酌する中で、子ども・子育て会議において審議・検討をお願いし、ご意見を十分に尊重した上で提案させていただくものです。

それでは、条文に沿ってご説明させていただきます。

この条例は、第1章総則から第3章特定地域型保育事業の運営に関する基準までの52の条文で構成されています。

第1章第1条から第3条までは、総則規定でございます。条例の制定趣旨、使用される用語の定義、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業者が良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育を提供するための一般原則を規定しております。

第2章第4条から第36条までは、特定教育・保育施設の運営に関する基準でございます。

第1節第4条は、特定教育・保育施設の区分に応じた利用定員についての規定でございます。

第2節第5条から第34条までは、特定教育・保育施設の運営に関する基準でございます。特定教育・保育施設は、保護者に対し、運営規定等の内容及び手続の説明を

行い、教育・保育の提供の開始について同意を得なければならないこと、小学校等との密接な連携に努めなければならないこと、小学校就学前の子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育の提供を適切に行わなければならないこと、自己評価を行い、教育・保育の質の改善を図ること、定期的に外部の者による評価を受けて、常に改善を図ること、施設型給付費の法定代理受領、定めなければならない運営規程の事項、定員の遵守、利用者への差別的な取り扱いや虐待等の禁止、苦情対応、地域との連携等について規定しております。

第3節第35条及び第36条は、特定施設型給付費に関する基準でございます。

特定教育・保育施設、保育所、幼稚園が特別利用保育・特別利用教育を提供する場合に遵守しなければならない基準等について規定しております。

第3章は、特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。

第1節第37条は、利用定員に関する基準でございます。子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、新たに設けられました家庭的保育事業、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業の利用定員を規定しております。

第2節第38条から第50条までは、運営に関する基準でございます。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際し、利用申込者の同意を得なければならないこと、子どもの心身の状況等の把握に努めなければならないこと、特定教育・保育施設等との連携、自己評価を行い、教育・保育の質の改善を図ること、定期的に外部の者による評価を受けて、常に改善を図ること、地域型保育給付

費の法定代理受領、定めなければならない運営規程の事項、研修機会の確保、定員の遵守等を規定しております。

第3節第51条及び第52条は、特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育、特別利用地域型保育を提供する場合の基準等でございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日のほか、特定保育所に関する特例、施設型給付費等に関する経過措置、利用定員に関する経過措置、連携施設に関する経過措置を規定しております。

以上、議案第56号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第57号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

児童福祉法の改正により従来の認可保育所利用定員20人以上の枠組みに加え、1、家庭的保育事業、定員5人以下、2、小規模保育事業、定員6人から19人、3、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、4、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どもの受け入れる事業所内保育事業の四つの類型につき、平成27年度から新たに市町村認可事業として事業類型が設けられることになりました。

今後、市町村の認可を受けて事業を実施しようとする4類型の事業者は、市の条例で定める基準等を遵守する必要があることから、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める新たな条例を整備するものでございます。

なお、条例の制定に当たっては、児童福祉法第34条の16第2項の規定により厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設

備及び運営に関する基準に定める基準を事項別に従い、または参酌する中で、子ども・子育て会議において審議・検討をお願いし、ご意見を十分に尊重した上で提案させていただきます。

それでは、条文に沿ってご説明させていただきます。

この条例は、第1章総則から第5章事業所内保育事業までの49の条文で構成されております。

第1章第1条から第22条までは、総則規定でございます。

条例の制定趣旨、使用される用語の定義、家庭的保育事業者等は常にその設備及び運営について向上させなければならないこと、保育の質の評価、改善及び設備等に関する一般原則、満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう保育所等の連携施設を確保すること、非常災害対策、従事する職員の一般的要件、利用乳幼児によって差別的な取り扱いをしてはならないことや虐待等の禁止、衛生管理、食事の提供及び調理方法、利用乳幼児及び職員の健康診断、事業者等が定めなければならない運営規程の事項、苦情対応等について規定しております。

第2章第23条から第27条までは、家庭的保育事業についてでございます。

家庭的保育事業を行う場所及び設備の基準、職員の配置、保育する乳幼児の保育時間、保育の内容、保護者との密接な連携の必要性について規定しております。

本市独自基準として、第24条の第3項において、職員の複数配置と最低1名は保育士資格を有する家庭的保育者が事業を行うことを規定しております。

第3章第28条から第37条までは、小規模保育事業についてでございます。

第1節第28条は、小規模保育事業の区分についての規定でございます。

第2節第29条から第31条までは、小規模保育事業A型を行う事業所の設備の基準、職員の配置のほか、第25条から第27条までの規定を準用する規定でございます。

第3節第32条及び第33条は、小規模保育事業B型を行う事業所の職員の配置のほか、第25条から第27条まで及び第29条の規定を準用する規定でございます。

第4節第34条から第37条までは、小規模保育事業C型を行う事業所の設備の基準、職員の配置、利用定員のほか、第25条から第27条までの規定を準用する規定でございます。

本市独自基準として、第35条の第2項において、最低1名は保育士資格を有する家庭的保育者が事業に携わることを規定しております。

第4章第38条から第42条までは、居宅訪問型保育事業についてでございます。

居宅訪問型保育事業が行う保育の提供内容、設備及び備品、職員の配置、障害、疾病等を有する乳幼児に対する保育に当たっての連携施設確保のほか、第25条から第27条までの規定を準用する規定でございます。

第5章第43条から第49条までは、事業所内保育事業についてでございます。

事業所内保育事業を行う事業所の利用定員設定、利用定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業の設備基準、職員の配置、連携施設の確保の特例、第25条から第27条まで及び第29条第7号の規定を準用する規定のほか、利用定員が19人以下の小規模型事業所内保育事業所における職員の配置、第25条から第27条まで及

び第29条の規定を準用する規定でございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日のほか、食事の提供、連携施設、小規模保育事業B型、事業所内保育事業、利用定員に関する経過措置を規定しております。

以上、議案第57号の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時 再開)

○村上英明議長 休憩前に引き続き再開します。

まず初めに、理事者から先ほどの提案説明の中で一部訂正したい旨の申し出がありますので、この発言を許可いたします。総務部長。

○有山総務部長 先ほど認定第1号、平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件で、款3利子割交付金のところでございますが、この額を説明のときに「4,485万円」と申しましたが、正しくは「4,448万円」でございます。ここのところの訂正をお願いいたします。

それと、議案第47号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第2号)の説明でございますが、債務負担行為のところ、学校給食予約システムの運用等委託事業の説明中、中学校給食導入に伴う「予約システム」と申すところを「予算システム」というふうに説明をさせていただいております。「予約システム」でございますので、以上2点の訂正をお願いいたします。

○村上英明議長 ただいまの発言の訂正を許可いたします。

それでは、午前の提案理由の説明の続きを求めたいと思います。市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 議案第58号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。なお、議案参考資料(条例関係)の1ページから2ページもあわせてご覧いただきますようお願い申し上げます。

ご承知のとおり、一般職の職員の給与に関する条例は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関して必要な事項を定めているところでございます。

このたびの一部改正は、職務の級が7級以上である職員、すなわち課長級、次長級、部長級の職員となりますが、これらの職員の昇給に関しまして、人事評価制度のうち能力評価の結果を活用するために所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文についてご説明申し上げます。

第10条第3項以降につきまして、1項ずつ繰り下げ、新たに第3項を設け、職務の級が7级以上である職員についての第1項と第2項の内容を規定しております。

内容についてでございますが、第1項に係ることとしましては、昇給は規則で定める昇給日の同日前1年間における勤務成績、すなわち1月から12月末日までの勤務成績に応じて行うこととしているものを、現在、本市が取り組んでおります能力評価の基準日に適合するよう、10月から翌年の9月末日までの1年間の勤務成績とするよう規則で定める旨を明記しているものでございます。

また、勤務成績につきましては、昇給日前1年間に地方公務員法第29条の規定による懲戒処分やこれに準ずるものとして規

則で定める事由に該当したときは、それを考慮する旨を明記しております。

次に、第2項に係ることとしまして、勤務成績が良好であった場合に通常4号昇給する旨を規定しておりますが、新たに設けた第3項では、このことに加え、通常4号昇給する職員は懲戒処分やこれに準ずるものとして規則で定める事由に該当しない職員であることを明記しているものでございます。

新たに、第10条第4項となる条文は、職員が55歳となった年度の翌年度以降に適用される昇給の考え方について規定しておりますが、項ずれに伴う対応と新たに設けた第3項の内容について、適用する旨を明記しているものでございます。

続きまして、附則についてでございますが、附則第1項は、本条例を平成27年1月1日から施行する旨を規定しております。第2項は、経過措置として7級以上の職員の平成27年1月1日の昇給に限り、本年1月から9月末日までの勤務成績、また本年10月から12月末日の懲戒処分やこれに準じるものとして規則で定める事由に該当したときは、それらを考慮して行うことを規定しております。

以上、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○村上英明議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 議案第60号、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。なお、議案参考資料(条例関係)の4ページから6ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

本条例は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が公布され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に変更されたことに伴い、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例、摂津市老人医療費の助成に関する条例、摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

3 医療費助成制度とも対象者とならない項目に係る規定の改正ではございますが、今回の改正に伴い対象者に変更が生じるということはございません。

なお、本条例は、平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上、議案第60号の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 消防長。

(熊野消防長 登壇)

○熊野消防長 議案第62号、摂津市消防団条例及び摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。なお、議案参考資料(条例関係)の9ページから10ページに新旧対照表を記載しておりますので、あわせてご参照願います。

今回の改正は、機能別消防団員の任期の見直しを行うとともに、非常勤消防団員の処遇に関する規定について条文の整備を行うものであります。

それでは、改正の内容をご説明いたします。

第1条は、摂津市消防団条例の一部を改正するもので、同条例第3条において、消

防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令に規定されている消防団員の定数について、本条例で規定すべき事項を明確にするため、新たに2項を加えるものであります。

また、同条例第5条の2は、機能別消防団員の任期の見直しに伴い、これを削除いたしますものであります。

続きまして、第2条は、摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するもので、同条例第4条第2項において、消防団員の勤務年数要件として機能別消防団員の勤務年数期間を算入しないことを新たに加えるものであります。

なお、附則といたしまして、第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2項及び第3項は、経過措置を定めるものでございます。

以上、議案第62号、摂津市消防団条例及び摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の提案内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。山崎議員。

○山崎雅数議員 それでは、議案第56号及び第57号の保育事業所の基準を定める条例案についてお聞きしたいと思います。

これは、国で成立をした子育て支援の新制度に従って、各市町村でその基準を定めるものですが、この新制度自身がこれからの変更もあるんでしょうけれども、介護保険の事業所モデルを保育施設にもこれから持ち込んでいこうとするものでありまして、市町村が保育事業所と保護者間の契約にこれ以降はもう介入できないようにしようとしている。つまり、これで市の保育に

対する責任は後退せざるを得ないと私たちは思っています。つまり、保育のこれから市場化につなげようとしているというふうに考えております。

しかしながら、行政には、子どもの保育環境を最善・最適にしていく責任、福祉の向上に努める責任があります。

そこで、新制度が始まろうとしておりますけれども、市の保育に対する責任の後退をさせないという決意、考え、立場、表明いただきたいと思います。

条例は、そのものは所管の委員会で審議をされますけれども、その大もとで保育の責任と保育の水準はこれで後退しないのかについて、3点伺いたいと思います。

まず、この新システムの導入で基準は示されるわけですが、実際の現場で保育の水準が下がることはないのか、その担保はあるのか、また改善点はどうか、充実に向かっていく点はあるのかどうか、お答えください。

次に、保育に係る方々の保育者、保護者の負担がふえていくことがないのか。保育の方針、保育所によって費用のかかる教育ですとか企画を持つことによって、負担がふえるのではないのかという懸念も寄せられております。費用の面で保育所を変えなくてはいけないというようなことにならないのか、お聞かせいただきたいと思います。

三つ目は、児童福祉法に従うということでもありますから、保育への公的責任は相変わらず存在するはずですが、行政措置というか、直ではなくなってくる、後退にはならないのか。公的責任をどう果たしていくことになるのかをお答えいただきたいと思います。

小規模の保育枠を認可という形にこれからまたなってきます。第57号のほうです

けれども、法律では20人以上の保育施設での保育も小規模も保育という点では同等になっていきます。公的役割としては、契約ができれば終わりというのではなくて、保育所の入所を希望してもいろいろな理由で入れなかった、そういう方で、たとえ小規模保育を利用することになったとしても、引き続き20人以上の集団保育を希望するという方には入所の権利があるということを確認してもらいたいと思います。

これまでと同様に、こういう方々は待機児童状態にあるという認識をしてもらいたいと思っております。つまり、要求がある以上、そういう保育施設での保育が受けられるよう行政としては施設整備も進めていくべきですし、この条例で示された基準も、これから後、能動的に保育水準を上げていくということであるならば、これからも改善が進められるという点も確認していただきたいと思います。

全国の自治体で並行して今、条例が審議されておりますけれども、多くが国が示した最低基準を上回る案を出されていると聞き及んでおります。保育環境の整備にこれでいいというゴールはありません。常に向上させていくという決意をお示しいただきたいと思います。

以上です。

○村上英明議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 それでは、答弁をさせていただきます。

まず、運営基準でございますが、今回提案させていただいております運営基準のうち、これまでの認可幼稚園、保育所等につきましては、基本的には既に取り組んでいただいておりますものであるというふうに考えておまして、今回、給付制度への移行に

に伴い、改めて条例に明記させていただいたものでございます。

これに加えて、新制度の枠組みに組み込まれることになりました地域型保育事業につきましては、新たに運営基準を定め、その基準が遵守され、安全の確保や保育サービスの質の向上が図られるよう市のほうが指導等を行っていくことにより保護者が安心してお子さんを預けられるように、そして児童にとってよりよい保育環境の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、利用者負担でございますが、通常の利用者負担とは別に、教育・保育の質の向上を図る上で必要と認められる費用の扱いにつきましては、これまでと同様でございます。

今回の条例では、議案第56号の第13条第6項等におきまして、利用者負担を求める場合につきましては、その使途、額、それから保護者に支払いを求める理由について書面によって明らかにし、説明を行い、文書による同意を得ることを明記しており、事業者の説明責任を明確にしているところでございます。

それから、3点目の公的責任についてでございますが、今回、地域型保育事業が新たに制度の中に組み込まれたことを踏まえまして、市の役割として、まず第1に、安全面や保育の質の向上が図られるように設備や運営基準の遵守、そして研修等を通じた保育者の質の向上が図られているかなどを行政としまして検証し、必要によっては助言・指導等を行うことにより、よりよい保育環境の整備を図ること。

それから第2に、今後さまざまな事業者が参入してくることも想定されますことから、また、保育・子育て支援のニーズも多

様化してくることから、サービスを必要とされる保護者や児童が適切なサービスを受けられるように民間の力もおかりしながら、コーディネートできる仕組みをつくっていくことが求められていると思います。それが、新しい制度のもとにおける公的責任と考えておりまして、その責任を果たしてまいりたいと考えております。

それから今回の制度におきまして、保育所を利用するための支給認定の期間でございますが、基本的には1年間となっております。ご指摘のように制度的には小規模の保育所を利用している場合、例えば年度が変わればこれまでの認可施設を利用するということはあり得る話だというふうに考えております。ただ、小規模保育所を利用されている児童につきましては、待機児童状態であるということにはならないというふうに考えております。

また、条例で定める基準の改善につきましては、本条例の制定に当たりましては地域型保育事業におきまして、子ども・子育て会議でのご意見も踏まえ、一部市の独自基準を設け、安全面や保育の質の確保などに配慮しております。来年度以降、新しい制度に基づいて事業が展開されるようになりますと、その状況も見ながら、運営の基準等につきましても引き続いて子ども・子育て会議で議論してまいりたいというふうに考えております。

最後に、保育環境を常に向上させていくという決意ということでございますが、議案第57号の第4条におきましても、「市長は、子ども・子育て会議の意見を聴き、家庭的保育事業者等に条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる」、あるいは第2項におきましては、「市長は、この条例

で定める基準を常に向上させるように努めるもの」という形で明記されております。

こういったことを踏まえまして、今後も保育環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 公的保育の責任というのは、今、先ほども説明していただいたように、現存の保育所については基準も変更がないと明記されて、地域型の基準は新しく示されたわけですが、これも事業所任せではなく、指導も行えるということでよろしいですね。そういう意味で、しっかり頑張ってもらいたいと思うんですが、1点、その負担を求める場合は書面で同意を求めていくから、これでは安心にはならないですね。これは拒否できると、どこかで保護者の方が拒否することも可能かもしれませんが、余りにも負担が大きいのというふうに公的な判断でとめるというふうなことはできるのかどうか。これを1点、まずお聞かせいただきたいと思います。

それから、向上は図られていくということで、助言・指導の有効性も気になるところではあるんですけど、この辺はまた委員会ですっきりやっていただければと思います。

1点だけ、保護者負担について負担を求める場合、理由が書面で示されればそれでいいということになっているのかどうかだけ、お聞かせください。

○村上英明議長 次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 利用者負担につきましては、基本的にはそのサービスの内容につきまして、サービス提供側である施設なり事業者と利用される側の保護者なりのお話し合いの中で解決されるべき問題であろうかというふうに思いますけれども、当然そ

ういったことも含めまして、苦情について、その施設もそうであればそうですし、行政としても一定の対応を求められることも十分あるかというふうに考えておりますので、その中で対応してまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 現行では、とりあえず摂津市の保育の水準を後退させないという表明だと受け取っていきたいと思います。ぜひ、これからも改善を図っていただけるよう頑張っていたきたいと思います。

○村上英明議長 ほかにありますか。弘議員。

○弘豊議員 済いません。私のほうからは、議案第58号についてお聞きしておきたいというふうに思います。

今回出されている議案なんですけれども、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正というようなことで、提案理由として人事評価の結果を昇給に活用していくために条例を変えていくというようなことになっているんですけれども、この人事評価の給与への反映というようなこと、この間、国の法律の改正等々でも議論になっているかというふうに思うんですけれども、国の法改正とのかかわりで今回の条例はどのように位置づけられているのかというようなことが1点。

それから、公室長の説明の中で、能力評価の部分の今回反映していくのだというようなことと言われたかというふうに思いますけれども、その評価の中身ですね、どのような形で評価されていくのか、総務の常任委員会の中では、これまでもいろいろ議論がされてきたのか、また、庁内でも議論がされているんだろうなというふうに思うんですけれども、改めてお聞きしておき

たいというふうに思います。

それから、これまで行ってきた人事評価制度ですけれども、これまでもいろいろと続けてこられた中で今回、それを給与に反映させていくというようなことに踏み切るその意図といたしますか、そこらあたりの動機もお聞かせいただきたいというふうに思います。

最後にもう一点、今回この評価制度を昇給、給与に結びつけることについて、いろいろとそれによつての狙いというようなことがあるかというふうには思うんですけれども、リスクといたしますか、デメリット、こういったことについては、どのように解決していくのか、どういう認識を持っておられるのかというようなことで聞いておきたいと思います。

以上、お答えください。

○村上英明議長　それでは、答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長　議案第58号の昇給に対して人事評価制度を反映していくということにつきましては、やっぱり考えておりますのは、非常に近年、職員の人件費をずっと絞ってきております。それは、職員数も絞っておりますし、給与水準そのものも絞っております。これは、国において人事院勧告等で絞られている部分、それからまた抜本的な給与の構造改革等で絞られている分、それから総務省等の人件費をめぐる行政改革の指導、そういったことから給与面、人員面で絞りをかけてきているわけですが、それはやはり、市の歳出を抑制するため、つまり市民サービスを維持するため、そういうことで大きな流れの中で、そういったことが行われてきているというふうに考えておりますけれども、国においては、今申し上げましたような流れ

の中で、要は頑張る職員にはそれなりの手厚い処遇をし、そしてまた頑張るだけじゃなくて、頑張つて実績を上げた職員ですね。頑張つてくれない職員、それなりの成果を上げられなかった職員にはそれなりの評価をするということで、職員のモチベーションを何とか引き上げて、職員の個々の能力を引き出して効率的な行政運営を行う。そういったことを目的に、今回の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正させていただくこととしたものでございます。

それから、能力評価の内容等でございますけれども、これにつきましては、評価基準といったものをつくりまして、何度も職員研修を行つて、それによつて適切な評価をしているということを、職員、評価されている側も理解できるようにすることを念頭に置いて設定しております。

それから、リスクとかデメリットの認識ということでございますけれども、確かに、職員の給与を人事評価によつて上げたり、あるいは下げたりするということにつきましては、その評価が適切か、公平か、公正かといったようなことが最もポイントになるというふうに思っております。したがひまして、そういった評価が不適切だと、不公平だと、不公正だということになれば、職員のやる気というものは逆に上がるどころか下がってしまうということも考えられますので、これは職員の研修の中で、評価者研修の中でそのリスクについても周知しているところでございます。

○村上英明議長　市長公室長ね、先ほど質問者の中で、3番目ということで、これまでの評価についてお問い合わせがありますので、こちらもお答え願えたらなというふうに思います。市長公室長。

○乾市長公室長 これまでにつきましては、人事評価につきまして、ずっと能力評価でありますとか業績評価、そういったことを実施してきております。ただ、それは直接的に昇給、毎年行う昇給、そういったものに反映させることはございませんでした。ただし、職員の昇格でありますとか人事異動の中で、それなりの能力を発揮する、あるいはそれなりの業績を残した者につきましては、要はその人事異動の中で手厚く処遇したり、あるいは場合によっては降格というようなことも職員との話し合いの中で行ってきたりして、適切に評価に努めてきたところでございます。

○村上英明議長 弘議員。

○弘豊議員 今お答えいただいて、職員の人件費を絞るというようなことは、これまでずっとやられてきていてというふうなお話がありました。今回、この条例の改正でまたこの人事評価で昇給に差をつけるというようなことを行ったときに、今、頑張る職員とおっしゃられましたけれども、一部の職員の方には昇給がまた上乘せされるというようなことになりますけれども、そうならない職員も出てくるというふうなことだというふうに思います。

この間、いろいろ議論がされている資料を見る中で、例えば大阪府などで言いましたら、相対評価を導入しているというようなことであるそうでもありますけれども、1,000人以上の職員が下位のランクに落ちて、職員のアンケートの中でも、評価者、評価をする側ですよ、その74.7%、また、評価される側の70.4%の方たちが、資質、能力、執務意欲の向上にはつながるとは思わないというふうなことも答えられているそうでもあります。今回、職員のモチベーションを上げるというよう

なことが目的というふうなことでおっしゃられましたけれども、本当にそうなるのかどうかというようなことは懸念されます。

また、能力評価というようなことでありますが、これまで能力評価、業績評価というようなことで言われてきていたかというふうに思うんですけれども、その評価自体が評価する側、上司の見方というか、そういうところによるものが多いというふうに言われております。そうした点で言いましたら、上司の顔色をうかがう、そういう職員になってしまうんじゃないのか。そういうふうな不安材料もあるというふうに思うんですけれども、本来、地方公務員として市民のために公共の仕事をしていくというふうなことでありますし、またそれぞれの部署やまた課の中のそれぞれの役割も含めて、チームワークとして仕事をやっていく中で、そこの中での亀裂が生じたりしないのか、こういったこともある意味リスク、デメリットとして考えておかないといけないんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点についてもちょっとお答えをいただきたいというふうに思っております。

それから、これまで行ってきた人事評価制度についてなんですけれども、これはことし3月の総務常任委員会の中でも触れられている部分がありました。昨年年末に取り組んだアンケート、ことしの2月24日の日付でそのアンケートの集計が出されている分がありました。以前、部長会議の補足資料として出ていた分ではないかというふうに思うんですけれども、そうしたアンケートで、それぞれ部長、次長、課長級、それぞれの方たちから意見をとっているものを見たときに、本当に評価の今の状態ですよ、そのまま昇給につなげるようなこ

とでいいのかどうかというふうな意見もありました。

例えば、評価は絶対評価であるべきというふうな意見、給与反映によって上司の目を気にするような職員が多くならないか、そういう意見、また、そもそも給与反映を目的に実施しているわけではないんじゃないのかというふうなことを言っておられる方もいますし、これまでやられてきたそういう人事評価制度が今回この昇給に結びつくというふうなことについては、なかなか庁内としてももっと議論が必要ではないのか、今の時点で踏み切るのは拙速ではないのかというふうにも思います。

そういった点について、2回目、お答えいただきたいと思います。

○村上英明議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 今、弘議員のほうから、いろいろ人事評価に伴いますご意見を多数いただきました。一言で言えば、少しネガティブな、悲観的な人事評価に対する見方を反映されているというふうに思います。確かに、私どももネガティブな心配ももちろん持っております。それから、評価される職員も評価する職員もやっぱりご指摘のとおりいろいろ心配もしていると思います。

そこで、私どもが考えておりますのは、やっぱり研修のときにも申し上げていますが、評価者が非常に重要なんです。評価する側が責任が重いんです。ということを非常に強調して説明しておりますし、そのことによって、責任を持った評価をすることによって評価される側も納得していただける。だから、一生懸命頑張れば、それをしっかり評価者が見ていて、そしてそれなりの処遇をしてもらえると。そういったことを考えておりまして、そうい

う点に特に着目して、頑張ってくれる職員が一人でも多くふえて、そして市全体として職員の活力が高まり、事務処理能力が高まり、事務の効率が上がり、行政の効率が上がると、そういったことを期待しているところでございます。

○村上英明議長 よろしいですか。弘議員。

○弘豊議員 公室長の今の思い、確かに、そういう思いも持たれているのはわかるんですけども、本当にこの人事評価制度そのものを、いろいろな工夫ややり方をされている自治体やまた民間の会社等々あると思うんですけども、ただ実際のところ、いろいろと出てきているそういった問題点というのがあるかというふうに思うんです。

例えばで言いましたら、人事院なんかに寄せられている苦情の相談で3割がパワーハラスメントになっていると。それが、人事評価がそういうふうなことを助長するようなことになっているんじゃないのかというふうな議論もこの間国会の中でもやられているようであります。それに対して、実際その答弁に立たれた稲田担当相なども人事評価がばらまきになってはならないと、そういうようなことも言っていますが、実際現場がどうなのかというようなことです。そうですね。そういうようなこともいろいろ調査していく必要があると思うし、摂津市でやる中で、絶対こういうようなことになってはならないというようなことも思うわけがあります。

今回提案がなされて、この方向でいこうというようになっておりますけれども、見直しをしていく点はいくつあるというふうに思っております。これは委員会に付託されますので、また議論もしてもらいたいなというふうに思うんですけども、このままいってしまうという分に

については、なかなか納得し切れないなというふうな思いを持っております。

以上、私のほうからは、以上でとどめておきます。

○村上英明議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 では、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本20件のうち、認定第1号の駅前等再開特別委員会の所管分については、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり、常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号までの8件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

日程5、報告第7号など4件を議題とします。

報告を求めます。生活環境部理事。

(北野生活環境部理事 登壇)

○北野生活環境部理事 報告第7号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、公用自動車による公務中に発生した物損事故で、本年7月18日に示談が成立いたしましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同条

第2項の規定により報告するものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故の当事者は、報告第7号の記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、本年5月9日金曜日午前10時45分ごろ、環境業務課職員が新在家二丁目26番8号摂津スカイハイツ敷地内でごみ収集を終え、収集車の運転席に乗り込んで車を発進しハンドルを左に切った際、運転席側のドアが完全に閉まっていなかったためドアが開き、駐車していた相手方車両の右側リアフェンダー上部を損傷したものでございます。事故の原因といたしましては、運転手がドアロックの確認を怠ったものでございます。

示談につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会と協議の上、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市100%、相手側ゼロ%と認定され、相手方車両修理等に要する費用22万2,911円を支払うことで相手側と合意したものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、加入しております全国市有物件災害共済会によりその全額が支払われるものでございます。

本件につきましては、ドアロックの確認を怠るなど職員の過失が原因であり、職員分限懲戒審査委員会にその内容を報告いたしました。審査の結果、当該職員には訓告、管理監督者に対しては口頭注意の処分が行われております。職員に対しましては、日ごろから安全運転の注意喚起を行っているところではございますが、今回の事故を契機に、職場全体で事故の原因、状況

について情報共有するとともに、同乗者同士でドアロックの確認を行うなど、今後の事故再発防止に努めてまいります。

以上、報告第7号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件についてご説明とさせていただきます。

○村上英明議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 報告第8号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件につきましては、中学校のクラブ活動中に発生いたしました近隣家屋屋根への損壊事故であり、相手方との示談が成立いたしましたので、平成26年7月22日に、損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

損害賠償に係る事故発生の経過につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成26年5月27日火曜日午後5時ごろ、市立第二中学校グラウンドにおいて、軟式野球部員が打撃練習中に放った打球が高さ16メートルの防球ネットを越え、グラウンド東側の道路を隔てて隣接する家屋の敷地内に飛び込み、当該家屋の屋根の一部を損壊させたものでございます。

破損家屋の所有者と示談交渉を行い、また保険会社とも協議を行った結果、示談が成立いたしましたので、修繕費用2万7,000円の支払いを行ったものでございます。その賠償金につきましては、加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険により修繕費用の全額が補填をいただけるものでございます。

教育委員会といたしましては、現在設置

しているコンクリート製支柱におきまして、ネットの高さを16メートル以上に上げることが強度的に困難でございますことから、学校長及びクラブ顧問に対して、打撃練習の際には防球ネットまでの距離を含め十分な配慮をするよう、再発防止に努めるよう指導をいたしました。

また、他校への周知も行い、他のクラブ活動も含め、改めて学校管理下におけるクラブ活動の指導について注意喚起を行ったものでございます。

以上、報告第8号の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 報告第9号、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、その内容を報告いたします。なお、各指標の算定方法等については、報告第9号議案参考資料1ページ、2ページ及び平成25年度決算概要36ページから39ページをご参照ください。

まず、1健全化判断比率中、実質赤字比率については、実質赤字額がないためバー表記になっています。その内容は、一般会計の実質収支が6億8,643万7,000円の黒字、パートタイマー等退職金共済特別会計の実質収支はゼロ円で、合計額6億8,643万7,000円の黒字となっています。なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準12.58%、財政再生基準20%となっています。

次に、連結実質赤字比率についても、連結実質赤字額がないためバー表記になっています。その内容は、水道事業会計の資金剰余额が30億7,597万3,000円、公共下水道事業特別会計の実質収支が

761万1,000円、国民健康保険特別会計の実質収支が4億676万9,000円の赤字、介護保険特別会計の実質収支が1億4,541万5,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計の実質収支が3,285万5,000円の黒字、合計35億4,152万2,000円の黒字となっています。なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準17.58%、財政再生基準30%となっています。

次に、実質公債費比率については、前年度に比べ0.6ポイント改善し、7.3%となりました。この指標は、過去3年間の平均値で算出するものですが、単年度の数値で見ますと、前年度に比べ0.8ポイント改善の6.5%となっています。なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準25%、財政再生基準35%となっています。

次に、将来負担比率については、将来負担額がないためバー表記になっています。前年度に比べ8.2%改善し、マイナス36.3%となりました。この原因は、一般会計及び公共下水道事業特別会計において、地方債現在高が減少したことなどによるものです。なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準350%となっています。

次に、2資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足額がないためバー表記になっています。その内容は、水道事業会計では、流動負債が7億1,033万円に対し、流動資産が37億8,630万3,000円で、30億7,597万3,000円の資金剰余となっています。公共下水道事業特別会計については、実質収支761万1,000円の黒字であり、そのため、資金不

足比率の算定結果はバー表記となっています。なお、水道事業会計、公共下水道事業特別会計ともに、本市に適用されます基準は、経営健全化基準20%となっています。平成25年度決算に基づき算出した各比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準未滿となりました。

以上、報告第9号、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 報告第10号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、公用自動車による公務中に発生した物損事故で、本年7月4日に示談が成立いたしましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第2項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故当事者は、報告第10号に記載のとおりでございます。

それでは、事故の発生の経緯につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、本年5月11日日曜日午後3時30分ごろ、保健福祉課職員が摂津市香露園34番地付近、大正川河川敷におきまして、当日開催されましたこどもフェスティバル終了後に、後片づけのため備品を運搬中、イベント用のスピーカースタンドの足に乗り上げ、スピーカー本体が転倒し破損したものでございます。

示談につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会が示談交渉を行い、相手方に対し、スピーカーの修理費3万4,

344円全額を本市が賠償することで成立したものでございます。なお、この損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会からその全額が支払われたものでございます。

今回の事故につきましては、河川敷で開催されたイベントの後片づけということで、走行路が十分確保されていない状況の中で、運転手がスピーカーの足がスピーカー本体からはみ出していることに気づかなかったことが主な原因でございます。職員に対しては日ごろから安全運転及び注意喚起を行っているところではございますが、今後はこのような一般公道と異なる場所を走行する場合、同様の事故が発生しないよう、一般公道以上に注意を払うよう徹底するとともに、改めて事故再発の防止に向け交通法規等を遵守させ、安全運転、安全確認の徹底を指示したほか、乗車前の仕業点検、車両管理も徹底し、事故の再発防止に職員一人一人の意識を高めてまいります。

以上、報告第10号の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 報告第7号について、この際ですので、ちょっと確認をしておきたいと思います。

公務中の災害ということで、以前にこういった災害が非常に多く発生をして、例えばサイドブレーキを引くのが甘くて車が下がってぶつかったとか、前方確認が不注意であったとかということが非常に多発をしたことが問題になりました。それでその後、安全マニュアルを作成して、この再発防止に努めるというふうなことで取り組んでこられて、若干少なくなったかなというふうに思っていたわけではございますが、今

回の先ほどの報告をお聞きいたしますと、ドアが閉まっていなかった、ロックを確認してなかったというか、半ドアでも普通開かないので、ドアが全く閉まらない状態で発車をされたのではないかと思うわけではございます。

そのことについては、いろいろ聞き取りもされていると思うんですが、そういうことが日ごろからなされていたのではないかと。仕事に熱中する余り、そういうドアを閉めずに移動させたりとかということが日ごろから行われていなかったのかどうかというようなことですね。

それから、この事故を起こされた方についての過去の事故歴などについては調査されているのかどうか。また、文書には訓告というふうにされていますけども、その後、車の運転等について、しばらく車を差し控えるとか、そういうふうな処分をされているのかどうかですね。

それから、先ほど言いました安全運転マニュアルを使つての日ごろの事故防止の取り組み、これは現場ではどのようにされているのかということについて聞いておきたいと思います。

○村上英明議長 答弁を求めます。生活環境部理事。

○北野生活環境部理事 環境業務課では、平成23年8月に事故がございまして、これも物損事故でございますが、それから3年間、毎日のように仕業点検、あるいは労働安全衛生委員会等、こういう安全運転マニュアルも含めて注意喚起を行ってきたところでございます。

今、ご指摘ございましたように、今回の当事者ですね、この職員については、本当に確認を怠っていたと。これが現実には毎日のように行っておられるのかというお話で

すが、これは全くございません。今回に限り、この職員の全くの不注意でこの事故が残念ながら起こってきたという形でございます。

この事故をきっかけに、環境業務課のほうですが、毎朝仕業点検を行っております。体操をし、それぞれ職員がパッカー車に乗って出ていくわけですが、その間に必ず注意をさせていただいております。そういう意味で、今後もこういう事故が起きないように職員を含めて指導してまいりたいと考えております。

あと、罰則というんですか、こういう職員に対して、どういう形で取り扱っていくのかということでございますが、パッカー車には運転手と同乗者、2名が同乗して収集に向かうわけですが、基本的に事故を起こした職員につきましては、当分の間運転をさせないという取り扱いを行っておりますし、この事故、小さいところから大きいことも含めて複数起こるといような事象が発見されれば、当然ながら乗車できない期間を長期にわたらせざるを得ないというふうに考えておりますので、そういう扱いを今後もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ご報告をいただきました。

しばらくそういう事故が起これないと、やっぱりどうしても形骸化をするとか、形だけになってしまうということは、これは誰しもありますので、そういうふうにならないためにも日ごろから緊張感を持って、こういう安全点検も含めて緊張感を持ってやっていただくということをお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○村上英明議長 ほかにありますか。野口議員。

○野口博議員 報告第9号について、二つの角度からお尋ねをします。

この間、本市の財政状況としては、平成17年以降3年間の平均に係らない、平成20年度から、いわゆる健全な方向で動いてきていると。当然、国との関係でしんどい状況でありますけども、今回の平成25年度の決算に基づいて、この健全化比率が示されました。

一つお尋ねしたいのは、先ほどきちっと説明が部長からあったんですけども、6ページで連結実質赤字比率というのがあります。8ページに資金不足比率がありまして、その中でいわゆる公営企業である水道事業会計について30億7,597万3,000円の黒字だということを示されて、全体としてマイナスですよということで説明がありました。当然、決まりの上で、この企業会計と一般の予算の収支の見方については違いがあつて、説明があつたように、流動資産から流動負債を水道会計の場合差し引きしまして、余った分がプラスということで、こういう数字だと思いますけども、実際水道会計としては、昨年度決算では3億2,000万円の黒字であります。あわせて、起債、企業債としては31億円あります。短期間で支払能力として、そういう見方でこういう計算をされると思いますが、もう少しこの辺の見方について、国の決まりだから仕方がないということかもわからないけども、わかりやすく説明をいただければというのが第1点です。

もう一つは、こういう健全化比率で平成25年度の予算を締めたということでもありますけども、この財政状況は後々決算審議で議論されますけども、平たくその結果、

摂津の財政状況はわかりやすく言えばどうなのかという点について、担当部長として若干わかりやすく説明をまずいただければと。

以上2点、お願いいたします。

○村上英明議長 答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 もともと健全化法でこの数字をあらわすということが、従前、決算の概要の前半のところに従前の指標ということで、33ページから35ページまで、旧来の指標を掲示しているところがございます。私どもは、こういうところで過去の決算については、ストックの指標というような言い方をしております。これが今までの健全に対する指標のあらわし方で行っていました。特に、私どもが注目するのは、経常収支比率がこの中でウェイトが高いと思っております。健全化法によるところで何が変わったかということ、従前これで見ているストックばかりではなく、フローについても中に見るということで、資金繰りなどを見ていくというような、詳細の中身についてはそうなっております。指標に出てくるのは、この4点でございますが、中の分ではそうでございます。

また、流動資産ということで、こういう企業会計をとっております水道事業会計の場合は、発生主義という形での予算というか、財政の状況を見るという形になっております。私ども一般会計、あるいは普通会計、そのほかの会計においては現金主義ということで、単に赤字か黒字かということでその分の健全性を見てきたところでございますが、時代の流れとして、発生主義的な考え方を入れようということでございます。

下水につきましては、従前そういう形で

の指標で見えておりましたが、現在は発生主義的な考え方を入れています。今回は黒字でございましたが、実際に言うと、赤字であっても将来負担の中と、それから現在返していく現実の差がございますので、そこは赤字解消可能額というような形で発生主義的な考え方が下水道会計の場合には入れているところでございます。

現在の財政状況についてどのように判断するのかということでございますが、この比率で見る限り、健全化法で言うところの比率で見る限り、健全であるということは言えると思います。ただ、これは部分的に25年度決算の状況で切り取った部分でございますので、将来的においてどうかということは、必ずしもこの指標から見えるものではないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 最初の点でありますけれども、そういう考え方の上で、公営企業については、そういう数字に基づいて全体として比率がはじき出されるということだと思っておりますけれども、実際水道会計で見ても、先ほど申し上げたように、単年度で3億2,000万円の黒字ですと、企業債としては32億円ありますよという。その考え方としては、短期間での資金の支払いと入るお金の関係で、支払能力ということで公営企業は判断しますよということはあるけれども、こういう公営企業に対する比率との計算の仕方で、国のほうで、いわゆる見直しの方向はないのかどうかも含めて、この際聞いておきたいと思います。

財政状況について、またあれしますけれども、健全化ということで一言でご答弁されたけれども、平たく言えば、一般企業で例え

れば優良企業だとおっしゃる方も専門家が
おられるわけで。

音が鳴りましたな。どないしましょうか
な。

○村上英明議長 暫時休憩します。

(午後 2 時 7 分 休憩)

(午後 2 時 14 分 再開)

○村上英明議長 再開をいたします。

質疑、野口議員。

○野口博議員 そうしましたら、2 点目のほ
うから入りますけども、決算の審議が控え
ていますので、大まかに部長として、平た
く今の摂津の財政状況について説明すると
した場合にどうなのかという切り口での質
問であります。

ちなみに、いろいろご説明があったよう
に、平成 25 年度の、いわゆる財政力指数
は 1 を割りましたが、多分、大阪府下
では上位 3 市に入っているだろうと思いま
すし、標準財政規模が 182 億 4,000
万円という数字だとか、そういう数字も含
めて、年度当初、昨年度は 26 億円取り崩
して予算を組んだけども、いろんな諸事情
で全部返しましたよということだとか、そ
の結果、6 億 8,000 万円の黒字が生じ
たとか、経常収支も 1.5、1.6 です
ね、こう改善したとか、あります。そうい
うのを全体と見て、どういう評価をされて
おるのかと。当然、今後見た場合、今回法
人税の減税条例も出ておりますし、今後一
層自治体の財政上は、国との関係でしんど
いものがたくさん出てきますけども、それ
は一応抜きにしまして、昨年度の決算につ
いて、わかりやすく説明するとした場合に
どうなのかという角度からご答弁いただけ
ればと思います。

○村上英明議長 答弁を求めます。総務部

長。

○有山総務部長 まず、1 点目の公会計に係
ります、済いません、財政 4 指標ですか、
これに係ります国のほうの見直しというこ
とですが、現在のところこれの見直しとい
うのは聞いておりません。ただ、国のほう
の動きとしましては、公会計へこの発主
義的な考え方を導入するというところで、私
どもの一般会計、あるいは普通会計といわ
れるところは、現金主義会計をとっており
ますが、例えばこのところに日々仕分け
を入れるでありますとか、それから今、私
ども総務部のほうで担当しております資産
の管理でございますが、こういうやつに、
取得時の金額からまさに発主義会計的で
減価償却を入れるといったような公会計の
見直しが検討されております。

ただ、現実に明治以来脈々と続きます地
方自治のその資産が積み上がっているわけ
でございます、この資産について、今、
発主義会計的な値つけをするという作業
が非常に困難であるというような形で国の
ほうも考えておりまして、導入時点から以
降において正確につけるという動きになっ
ているところでございます。

2 点目の財政の担当部長として 25 年度
決算をどのように見るかということござ
います。私どものほうで考えておりますの
は、なるほど経常収支比率、あるいは財政
の状況、これにつきましては、当初に財政
調整基金を大きく繰り入れるといったこと
でございましたが、現実には交付税が交付
になり、臨財債の発行が行われ、前年度の
繰り越しが行われ、これらの黒字になる要
因で財政調整基金が組み戻せたというこ
とでございます。

これがいつまでこういう形で続くのか、
議員がおっしゃいましたように、今回の法

人市民税の見直しで、摂津市における影響額はマイナス４億円、毎年減収するということでございます。

また、今後、国のほうでいわれる実効税率の見直しということで、法人に係る実効税率の引き下げ、これがいわれております。そのことによる本市の影響というのは大きいと思います。特に都市部、財源的に企業に依存しているというところがございます。また、総合計画などで私どものほうの人口規模ですが、縮小するというような形になっております。この部分につきましては、全国同じ状況ではございますが、従前総合計画では人口がふえるというような予想を終始どこの自治体もしてきたのは、住民がふえることによって税収がふえるという前提にとった右肩上がりの施策でございました。これが減少していくという状況の中で、どのような税構造になっていくのか。一方で高齢者がふえますので、税収、年金生活者に対する税というのはかなりウェット的には低くなると思いますので、市民税等は下がってくる。法人税は下がってくる。固定資産税はどういう行方になるのか。場合によっては、償却資産の減税についても実効税率の中で昨年議論をされたところでありまして、それは延長されているというところで、現在、２５年につきましては、確かに基金も一定額確保しているところではございますが、将来的に通じて安心できるものではないと思っております。

特に注目しておりますのは、旧来の指数になりますが、経常収支比率でございまして、確かに改善したとはいえ、１００に近い状態でございます。つまり、経常的な収入で、私たちの職員の人件費でありますとか、それから過去の借金であります。こういうものを返せば、ほぼ全額収支としては

歳入を使い切ってしまう。新しく住民にサービスを提供するためにどのようにしていくのかというのが今後一つの問題になっていくと思います。

したがいまして、２５年度の切り口については、辛うじてと言うとあれですけども、健全な位置を確保しておりますが、将来的にこの位置を確保するために議会とも私どもとも協力してやっていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○村上英明議長 よろしいですか。じゃ、ほかにございますか。上村議員。

○上村高義議員 そしたら、私のほうから報告第７号、第８号、第１０号について、ちょっとお聞きしたいことがありますのでお尋ねいたします。

先ほど藤浦議員のほうからも質問されましたけども、関連するんですけども、先ほどの答弁の中では、こういう事故を起こした人には厳しく対処していくみたいな答弁がありましたけども、本当にそれでいいのかという観点もあって、先ほど公室長が能力評価、業績評価の中で、関連するんですけども、本来はこのパッカー車を運転する人の能力というのは、安全に運転をする能力が求められる。それをいかに高めるかというのが、先ほどの職員の処遇改善の中での目的、最終目的はそうであるべきだと私は思うんですけども、そういった観点から質問させていただきますけども。

今回、損害賠償の額を求める専決処分ということで３件出されております。もともとの専決処分は、市長が軽微なやつについては専決処分できるという権利を持っておるということで、こういう処理をされているわけですけども、もともと事象が起きたときに軽微と判断する、その軽微の判断

基準はどこにあるかということと、事故が起こって、これは軽微だという決める時期ね、それはいつなのかということと、それは軽微じゃない場合もあるわけですが、ものによってはね。それを今回の例でいくと、この報告第7号では、どういう時期に軽微と判断して、どういう根拠で軽微と内容と判断されたのかということと。

あと、この事故発生から専決処分されたのが第7号ですと7月18日です。事故が起こったのが5月9日で、専決処分されたのが7月18日ということでもありますね。この事故が起こってからこの18日の間に、どういう動きをされたのかと。示談もされとると思うんですけども、この金額が22万2,911円で示談交渉で決まったということでもありますけども、そこの流れをどういう形でされたのかということと。

あと、もう一つ気になるのは、この公用自動車、これの管理責任は法的には業務用車両の管理責任者で安全運転管理者が責任を負うわけですね。この公用自動車の車両の管理は車両管理責任者を置くということが法的に定められておりますので、こういう車両管理責任者もしくは安全運転管理者は、どういう関与の仕方をされているのかということをお尋ねいたしますので、お答え願います。

それと、藤浦議員も先ほど質問されましたけど、過去の損害賠償に係る専決処分の件数ですね。25年度は4件あったんです。今、26年度は3件ですかね。過去10年間にどれぐらいの件数があったのかというのを把握されているのかと。5年でもいいですけども、実はその件数を拾い上げて、その中から分析することによって、どういう事象がこういう事故を起こすかというのがわかってくるんですけど、そうい

う取り組みをされていますかということをお尋ねいたします。

以上です。

○村上英明議長 生活環境部理事。

○北野生活環境部理事 まず、専決処分の範囲ということで、事故の大小をどういう判断をしたのかというお話でございます。今回、物損の事故ということで、基本的に加入しております保険でもって対応可能という判断がまずございます。それと、金額ですね。今回、ご質問の中にもございましたが、22万2,911円のうち車両修繕費としましては、ペイント等に10万3,911円。あと、これは恐らく業務用車両みたいな形で営業に活用されている車両ということで、その間、修理しておられる間、11万9,000円レンタカー、代車費用というのが発生しております。そういう意味でこの費用部分ですね。それと事故の事象、このことと保険対応ができて示談可能であるということに鑑みまして、専決処分に至ったということです。

5月9日から7月18日までの期間でございますが、当然、示談の交渉については、保険会社、全国市有物件ですね、そういうところが絡んでおりますので、それと修理内容の審査ですとか、その金額面での調査がございますので、そういう意味で時間的ないとまが要ったということで、5月9日に事故が発生し、7月18日に専決処分をさせていただいたというところでございます。

あと、先ほどの能力評価というお話もございました。今回の条例は、我々課長職以上に適用ということなんですが、今後現業の職員についてもそういう評価を行う事柄になるというふうには感じております。当然ながら、やはり安全運転能力ですね、こ

れはしっかり植えつけていかなあかんと思っていますし、安全運転のチャレンジコンテスト等こういうものにも、現在環境業務課では34名、再任用とか管理職を入れてまして、34名職員がおります。ほとんどが車を運転しなければならない仕事がございますので、このうち18名がそういう安全運転コンテストにも参加いたしております。そういうことを含めて、しっかり毎日の日常業務であります運転能力、これは向上に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、管理責任者のお話がありました。安全運転管理者は、環境業務課の場合は、環境業務課長がその任に当たっております。それで研修等、これも毎年安全協会のほうに行っておりますので、そういう意味も込めて職員の安全運転の管理をしているというところでございます。

あと、過去10年の専決になった処分はどうだというお話がございました。現在、私の手元でございますのは、環境業務課の範囲でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、これより以前の事故は23年8月3日でございます。その前には21年2月11日にも発生しております。その前は平成19年9月7日でございます。2年ないし3年ごとに我々の職場の中で事故が発生しておるということでございますので、このことも含めて十分職員には周知してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村上英明議長 総務部長。

○有山総務部長 済いません。今お問いの事故の件数ということですが、安全運転の取り組みもあわせまして、公用車両の担当をしています総務部のほうで少し答弁させて

いただきます。

平成23年の6月議会のときに、この損害賠償を求める専決処分の報告というのを2件させていただきまして、このときにならにお叱りを受けまして、副市長からの答弁で再発防止を徹底するという答弁をさせていただいたところでございます。その後の取り組みとしまして、私どもとしましては、6月14日に臨時の部長会を開き、23年8月15日に安全運転マニュアル、それから安全運転のポイントというところを全庁的に配布し、徹底をさせたところでございます。

また、9月30日には、安全衛生委員会において安全運転の議論をさせていただきました。このとき、過去5年分の事故のケースを例示し、その一つ一つを検証するような作業をさせていただいています。数字そのものは過去10年で幾らかという数字は、今手持ちはしておりませんが、この23年9月30日のときに過去の例ということでその検証を行って、庁内的な喚起を促したところでございます。先ほど北野理事のほうからも答弁がありましたように、私どもとしましては、チャレンジコンテストということで25年度につきましては、無事故無違反コンテストの参加、これは職場ごとでチームとしては9グループ、9チームを出して、職員としては104名、それから26年度、本年の無事故の参加については、9グループ107名ということで参加をしているところでございます。過去の例についても検証したところでございます。

今回、非常に申しわけない状態でこの議会に2件の交通事故がございましたが、私どもとしては、できる限り職員の能力も含めまして、資質の向上を図ってまいりたい

と考えているところでございます。

以上です。

○村上英明議長 上村議員。

○上村高義議員 今言われましたけども、23年9月に副市長から号令がかかって、安全運転マニュアルをつくって安全運転を徹底しようということで取り組みをしたんですよ。結果的には、こういう結果になってしまったということは、事実はあるわけですよ。今度は重く奥深く受けとめないといけないと思うんですよね。軽微な案件は市長が専決処分できると、こうなっていますが、本当に軽微なのかと。軽微も積みもれば大きな問題になるんですよ。だから、そういうことにならないうちに、軽微なうちにちゃんとやっていくということが大事であって、もっともっと大きな組織風土的にそういうことになっているかもしれないということは、件数があるということはそのような疑われてもしょうがないんですよ。だから、そうだったらやっぱりゼロにするべき努力を徹底してやるんだということでない、この専決処分を安易にしているという、こういうことが埋もれてしまう。

我々議員も事故があるたびにここでしっかりやってくれということで都度チェックしています。我々もこの2年間、ひよっとしたらチェックが甘かったのかもしれないし、5月9日に事象が起きて、知ったのがこの9月議会になってからということ、4か月間は知らなかったわけです。このこと自体がね。今初めて説明を受けて、こんなことがあったのかということになるわけですけども、我々も本当はそういうことでは、もっと早目に知っておくべきであったんではないかなという思いもありますし、そういった意味では、ここで議会で、

やはり本会議場で言われたことは理事者側としてきっちり受けとめて、きっちり実践していくということをお願いしたいと思っています。

23年9月に副市長がこういう号令をかけました。今回の私の質問に対して、再度の副市長の答弁を求めておきたいと思います。

○村上英明議長 答弁を求めます。市長。

○森山市長 副市長のご指名でございますが、私のほうから。大切なことでございます。さっき担当から、専決処分した理由については、そのとおりだと思います。そういうことで、ルールに基づいて専決処分をいたしました、それはそれとして、今回のことですね、まさに車に乗るときのイロハのイを怠っているわけでありますから、これは重大事でありまして、決して軽微ではございません。ただ、形としてこういう処置をとりましたけれども、私としては最初に聞いたときに、私はそれなりに情けないと、怒るというよりそんな表現をしたと思うんですけども、「車が走るときにドアをあけて走るって、これはそこにも子どもがいたらどないなんねん」と言っていて私が一喝したんですけども、まさにそういうことで、何度もそのたんびごとにこれからこれからと言うてもなかなか受け取っていただけないかもわかりませんが、あえて私のほうから重大なことであるということで答弁にかえさせていただきます。

○村上英明議長 ほかにございますか。森西議員。

○森西正議員 それでは、報告第8号について質問させていただきます。

先ほど部長からご説明で、16メートルの防球ネットのその上をかさ上げはなかなか

か難しいと。クラブの顧問にそちらのほうにボールを打たないように指示をするというふうな指導をしたということでありまして、けれども、恐らく生徒、部員はそちらのほうにわざと打っているんじゃないくて、打った球が偶然そちらのほうに飛んでいって破損をというふうなことであろうというふうに思います。

このことは今回だけではなくて、かつてから二中のグラウンドから外にボールが飛び出していくというようなことはあったかというふうに思うんですけれども、これまで、今ご答弁で「クラブの顧問に指導し」というふうなことでありましたけれども、教育委員会として、今まで何か対策をとられてきたのか。対策をとられてきて、防球ネットが今の16メートルの高さになったのか、以前から16メートルであったのか。学校の敷地からボールが外に出ないような対応、対策、安全対策を今まで講じられてきたのか、お聞きしたいというふうに思います。

○村上英明議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 防球ネットの件でございますけれども、今議員お話がございましたように、過去から野球ボールがネットを飛び越えてというような事案がございました。今現在、資料といたしましては、二中においては、平成21年度、24年度、今回というような状況になっております。21年度の飛び越えの事案を受けまして、当時16メートルだったと思います。それを1.5メートル延長させていただいたということがございます。

私も現場を見に行ってきたんですが、一部忍び返しといいますか、少し高さを合わせて特に球がよく飛ぶであろうというところ、左右について少し学校グラウンド側に

もネットをはみ出すような形で高さプラスアルファの処置もしていると。また、キャッチャーがお座りになるその上につきましては、特にまた後ろに飛ばないというような工夫の意味からもキャッチャーの上にそういう飛び出ないようなネットを、それは低いネットでございますけれども、処置をしているというようなことでございます。

今回、学校管理職並びにクラブの顧問の先生にいろいろ工夫をしていただきたい。そういう事案といたしましては、24年から約2年間なかったわけでございますけれども、今回あったということで、また改めて工夫を願いたいというふうに思っております。

また、私は学校教育としての専門家ではございませんけれども、飛び出るということは、場合によっては、そのお子様が外に人がいれば加害者になる可能性もあります。我々としては、当然対応したいということはやまやまでございますけれども、やはり財政的なこともございます。先生の工夫、また生徒さんの工夫において、その辺の対応を願いたいというふうに今回もお願いをしたところでございます。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 二中の南側は道路でありまして、車両が多く通ってまして、私もそうなんですが、車両が通行しますと、急に車の前にぽんと飛び出してくるというようなことで、ひやりとしたことが1回だけじゃなくて多々あります。他の市民の方もそういうふうな経験をされたことがあるというふうに思いますので、野球部だけでなく、ほかのクラブの部においてもボールが外に出るようなことが生じておりますので、その点の対応をぜひとも考えていただきたいというふうに思いますし、それと防球ネットで

すけれども、かつて井高野のゴルフ場で強風でネットが倒れて近隣の家屋を破損したというような事件がありましたけれども、この二中の防球ネットですね、強風でもってこの東側の家屋にもし倒れたときにというふうな、そういうふうなことはないのか、もし、点検をされているのか、わかるようであればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○村上英明議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 まず、他のクラブへの周知といいますか、連絡ということでございますけれども、先ほどもご説明いたしましたように、学校全体でこの事案については情報共有していただいて、いろんな工夫をお願いしたいということを伝えております。また、他の四つの中学校においても、同様にこのことを周知していただき、対応、工夫をお願いしたいというふうをお願いをいたしております。

以前、一中の関係のご質問で、風が吹いて大丈夫かというようなお問い合わせが他の議員さんからあったと思いますけれども、我々としては建設工事のときにその辺の強度については把握をしているということでございます。建築基準法等々もございますので、16メートル以上になりますとその辺の基準が出たりしますけれども、現在、16メートルについて対応はできているものであるというふうに考えております。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 建設のときには、それで大丈夫だというふうなことでありますけれども、やはりずっと耐用、年月がたちますと、支柱が腐ってきたりとか、そういうふうなこともありますので、ぜひとも点検をしていただいて、倒壊するようなことがないようによろしくをお願いしたいというふう

に思います。

○村上英明議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 では、以上で質疑を終わります。

日程6、議案第55号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 議案第55号、市道路線認定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、地区内道路として1路線、延長161.0メートルを市道として、道路法第8条第2項に基づき路線の認定を行うものでございます。

それでは、路線認定の概要につきまして、ご説明申し上げます。

区間、敷地の延長、敷地の幅員、敷地の面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。位置等につきましては、議案参考資料7ページに記載いたしておりますので、あわせてご覧いただきますようお願い申し上げます。

地区内道路としましては、番号1、路線名、千里丘90号線、この路線は吹田市都市計画道路岸部中千里丘線の位置づけがなされております。

そのうちの起点、千里丘七丁目の吹田市との境界より終点、吹田操車場跡地土地区画整理事業区域内の千里丘84号線までの区間を路線認定いたすものでございます。

この区間につきましては、現在のところ道路形態が形成されていない状況にありますが、電線共同溝を整備するに当たり、認定いたすものでございます。

以上、議案第55号についての提案内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。上村議員。

○上村高義議員 そしたら、私のほうから議案第55号について質問させていただきます。

今説明ありましたように、千里丘90号線として道路認定をするということであり、今回、形がない中での道路認定ということでもありますけれども、これは過去の平成23年の第1回定例会においても、千里丘84号線ですかね。ここの道路をつくるときに未整備であるが認定して、そのときは電線共同溝をつくるためには、その道路管理者である管理者が行うということでありました。

そのときは、UR都市機構が施工されるということでありましたが、今回の道路は吹田市の計画道路で吹田のほうからおりてきて起点のこの池尻橋というんですか、起点、吹田市境界から千里丘七丁目200の1番地まで道路ができるわけですが、さっきここに電線共同溝を設置するために道路認定を行うということでありましたが、非常に管理が、この道路は吹田がつくって、また摂津もつくるという形になっていますけれども、吹田も電線共同溝をつくるのではないかなと思っていますし、摂津のところは摂津が電線共同溝をつくるということになりますけれども、そこら辺の関連を説明していただきたいと思っていますし、本来、吹田市が全部つくって、後で一括でこの摂津にもらうとか、譲り受けるとか、管理者の名義を変更するか、そういうこともできるのではないかなと思うんですけれども、その辺のことについてはどうなっているのかなということと。

あと、道路の構造ですが、幅員が18.5とありますが、この幅員構成は

車道が幾らで歩道が幾らなのかということも説明してもらえますか。

それと2点目ですが、道路認定というのは大体3月議会で、期の初めに道路認定されるわけですが、ことしはこの第3回定例会ということで途中になっておりますけれども、これはいろんな理由があつてこういう時期になっていると思うんですけれども、その理由と、あと吹田市はどうされているのか。多分、吹田市と歩調を合わせる形になると思うんですけれども、そこら辺はどうなっていますかということと。

あと、この電線共同溝なんですけれども、クリーンセンター、正雀下水処理場跡地のところの千里丘84号線は電線共同溝を設置したということで、今度この千里丘90号線がされるということになりますと、あと二つ残るわけですが、そのところは、これは位置的には東側なのか北側なのか、そこはどうなるのかということも、私は四隅を電線共同溝にすべきだと思うんですけれども、そのような計画はあるのかないのか。

以上、3点お答え願います。

○村上英明議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 まず1点目でございますけれども、今回は吹田市の都市計画道路でございますので、まず吹田市のほうからしまして、摂津市のほうも吹田市のほうで施工します。ですから、施工自体は吹田市のほうで全てします。あと、でき上がりましたら、維持管理のほうは摂津市域のほうは摂津市域でします。吹田市域のところはもちろん吹田市域ですという内容でございます。

それと、毎年道路認定は年に一度だけ、毎年第1回の定例会のときにさせていただいておりますけれども、これは図面等を委託

しておりますので、その委託をするためにやはり年に一度しかできないんです。今までの分をずっとまとめて委託しておりますので。ですから、毎年、年に1回させてもらっておりますけども、今回は電線共同溝、この9月のこの議会に上程させてもらいまして、計画等が約半年ぐらいかかりまして、それから27年の当初から工事が1年間かかると。それに間に合わせるために今回上程させてもらった次第でございます。

それと、電線共同溝、今、この90号は今回認定させてもらう部分でございますけども、84号線は以前にさせてもらいました。今度はクリーンセンターの東側のほうも共同溝させてもらいますけども、正雀処理場の北側、あのところの電線共同溝に関しては今のところ計画はございません。

以上でよろしいでしょうか。

○村上英明議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 一応、道路認定に係ります内容につきましては、山口部長のほうから今ご説明させていただきましたけども、その周辺につきましては、都市整備部の所管になると思いますので、その分について追加でちょっと補足説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

クリーンセンターにかかわります周辺でございますけども、実際区画整理の部分でいきますと、前、84号線を認定いただいたと、千里丘中央線でございますけれども。それから、クリーンセンターの横を貫いて抜ける山田川沿いに走る市道78号線と申しますか、この道路につきましては、基本的には電線は電線共同溝で進めるという形になっております。その分につきましては、もともと市道で認定されておりますので、そこに電線共同溝の施工という形に

なっておりまして。

その次に、企業さんですね、ここで言いますと芦森さんの部分とクリーンセンターの間、これが認定を受けております市道44号線でございます。この市道44号線につきましては、今、吹田といろいろ協議はいたしておりますけれども、基本的には我々三方あれば電線は地下化して引き込めるであろうというふうな一応考えを持っておりますが、できるだけ、吹田さんとまだ協議を進めておりますので、できたらクリーンセンター側には電線は設けない。できれば、企業さんのほうはもう引き込んでありますので、現実的な話としては。その部分については、吹田さんと今現在協議を進めておりますけども、吹田側の工事になりますので、この分については電線共同溝は困難であるという回答は今現在もらっております。できれば我々のほうはしてもらいたいことでは要望は出ております。

幅員構成でございますけども、18.5メートルの幅員の構成でございます。車道部につきましては、2車線、3.5、3.5の7メートルの車道でございます。それと、歩道部は5メートルと6.5に分かれます。ただ、これにつきましては、摂津市のほうの部分につきましては、基本的には地区計画で壁面後退の条件を今後つけてまいります。地区計画に定めてまいりますので、その部分については全体的にはそんな幅員の構成の違いは出ないのかなというふうに思っておりますけども、ただ、この部分については今後駅前等再開発特別委員会のほうにも具体的にお示ししていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村上英明議長 上村議員。

○上村高義議員 そしたら、駅特の中でもこ

うという質問が出ると思うけども、これはこの辺にしておきますけども、幅員については3.5、3.5、5メートル、6.5ということでありました。ここはどういう形に歩道が使われるかということも興味を持っていきたいと思っていますけども、あと、電線共同溝ね、44号線は今のところ考えていないという話でありましたけども、電柱があるということは、まちの景観がやはり全然違った、重みが違ってくると思うんで、やはりここの土地利用というか、土地の価値を上げるためには電線共同溝化して無電柱化するということの取り組みをぜひ進めていただきたいということで要望しておきます。

以上です。

○村上英明議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 では、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第55号を採決いたします。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者全員です。

よって、本件は可決をされました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

9月5日から9月17日まで、休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午後2時55分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長

村 上 英 明

摂津市議会議員

弘 豊

摂津市議会議員

山 崎 雅 数

摂津市議会継続会会議録

平成26年9月18日

(第2日)

平成26年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成26年9月18日（木曜日）
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員（21名）

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	福住礼子
5 番	藤浦雅彦	6 番	村上英明
7 番	三好義治	8 番	東久美子
9 番	市来賢太郎	10 番	中川嘉彦
11 番	増永和起	12 番	弘豊
13 番	山崎雅数	14 番	水谷毅
15 番	南野直司	16 番	渡辺慎吾
17 番	嶋野浩一朗	18 番	大澤千恵子
19 番	野原修	20 番	安藤薫
21 番	野口博		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	小野吉孝
教 育 長	箸尾谷知也	市 長 公 室 長	乾富治
総 務 部 長	有山泉	生 活 環 境 部 長	杉本正彦
生活環境部理事	北野人土	保 健 福 祉 部 長	堤守
保健福祉部理事	島田治	都 市 整 備 部 長	吉田和生
土木下水道部長	山口繁	教 育 委 員 会 長	山本和憲
教育委員会 次世代育成部長	登阪弘	教 育 総 務 部 長	
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和	教 育 委 員 会 長	宮部善隆
		生 涯 学 習 部 長	
消 防 長	熊野誠	水 道 部 長	渡辺勝彦

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	藤井智哉	事 務 局 次 長	川本勝也
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

上	村	高	義	議員
森	西		正	議員
水	谷		毅	議員
大	澤	千恵子		議員
渡	辺	慎	吾	議員
福	住	礼	子	議員
東		久美子		議員
安	藤		黨	議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○村上英明議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、水谷議員及び南野議員を指名いたします。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 おはようございます。

それでは、通告内容に基づきまして一般質問させていただきます。

まず1点目、都市計画決定が廃止になった道路の交通安全対策についてであります。

都市計画決定が廃止になった府道大阪高槻線についてであります。この府道大阪高槻線の沿道には、さまざまな企業、商業施設や飲食店舗が建ち並んでおります。そして、幹線道路でもあり自動車の通行量も多く、また生活道路でもあることから歩行者や自転車の通行量も多く、一歩間違えると重大な事故を起こす危険性があります。

そのような中、先般、鳥飼下地域の大阪高槻線西行きの鳥飼下一丁目交差点付近において、ファストフード店の開発が行われております。この開発の際に歩道拡幅などがされるのかと思っていましたけども、そのような安全対策が行われていないというふうに伺っております。

以前、鳥飼西地区のホームセンター開発時には、歩道が拡幅され安全が確保されております。この違いについて一度お聞かせください。また、この際、このときに大阪府との協議はどういう形で行ったのかもお聞かせください。

次、2点目、南摂津駅周辺の違法駐車対策強化についてお尋ねいたします。

南摂津駅に通じる市道東一津屋19号線に面した商業施設の前の道路に常時五、六台の違法駐車があり、市民から何とかしていただきたいという要望もあり、今回、質問させていただいております。

摂津市では、違法駐車追放事業として、千里丘駅及び正雀駅周辺を違法駐車等防止重点地域として取り組んでおられますが、まず現状の取り組み状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

次、3点目、吹田操車場跡地への国立循環器病研究センター移転に伴うまちづくりについてお尋ねします。

吹田操車場跡地に国立循環器病研究センターが移転することが昨年決定され、平成30年開院に向け着々と進行しておりますが、さきの進捗状況につきましては、先般、駅前等再開発特別委員会でも報告がありました。そのことも参考にしながら質問をさせていただきます。

まず1点目は、特区の件ですが、駅前等再開発特別委員会の中でも特区についての説明がありましたが、改めて国際戦略総合特区の概要と特区への編入について、摂津市としての基本的な考え方についてお聞きいたします。

摂津市を含む北大阪地域や関西イノベーション国際戦略特区への編入になると思いますが、今までの経緯も含め、答弁をお願いします。

次、2点目ですが、健康・医療のまちづくりについてであります。

これも先般の駅前等再開発特別委員会の説明で、国立循環器病研究センターを中心とした健康・医療のまちづくり会議を開催し、来年の7月ごろをめどに論点整理を行う。そして、摂津市としても市独自の健康・医療のまちづくり検討部会を立ち上げ

るのとことですが、今現在、どのようなことを考えておられるのか、答弁をお願いします。

以上で1回目を終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 都市計画決定が廃止になった道路の交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。

開発に伴う府道部の後退や拡幅の違いについてでございますが、大阪府では、都市計画決定後、長期間事業未着手の都市計画道路について、社会情勢の変化に対応するため、平成23年3月策定の都市計画道路見直しの基本方針に基づく都市計画道路の見直しが行われ、平成26年2月19日、都市計画決定告示により大阪鳥飼上上田部線及び千里丘正雀一津屋線が全線廃止となっております。

鳥飼西地域における府道大阪高槻線西行きの鐘化前バス停付近では都市計画道路による道路幅員が確保されておりましたが、ホームセンター開発時に店舗利用客への安全対策の確保を図ることを目的に、道路管理者である大阪府土木事務所及び本市と開発事業者との間で協議を行いましたところ、土地所有者である地元企業の協力も得られたことから、さらに道路幅員が確保でき交通安全対策が図られたものとなっております。

一方、鳥飼下一丁目交差点付近において開発予定のファストフード店の場合は、後退や歩道拡幅につきましては、本市では、歩行者などの安全確保や店舗利用者の安全通行の面から歩道拡幅などの安全対策について協議を行いました。道路管理者であります大阪府茨木土木事務所との協議によ

り歩道拡幅までの協力を得ることができなかったものでございます。

続きまして、南摂津駅周辺の違法駐車対策強化についてのご質問にお答えいたします。

市内の違法駐車対策につきましては、平成6年4月1日から摂津市違法駐車等の防止に関する条例に基づき、違法駐車などの防止対策に取り組んでいるところでございます。

活動状況といたしましては、違法駐車などの防止重点地域としてJR千里丘駅及び阪急正雀駅の2駅周辺を指定しており、重点路線の路上駐車車両に対して交通指導員2名により助言及び啓発活動を行い、安全で快適な生活環境の保持に努めているところでございます。

その他の地域につきましては、違法駐車等防止重点地域に指定していないことから事務報告書の記載はいたしておりませんが、鳥飼地域を重点に週2回、青色防犯パトロール車により迷惑駐車などの対策に取り組んでいるところでございます。

ご指摘のモノレール南摂津駅へ通じる市道東一津屋19号線におきましても、パトロール車によるスピーカー広報や警告ステッカーなどの添付などにより啓発を実施し、また悪質な違法駐車に対しましては、摂津警察署へ通報するなど、違法駐車防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

(島田保健福祉部理事 登壇)

○島田保健福祉部理事 健康づくり推進協議会の部会の設置に関するご質問についてお答えをいたします。

ご存じのとおり、平成30年度には、心臓病や脳卒中、高血圧等の循環器病を専門

に世界の最先端の治療と研究を行っている国立循環器病研究センターが操車場跡地に移転することが決定しており、将来的には摂津、吹田両市にまたがる市域において、同センターを核に健康・医療をキーワードにしたまちづくりが展開されることになります。

国立循環器病研究センターでは、今後、地域と連携した予防医療の展開を模索されておりまして、本市としては、高齢化が進展する中、健康寿命の延伸を図るため、国立循環器病研究センター等との連携による地域医療・健康づくりの推進に期待を寄せているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、国立循環器病研究センター、吹田市民病院、摂津、吹田両市の医師会、行政関係者で健康・医療のまちづくり会議を立ち上げ、摂津、吹田両市域の地域医療の今後のあり方等について意見交換を行っておりますが、摂津市の健康・医療の向上に向けては、このような関係機関との協議だけではなく、本市としての独自の検討機関を設けることが必要と考えております。

このため、市民の健康づくりの総合的な推進のため、必要な事項について調査、審議する健康づくり推進協議会内に、仮称ではございますけれども、「健康・医療のまちづくり検討部会」を設置いたしまして、国立循環器病研究センター移転を見据えた健康・医療施策の方向性について議論してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 国際戦略総合特区の概要及び特区への編入についての本市の基本的な考え方についてご答弁申し上げます。

初めに、総合特区につきましては、平成23年6月29日に公布されました総合特別区域法に基づき、大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、京都市及び神戸市が共同で特区指定申請を行い、同年12月、関西イノベーション国際戦略総合特区の指定を受けただところでございます。

これは、関西の強みであるライフサイエンス分野や新エネルギー分野に集中投資できる環境を整え、研究開発から海外展開まで一貫した取り組みで世界に向けた新しいイノベーションを生み出していくことを目的としており、国による特例及び支援措置としましては、規制制度の特例措置、税制上の支援措置、財政上の支援措置、金融上の支援措置が用意されており、これら特例措置、支援措置の内容は国と地方の協議会での協議を踏まえ逐次追加できるものとされております。

また、昨年から今日までの経過の中で、平成25年6月、国立循環器病研究センターの建て替え移転先が吹田操車場跡地の第5街区に決定され、本年6月26日には国循の移転先の第5街区及びその西隣の第4街区ともに特区の区域に編入されております。

そこで、議員ご質問の本市域の特区編入についての本市の基本的な考え方でございますが、正雀下水処理場跡地及び本市クリーンセンター跡地につきましては、現段階においては将来の国循の移転先リザーブ用地として位置づけ、そして国循を中心とする医療クラスターの形成を図るための医療関連産業等の集積を図る拠点として、国際戦略総合特区の区域指定に向け、大阪府を初め関係団体との協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○村上英明議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、都市計画決定廃止にかかわる問題ですけれども、今、鳥飼下ファストフード店と鳥飼西の大型量販店との歩道の拡幅の違いについて説明がありましたが、鳥飼西のホームセンター周辺の道路は歩道も拡幅され、朝夕の通勤通学、そして買い物客等で非常に多い中で安心して通れる状況になっておりますし、また歩道が拡幅されたことで美観的にも非常によくなっておりますし、周辺の価値も上がってきているのではないのでしょうか。このような地道な取り組みが、まさに住みたいまち摂津に近づいていくと思います。

一方、鳥飼下ファストフード店の開発においては、歩道の拡幅がなされないとのこととあります。この違いは何なのか、非常に疑問に思います。その大きな要因の一つが大阪高槻線及び千里丘正雀一津屋線の都市計画決定が廃止になったということとありますが、この廃止の際の説明では、今後は交通安全対策事業として整備されることにより今までよりスムーズに整備が行ってまいれるというふうに聞いておりますが、現実、鳥飼下一丁目のファストフード店開発では歩道の拡幅すら行われていない状況となっております。

また、鳥飼西から鳥飼下の間歩道の段差も大きく、路側帯もきれいに整備されていない状況でありますし、一方、鳥飼仁和寺大橋北詰を過ぎて鳥飼中、鳥飼上にかけては歩道も整備され、自転車走行レーンもつくられております。まさにこの府道高槻線サロンパス状態、いいところと悪いところ、サロンパス状態になっております。

先日、私の知り合いが池田市から摂津市に引っ越しされてきたんですけども、私が

住んでいる鳥飼本町まで遊びに来るということで、自転車でこの高槻線を来たんですけども、家に着く早々、摂津って怖いねと、こう言われたんですけど、私も返事に困ったんですけども。また、同じこの都市計画決定が廃止になった正雀一津屋線の四中から別府交差点までの区間の歩道が未整備のままになっております。ここも通行量が多く非常に危険な状態であります。

この大阪府として都市計画決定が廃止になったことで、大阪府からの指導ももう権限がなくなったわけですが、この大阪高槻線、正雀一津屋線の整備が今後どうなっていくのか、この事実を見ると、交通安全上、事故がないか非常に心配であります。

今回も交通安全対策について、大阪府と協議したとのこととありますが、結果としては安全対策ができておりません。この都市計画決定が廃止されるということは、都市計画決定時に描いた道路ができなくなった。その計画が消えたわけですから。この廃止にするときに、本当は計画に近づくような代替案を本来は府に申し入れるべきではなかったのか。そういう協議をなぜしなかったのかということと、府道大阪高槻線、正雀一津屋線の今後の道路の環境整備についてどうされていくのか、答弁をお願いします。

二つ目の南摂津駅周辺の違法駐車対策ですけれども、現在の取り組み状況についてお聞かせいただきましたが、現実には南摂津駅前道路、周辺のこの道路、違法駐車が常態化しております。先週金曜日は行ったんですけども、きのうも行ったんですけども、いつも五、六台の違法駐車があります。以前、手前の交差点で出会い頭の衝突事故も発生しておりますし、またこの手前交差点に進入しようとする、違法駐車が

あるために、中心まで行かないと左右から車が来ているか確認できない状況であります。これは非常に危険な状態であるということで、このような状況を一刻も早く解決すべきだと思います。

これに比べ、千里丘や正雀駅周辺にはそんなに違法駐車が少なく、通行の車両、運転の邪魔になるような感じを受けていないんですけども、この違いとして、やはり当方の違法駐車対策強化としてこの南摂津駅周辺も重点化、地域指定への考えについて一度お聞かせ願います。

次、3番目の吹操跡地問題ですけども、今、特区についての答弁がありました。関西イノベーション国際戦略総合特区の中に入っていくんですけども、この関西イノベーション国際戦略総合特区の掲げている目標は、これはホームページによりますと、1が医薬品、2が医療機器、3が先端医療技術、4が先制医療、5がバッテリー、6がスマートコミュニティに取り組むということになっております。

また一方、国立循環器病研究センターの取り組む方向性としては、これもホームページに公開されておりますけども、それによると、1番目が循環器病予防と制圧、2番目がオープンイノベーション、3番目が国際級の複合医療産業拠点（医療クラスター）の形成を行うというふうになっております。

このような中で、摂津市として具体的に正雀下水処理場跡地及び本市クリーンセンター跡地を特区編入し、産業集積を特区編入していこうという意向でありましたけども、この場合の本市への影響ですね、メリット、デメリットはどのようなのかということと、また当該跡地の活用についてどのように考えておられるのか。また、特区への編

入時期はいつになるのか、さらにこの医療クラスター形成に向けた市の独自支援策についてどのようなことを考えておられるのか、答弁願います。

次に、3の中の健康・医療のまちづくりですけども、今、市独自の健康・医療のまちづくり検討部会を設置していくということでありました。この摂津市の市民のためにその施策の方向性を議論するということでありましたが、議論した結果をどう生かすかが重要であります。今、全くこの先が我々は見えないんですけども、非常に期待はしています。期待はしておりますんで、どのような結果が出るか非常に期待しています。この国循の大きな目的の一つのこの循環器病予防と制圧という観点からして、非常にこの摂津市についての健康づくり、健康増進にも関係すると思います。

ここで確認しておきたいのは、いつごろまでにこの検討部会の議論を取りまとめ、また何を目指しておられるのか、もう一度答弁をお願いいたします。

以上で2回目を終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 都市計画決定が廃止になった道路の交通安全対策についての2回目のご質問にお答えいたします。

府道大阪高槻線及び正雀一津屋線につきましては、以前から現況道路の安全対策を継続的に要望しており、都市計画道路見直しの際には、現道部の安全対策を要望してまいりました。平成25年度に都市計画道路見直しによりまして、大阪鳥飼上上田部線及び千里丘正雀一津屋線が全線廃止にされております。

府道大阪高槻線、正雀一津屋線及び正雀停車場線では、慢性的な交通渋滞を来す混

雑道路でありながら歩道の連続性や安全性に欠けるいびつな状態で、歩道や未整備の区間が多く見られるにもかかわらず、平成26年2月19日、都市計画決定告示により都市計画道路が廃止されたことにより交通安全上の問題を残したままになることは十分認識しております。

今後は、都市計画事業としての整備の見込みはなくなりましたが、現道部の道路管理者の責務として、歩行者などの安全確保が図れますように道路区域を拡大され、道路法に基づきまして交通安全対策事業による歩道の確保や拡幅などの道路環境整備を積極的に実施されますよう、引き続いて道路管理者であります大阪府土木事務所に対して強く要望を行ってまいります。

引き続きまして、南摂津駅周辺の違法駐車対策強化についての2回目のご質問にお答えいたします。

現在、モノレール南摂津駅周辺道路は、公安委員会による駐車禁止規制が指定されていることから、悪質な違法駐車車両の排除に向け、摂津警察署へパトロール及び取り締まりの強化を要望しているところでございます。

また、JR千里丘駅周辺の阪急正雀駅周辺のように、違法駐車対策を強化するには、重点地域を指定して、その地域内の路線を重点路線にする必要がございます。しかし、重点地域及び重点路線の指定には、当該地域の住民の意見を聞くとともに、摂津警察署その他の関係行政機関との協議が必要であります。

そのため、現状の違法駐車状況の把握に努めるとともに、重点地域の指定が必要な関係機関と協議し、検討してまいりたいと考えております。今後とも摂津警察と連携し、違法駐車対策などの防止に向け取り組

んでまいりたいと考えております。

以上です。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

○島田保健福祉部理事 健康づくり推進協議会部会における議論の取りまとめ時期と議論の活用の方角性についてのご質問についてお答えをいたします。

健康づくり推進協議会部会では、今後摂津市としての健康・医療のまちづくりに関する基本的な考え方等について議論いただくこととしており、国立循環器病研究センター等が参加する健康・医療のまちづくり会議における議論と並行させながら、来年中には報告を取りまとめていただく予定としております。

本市といたしましては、部会の審議結果を踏まえまして、これも仮称でございますが、来年度中に健康・医療のまちづくり計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

計画の策定に当たりましては、世界有数の循環器病予防医療拠点であります国立循環器病研究センター移転のメリットを市民の皆様に実感いただけるような医療分野はもとより、健康づくりや食育の推進など、さまざまな分野で国立循環器病研究センターと連携した健康づくり、保健・医療施策を打ち出してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村上英明議長 市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、上村議員の2回目のご質問についてご答弁申し上げます。

初めに、正雀下水処理場跡地及び本市クリーンセンター跡地を特区に編入し、産業集積を図ることとした場合の本市への影響についてでございますが、これまで当該跡地は吹田市の下水終末処理場として活用さ

れてきたため、地方税法第348条第1項の規定により固定資産税は非課税でありましたが、処理場を廃止し、公共用以外の用途、つまり民間と同じような土地活用を行う場合にあっては、国有資産等所在市町村交付金法が適用され、固定資産税の課税標準となる評価額を交付金算定標準額とし、これに固定資産税率と同じ1.4%を乗じた額を交付金として吹田市から本市に交付されることとなります。この場合、都市計画税相当の0.3%は除外されますものの、活用面積部分につきましては交付金が増収となるものでございます。

都市型居住ゾーンから産業集積ゾーンへと転換することにより個人に係る市民税及び固定資産税は見込めないものの、産業集積を図ることができた場合、将来的には法人市民税及び建物償却資産に係る固定資産税の増収が見込まれると考えております。

さらに、当該跡地において、国循を中心とした医療関連クラスターが形成されることにより本市におきましても国循等と連携した地域医療・健康づくり施策の展開に向け、大きなメリットがあるものと考えております。

次に、2点目の土地活用の方法についてでございますが、当該跡地は将来の国循の建て替えリザーブ用地として確保しておく必要があるため、摂津市、吹田市とも30年程度を期限とした定期借地権を設定し、そこに医療関連企業等の集積を図りたいと考えており、今後吹田市と募集条件等詳細事項について協議を進めていくことになると考えております。

3点目の特区への編入の時期についてでございますが、正雀下水処理場の解体工事が間もなく着工し、一部を残して27年度には更地化されると聞き及んでおります

が、この点については事業スケジュールと照らし合わせながら、大阪府と連携を密にし、適切な時期に大阪府から国に対し、特区への編入申請をしていただくことになるものと考えております。

最後に、4点目の市の独自支援策についてでございますが、現在、大阪府内で国際戦略総合特区に指定されている地域がある自治体は12市町でございます。その中で、独自支援策として、国際戦略総合特区における課税の特例に関する条例を制定しているのは、大阪市、吹田市、箕面市、茨木市、熊取町の4市1町となっております。

支援内容でございますが、ライフサイエンス分野、新エネルギー分野の事業、研究を行い、関西イノベーション国際戦略総合特区の取り組みに関連する事業を展開する者のうち、大阪府及び当該市町に事業計画の認定を受けた事業者に対し、法人市民税、固定資産税、都市計画税について、市外から特区地域に新たに進出した場合、最大5年間ゼロ、6年目から10年目まで2分の1とし、市内からの進出についても従業員数及び事業所床面積の増加割合に応じて軽減するというものでございます。

本市としましても、国循を中心とした医療クラスターの形成を図るため、大阪府としっかり連携しながら、独自支援策について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○村上英明議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目の都市計画道路の件ですが、部長答弁では引き続き大阪府に要望していきまうということでありました。なかなかそのことが結果としてあらわれてないということが非常に問題であるんです

よ。この府道は幹線道路であると同時に、摂津市民にとっては生活道路で、日常非常によく使う道路であるということでありまして、今回のファストフード店、多くの子どもが買いに来ると思われるんです。それがゆえに、より安全対策が必要であるというふうに思います。

私は、今回のような開発行為が行われるときに整備のチャンスだと思っております。今後は、大阪府の交通安全対策事業として行っていくとのことですが、なかなか進まないのが現状であります。私は、今後このような開発行為が行われる場合には、やっぱり地元としてこだわって、府と折衝して整備をさせていくことが必要ではないかなと思っています。

実は、きのう役所から帰りに、この府道大阪高槻線を鳥飼西から高槻に向けて走ってみたんですけども、そういう都市計画道路が廃止になったという観点から見ると、やっぱり鳥飼西のホームセンターの前、周辺は非常にきれいで車道も広いし歩道も広いしバリアフリーになっているし、安全上非常にすばらしい道路だと思うんですよ。

それから、ちょっと新在家の辺に行くと、道路も狭くなる、歩道も狭くなる、段差もある、ましてや歩道の安全柵もないところもあるしあるところもあるし、そして路側帯も書かれていない。そこを自転車 jalur側帯を走っていく。僕、車は車道を走っておるんですけども、非常にいつ事故が起こってもおかしくないような状況が続いているわけです。

この都市計画道路が廃止になったということは、市民はなかなか知らないんじゃないかなと思います。この府道大阪高槻線はずっと都計道路ということでいずれはきれいになるんだという思いがあって、ずっと

市民も都計、計画上はこれきれいになるんだという思いでおったんですけども、これは知らない人が多いんじゃないか。いずれはきれいになると思ったけど、もうならないんですよ。だから、そこでやっぱり摂津市としては、この思いというか、この都計高槻線をきれいにしたい。府道正雀一津屋線も同じだと思います。

そういった中で、私は家に帰って考えたんですけど、こういう高槻線で生活道路、今のままの状態でもいいのかと。やはり何とかしなければならぬと。いろいろ考えたあげく、私はこの議会の場で今要望しましたよ。そのことも大事ですし、やはり行政としても何かやっていただきたい。

その一つが、やはりこの開発計画時に設計した道路に近づくように、現状の問題点をきっちり調べ上げる。それで、具体策を持って府と折衝するということが大事ではないかなと思っています。ですから、今、私が言ったように、歩道に安全柵がない、路側帯も書かれていない、そういうことも具体策を持って府と折衝する。そして、この開発計画が、こういう開発計画が出たときに、今後の摂津があるべき取り組み方ですね、これはやっぱりきっちりとオーソライズして一元化しておかないと、今後将来的にもし同じような開発計画が出たときに、こうしようということを決めておかないと、いつまでたってもこの道路は今のままの状態であるということが思われます。

そういった意味で、この市民に対する安全確保の責務というのは市にあります。大阪府は、ここに対して余り、道路はつくるのは大阪府の責任ですけども、日常生活における安全責任は市にあると思います。やっぱり地元の意見、意向を大阪、今言った

ような形で具体的に強く申し入れを行っていくということが大事でありますし、そういうことを行うことが総合計画に示されている、住みたい、住み続けたいまちにつながっていくと思います。

最後に、市長に伺いますけれども、市長は府議会議員時代にこの都市計画道路整備について長年かかわってきておりますし、大きな人一倍の強い思いがあると思いますけれども、今の議論を聞かれまして、市長としてどのような考えをお持ちなのか、一度お聞かせいただきたいと思います。

次に、南摂津駅違法駐車対策強化ですが、これは現状が常時五、六台あるということなんで、この状況を何とか解決してほしいということで、私も定期的にチェックに行きますけれども、またその都度私もこだわって質問していきますんで、何とかこれは警察と連携しながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

次に、3番目の吹操跡地に関する件ですが、今、説明がありました。この吹田操車場跡地開発、着々と刻々と毎日日々変化しております。特区に対する考え、市の健康づくりに対する考えをお聞きしました。この国立循環器病研究センター移転の話は、総合計画策定時はなかった新たな案件であります。また、ただ現在までの取り組みについて大きく大いに評価をしておきたいと思います。

今の説明では、一応メリットとして、一つは、正雀処理場跡地、今は公共用に供しているんで税金はかからないと。これが民間にもし転用した場合には、ここには固定資産税並みの交付税が入ってくるということでありましたし、あと循環器病患者の迅速な救急搬送ができるということと、国循と連携した予防・医療・健康等の施策がで

きるということでありました。ただ、デメリットがなかったんですけども、ほんまにいいことだらけなのかというのが、デメリットはやっぱり想定すべきではないかなというのがあります。

そういった中で、これから進んでいくと思いますけれども、最後に副市長にお尋ねしますけど、ここには国際戦略総合特区という国の関与もありますし、国立循環器病研究センターへの思いもありますし、UR都市機構、そして吹田市、摂津市、みんながいろんな思いで会議をすると思うんですけど、やっぱりそこは摂津らしさというのを出すということが大事でありますし、それはやっぱり市民にとってメリットのあることということを提案し続けるということが大事じゃないかと思っていますし、そういったことも含めて、総合計画の観点も踏まえて、市としてどのように取り組んでいけるのか、答弁をお願いいたします。

○村上英明議長 答弁を求めます。副市長。

○小野副市長 3回目の質問にお答えしたいと思います。

率直な感想は、ここまでに至るまでの間で、処理場の問題、機能停止に伴う問題、それから吹田、あと私どもの市のまちづくりの考え方の若干の相違であるとか、いろいろ議会とも協力願ってやっところまで来たなというのが率直な感想でございます。

そこでまず、今考えておることは、平成21年当時のまちづくりの基本計画策定当時は、処理場の問題も国循もございませんでしたので、これは平成25年に処理場の廃止と国循の移転が決定されておりますので、市の総計、それからまちづくり基本計画との乖離が生じております。したがって、市として、公室長が答弁していることもございます。島田理事が答弁してござ

います。その考え方をベースにしながら、新たにその方向性、変更追加をしなきゃならないというふうに考えておりますので、これについては基本的にそういう方向で進めながら、議会ともご協議したいというのが基本的な今のスタンスでございます。

それで、7街区も処理場跡地も都市の居住空間といたしておりますけども、公室長が答弁いたしておりますように、これは処理場跡地が国循の将来、30年先なのか40年先なのか、国循が移転するリザーブ用地であるという位置づけはされておりますし、摂津市も了解をいたしております。

その上で、大阪府、国循におきまして、医療クラスターの拠点になるべき役割を担うというところで今公室長も答弁をし、上村議員の質問があったとおりでございます。ただ、これの具体的な中身は、まだ、いまだきょうの段階では見えておりません。

それで、7街区におきまして、URが持っている用地の一部を確保して、国循の関連施設をそこに持ってくると。今聞いておるのはその1万平米という土地の中で持ってくると。今、我々が理解しているのは、その国循の医療関係者の官舎、それから国循の医療事業にかかわるサービス施設などが来るという形を聞いておって、これについても今後緊急に詰めていかなければならない課題だと思っています。

それから、大阪府は、国循にかかわる機能の集積を、全体で戦略特区ということも大阪府からの提案も受けております。これは、トータルとして戦略特区という中身も、ただこれもいまだ、まだ見えておりません。これは、我々了解はしていませんが、大阪府から早晚提案があるというふうにも思っておりますし、そういうことが出

てくれば議会ともご協議申し上げたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、特区の問題も医療クラスターの問題も7街区の問題もURが持っておりますから、きょうの段階では具体的にこうだということを申し上げる中身はまだ持ってはおりません。まさしく、これが詰めの中身であります。

一昨日に、国循の事務局のトップから私に具体の話をしたいということが参りましたので、私はそのときに、一日も早く、医療クラスターを国循はどう考えておるのかということを知りたいと思いますし、URの土地の1万平米の問題をどう活用するのか。うちのバッファゾーンをどういうふうに見るのかということを知りたいと思います。

それで、いずれにいたしましても、まず基本は7街区の都市型の居住ゾーンの位置づけは堅持をいたします。これは堅持をすると。それは、イメージとしては、南千里丘のまちづくりのまちのイメージを意識しながら、用途地域の見直し、それから地区計画をどう定めるのか、その上で南千里丘まちづくりでの付加価値がございました。あのときは、「エコの見える化」でございましたが、今回は庁内としては、「健康見える化」を中心にしながら考えてまいりたいと。その上で、国循との連携をしながら、民間提案による公募型のプロポーザルで7街区の問題を処理したいと。そのときの時点でももちろん売却をすると。プロポーザルするときに売却するという考え方でも処理したいということでございますから、今のこの時点では、いずれの問題もご指摘なかったものの、ここで具体的に中身はございません。

ただ、基本的には7街区のまちづくりは

都市型居住を堅持しながら、南千里丘のあの事例をベースにしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 私に対する3回目の質問にお答えをいたします。

いつも言っていますが、道には、私道、それから市町村道、都道府県道、国道ですか、大きく分けたらこの四つの形態があると思いますが、この道はどこかでつながっておりますね。どっかでつながっております。そういうことで、人間の血管と一緒にございまして1本なんです。どこか1か所がよくないところがあると、全体の機能が損なわれかねないわけです。

そういうことで、管理形態はそれぞれありますけれども、今回、大阪府道の都市計画の廃止とありますが、これが決定されました。約半世紀にわたって公権といいますか、公の権限がある程度規制していたものをとったわけでございます。それは、それなりにいろんな理由があったと思うんですけど、大阪府道でありますけれども、さっきもおっしゃったように、摂津市にとってはまさに生活道路でもあります。

そんなことで、さっきホームセンターの話をちょっと出されましたけれども、今の法律といいますか、規制の中でやっぱり事業所の理解、協力があってあのホームセンターはきちっと整備をされたわけであります。

そういう意味では、一方でそうではないところもたくさんあります。何か公権で、公権を発動するといいますか、余りよくないことかもわからないけれども、してでも、やっぱりこの安全・安心を確保できないものか、これは今後いろいろと模索をしていきたいなと思っています。

そんなことで、今度の都市計画道の廃止について、大阪府の都計審で、るるいろいろ審議があったんです。私もそこへ顔を出しました。そして、その関係者にはっきりと言うておきました。都市計画を見直すのはいいけれども、まさかほったらかしにするのとかやろうなど、私流の言い方でその場で発言をいたしました。

大阪府関係者いわく、これから道路全体を評価し、優先順位を決め、交通安全対策事業として今後もしっかり取り組んでいきますというふうな回答を得たんですけれども、そういうことで先ほども指摘されていたと思いますが、これからは交通安全対策事業として取り組んでいくということらしいです。そういうことを口で言うのは簡単ですけど、これはしっかりと押さえていかないかんですが、今後も都計、計画廃止したから知らんでは言わさないようにしっかりと押さえて、そして府道ではありませんけれども、我々市としましても、できる限りそれだけにしっかりと、また安全・安心等々に目を向けていきたいと思っております。

○村上英明議長 上村議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして質問をさせていただきます。

避難勧告に伴う避難所の開設についてですけれども、8月10日、午後1時55分、台風11号の接近により避難勧告が発令されました。多くの市民は、避難勧告を防災メールで確認をされたと思います。

まず、午後1時25分に茨木市から安威川の水位が氾濫危険水位に到達したため避難勧告を発令したというメールが出され、

摂津市は大丈夫かという不安を持たれた摂津市民は大変多かったと思います。

午後1時55分に摂津市から安威川の水位が氾濫危険水位に到達したため避難勧告を発令しました。1時間程度で水位は下がり出す見込みですが、安威川沿いの浸水想定区域にお住まいの方は安全な場所への移動や建物の高い場所へ上がるなど、身を守る行動をとってくださいというメールを出されました。

そこで、浸水想定区域とはどの地域のことを指すのか、市民が自分の住んでいる区域が浸水想定区域であるということをどう判断できるようになっているのか。今回の避難所9か所、第三中学校、別府小学校、コミュニティプラザ、安威川公民館、鳥飼北小学校、新鳥飼公民館、鳥飼体育館、鳥飼東小学校、鳥飼東公民館が開設されました。しかし、安威川以南では、鳥飼小学校区、鳥飼西小学校区、味生小学校区には避難所が開設されていません。

市民が自分の住んでいる区域の避難所が開設されたかどうかをどのようにして把握できるようになっているのか。避難所の開設における職員が避難所の鍵を保有しておらず、市役所に鍵を取りに行かれた方もおられ、また避難所での対応方法がわからないという職員もおられた。さらに、避難所に来なかった職員もおられた。避難所開設に当たり、日ごろの訓練はきっちりできているのか。実際、河川が氾濫した場合、避難所とされている体育館も浸水に遭い、校舎への避難が必要な場合も想定しなければならないと思いますが、その点はどのように考えているのか。

避難所になった公民館等の職員や学校の管理員として既に現場におられる方が、避難所として開設されたことを把握されてい

なかった。避難所になったときの各施設への周知はどのようになっているのか。

私も、避難勧告が発生したときに問い合わせをしようと市役所に電話をかけました。しかし、電話が殺到し、つながりにくくなっていた状況をどのように考えているのか。

以上の点の状況と反省、そして今後の対応についてお聞きをします。

続いて、廃止された都市計画道路の歩道拡幅等の安全対策についてですが、上村議員の質問と重なる部分がありますが、ご了解いただきたいというふうに思います。

とある測量士さんから府道大阪高槻線沿いの鳥飼下三丁目で、前地権者より駐車スペースのある土地と家屋を購入し、その建物を解体し更地にされ、そこへ新たな建物を建設するため測量の仕事をお願いされているときに、大阪鳥飼上上田部線の都市計画道路が廃止となり、施主さんに、歩道まで建物を建てても将来退くことがなくなったから歩道の境界まで建物を建てたらどうですかというふうに助言をされたそうです。その施主さんは、前の持主のとおり、後ろに建物を建てた形で結構ですというふうにおっしゃったと測量士さんからお聞きをしました。

今まで都市計画道路で、将来道路拡幅されるかもしれないから駐車場等にして建物を建てるのを控えておこうという考えが沿線の地権者には少なからずあったというふうに思います。

沿線の開発があれば、市はその開発に制限を今までかけてきました。都市計画道路を廃止し、今まで駐車場等で危険回避のスペースがあったのが、狭隘な道路、歩道の境界まで建築が可能となり、一般家屋も建

てられるようになり、危険回避できるスペースがなくなり、事故が発生するのではないか、大変危惧するところであります。一度建物が建設されると、何十年の間は建物が存在し、歩道の拡幅は不可能になるかと思います。府道大阪高槻線や府道正雀一津屋線は、拡幅されていない狭隘な箇所や縦断的にでこぼこがあるなど、歩道未整備の区間も多くあります。現道の安全対策として、歩道の確保や幅員なども連続性が必要であります。

先ほど道路法に基づいてという上村議員の質問で答弁がありましたけれども、都市計画事業以外の整備方法を道路管理者である大阪府土木事務所に強く要望できないのか、お聞きをしたいというふうに思います。

1 回目は以上です。

○村上英明議長 答弁を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 8月10日、安威川の増水に伴う避難勧告の発令に関するご質問についてお答えいたします。

8月9日から10日に、台風11号が接近し、刺激を受けた前線や台風本体による雨が降り、9日より警戒態勢をとり、職員を配備しました。10日昼前ごろから雨が激しくなり、市内河川の水位は上昇、午後1時30分に安威川が氾濫危険水位に到達したことから災害対策本部を設置しました。午後1時55分に避難勧告を発令し、避難所8か所を設置いたしております。その後、水位の減少傾向が見られたことから午後4時10分に避難勧告を解除し、避難所を閉鎖いたしました。

ご質問の安威川氾濫に伴う浸水想定区域ですが、平成18年に作成配布しました洪

水ハザードマップに示されている区域とほぼ同様で、千里丘東五丁目、庄屋一丁目、正雀一丁目、千里丘一丁目から七丁目を除く全市域となっております。

氾濫に伴う避難行動は想定される浸水深により建物の上の階へ垂直避難や避難所へ避難するなど、状況により異なり、地区別の洪水ハザードマップにその内容は記載しております。

次に、避難所開設の情報についてお答えいたします。

今回、避難勧告に伴い、市内の避難所8か所を開設いたしております。午後1時55分の避難勧告を発令した時点では、台風本体の雲は切れつつあり、水位上昇は収束する予測であったため、緊急速報メール、エリアメールで、避難所への避難ではなく垂直避難等と呼びかけ、地区ごとに避難所をあけることとしたものでございます。今後は、わかりやすく避難行動がとれるよう、地域で啓発とホームページの掲載等を進めてまいります。

次に、避難所開設の体制についてのご質問ですが、避難所の近隣に住む職員で構成する緊急防災推進員が避難所に駆けつけることになっております。緊急防災推進員には、毎年度初めに説明会を開催し、班長には避難所の鍵を渡し、避難所開設に当たる業務内容の説明を行っております。

当日、一部避難所の班長がすぐに出勤できる状態ではなく、他の班員が駆けつけたことにより鍵を市役所で受領し開設を行ったというケースがございます。このため、時間を要したというケースも生じております。

これらの課題の解決には、迅速な対応は日ごろからの訓練や研修を繰り返す行うことしかなく、事前に災害情報を提供するな

ど、推進員の意識の啓発に努めてまいります。

次に、学校の校舎への避難についてお答えいたします。

緊急防災推進員が持つ鍵は、校門や体育館に限られております。避難の初動期には、体育館に入ってもらふことになりますが、その後の河川の水位状況から校舎内への避難が必要な場合が考えられます。そのときの避難誘導は避難所運営に当たる教育委員会の職員により行うことを想定しておりますが、施設管理者と連携を行い、迅速な避難が可能となるよう検討してまいります。

次に、避難所となった公民館等の施設職員についてでございますが、当日は日曜日であり、施設は警報発表に伴い休館としていましたが、嘱託職員等が施設を管理している状況でありました。その職員は、避難所開設の状況を把握していなかったとの現場の話も聞いております。

公共施設の管理は、昨今、指定管理者などさまざまな運営形態があり、職員以外の災害対応も検討する必要があります。このことから各施設管理者に事前に災害対応の周知を行ってまいります。

最後に、避難勧告発令に伴う市民からの問い合わせについてお答えいたします。

市民からの問い合わせは、茨木市が先行した緊急速報メール、エリアメール発信後から始まり、午後1時55分の摂津市の避難勧告発令のメール送信後に殺到いたしました。

問い合わせの内容は、安威川の水位がそんな上昇しているのか。どんな対応をすればよいのかなどが大部分でございました。その間、市民への情報発信など重要な業務が遂行できなかったことから、問い合わせ

に対応する職員体制を構築する必要性など課題が明らかになりました。

今回の避難勧告は、幸い大きな被害がありませんでしたが、いろいろな面で行なわなければならないことを知る機会となりました。今後このような災害に対応できるよう、研修や訓練を行い、また職員の意識の啓発を図ってまいります。

○村上英明議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 廃止された都市計画道路の道路拡幅などの交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。

大阪府では、都市計画決定後、長期間事業未着手の都市計画道路について、社会情勢の変化に対応するため、都市計画道路見直しの基本方針に基づく都市計画道路の見直しが行われ、平成26年2月19日に、都市計画決定告知により大阪島飼上上田部線及び千里丘正雀一津屋線が全線廃止となっております。

このことにより都市計画道路による大阪府茨木土木事務所からの規制指導対象から外れることとなりますので、議員ご指摘のとおり、境界までの有効利用が可能となる反面、一般家庭での境界線まで建築され、結果的に歩道確保や拡幅の連続性が保てないことが懸念されますことから、先ほどにも答弁申し上げましたとおり、都市計画事業としての整備の見込みはなくなりましたが、現道部の道路管理者の責務として、歩行者などの安全確保が図れるよう道路区域を拡大され、道路法に基づき、交通安全対策事業による歩道の確保や拡幅などの道路環境整備を積極的に実施されるよう、引き続き道路管理者であります大阪府茨木土木事務所に対しまして強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

避難勧告に伴う避難所の開設についてですけれども、今回は避難勧告の発令でありましたけれども、より強制力のある避難指示の発令となれば、市民に避難していただく必要があるというふうに思いますけれども、その場合どのような対応をするのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続いて、廃止された都市計画道路の歩道拡幅等の安全対策についてですけれども、都市計画道路が廃止となればこのような問題が生じるということはわかっていたはずであります。なぜ廃止に至ったのか、その当時の経緯について都市整備部長からご答弁をいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上、2回目です。

○村上英明議長 答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 ご質問の市民の避難行動についてお答えいたします。

市が発信する避難情報は、市民の避難を促すものであり、避難勧告やより強制力のある避難指示がございます。

平成23年の台風15号の大雨に伴い、当時、名古屋市では100万人を超える市民に避難勧告が発令されました。多くの市民は、避難行動をとらなかったということで、報告がされております。

行政は、災害に応じ市民の避難を呼びかける災害情報を発信しますが、市民みずからの意思で避難行動をとるためには日ごろからの市民の意識、この啓発に取り組んでいく必要があります。

市では、現在、防災計画の見直し作業を

行っております。改正内容では、地域防災力の強化が柱の一つとなっております。小学校区を単位とした自主防災組織に加え、より小さな単位の団体での訓練を通じて、意識啓発に今後取り組んでまいります。

昨年9月とことし8月の2回の大雨により安威川増水の現象は過去を振り返れば、昭和40年代、50年代に発生しております。約30年間を経過いたしまして、当時の記憶が薄れ、危機意識が低くなっております。

過去の水害を市民の皆さんに知っていただく機会をつくり、地域に理解してもらう場所を設ける取り組みを通じ、みずから判断し、行動する市民づくりを行ってまいります。

○村上英明議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 それでは、都市計画道路をめぐる廃止にかかわります経緯と現状について、ご答弁申し上げます。

まず、この都市計画道路につきまして、平成23年度までは我々の市としては、千里丘正雀一津屋線、大阪鳥飼上上田部線ほか千里丘寝屋川線に関しまして、早急に整備してもらいたいという要望を府に対して毎年重ねてまいりました。

ただ、大阪府のその当時の反応といたしましては、都市計画道路としては凍結路線に当たりますという反応で、事業そのものが動けない状態で行ってまいりました。そういう状況を踏まえながら、大阪府は平成23年3月でございますけれども、府としての都市計画道路の見直しの基本方針、これが提案されてまいりました。

その中身の基本になりますのが、以後30年以内の着手の実現性がない場合についての判断ということで基準が示され、さらに平成24年2月、1年後でございますけ

ども、大阪府は現状を踏まえての評価結果といたしましては、千里丘正雀一津屋線、大阪鳥飼上上田部線、この2路線について廃止という方針が示されました。

ただ、我々にとっては非常に危険の残るような、またさらに安全性が問われる道であるということを常に我々も意識しておりましたので、そういう簡単に受け入れられないということで拒否いたしました。

そこで、平成24年、25年の2か年にかけて、大阪府の府議団、各府議団並びに大阪府市長会を通しまして、大阪府に対しまして要望いたしました。その要望の趣旨といたしましては、府道の道路管理者の責務として安全対策事業による歩道整備の積極的な実施について特段の計らいを要請したいということで、強く要請を2年間かけてまいりました。

最終的に、大阪府の判断といたしましては2点ございました。

それは何かと申しますと、府の方針、意向といたしましては、市としてどうしてもこの道路をしたければ、府決定路線から市決定路線に変更して市で事業してください。それには同意しようというような内容が1点。もう一点は、市が反対しても府としては、都計法上の手続としては、廃止の手続は踏めますよと。この2点が府から一方的に出されたという経緯がございます。

我々とすれば、大阪府に対して、そういう市民、府民に対しての安全対策への気配りはないのかという指摘もしてまいりました。ただ、大阪府としては、府全体の方針として、25年2月に摂津市が府の都計審に諮問してもらうということを、スケジュールを出されましたけども、我々としては納得いかないということで、その間協議を

進めて、さらに先ほども前回の議員もご指摘がありましたように、各この2路線に関しての危険な箇所を写真も添付しながら、危険な内容を提示して、それも説明して、大阪府の本庁にも説明してまいりました。

大阪府は、最終的に返ってきた答えといたしましては、府道の歩道整備などに対する交通安全対策は交通量が多い路線や通学路指定道路、バリアフリー法に基づく特定道路などを対象に地域の状況などを勘案し、優先整備区間を定めていくこととしており、今後事業の必要性や優先度について検討を行うということを明確に回答が返されました。

それを踏まえて、こういう回答を踏まえて、我々は苦渋の決断を下さざるを得なかったというのが現状でございます。よって、先ほども答弁がありましたように、26年2月の府の都計審に諮って今日に至っています。

そこで、今現在の府の状況でございますけども、24市4町におきまして97路線、延長で約170キロが廃止というのが今の8月現在の実態でございます。

ということは、大阪府にとってこの97路線、170キロに関して、大阪府は、先ほど申しましたように、必要性、優先度、安全性も踏まえまして、検討すべき責務があるということなんです。

もう一点、府の都計審の場で、先ほども市長からご答弁ありましたように、府は手を抜くことのないように安全対策を、責務を果たしてもらいたいということを質問された上で、府としては安全対策の順位が下がるわけではないということも公の都計審の場で答弁いたしておりますので、今後はこういうことを踏まえて、大阪府に対して責務を果たすように、そして明確に順位を

示すようにということを今後強く求めることは市としての責務であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

避難勧告に伴う避難所の開設についてですけれども、摂津市消防本部から消防団員に対して発令されたメールの中では、8か所の避難所の開設の場所が示されております。しかしながら、この内容は一般の市民は受けておりません。緊急速報メール、エリアメールでは垂直避難を呼びかけ、どこかの避難所が開設されているかという内容は一切ありません。

今回でも避難所が開設されているかわからないけれども、とりあえず避難所に向かわれた方もおられます。避難所が開設されているものと避難所に向かい、避難所が開設されておらず、自宅へ帰り、その帰宅途中で災害に見舞われるということもあり得ることですし、市民が右往左往しないように、市民への的確な指示を出せる体制を構築していただきますように、これは強く要望とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、廃止された都市計画道路の歩道拡幅等の安全対策についてですけれども、大阪府道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例において、歩道の有効幅員は歩行者の交通量が多い道路に当たっては3.5メートル以上、その他の道路に当たっては2メートル以上とするものとする。車椅子2台がすれ違いできる2メートル以上確保することとするとなっております。

具体的に取り上げさせていただいた府道

大阪高槻線の鳥飼下三丁目や、先ほど上村議員から質問がありましたけれども、その近くにあります鳥飼下一丁目もしくは鳥飼八防二丁目の歩道幅員は2メートル以下であります。

この点は、基準を定めているにもかかわらず、基準を遵守されていないということになれば、これは行政の怠慢ということになりますので、ぜひともこの点は大阪府に強く要望していただきたいというふうに思っています。

そしてまた、府道大阪高槻線の沿線には、障害者の方が利用される府立摂津支援学校並びにとりかい高等支援学校、市立のつくし園、めばえ園が存在しています。障害者の方が安心して安全に通行できるように歩道を整備していかなければならないというふうに思いますが、大阪府の福祉のまちづくり条例やバリアフリー法としてのその観点の整備ができないものか。これは土木下水道部だけでなく、政策としてでもぜひとも研究をしていただいて、その研究された結果で、早急に大阪府のほうに強く要望していただきたいというふうに思います。

時がたてばたつほど、この歩道整備は厳しくなるというふうに思っておりますので、早急に大阪府のほうに要求をしていただいて、要望していただいて整備していただきますように、強く要望させていただいて質問を終えたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○村上英明議長 森西議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 番目の市民にわかりやすい防災情報についてでございます。

本年初めて避難勧告が緊急速報メールを通じて発信されました。河川水位の上昇に伴う勧告発令であったと考えます。一部、さっきの質問と重なりますが、その経過及び避難所の開設についてお尋ねいたします。

また、地域における防災意識向上の取り組みとして、河川氾濫時の浸水深を示す看板である「まるごとまちごとハザードマップ」の設置について、推進状況及び自治会単位での防災ハザードマップ作成の取り組みについてお伺いいたします。

次に、2 番目の清潔で安全なまちづくりについてです。

河川を通してのすばらしい景観は、摂津の誇るべき一面であると思います。市制施行 50 周年を前にして、いま一度たばこの吸い殻やごみのポイ捨て等、本市の環境対策についてお伺いいたします。

続いて、3 番目の自転車利用マナーの向上についてです。

本市において、平成 24 年 4 月に、自転車安全利用倫理条例が施行されました。また、昨年 12 月には、道交法が改正され、9 か月が経過いたしました。が、いまだ携帯電話使用乗車や無灯火自転車等、マナーの向上が進まない状態にあります。これまでの本市の取り組みについてお聞かせください。

以上で 1 回目の質問を終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の避難勧告や避難所についてお答えいたします。

8 月 9 日から 10 日に台風 11 号が接近

し、刺激を受けた前線や台風本体による大雨の影響で、市内を流れる安威川が増水いたしました。この雨は、10 日昼前から激しくなり、午後 1 時 30 分には氾濫危険水位に到達したことから災対策本部を設置し、避難勧告等の判断や避難所の開設などについて対応を協議いたしました。

協議の結果、午後 1 時 55 分に避難勧告を発令し、8 か所の避難所を開設いたしました。市民への情報提供としまして、緊急速報メール、エリアメールを発信し周知を行っております。

台風本体の雲は切れつつあり、水位は落ちつく傾向にあったことから自宅の 2 階以上の垂直避難や近くの高い建物に避難することを呼びかけました。これは、避難所に避難することを妨げるものではございません。垂直避難なども避難行動の一つであり、今後も状況に応じて対応したいと考えております。

その後、水位が低下し、氾濫注意水位も下回ったことから午後 4 時 10 分に避難勧告を解除し、避難所の閉鎖をしております。

次に、地域における防災意識の向上についてお答えいたします。

国土交通省淀川河川事務所が実施しておりますまるごとまちごとハザードマップは、平成 24 年度に市内の公共施設 2 か所に設置しております。まるごとまちごとハザードマップとは、淀川が氾濫したことを想定し、浸水深を表示した看板を公共施設等に設置するもので、水害に対する啓発を目的としております。事業主体が淀川河川事務所であり、管轄する大阪府内、京都府内には、設置を希望する自治体との調整もありますが、特に淀川が氾濫すれば、影響が大きい安威川以南の公共施設を中心に設

置するよう働きかけを行い、地域の被害に対する啓発につなげてまいります。

また、地域における取り組みとして、行政が主体となり、平成25年に小学校区を単位とした洪水ハザードマップの地区別版を作成いたしましたが、今後は地域が主体となって防災力を向上できるよう取り組んでまいります。

取り組みとしては、行政がサポートを行います。自治会みずからが自治会単位での防災マップを作成することや避難所をイメージすることができる避難所運営ゲームを実施できるよう検討してまいります。

○村上英明議長 生活環境部理事。

(北野生活環境部理事 登壇)

○北野生活環境部理事 たばこの吸い殻、ごみのポイ捨て等に対する本市の対応についてのご質問にお答えいたします。

たばこの吸い殻に限らず、ごみのポイ捨てにつきましては、市民のモラルに負うところが大きく、本市におきましては、毎年5月30日のごみゼロ街頭キャンペーンの実施やポイ捨て禁止の啓発看板の設置など、環境美化に対する啓発活動を行っております。

また、8月の道の日や9月の中環の日においては、施設管理者と連携し、道路の一斉清掃活動を実施するほか、大阪府のアドプト制度を利用した美化活動に市民や事業者と協働で取り組んでおります。

以上でございます。

○村上英明議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 自転車利用マナーの向上についてのご質問にお答えいたします。

本市では、平成24年4月の自転車安全利用倫理条例制定後、自転車安全利用推進

委員を新たに1名雇用し、自転車安全利用広報パトロールを週2回実施しているほか、摂津警察署と連携し、主要交差点や踏切などでの自転車安全利用指導の回数をふやすなど、市民の自転車マナーの一層の向上に努めているところでございます。

また、自転車シミュレーターを使用した安全講習や市内の自転車小売店舗にもチラシを配布し、条例の周知及び自転車の安全利用に関する啓発にご協力いただいているところでございます。

昨年12月の道路交通法改正後は、従来からの取り組みに加え、駅周辺において自転車安全利用推進委員により直接、携帯電話使用乗車や傘差し乗車、また並進走行などマナーの悪い利用者に対しまして指導を行い、安全な自転車の利用の啓発に努めているところでございます。

また、教育委員会や摂津警察署と連携し、市内の中学生を対象としたスタントマンによるスケアードストレート方式の交通安全教室や電話会社の協力による携帯教室などを通じて、自転車安全利用五則に掲げております車道は左側通行や夜間はライトを点灯、また携帯使用乗車禁止など、ルールとマナーの徹底に努めているところでございます。

今後も摂津警察署と教育委員会、摂津市交通安全推進協議会などと連携し、自転車利用者のマナー向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○村上英明議長 水谷議員。

○水谷毅議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番目の市民にわかりやすい防災情報について、緊急速報メールを通じて発信された経緯についてはおおむね理解ができました。

た。しかしながら、メールが送られた直後、電話による問い合わせが予想以上であった旨をお伺いし、そのメールの内容を読んだ後、市民の皆さんが具体的にどのようなアクションを起こせばいいのか。ここをさらに明確にすることが重要であると考えます。

市民にわかりやすい防災情報の発信は、重要な課題であり、緊急速報メールを通じた防災情報の考え方についてお伺いいたします。また、本市における地域防災計画について、平成19年に改定されてから5年が経過し、早急なる計画の改定が求められています。その考え方と進捗状況についてお尋ねいたします。

次に、2番目の清潔で安全なまちづくりについて、本市における環境美化に対する啓発活動について確認ができました。私ごとになりますが、平成19年よりアダプト・ロードの一員として毎月清掃活動に取り組んでいます。しかしながら、ごみは1か月を待たずして散乱しているという現実があります。特に、たばこの吸い殻や空き缶、ペットボトルが多く、まだまだモラル向上への取り組みは不可欠であると肌身に感じておるところでございます。

先日、寝屋川市のほうに公明党議員団として、美しいまちづくりの取り組みについての視察に伺いました。啓発活動の根幹には、やはり市民ボランティアの活動が大切であるというふうに感じました。

そこで、本市において美化活動を行う市民の皆さんへの支援についてのお考えをお伺いいたします。

3番目の自転車利用マナーの向上についてです。

本市の条例に関しては、大阪府下でも早期に制定された先進的な取り組みであると

思います。また、推進員の配置等積極的な活動を評価したいと思います。しかしながら、電動自転車の普及に伴い、無灯火は減りつつありますが、両耳イヤホン装着での乗車については増加傾向にあるように感じます。

本年度、環境関係の取り組みとして、幼児2人同乗用自転車購入の助成を実施し、早期に予定件数を上回る結果となりました。同じようにはいかないと思いますが、無灯火の軽減対策として、例えば比較的負荷の少ないLED対応の前照灯に交換する場合の費用助成制度の実施ができないものか。

また、両耳イヤホンでの乗車に対する対策について、お考えをお聞かせください。

以上、2回目を終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 ご質問の緊急速報メール、エリアメールと地域防災計画についてお答えをいたします。

8月10日に、緊急速報メール、エリアメールを使用して避難勧告を発信いたしました。システム上、入力できる文字数に制限がございまして、対象地区など細かくお伝えしておりません。これは、水位の上昇が落ちついていたことや雨が小康状態であり、垂直避難などと呼ばかけたことということもあります。しかし、多くの避難所を開設しなければならない事態になれば、複数回に分けるなど、受信された方にわかりやすい情報発信をしてみたいです。

次に、地域防災計画でございますが、私も平成19年度に策定いたしております。東日本大震災の教訓、それから南海トラフ巨大地震の被害想定などを踏まえ、上位計画である大阪府地域防災計画が改正さ

れました。これを受けて、現在、改定作業を進めております。

防災教育を初めとし、地域防災力の向上や市職員の災害対応能力の強化を主な修正方針としております。

以上でございます。

○村上英明議長 生活環境部理事。

○北野生活環境部理事 ボランティアで環境美化活動を行っている市民への支援についてのご質問にお答えいたします。

ボランティアによる環境美化活動は、人間基礎教育における奉仕の精神の実践であり、市のイメージアップに大きく寄与しております。環境美化のボランティア活動といたしましては、府のアドプト制度を利用した市民や事業者による道路などの清掃活動のほか、摂津市違反簡易広告物除去活動員制度、「きれいにしたい・せっつ」として違法屋外広告物の撤去活動を行っていたいております。

アドプト制度における市の支援といたしましては、ごみの回収をさせていただいております。また、「きれいにしたい・せっつ」の活動においては、腕章や活動用具を貸与させていただいております。

今後につきましては、関係各課と連携を図り、環境美化に係る市民のボランティア活動が広がっていくような支援のあり方につきまして検討してまいります。

以上でございます。

○村上英明議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 無灯火自転車対策のための自転車利用者への助成制度についてとイヤホンなどを使用した自転車利用者への取り組みについての質問にお答えいたします。

無灯火自転車及びイヤホンなどを使用した自転車利用者に対しましては、街頭キャ

ンペーンや安全教室などを通じて自転車利用者へ啓発をしているところでございます。

L E Dタイプの前照灯への交換などにつきましては、自転車の整備に関することであり、自転車利用者側で行うべきと考えております。本市といたしましては、交通安全教室や交通安全大会などの際に、夜間でも視認性を高めるための補完といたしまして、昨年度は車輪の空気バルブに装着するライト、また今年度では後方に向けて視認性をよくするL E Dの尾灯を啓発品として参加者に配布をする予定でございます。自転車の交通事故防止対策に努めておるところでございます。

大阪府道路交通規則の第10条に、軽車両が道路を通行する場合の灯火に関する。また、第13条には、運転者の遵守事項として、第3号に「携帯電話用装置を手で保持して通話し、また画像表示用装置を手で保持してこれを表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。」。また、第5号では、「警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音または声を聞くことができないような音量で、カーオーディオ、ヘッドホンステレオ等を使用して音楽等を聴きながら車両を運転しないこと。」とうたわれております。

今後は、摂津警察署と自転車の取り締まりなどに関しまして強化していただくよう要望していくとともに、自転車利用者のマナー向上に向け、啓発活動に取り組んでまいります。

以上でございます。

○村上英明議長 水谷議員。

○水谷毅議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

1 番目の市民にわかりやすい防災情報について、この夏には広島を初め全国各地で多くの災害が発生し、市民の皆様が誰かが防災への関心が最大に高まっているこの機運の今、どの状態で避難勧告が発令され、どの時点で避難所がどこに開設されるのか、避難よりも自宅内での垂直避難が望ましいのかどうか、メールの配信については事前に文例を整理し、複数の方の意見も参考に、これ以上簡潔でわかりやすい内容にはできないというところまで手を尽くしていただきたいと思います。

行政の対応として、どこまでも伝える防災から伝わったと言える情報提供にさらにご尽力いただきたいと思います。また、防災教育についても、関係部署と連携し、実りのあるものにしていただきたいと思います。さらに、広報紙等を通じて、地域性も考慮した上で、市民にわかりやすい防災情報と防災対応について整理した内容で、できるだけ早い時期に掲載をしていただくことを強く要望します。

地域防災計画の改定や避難勧告等の判断、伝達マニュアルについても、先行しての取り組みをお願いしたいと思います。さらには、水門の開閉に関して水防団との連携強化、民間との防災協定の推進もあわせて要望いたします。

次に、2 番目の清潔で安全なまちづくりについてでございます。

各団体への支援についてバックアップしてくださっている点、理解できました。さきの寝屋川市の取り組みを伺い、感じたことは、市民の方が団体、個人を問わず、日常的に美化活動に取り組む雰囲気ができ上がっているという点です。我がまち摂津においては、河川敷や土手の歩道には毎日ウォーキングや散歩をされる方の姿が数多く

見受けられます。さらには、ごみ袋を持って自主的に清掃活動に臨まれる方もいらっしゃいます。団体への支援も必要ではありますが、個人への称賛や支援も必要ではないかと思います。

例えば、缶バッジやベストを準備し、環境大使や環境美人として、希望者にはつけて活動していただくことも提案したいと思います。そこに反射材を交えることで、日暮れ時の安全対策にもつながると考えます。

さらには、ツール・ド・おおさかやうきうき歴史街道も整備されております。これらを中心に環境美化エリアの制定を行い、私も愛煙家の一人として、多数自転車や歩行者の往来する歩道上の歩きたばこ防止等にも啓発活動をお願いしたいと思います。

そして、市民の歌「鳥たちよ・川たちよ」の歌声がこだまする清潔で安全なまちづくりを、市制施行50周年を前にして実現していただきたいと思います。志ある市民の皆さんへの強力な追い風を要望いたします。

3 番目の自転車利用マナーの向上についてです。

LEDタイプの前照灯への助成については、利用中の自転車への更新が難しいとするのであれば、例えば新規購入時にLEDタイプの前照灯やハブそのものに発電機が備わっているオートライトタイプの装備があるものを推奨し、何らかの形での助成制度をもう一度検討してくださることを要望いたします。

本市は十分な幅員を備えた歩道も限られており、ハード面での整備が、物理的に課題があるとするのであれば、その分、装備面でのサポートを市民サービスの一環と考えてみてはいかがでしょうか。小回りのき

く本市ならではの取り組みとして実現すれば、大きな啓発活動になり、夜間の事故防止にもつながることは間違いないと思います。

両耳イヤホン装着での乗車につきましては、道交法での規制は難しいことも理解できますが、それが原因で大きな事故へとつながる可能性も大です。対象として、一般の方もおられますが、中でも高校生に多く見受けられます。中学生向けの安全教室等の機会で両耳イヤホン装着時の危険性を訴えていただきたいことを要望いたします。

この夏、公明党大阪府本部として自転車安全利用に関するアンケートを実施し、府下で8万件、本市でも1,100件を超える結果がまとまりました。利用者のうち保険の加入率は30%、道交法の周知率は65%でございました。人と自転車の分離、学校での教育について多く要望がございました。

本市においても、できるところから取り組む方向で、自転車レーン設置の中・長期計画を策定いただくこと。また、自転車保険加入の促進にも具体的に働きかけていただくよう要望いたします。

以上で質問を終わります。

○村上英明議長 水谷議員の質問が終わりました。

次に、大澤議員。

(大澤千恵子議員 登壇)

○大澤千恵子議員 それでは、順位に従って一般質問をさせていただきます。

質問番号1番、水道供給事業の持続性の確保についてでございます。

近年、高度成長下時代に整備されたインフラが老朽化してまいりました。更新の時期を迎えています。最近の新聞記事を見ましても、トンネル事故、それから道路の陥

没、水道管の破裂事故など、紙面をにぎわせているような状況です。このような時代にありまして、本市の水道事業の持続性を今後どのように担保していくのかをお聞かせいただきたいと思います。

水道は、ライフラインの中にあって、水がないと命に直結するものであり、非常に重要なものです。この大事な水を今後どのように安心・安全、また安定的に供給していくのかを考えていかなければなりません。

本年5月に作成された摂津市水道ビジョンでは、安全・強靱・持続を3本柱に据えておられました。この摂津市水道ビジョンにおいて、施設の老朽化が進み、そしてその更新に多大な費用がかかることが指摘されております。

市民の方に水道水を安定的に供給するためには、施設の更新が今まで以上に緊急の課題であると思います。給水収益が減少する中、施設を更新するに当たり、優先度、それから重要度、めり張りをつけていかなければなりません。

そこで、持続ある水道事業をするためにその基礎となる施設更新についてどのように進めていかれるのか、2点目をお聞きします。

そして、第2回定例会で、嶋野議員の質問に対しまして、老朽化施設の更新に必要な財源が今後不足することは予測できて、施設更新について一から見直しを行うというようにお答えいただいております。

具体的にどのような更新計画を立てられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

続いて質問番号2番、子どもの貧困対策についてでございます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律が

本年1月に施行されました。2012年の子どもの貧困率は16.3%、過去最悪でございます。この貧困対策の法律は、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、この生育環境整備と教育を受ける権利の均等を図り、生活の支援、保護者の就労支援など、総合的に推進するために制定されました。

その法律制定に伴いまして、8月29日、貧困対策会議において提言されました貧困対策大綱が閣議決定されました。この内閣府に置かれた貧困対策会議の委員には、摂津市の母子福祉会の会長、全国母子寡婦福祉団体協議会の副理事長でございます会長がこの会議に入っておられました。

市として、子どもの貧困対策についてどのように考えておられるのか。また、本市の経済的に困難な子どもの現状を実態把握できているのか。そして、もちろんこの大綱の提言をされた母子福祉会会長が摂津市におられるわけでございますので、こういった貧困対策についてしっかりと連携をとるべきだと思いますが、この件についてコンセンサスはとれているのか、お聞きいたします。

続いて、質問番号3番目、防災対策でございます。

先ほどから防災対策に関しまして、この7月、8月に避難勧告が出たゲリラ豪雨に関しましてたくさんの質問が出ておりましたけれども、同じく、大雨が発生し水害が発生したこの避難勧告について、特に局地的かつ短期間に降るゲリラ豪雨、この摂津市でもこの避難勧告発令後の対応に関しましてはいろんな問題点が生じたと思います。

幸いに大して大事には至らなかったもの

の、避難路、それから避難地に関して、この状況、また以前から議会でも何度も質問しておりますけれども、防災協定の進捗状況、これについてもお聞かせいただきたいと思います。

また、この河川に囲まれた摂津市の防災対策につきましては、水害の想定をより重点的に行うべきだと考えますが、地震と水害についての防災対策は個々別々に考える必要があると思います。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、この8月の豪雨の被害状況と危険箇所については、ある程度把握できたのではないかというふうに思います。この把握状況についてお聞きいたします。

さらに、今回の避難勧告から市民の啓発についての課題も表面化したかと思われませんが、今後水害に対する意識啓発をどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、質問番号4、介護保険制度の改正と総合事業についてでございます。

平成27年度の介護保険制度改正について質問させていただきます。

今制度の改正に伴いまして、この要支援1、2の対象者について、介護保険本体の給付から訪問介護、通所介護を切り離しまして、地域市町村の裁量に任せることとなります。つまり、これまで国が定めた一定の基準で運営されていたものが、市町村がサービスを類型化し、それに合わせた基準や単価なども定めていかなければならないわけです。

また、小規模通所介護施設、デイサービスが地域密着サービスにも移行されることで、従来のように許認可さえすればどこにでも出店できることはなくなり、総量規制され、市でも必要数を計画していかなけれ

ばならないと、多くの準備が必要となっておりま
す。

市としての体制課題についてお聞きいた
します。

以上、1 回目の質問とさせていただきます
す。

○村上英明議長 答弁を求めます。水道部
長。

(渡辺水道部長 登壇)

○渡辺水道部長 それでは、水道供給事業の
持続性の確保についてのご質問にお答えを
いたします。

まず最初に、水道事業の今後の展開とい
たしまして、まずお話ししておかなければ
いけないことがございます。給水収益の減
少傾向でございます。人口予想も減少方向
で、また節水機器の普及などにより水道事
業を取り巻く環境は厳しさを増すばかりで
ございます。

したがって、今後給水収益がふえる
ということは見込めない中、水道事業の経
営をしていかなければなりません。

議員ご指摘のように、第2 回定例会で老
朽化施設の更新に必要な財源が今後不足す
ることは予測できることから施設更新につ
いて一から見直しを行い、適切な施設更新
計画を再構築するため、現在、取り組んで
いるということでお答えさせていただいて
おります。

まず、更新計画の1 点目といたしまし
て、危機管理の点から災害時に必要な水を
確保するために緊急遮断弁がある配水池の
更新を行ってまいります。

まず、千里丘配水池につきましては、耐
震性を有することが診断されております。
しかし、もう一か所の鳥飼配水池につしま
しては、昨年度実施いたしました耐震診断
において、耐震不足が判明いたしております

す。早い時期に耐震補強を行いたいと考え
ております。

2 点目でございますが、送配水管の耐震
化において、現在、市民のお宅に近いところ
から実施をしておりますが、今後は基幹
管路の耐震化にシフトチェンジをしてまい
りたいと考えております。

これは、施設の老朽化が進むことで水道
管破裂事故が各地で起こり、市民生活に甚
大な被害を与えるケースも出てきておりま
す。また、震災などにおいても基幹管路を
耐震化することによりまして、より速やか
な復旧が図れるものと考えております。

以上でございます。

○村上英明議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 子どもの貧困対策につ
いてのご質問にお答え申し上げます。

議員からご説明がございましたように、
先月2 9 日、子どもの貧困対策に関する大
綱が閣議決定されました。これは全ての子
どもたちが夢と希望を持って成長し続ける
社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を
総合的に推進することを目的として策定さ
れたものでございます。

大綱には、貧困の世代間連鎖の解消、子
どもに視点を置いた切れ目のない施策の実
施など、1 0 項目の基本方針が掲げられて
おります。

大綱への具体的な取り組みといたしまし
ては、国は平成2 7 年度概算要求の中で、
スクールソーシャルワーカーの拡充、高校
生への奨学給付金の拡充、保護者の学び直
しの支援などが盛り込まれております。

また、全国母子寡婦福祉団体協議会副理
事長で本市の母子福祉会会長が、国の子
どもの貧困対策に関する検討会の委員とし
て就任をされました。主にひとり親家庭の視

点から施策充実の意見を述べられてこれたものでございます。

同会長には、検討会に向け、本市及び大阪府として子どもに関する現状や各種事業内容など情報提供し、また情報交換も行っていました。

次に、実態把握についてでございますが、国の資料によりますと、議員からもございましたように、子どもの貧困率は16.3%となっております。この貧困率は可処分所得などから算出されており、市町村単位で算出するのは困難な状況でございます。

ただ、就学援助の認定率を見ますと、自治体によって所得基準は異なりますが、国全体での15.6%に対して、大阪府は26.7%、本市におきましては30.7%となっているような状況でございます。本市の貧困率は、国が示す16.3%より厳しい状況ではないかと推測をいたしているところでございます。

また、経済的に困難な方の把握につきましては、こんにちは赤ちゃん訪問事業や乳幼児の健診などのほか、家庭児童相談室、またひとり親家庭自立支援員の相談による相談内容、幼稚園、保育所、学校生活における状況などから状況を把握し、経済的な問題を含めた個々の状況把握に努めているところでございます。それにより関係機関によるネットワークで連携をしながら必要な支援を行っているというような状況でございます。

子どもの貧困対策は大切な課題であると認識いたしております。子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条により都道府県において子どもの貧困対策についての計画を策定するということが努力義務になっているというような状況もございますことか

ら、今後、国、大阪府の動向を注視してまいります。

○村上英明議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の避難所についてお答えをいたします。

市が指定しております避難所は28か所でございます。小学校や公民館、コミュニティプラザなどを指定しておりますが、地震や洪水など災害により使用できる部分は異なり、特に浸水深が深くなる淀川の氾濫が迫った場合、安威川以南の公民館は使用できない状況となります。

また、地域から小・中学校などの公共施設への避難距離は1キロを超える場所もあり、高齢者や障害者などの方々の負担となります。これらを補完するものとして、公共施設以外の民間施設の協力を得た一時避難所の役割が重要であることから事業者には随時協力をお願いしております。

しかしながら、事業者によって立ち入られたくない場所があるなどそれぞれの事情があり、防災協定の締結まで至らない場合が多い状況であります。

市では、現在、常盤興産株式会社、大阪漁具株式会社、芦森工業株式会社、ポリテク関西、府営住宅の正雀、一津屋、鳥飼西住宅、南別府住宅、府立摂津高校体育館、大阪人間科学大学庄屋キャンパス、大阪経済大学グラウンド、ダイキンサンライズ株式会社について事業者のご理解をいただき、防災協定を締結しております。

平成26年度におきましては、地域自治会などから直接学校や近隣自治会に働きかけをしていただき、アトリウム、千里丘マンションや大阪経済大学グラウンドに新築されたクラブハウスとの間で防災協定を締結することができました。

このように今後も地域と連携しながら一時避難所の協定を推進してまいります。

次に、ことし8月の安威川増水に関連した市民啓発についてお答えいたします。

東日本大震災や阪神・淡路大震災は、地震による家屋の倒壊や津波の恐ろしさを実感し、市民の皆様の記憶にも刻まれております。しかし、先ほどご説明しましたように、市内の河川の氾濫は近年発生していないものの、しばらくなかった災害であり、地形や起伏の状態など地政学的条件から、河川氾濫により市域の大部分が大きな被害に遭ったという歴史を持っております。

地域で実施されている自主防災訓練は、地震と水害、どちらを想定したものか、不明確な訓練もございます。先日の女性専門委員会でも意見がありましたが、参加される住民にも、危惧される河川氾濫時にどのような行動をとるべきかを備えていないものとなっているという課題があります。

防災管財課では、自主防災訓練の一コマをもらい、地区別洪水ハザードマップを用い、氾濫時の浸水深を示すことや垂直避難などを説明することで、水害時の避難行動をイメージしてもらう取り組みを行っております。このような訓練の工夫を行いながら、水害に対する意識啓発を行ってまいります。

また、現在、地域防災計画の修正を行っておりますが、その修正の柱として、防災教育の推進や地域防災力の強化を掲げております。地域により過去の災害から学ぶ防災情報を発信することや自治会による防災マップづくりから一時避難場所の選定や危険箇所を認識することで、みずから避難行動ができる市民づくりを目指してまいります。

○村上英明議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 本年8月の大雨の被害状況と大雨時の危険箇所の把握状況についてのご質問にお答えいたします。

本年8月は、9日から10日にかけて、また24日に本市に大雨洪水警報が発令されました。9日の降雨では、一部道路冠水が発生したものの、床下、床上浸水の被害は発生しておりません。

このような大雨時の浸水箇所の状況把握でございますが、本市におきましては、浸水履歴によるほか、このたび、作成いたしました内水浸水想定区域図による浸水の発生が想定される区域を認識しているところでございます。

以上でございます。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 介護保険の制度見直しと総合事業についてのご質問にお答え申し上げます。

国は、今回の改正の柱といたしまして、総合事業を立ち上げ、要支援者の通所介護と訪問介護を保険給付から分離し、市町村の事業としておろしてまいります。また、総合事業では、要支援より軽度の方へのサービス提供や全ての高齢者を対象とした介護予防事業の実施が規定されるとともに、サービスの担い手を高齢者やボランティアなど地域住民にも協力を求めるものとなっております。

本市といたしましては、要支援者が要介護者の31.5%となる1,004人と多くの方が対象となることから、代替サービスの提供体制のコストといたしまして、地域特性に合ったサービスの構築と必要量の確保の観点から、まず利用者へのアンケート調査などによりニーズの把握を行い、専

門性が必要な場合には介護事業者やシルバー人材センター、NPOなどへ、特に専門性を要件としない場合にはボランティアなどへ協力を求めてまいりたいと考えております。

また、サービスの構築には、協力者や場所の確保、事業の継続性、信頼性、緊急対応力など課題も多く、調整には相当の時間を要するものと見込まれることから、大阪府と連携し、情報の収集を行うとともに、他市の動向把握などに努め、課題解決に向け取り組んでまいります。

○村上英明議長 暫時休憩します。

(午後0時3分 休憩)

(午後1時 再開)

○村上英明議長 休憩前に引き続き再開します。

大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、水道供給事業の持続性の確保について、2回目の質問から入らせていただきます。

施設更新のあり方については一定理解いたしました。そこで、皆さんがちょっと言いにくいことをあえてお聞きしたいと思います。給水事業が減少し、老朽化施設の更新をしていかなければならない経営状況では、いつかこの水道料金の値上げも視野に入れていかなければならないのでしょうか。

当然、私たちにとっても安いことにこしたことはございません。しかし、持続ある水道事業を行うためには、水道料金の値上げは避けて通れない時代になってきたのではないのでしょうか。値上げ、経営などを含め、今後の水道事業における経営についてどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

次に、施設の更新についてでございます。

1点目の鳥飼配水池の耐震化についてでございますが、危機管理の面から見ても重要なものというふうに思います。早急にさせていただくように、これは要望とさせていただきます。

そこで私からの提案なんですけれども、せっかく耐震化されたのであるならば、災害時の給水ポイントとして活用できないでしょうか。今年度給水車を購入され、災害時には活用されるものと考えておりますけれども、それとは別に、緊急遮断弁により配水池に確保された水を直接近隣の方に来ていただいて給水することにより少ない人数で給水活動を行うことができるのではないかと、そのように考えます。

ですから、安全面などいろいろな問題もおありだというふうに思いますけれども、検討をしていただきたいと思います。

そして、もう一点の基幹管路の更新を優先的に行われるということですが、そのことにより末路の管路、言い換えれば市民の方々の近くの管、これの耐震化がおくれることになります。

幾ら影響が少ないといえども、やはり市民生活の中で漏水が起きるということに関しましては大変なことでございますので、基幹管路の大きな管が破裂事故を起こすと大変なことは十分わかっておりますけれども、市民生活の中で起きるこの漏水事故も同様に、地域に住んでいらっしゃる方の、市民の方にとっては大変なことだと思いますので、それについてはどのような対応を考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、子どもの貧困の2回目でございます。

実際、子どもの貧困の実態は非常に見えにくく、捉えづらいというふうにいわれています。子どもの貧困対策に取り組むに当たっては、子どもの貧困の実態を適切にやはり把握した上で行わなければならないというふうに思いますし、さまざまな角度から継続的に取り組まなければ把握し切れないというふうに思います。

第2回の定例会で私が質問させていただきましたが、ひとり親家庭の就労形態についての調査も、これも実態把握の一つというふうに思っております。

今現在、アンケートの進捗状況、また分析はできているかどうか、それからまた取り組みの方法は幾つかあると思いますけれども、やはり一番把握しやすいのは、これは学校だというふうに思っております。児童生徒の家庭環境、これを最も把握しているのが学校であるというふうに思っておりますので、学校が早期の段階で生活支援や福祉支援につなげていくことができるようソーシャルワーカーを推進し、体制を構築していく必要があるというふうに思います。

文科省は、この貧困対策につきまして、現在のスクールソーシャルワーカーを1,500人から5年後には約1万人を目指す目標を実は掲げて、概算要求13.2億円を盛り込んでおります。計画的な管理や研修について、このスクールソーシャルワーカーについてはどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

また、関連いたしまして、現在、住居不明の子どもたち、摂津市にどのくらいいるのか、これもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

続いて、防災対策の2回目でございます。

先ほどもいろいろご説明いただきましたけれども、これまで行政は大規模の火災、そして増水や決壊、こういったものを想定した洪水対策を立てられてきました。もちろん摂津市も外水氾濫の対策は非常に重要だというふうに思っておりますけれども、もちろん今後も進められるべきだというふうに思っておりますが、内水氾濫に対する対策、これはどのように考えられているのか。

それから、ハード整備のみの対応には限界があると思いますので、内水、まさに水があふれるという前提のもとで、ソフト面も含めた総合的な対策が急務であるというふうに感じます。

例えば、的確なタイミングで住民に避難勧告を発令することは非常に難しいことですけれども、独居老人の方や高齢者世帯の方や障害をお持ちの方、こういった方々が一般市民の方々と同じタイミングで避難することは不可能だというふうに考えられます。

また、内水氾濫の場合、マンホールが吹き上がったり、そして避難することがかえって危険な場合があるように思います。このような観点も踏まえた事前の対策から危険回避までの対策についても、これも考えていかなければならないと思います。

それには、先ほど出ておりましたけれども、ハザードマップ、洪水ハザードマップというのは今現在ありますけれども、内水のハザードマップも必要であろうというふうに思います。

内水のハザードマップを配布するとともに、先ほどご答弁いただきました地域防災教育の推進、それからさらに内水氾濫の特徴や危険区域、こういったことについても理解を深めてもらって、的確な避難情報を

提供してもらう必要があると思いますけれども、お考えをお聞きいたします。

また、下水施設に水位計やカメラを設置して、下水がどれぐらいの時間であふれそうかといった情報、こういったものも提供していただければと思うんですが、費用面を考えて、浸水想定区域に目印のようなものを、カメラが無理であれば、目印で大体危険だなというのがわかる、どれぐらいになっているのかわかる、こういったものをつけていただく。こういったものが非常に市民にとってはありがたいかなというふうに思います。

反対に、こういったものをうまく使えば、住民からも情報提供を受けることができ、実効性の向上を図ることができると思いますが、いかがでしょうか。

続いて、介護保険制度でございます。

現在、介護保険制度の総費用は9兆円です。問題となっている2025年問題の平成37年には約20兆円、想像を超える高齢化と財政負担の中で持続可能な制度の構築のために4度目の改正をしております。

今回の制度改正は、市町村が地域包括ケアシステムの構築のためには、医療・介護の連携の仕組みはもちろん、住民の地域づくりの積極的な関与が、市町村がどのように支援していくかが重要となっております。

そのために地域ケア会議や地域包括を担う人材としての主任介護支援専門員や介護支援専門員についての研修の見直しも行われているわけです。

ですから、地域包括ケアシステムは介護保険所管の担当領域を越えて他の部局にまたがっていることもございます。だからこそ、市町村は介護担当所管を越えた検討組織も必要となってくるというふうに思いま

すが、実際に他市では部署を横断した組織体系ができているというふうに聞いておりますので、こういったことに関しまして、制度改正に伴い、今後の体制のあり方についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

こちらは市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○村上英明議長 答弁を求めます。水道部長。

○渡辺水道部長 それでは、水道事業についての2回目のご質問で、まず水道料金についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、今後の持続ある水道事業を行うためには、料金値上げの検討も必要かと考えております。

その中で、費用のかかる施設更新計画をどのようにしていくかを決定し、その財源である水道料金とともに起債による資金の調達についても検討していかなければならないと考えております。

何分、将来につけを回すこととなりますので、十分精査した上で行ってまいりたいと考えております。私どもといたしましては、さまざまな努力・検討を行った上で最後の手段として水道料金の値上げを行う所存でございます。

しかしながら、ご指摘にもありますように、人口の減少や節水機器の普及は、我々の創造をしのぐスピードで給水収益の減少をもたらしております。今後におきまして、時期が来たならば、議会ともご相談しながら、水道料金の適正な価格を検討させていただきたいと考えております。

続きまして、もう一点のご質問の末端管路における漏水事故の今後の対応についてお答えをいたします。

現在、漏水事故については主に6名の職員が修繕業務を担っております。この体制では、今後見込まれる漏水事故の増加には対応できないため、私どもといたしましては、職員の技術の継承も含め、強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 子どもの貧困対策のうち、ひとり親家庭の方へのアンケート並びに児童の居所不明のご質問についてご答弁を申し上げます。

ひとり親家庭の支援に当たりましては、議員からもございましたように、就労状況を初めとした生活実態の把握が重要であると考えております。このため、ことし8月の児童扶養手当更新時にひとり親家庭の方々に対してアンケートをお願いしたところでございます。

生活状況の現況状況を中心にアンケートを行い、823世帯の方々をお願いをし、そのうちの93.4%に当たる769世帯からご回答を得たところでございます。

詳細につきましては、現在、集計中でございますけれども、特に就労状況というところに重点を置いてアンケートを行いました。その時点で、正社員であるというふうにお答えしたひとり親家庭の方々には30.4%というような状況になっているところでございます。

今後、集計・分析を進めて、施策の展開に役立てていきたいというふうに考えております。

また、居所不明児童につきましては、本市においてはゼロ人というような状況でございます。

○村上英明議長 次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 学校における子ども

の貧困対策とスクールソーシャルワーカーの活動状況についてのご質問にお答えいたします。

学校での子どもの問題行動等の背景には、家庭の厳しい経済状況や生育歴等が影響を与えている場合が少なくありません。したがって、学校では、要保護、準要保護家庭の情報や給食費や教材費等の支払状況等に加えて、子どもの登校時や授業中の様子などを通して、生活状況等の把握に努めております。

しかしながら、家庭への働きかけ、とりわけ家庭の経済状況等に起因する事案の場合には、学校と福祉機関等とが協働して取り組むことが必要であり、本市においては、平成22年度より教育と福祉の連携の調整役を担いますスクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置しております。

スクールソーシャルワーカーは社会福祉士等の資格を持っており、子どもの学校での問題行動等を子どもの家庭状況や人間関係に至るまで分析を行い、その対策を検討するケース会議において、コーディネート役を果たしております。

ケース会議では、誰がいつまでにどのような支援を行うかという短期、中期の目標を立て、必要に応じて福祉機関など学校外の機関にも支援を依頼し、教育と福祉の両面から問題解決に向けてアプローチすることとしています。

また、このようなスクールソーシャルワーカーの活動を支援するため、教育委員会としましては、スクールソーシャルワークの豊富な経験と実績を持つ学識経験者をスーパーバイザーとして配置するとともに、連絡会や学習会を開催し、スクールソーシャルワーカーの活動状況の把握とともに資質の向上に努めております。

さらに、教職員に対しましても、子ども理解を深める研修等に合わせてこのようなスクールソーシャルワークの手法を学ぶ研修を行っております。

子どもの貧困は、学習状況への悪影響を初め、時にネグレクトなどの虐待状況にもつながりかねません。学校は民生児童委員や自治会との連携をさらに強化し、地域の情報集約に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーや家庭教育相談員をさらに活用させながら、学校だけでは解決できない課題に福祉と連携して取り組んでまいります。

○村上英明議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の内水氾濫の対策についてお答えいたします。

内水氾濫の場合、河川と比べまして、水路の水位変動は非常に早く、降雨の状況からあらかじめ内水位判断を予測することは難しい状況であります。垂直避難をすることで身を守ることができます。また、日ごろの側溝清掃により浸水を防ぐことができることや土のうを事前に準備しておくことである程度の浸水を防ぐことができるなど、平素から住民に知っていただくことが重要であると考えております。

外水氾濫や内水氾濫は、それぞれ地域によって発生する現象も異なることから、より細かな地域での意識啓発が必要で、今後も引き続き啓発を実施してまいります。

次に、内水ハザードマップの配布についてでございますが、現在ある洪水ハザードマップとでは浸水深や避難行動、想定される雨量等が異なり、一定の整理が必要であると考えております。洪水や内水氾濫が混同されないように、市民に理解してもらい、わかりやすいマップの配布や議員の提案がありました一定の水量を外からわかる

目印、あるいはスケールというものについても今後検討してまいります。

また、河川の氾濫を想定した避難行動としては、避難所の位置、避難や自宅の2階以上への垂直避難、近くの高い建物への避難があり、河川の状況や地域の特性もあり、市内一律で対応できない。このことから、状況に応じた市民にわかりやすい避難情報を提供し、市民みずからが判断をしていただき、行動できるよう啓発に努めてまいります。

○村上英明議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 防災対策について、土木下水道部に係ります質問にお答えいたします。

今回の浸水想定区域図で想定した降雨は、時間110ミリというものでございまして、これは下水道の計画降雨の約2倍以上の降雨量がございます。このような降雨の場合には、下水道で排除できない雨水がどうしても低地に集まり、浸水が発生いたします。

計画降雨を超えた場合のハード対策といたしましては、雨水貯留施設の設置が考えられますが、その場合、雨水貯留施設の規模にもよりますが、用地の確保、そして建設費の問題等があり、相当な時間が必要になると考えております。

下水道計画に基づく雨水整備が急がれる中で、下水道計画を超える降雨対策にどこまで取り組むべきかという根本的な問題もございます。

このため、今後浸水被害の軽減に向けた対策を講じてまいりたいと考えております。具体的には、浸水の発生しやすい区域に分散して土のうを配置しておくこととか、住民による自助・共助につながるようなことを考えております。

また、この地域の道路側溝や雨水桝の点検、清掃回数をふやすこともしていきたいと考えております。

それと、水位監視カメラについてですが、水路の水位情報をリアルタイムで確認できるという点は有効なものでございますけれども、設置費用などの問題もあり、今後の検討課題といたします。

それと、浸水の程度がわかるよう目印のようなものを設置したらどうかというご意見がございましたけれども、住民の意識向上という点でも効果的に考えることを今後とも検討していきたいと思っております。

以上です。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 介護保険等と福祉のまちづくりについてのご質問だと思いますけれども、いつも言っていますけど、弱い立場の方をお支えするというか、手を差し伸べる、これが幸せづくり、福祉ですね。福祉は奥が深い、幅が広い。これでいいという到達点があるようでないんですね。限られた予算、限られたマンパワーでいかにこれを解決していくか。これは難しいんですが大切な課題。恐らく日本の一番難しくも大切な課題だと思います。

そこでいろんな取り組みが行われてまいりましたけれども、介護保険制度、これが大きな役割を果たしてきたと思います。何度もお指摘のように見直しが行われてまいりました。それでも、もうもたなくなってきました。国は基礎自治体に責任を持って解決せよではないが、押しつけでもないんですけれども、しっかり考えるようにということを言い始めております。具体的な、経営的といいますか、これが2025年問題だと思っています。

それで、その中で特によく言われるよう

になってきたのが家族、まず家族のきずな、そして地域の連携、このこともよく出てまいります。地域みんなが一緒になってといいますか、心をつなげてみんなで支え合うシステムづくりを考えてはどうか。これが俗に言う地域力という言葉だと思います。

摂津市も、間もなく65歳以上の高齢者といわれる人口が2万人を超えますね。約4分の1ですか。どんどんふえる一方です。このことにしっかりと目を向けておかななくてはならないと思います。

そういう意味では、この地域力というやつはただ福祉だけじゃなくて、まさにご指摘のようにオール摂津で考えなくてはならない問題だと思います。そんなことで、地域力、いかにこの地域力を根づかせていけるか、これはやっぱり役所がしっかりとした体制づくりといいますか、環境づくり、きっかけ、これをしっかりと担っていかなくてはならないと思います。

そういう意味を含めまして、今後体制づくり、啓発等々、またしっかりと考えてまいります。

以上です。

○村上英明議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは3回目、質問番号1番、先日から問題になっておりますJR東海道新幹線鳥飼基地に井戸の設置計画の件ですけれども、このことによりまして少なからず水道事業に影響が出るというふうに聞き及んでおります。

値上げについては、経営努力をされる中でできるだけ頑張っていただきたいと思います。しかし、値上げせざるを得ない時期に来たときには、先ほどご答弁いただきましたように十分な説明をしていただくようお願いをしておきます。

先般、ベトナムを訪れまして、ODAによる水道施設の開発状況を見てまいりました。海外に行くと、非常に日本の水が安全で、そして安心であるということを認識するわけでございますけれども、こういったことを皆さんにもやはりしっかりと伝えていかなければならない。

そして、学校教育の中でも、単に浄水場に見学に行くだけではなく、日本の水道がいかに安全で安心であるか。また、防災の観点からも防災用の備蓄水、1人1日3リットル、これを1週間に1度交換すれば3リットル分のペットボトルを購入する金額で水道水は何と1トンの水を購入することができると。こういったこともやはり子どもたちに教えていく。これは教育委員会としっかりと連携をとっていただきたいと思います。

そして、2点目にお聞きした点、職員の技術の継承を含め、体制の強化を図られなければならないということでございますけれども、現在体制では、今後見込まれるこの漏水事故の対応はできないということでございますので、こういったことにも積極的に取り組んで、大阪市の水道局では職員体制、施設で人材育成に関する連携協定を締結しておりますので、そういった施設も有効に活用しながら職員の強化をしていただきたいと思います。

今回の一般質問は持続性の確保という観点から質問させていただきました。

どうか危機管理体制をしっかりと構築をして、そして大災害時、速やかな復興がされるよう、市民生活に一番大事な水のライフラインを、水道水を守っていただくよう要望とさせていただきます。

続きまして、子どもの貧困対策でございますけれども、来年度には生活困窮者の自立

支援法による自立相談支援機関が新設されます。福祉の専門であるソーシャルワーカーをうまく配置して、そして学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策を考えていかなければならないというふうに思いますので、ぜひとも摂津市の全ての子どもたちに夢と希望が持てるよう努力してもらいたいと思います。

そして最後に、これについての教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

そして、防災対策でございますけれども、今回の大雨で確信したのは、局地豪雨の場合、いつどこで発生するかわからないため、住民がみずからの判断で危険回避するのは非常に難しいと感じました。従来は、避難勧告のように摂津市と出ただけではなかなか危機意識は少なく、本当に危険な区域と出ない限り、市民は自分のところに限ってはまさかという心配になりがちでございます。

ですから、厳密な対応は困難ですが、地域の消防団や自治会、そして民生委員の連絡をとり、迅速な対応とともに一連の動きが円滑に行われるよう強く要望をいたします。

そして、最後の介護保険制度でございますけれども、地域力をしっかりと強化できるよう人員体制もしっかり行っていただくよう要望とさせていただきます。

以上で3回目を終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。教育長。

○箸尾谷教育長 子どもの貧困対策についてのご質問にお答えをいたします。

本市の学校におきます大きな教育課題は、やはり学習指導と生活指導であるというふうに考えております。授業に集中できない、あるいは宿題を家でやってこない、また暴力行為を起こしてしまったり不登校

に陥ったりするというようなことは、子どもの背景にやっぱり貧困、あるいはそれにまつわる家庭環境が大きく影響していることは想像にかたくありません。

全国学力・学習状況調査によりまして、家庭の社会経済的背景が高い子どもと学力との間には強い相関関係があるというふうにいわれております。しかし一方で、家庭の社会経済的背景が低くても学力が高い子どもたちもおります。

そのような家庭の特徴は、朝食等の生活習慣がきちんとつけられていること。また、読書や読み聞かせの経験があること。そしてまた、家庭で勉強や成績に関する会話がなされていたり、あるいは保護者の方が学校行事に頻繁に参加される、こういったような特徴がございます。

そのため、学校では、教職員が家庭訪問でありますとか、あるいは懇談、保護者集会などを通して、家庭環境の改善に向けて保護者に対して働きかけはしておりますが、先ほど部長のほうからも答弁させていただきましたように、スクールソーシャルワーカー等の専門的な力もおかりしながら、福祉的な取り組みも進めております。

このスクールソーシャルワーカーは、私が府教育委員会におりましたときに、私自身がこういう家庭への働きかけはやっぱり福祉的なアプローチが必要であるということを実感しまして、平成17年に全国に先駆けて大阪府スクールソーシャルワーカー配置事業を立ち上げたものでございます。

この事業は、その後、各市町村に独自事業として広まっておりまして、先ほど答弁させていただきましたように、平成22年には本市におきましても、独自でスクールソーシャルワーカーを配置しております。

一定の成果も見られますことから、国の

大綱に基づきます国施策、先ほどご紹介いただきましたように、1,500人を1万人にしていけるという計画もあるそうですから、その事業なんかも活用しながら充実をしていきたいというふうに考えております。

教育委員会としましては、まず学校が子どもたちの希望する進路を実現するために学力を身につけさせること。それから、生徒会活動等の自主的な活動を通して自立心を養うこと。そして、家庭や地域とも連携をして人間基礎教育の取り組みを充実させ、心豊かな子どもを育てる。こういったことを通して、貧困の連鎖を断ち切るだけの力を身につけさせてやりたいというふうに考えております。

あわせて、議員お示しの福祉団体でありますとか、あるいは福祉部局、またケースによりましては自治会でありますとか民生児童委員さんのお力もおかりしながら、オール摂津で貧困問題に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○村上英明議長 大澤議員の質問が終わりました。

次に、渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、外国人生活保護受給についてであります。

永住資格を持つ中国人女性に対して、生活保護法に基づく申請を却下した大分市の処分の取り消しなどを求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第二小法廷は、7月18日、永住外国人は生活保護法の適用対象ではないとの判断を初めて示しました。その上で、永住外国人も生活保護の対象になる

と認めた二審福岡高裁判決を破棄し、中国人女性の逆転敗訴が言い渡されました。

現在、生活保護受給者は約210万人と聞いております。これは長野県1県の人口に相当する人数であります。ちなみに、長野県は47ある都道府県の中で16番目の人口規模でございます。そのうち、外国人世帯は5万人近くに上り、全体の3%を占めており、10年前と比べると倍近く増加いたしました。

この国の経済が停滞する中で、年々国や地方の財政が逼迫している中で、生活保護費が増大の一途を続け、大きな問題となってきました。国民の間では、国民年金の受給額と生活保護の支給額との差がないことや、あるいは生活保護費のほうが多いということで、また生活保護者をめぐる貧困ビジネス等の不正受給の事件が後を絶たない状況下、この制度の改革を切望され、不満をお持ちの国民が多くおられます。その中で、外国人まで受給対象であることは、その不満に拍車をかける状況にあると思われま。

今回の判決を整理すると、1、生活保護法の適用の対象につき定めた同法1条及び2条にいう国民とは、日本国民を意味するものであって、外国人は含まれないものと解される。2、現行法が制定された後、現在に至るまでの間、同法の適用を受ける者の範囲を一定の範囲の外国人に拡大するような法改正は行われておらず、同法上の保護に関する規定を一定の範囲の外国人に準ずる旨の法令も存在しない。3、したがって、同法を初めとする現行法令上、同法が一定の範囲の外国人に適用され、または準用されると解すべき根拠は見当たらないということであります。

そこで、本市において、現在、受給され

ている外国人の数と国籍、なぜ受給されるようになったかをお尋ねしたいと思います。

次に、子宮頸がん予防ワクチンの接種について質問いたします。

以前、私は、このワクチンの危険性について平成23年第1回定例会において質問いたしました。

知識不足のため、未成年の女子が接種すれば絶対に感染しないと思い込み、そのことが感染拡大につながるのではないかと。また、当時から徐々に発生していたワクチンによる副作用があることに危惧を感じ、質問したわけではありますが、現在、その危惧したことが現実起きてきております。

先日の新聞発表によりますと、専門医らでつくる難病治療研究振興財団の研究チームは、今月13日、厚生省に寄せられた約2,500件の副作用の報告を調べた結果、1,112件の重い症状が出たとする独自の分析を発表いたしました。

チームは、けいれんや歩行障害、記憶障害、視力低下や聴力低下などの感覚器異常、広範囲の体の痛みなどを重い副作用と判断、接種後に報告されている多様な症状に、子宮頸がんワクチン関連神経免疫異常症候群と名づけて、診断基準が作成されました。被害者も全国的に組織化され、各地方の支部ができつつあります。

このように、ワクチンにかかわるさまざまな弊害が報告されている中、本市において一連の流れと接種された方々の人数、そして副作用の有無、また今後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

これで第1回は終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 本市における外国人の生活保護の受給状況についてのご質問にお答え申し上げます。

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置におきましては、昭和29年5月8日、社発第382号で出されました厚生省社会局長通知に、「外国人は、生活保護の適用対象とならないのであるが、当分の間、一般国民に対する生活保護の決定実施の取り扱いに準じて保護を行うこと。」と示されており、この通知に基づき対応をいたしております。

対象となる外国人につきましては、出入国管理及び難民認定法別表第2の在留資格を有する永住者、日本人の配偶者等永住者の配偶者等及び定住者や特別永住者で、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない外国人でございます。

平成26年9月1日現在における本市全体の保護の状況は1,485名となっており、そのうち外国人の生活保護受給者数は40名で、全体の2.7%でございます。国別の内訳といたしましては、韓国、朝鮮国籍が28名、中国籍が8名、フィリピン国籍が4名となっております。生活困窮などの理由で保護を受給しているものでございます。

それから次に、子宮頸がん予防ワクチンの接種につきまして、これまでの経過と現在の接種状況についてのご質問にお答え申し上げます。

子宮頸がん予防ワクチンは、厚生科学審議会感染症分科会、予防接種部会において検討され、子宮頸がんワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの3ワクチンに対する子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を立ち上げて、平成22年11月26日にワクチン接種緊急促進基金による

交付金制度が設定されました。

本市におきましては、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業のワクチン接種臨時特例交付金に基づき、平成23年4月から子宮頸がん予防ワクチン等の3ワクチンを任意の予防接種として開始し、2年間実施いたしました。平成25年4月からは、予防接種法の一部を改正する法律により、3ワクチンが法定予防接種となりました。

しかし、子宮頸がん予防ワクチン接種後に、ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な激しい疼痛等が見られたとの報告が集積され、平成25年6月には、適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとの厚生労働省健康局通知が出されました。

本市におきましては、法定化に伴い、広報、ホームページ等での制度の周知はいたしました。この通知を受け、個別通知などの積極的接種勧奨は控えており、接種を希望される対象者の方には医療機関において副反応についても十分説明をさせていただいて、接種していただくようお願いをいたしております。

初回接種者は、平成23年度394人、25.6%、24年度124人、10.7%、25年度41人、2.7%、26年度は7月末現在でゼロ人でございます。25年6月の通知以降は減少している状況でございます。

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

昭和29年5月8日の厚生省社会局長の通知によりまして、生活保護法第1条に外国人は適用にならないのであるが、当分の間、非常にこれは曖昧なんですけど、当分の間と言って、昭和29年、ちょうど私が

生まれる1年前でございまして、60年間そのように継続、確固たる一つの法的な処置もないまま、通知のままでそのようなことが継続されてきたわけですが、本当に今回、はっきり最高裁がそのことは日本人に限るということで打ち出されたわけです。

国会でも、次世代の党が、その判決を受けまして、新たな法律づくりをすべきということで今動きつつあるわけですが。

それで、平成23年に衆議院本会議で佐藤夕子代議士が、生活保護制度における外国人取り扱いに関して、厚生省通知の有効性と法的位置づけについて質問されたんです。そのときの事務次官の答弁では、外国人の生活保護は、地方自治体の自治事務として実施されているという答弁で、通知はしたが、それぞれの自治体に任されて、裁量に任せているような、そのようなご答弁をされたわけですが。

今、本市は、平成25年度において扶助費の決算額が26億2,057万617円ということで、外国人の被保護者の割合は2.7%で、概算では7,000万円の一般財源の計上になっております。これは、医療費はちょっとのけての額ですけど、その中で本市の負担が1,700万円ということですが。

相当な額が支払われているわけですが、これはこの市ができてからずっとそういう形でその制度を利用されている外国人がおるということを換算しますと、相当な額になるというふうに思いますが、以前、ちょうど3年前かな、大阪市で10世帯25人の中国人の方が来まして、生活保護を申請されたんですね。これはニュースでも非常に問題になって、その対応に大阪

市が非常に苦慮された。日本の不動産会社が一緒についてきたということで、明らかに生活保護を目的とした外国人の滞在者がふえておるということで、これは非常に問題になりましたね。あれは、最終的には辞退されたんですけど、今そのような事件がいろんなところで起きているんじゃないかという危惧を感じるわけですが。

日本が本当に非常に高度経済成長時代で豊かな時代やったら、それなりに国民も人道上の観点からという気持ちが当然あるというふうに思いますが、この打ち続く不況の中で、今、非常にこういう生活保護者が、長野県と一緒に数が生活保護者なんですよ。長野県の人口と一緒にやということで、これからますますふえていったら、さまざま国、地方においての財政負担が非常に大きくなる中で、やっぱり見直しも考えてもらいたいというふうに思うわけですが。

そこで、最高裁の判決を受けて、今後国会の動きも見ながらというふうに思いますが、最高裁がそういう形をはっきり出したわけですから、今後どのように対応されていくのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、子宮頸がん予防ワクチンの2回目の質問をさせていただきます。

本当に、非常に、私が平成23年度に質問したときも被害者という被害の報告がたくさんあったわけです。当時の保健福祉部の部長は、厚労省からの一つの補助金等のことがあるので、それに関しては、ワクチンの勧奨をしていくということを言うてあったわけですけど、今現在、非常に、先日も新聞を読んでおりますと、10代の女性が副作用によってちょっと認知症みたいな症状が出られる。ご高齢の方が認知症とい

うのは、これは年とともにしゃあないというふうに思うんですが、ただ10代のこれからという女性が認知症のような症状が出るということで、これはやっぱり大変な問題というふうに捉えるわけでございます。

そこで、これはデータがあるんですけど、これは参議院議員のはたともこさんが、間接的に国会で論じられた資料をちょっといただいたわけですけど、HPV、これはヒトパピローマウイルスというんですかね、このウイルスに感染して子宮頸がんまでなっていく一つの過程において、さまざまな統計的なものを出してはるんです。これは琉球大学の教授、琉球大学の論文で出たわけですけど、一般女性のヒトパピローマウイルスワクチンは、16型と18型というのがありまして、それが大体0.5プラス0.2で0.7%の女性にそういうウイルスが入るらしいんです。そこで、感染しても90%は自然排出されるらしいです、自然排出。そこで排出されずに残る確率は0.07%らしいですね。

それから、3段階、これは軽度の異形成、これは簡単な言葉で言いますと、良性の腫瘍ということです。良性の腫瘍が0.07%、そこから0.07%の人らが良性の腫瘍に、そのウイルスによって移っていくらしいです。それで、ほとんど90%が、ウイルスに感染しても抗体によって90%が消滅するらしいですね。

それから、0.07%の良性腫瘍になった人にがんが発生する率は、計算しましたら、この計算のこれによりますと10万人に7人らしいですね。10万人に7人。

そのような発生率なのに、あえて危険なワクチンを打つという理由が、いかに、どこにあるのかなという私は非常に疑問を感じるわけでございます。

このサーバリックスというメーカーとガーダシルという製薬というか、そのワクチンをつくっている会社の二つのワクチンがあるんですけど、その副反応をこれパーセンテージに直しますと、その副反応が10万人に28.7人あるらしいです。10万人に28.7人。これはサーバリックス。ガーダシルというのがあるんですね。これが10万人当たり11人です。11人、その副反応が。

ということは、これはがんの発生率と副反応を比べたら、明らかに副反応の率が高いわけです、これはね。だから、そういう点で、そこでこれをずっと読んでおりますと、がん予防で検診を年間2回やったら、ほぼ半年ごとの検診をやったらほぼ確率的に子宮頸がんが発見されて、ほぼ100%の人が早期発見で直るということです。

だから、ワクチンの投与というより、検診を進めるということを行政がやるべきではないかと。そのように思うわけでございますが、最後にこの摂津でワクチンを投与された方で、副反応の方はおられるのかどうか、質問したいと思います。

以上で2回目を終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 外国人の生活保護受給につきまして、最高裁判決を受けてどのように対応するのかというご質問にお答え申し上げます。

生活保護の実施につきましては、国からの法定受託事務ではございますが、外国人の生活保護受給につきましては、議員のご指摘のとおり、国の通知に基づく実施機関である地方自治体の自治事務でございます。

厚生労働省が示す本通知は、人道上の観

点から、生活保護法に基づく保護に準じた保護を行うという趣旨でございまして、摂津市といたしましても、本趣旨に基づいて対応をいたしているところでございます。

本年7月に最高裁が外国人は行政庁の通達等に基づく行政措置により、事実上の保護の対象となり得るにとどまり、生活保護法の対象ではなく、同法に基づく受給権は有しないとの判断を示したことにつきましては、本市も認識いたしておりまして、今後の国会等の動向を注視し、本市の生活保護行政を厳正かつ適正に行ってまいります。

続きまして、子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応の状況でございますけれども、本市における子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応については、平成23年から現在までの間において、報告はございません。

しかし、先ほど議員が説明されましたように、先日、9月13日に、難病治療研究振興財団の研究チームがまとめた副反応の分析結果が出ております。子宮頸がん予防ワクチンがスタートした平成21年12月からことしの3月までの重い副反応として、けいれんや歩行障害、記憶力の低下などの中枢神経障害や視力や聴力の感覚器障害、広範囲の痛みなど、1,112件もの報告が出されておるところでございます。

子宮頸がん予防ワクチンの安全性につきましては、現在も厚生科学審議会・予防接種ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会医療品等安全対策調査会の合同会議において議論されており、積極的な接種勧奨の差しとめが継続している状況にございますので、厚生労働省の審議、通達などに注視し、変化があった場合は市民への情報提供など速やかな対応をいたしたいと存じます。

以上です。

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 では、3回目の質問をさせていただきます。

韓国でも、こういう一つの制度に関して、やっぱり自分の在外国民は社会保障制度もしっかりと考えていかなあかんということで、来年1月22日から、例えば在日韓国人の登録をしていただいたら、社会福祉制度を、韓国の制度を与えていくというようなことになるらしいです。来年の1月22日から。そのような外国においても、自国民、在外国民に対しては、それなりの保障制度をせなあかんというような動きがあるらしいです。

そこで、最後にちょっとお聞きしたいんですね、これは確認の意味で。先ほど厳正に適切に対応していくというふうなご答弁があったんですから、この例の厚労省の通達の中で、さまざまな一つの条件、4項目に関しての条件がやっぱりつけられていると思うんです。その条件を一つ一つクリアして、外国人に対しての生活保護を受給されるわけですけど、確認ですけど、3項目め、「確認が得られた外国人が要保護状態にあると認めた場合は、保護の実施機関は速やかにその申請書の写し並びに申請者及び保護を必要とする者の在留カードまたは特別永住者証明書の番号を明記した書面を添えて都道府県知事に報告する。」とあるが、そのような手続をしっかりと踏まえた中で、この外国人に生活保護を与えてもらえるかどうか、最後に聞きたいと思います。

それから、子宮頸がん予防ワクチンですけど、今になって慌てて、ちょっと控えておこうというような厚労省の状況ですけど、その間に本当に若い女性たちがそのよ

うな副作用によって非常に苦しめられておるわけです。

そういう観点から、まずワクチンというより、そういう予防というか、検診を進めるというような施策を促すことが肝心というふうに思いますが、これは要望としておきます。

以上、1点だけご答弁いただきます。

○村上英明議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 外国人の生活保護受給の具体的な事務手続ということで、厚生労働省の通知の（３）の手続ということでございますが、生活に困窮する外国人が保護を申請する場合におきましては、有効な在留カードまたは特別永住者証明書の提示が必要でございます。

福祉事務所においては、提示のあった在留カードまたは特別永住者証明書と申請書の記載事項との照合を行いまして確認を行っているところでございます。

ただ、保護の申請があった外国人が要保護状態にあると福祉事務所が認めた場合には、その申請書の写し並びに申請者及び保護を必要とする者の在留カードまたは特別永住者証明書の番号を明記した書面を添えて、都道府県知事に報告することになっておりますが、現在の事務手続においては、この報告が漏れている状況でございまして、今後遺漏がないように取り組んでまいりたいと考えております。（「議長、議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 先ほどこの通知に従って、厳正に適切に対応していくということ言われておる中で、この手続を怠っておったということ。この整合性はどのようにとられていくのか。また、つじつま合わせをど

ういうふうにされていくのか。これは手続を踏まえないままに外国人に生活保護を受給しておったわけでしょう。これはとんでもないことですよ、これ。

これは職務怠慢というより、これ事件ですわ。ルールにのっとって私らは受給しておるということを信じていましたけど、そのルールをちゃんと果たすことなく受給しておったということ、これは大変な問題ですよ、これ。

例えば、60年間そういうことを続けられておったら、市民にとってどんな不利益というか、損失をこうむっているか。これはとんでもない話ですよ、これ。これはしっかり答弁をすり合わせて、ちゃんとしたご答弁をいただきたいと思いますんで。

○村上英明議長 暫時休憩します。

（午後1時59分 休憩）

（午後3時 再開）

○村上英明議長 再開します。

先ほどの渡辺議員からの議事進行につきまして、答弁を求めたいと思います。副市長。

○小野副市長 答弁いたします。

外国人の生活保護の受給に係る事務の中で、大阪府への報告に遺漏があったことにつきましては、大変申しわけございませんでした。大阪府への報告と申しますのは、この通知、通達の中で報告を受けた都道府県知事は、当該要保護者がその属する国の代表者もしくは領事館またはそれらのあっせんによる団体等から必要な保護または援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知することになっております。この点について抜けておったということでございます。おわび申し上げます。

今後、本市における生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置につきましては、前例にとらわれることなく、厚労省の通知、本通知及び運営指針に基づいて、厳正かつ適切に取り組んでまいります。

なお、この問題は過去からいろいろございますので、今後国会の動向、また厚労省からの通達を注視し、本市の生活保護行政の適正実施にも努めてまいります。

○村上英明議長 以上でよろしいですか。
(「はい」と渡辺慎吾議員呼ぶ)

では、以上、これで渡辺議員の質問が終わりました。

次に、福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

9月15日付の摂津市広報1面には、ご長寿のお祝いを受けられるお二人の方が紹介されており、市内には90歳以上が595名おられ、明治から平成まで過ごしてこられた方々に心よりお祝い申し上げたいと思います。

それでは、地域包括ケアシステムの構築について、大澤議員と重なる点もございますが、ご了承いただき、よろしくお願い申し上げます。

全国の高齢化が進展し、2025年には75歳以上の人口が全体の18.1%、65歳以上は30.3%を占めると推計されております。

平成24年11月の年齢階層別の要介護認定率推計では、65歳以上の認定率は18%ですが、75歳以上になると31%でした。要介護認定率が高くなる75歳以上の人口がこれからの10年間で急速に増加することが予測され、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが

極めて重要な課題になります。

そのためには、住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国、自治体の連携による取り組みが求められます。

現在、市としては、地域包括ケアシステムの構築のためにどのような取り組みをされているのか、お聞かせください。

次に、小学生・中学生の健康を守るための検査導入についてです。

約1年間、学校行事や地域行事に参加させていただき、集まっている子どもさんを見ていると、少しでもよい環境を残さなければならぬと感じます。将来を担う子どもたちの健康を守り、よく学び、よく遊んで、その成長を助けながら社会に送り出していきたいと思います。

そこで、小学生・中学生の健康を守るために必要な検査について質問させていただきます。

数年前になりますが、能勢町で18歳の女性が小・中学校の学校医が学校保健法で定められた脊柱検診を怠ったために背骨がねじれて曲がる脊柱側湾症を悪化したとして、能勢町と在学時の学校医に約5,000万円の損害賠償を求め、大阪地裁に訴訟を起こし、町と学校医が計900万円を支払って和解したというケースがありました。

本市においては、健康診断についてどのように取り組まれているのか、状況をお聞かせください。

以上、1回目を終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 地域包括ケアシステムの

構築についてのご質問にお答え申し上げます。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるためには、医療・介護、生活支援サービス、介護予防などが一体的に提供される体制の構築が重要となります。本市では、平成25年度から、地域ケア活動の単位となる各中学校区において、地域包括支援センターが中心となり、医療・介護の専門職や地域の関係団体などで構成する地域ケア会議を開催し、情報の収集や提供、地域課題の把握などに努めております。

また、医療と介護の両方を必要とする高齢者が安心して在宅生活が送れるよう、医療機関と介護事業者などが一堂に会する研修会の開催により課題を共有し、より密なる連携の強化を図っております。

また、認知症施策といたしましては、認知症高齢者の徘徊への早期対応を図る認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業や市民に認知症に対する正しい知識と理解を普及するための認知症サポーターの養成に取り組んでおります。

今後は、新しい総合事業として実施する介護予防生活支援サービス事業、一般介護予防事業が身近な地域でそれぞれの心身の状態に応じてきめ細かにサービス提供ができるよう、担い手の養成やサービスの開発に取り組んでまいります。

○村上英明議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 小・中学校の健康を守るための検査導入についてのご質問にお答えいたします。

本市の小・中学校におきましては、学校保健安全法第13条等に基づき、児童生徒の健康保持を図るため、就学時並びに各学年毎年4月から6月にかけて、全児童

生徒を対象に内科健診、歯科健診、尿検査を行っております。

内科健診におきましては、児童生徒の栄養状況、脊柱及び胸郭の状況について検査を行っており、尿検査につきましては、一次検診後、必要に応じ二次検診も行っております。

また、小・中学校の新1年生とその他の学年におきましても、検診が必要であると認めた者に対しましては、眼科検診、耳鼻科検診なども行っているところでございます。心臓検診につきましては、小・中学校の新1年生と経過観察者に対して一次及び二次検診を行っております。

また、健康診断に付随いたしまして、養護教諭や担任等、また相互に連携をいたしまして、健康相談や児童生徒の健康状態を、日常的に観察を行っていただき、児童生徒の心身の状況を把握し、健康上の問題があるというような場合におきましては、当該児童並びに保護者の方に対して必要な助言を行っていただいているところでございます。

今後とも児童生徒の健康維持に努めてまいります。

○村上英明議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、地域包括ケアシステム構築のご答弁にありました認知症施策についてですが、認知症高齢者が2025年には約470万ふえると推計されております。認知症対策の鍵は、早期からの適切な診断と対応です。そのため、認知症疾患医療センターの整備促進、保健師や介護福祉士などの専門職が自立支援をサポートする認知症初期集中支援チーム、関係機関との連携支援を担う認知症地域支援推進員の配置など、さまざま検討されていくかと思っております。

認知症施策の今後の取り組みとして、どのように進められるのか、お聞かせください。

次に、小・中学校の健康診断の内容についてはわかりました。子どもたちの健康を守り、重大な病気にならないためにも、早期発見が大切であると考え、二つの検査を質問いたします。

一つは、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無等について検査しているとのことでしたが、脊柱は正常な状態であれば真っすぐ伸びています。ところが、脊柱側湾症という病気は、側方に湾曲したり脊柱がねじれていく難病です。原因となる病気がわかっている側湾症と原因が不明の突発性側湾症があります。この病気の8割が突発性側湾症で、男女で比較すると、1対7で女子に多く見られ、変形の起こる時期によっては、乳幼児型、学童期型、10歳以上思春期型に分けられます。

乳幼児型の場合は、8割以上が自然に治りますが、学童期型では二次性徴に進む確率が高く、10歳以降、特に15歳までの成長が著しい思春期では、二次性徴が始まる時期に起こるため、5割程度が悪くなるとされています。痛みを伴うことはまれなため、初期における発見は難しく、十七、八歳ごろまで進行し、20歳から30歳代は比較的安定をいたしますが、40歳を過ぎて骨や筋肉が衰え始めると、また進行が始まります。

脊柱側湾症の治療に際しては、曲がり方の計測法もあり、基本的には25度以上の側湾が対象です。年齢や成長、進行性を考えて実施され、25度になるまで治療ができないというくらい決め手になる予防法や矯正法が見つかりにくい病気です。それだけに、中学校卒業までの早期発見が大事な

症状であると考えております。現在、実施されている脊柱検査の内容についてどのようにお考えでしょうか。

二つ目は、胃がんリスク軽減のためのピロリ菌検査です。

昨年、藤浦議員が一般の特定健診に胃がんリスク検診の導入について質問をされました。

胃がんはピロリ菌による感染由来のがんで、ピロリ菌を除菌することで胃がんの発生を3分の1に減らせます。除菌治療で発生を予防し、それから精密検査で早期発見、内視鏡治療で完治させることを重視しています。ピロリ菌感染のない人から胃がんが発生することはまれであり、ピロリ菌感染により胃粘膜の萎縮が進むほど胃がんは発生しやすくなっております。

茨木市では、平成25年6月より、胃がんリスク検診を導入され、40歳から70歳の5歳刻みを対象に受診者数1,500名の計画でしたが、1,804名が受診し、うち3名の方にがんの発見がありました。

高槻市では、ことしから胃がんリスクの検診を導入され、30歳から60歳の5歳刻みを対象として、さらにピロリ菌早期対策として私立中学2年生全員を対象に、尿中ピロリ菌抗体検査も実施されております。

厚生労働省のデータでは、胃がんは肺がんに次いで死亡数が多く、その原因となるピロリ菌はほとんどが5歳以下の幼児期に感染するとされています。

本市において、胃がんリスク軽減に有効なピロリ菌早期発見の検査についてのお考えをお聞かせください。

以上で2回目を終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。保健福祉

部長。

○堤保健福祉部長 認知症施策の今後の取り組みの進め方につきましてのご質問にお答え申し上げます。

全国で認知症サポーターの養成に取り組んでいるところであり、本市では、現在、延べ1,891人のサポーターを養成いたしております。目標数値とされる人口の約3%、2,500人の養成に向け、講座の開催を進めているところでございます。また、受講生の中から認知症支援ボランティアグループが形成されるなど、新たな活動が広がっております。

今後は、対象者を子どもや事業者などへ拡大し、裾野を広げていく検討をいたしております。

認知症高齢者の支援につきましては、認知症の方が早期に把握され、相談機関である地域包括支援センターなどにつながり、適切な対応やサービス提供が行われる体制づくりが重要となります。

本市といたしましては、体制づくりのため、各事業の推進とあわせ、知識と情報を共有し、早期事前的な対応ができるよう、地域ケア会議や在宅医療、介護連携の研修会などの充実を図ってまいります。

○村上英明議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 小・中学生の健康を守るための検査導入につきましての2回目のご質問にご答弁いたします。

まず、脊柱側湾症の早期発見のための検査でございますが、先ほども申し上げましたように、内科健診時において、脊柱及び胸郭の状況について学校医の視診及び触診を行い、疾病等の疑いがある場合におきましては、児童生徒並びに保護者に対して専門医の受診指導を行っているところでございます。

また、幼少期からの検査につきましては、母子保健法に基づきまして、市として実施していただいております1歳6か月健診や3歳6か月健診などにおいて、小児科医の健診時に姿勢や脊柱の対称性について視診、触診を行っていただいております。

また、保育所、幼稚園等々におきましても、健診時において視診を行っているというような状況でございます。

次に、胃がんのリスク軽減のための検査につきましては、学校保健安全法並びに同施行規則に基づいた検査項目には指定されていないというような状況でございます。胃がんのリスク検診につきましては、市長部局、特に市民健診を担当する市長部局との連携が必要になるというふうに考えております。

市長部局と同様、厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会の検証を注視してまいりたいというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、今後も学校保健安全法及び同施行規則を遵守し、児童生徒の健康の保持を図るとともに、疾病の予防、早期発見に努めてまいります。

○村上英明議長 福住議員。

○福住礼子議員 認知症の方が早期に把握され、地域包括支援センターなどにつながり、適切な対応を受ける体制がつくられても、その対応がどのようにすれば受けられるのか、周知していかなければ意味がありません。

東京都国分寺市では、家族や本人がチェックできる認知症チェッカーをホームページに導入されています。とても簡単で、認知症についてのきっかけと相談機関などを知る手段になりますので、ぜひご検討いただくことを要望いたします。

また、介護人材の不足も課題でございま

す。コンパクトにまとまっている地域福祉通信をもっと活用展開し、認知症サポーターやボランティアの活動の拡大に期待をしていきたいものでございます。

一方、元気な高齢者に対しては、生きがいつくり、社会参加促進などの施策を展開し、介護予防につなげることが大事になっていきます。

ご答弁に、新しい総合事業として身近な地域できめ細かにサービスできるよう、担い手の養成やサービスの開発に取り組むとありました。公助である手厚い介護サービスに頼るだけでなく、住民が支え合う力、互助も必要です。そのために地域の高齢者がどのような医療、介護を必要としているか、整備することでサービスの開発に役立つと思います。

先日、ひとり住まいの女性が朝急に激しい腹痛で救急搬送され、緊急手術をいたしました。しばらく家に戻らないと、近所の方から、毎日布団を干していたので何かあったかと心配していたと言われたそうです。特に親しくしているわけではないのですが、ふだん何げなく見かけていることに変化があると、気づくのはご近所さんです。日本人は助けられ下手だそうです。

例えば、50世帯ぐらいでお知り合い探しや空き家チェックなどの地域の実態を把握する支え合いマップをつくってはどうか。声かけ運動にもなります。個人情報に配慮して助け合える人間関係をつくり、近くで助け合う近所は住民の自立につながり、互助の強化につながっていくと思います。

地域包括ケアシステムは、手厚い在宅サービスを目指し、地域の特性に応じて地域の自主性に基づいてつくっていくことができると思います。

現在、介護支援ボランティアを取り入れる自治体もございます。介護予防を目的とした65歳以上の方々に地域サロン、外出の補助、介護施設などのボランティア活動を推進するものです。その活動にはポイントを付与し、たまったポイントを商品や金券の交換、保険料に充てるなど、自治体がいちいち工夫して事業にしております。内容も空き家や空き店舗を使って、まちゼミ、カフェ、買い物サービス、アシスト自転車に囲いをつけて送迎サービスなどもありました。

介護事業所、シルバー人材センター、NPOなどにご協力をいただき、有償ボランティア、またボランティアポイント制度の導入を要望させていただきたいと思います。

次に、脊柱側湾症の視診及び触診は、前屈したときの筋骨の隆起、腰部隆起の有無、肩及び肩甲骨の高さと位置の非対称性、ウェストラインの左右の差などで診察をいたします。

また、日常の姿勢や歩行の姿勢など、家族、養護教諭、またそのほかの教職員による観察も大事になっております。しかし、専門医でも検査結果にはばらつきがあり、東京都及び兵庫県予防医学協会では、モアレ検査を取り入れて、発見が見落とされ残ってしまった側湾症の子どもが小学校5年、中学校1年で発見をされ、その発見率は上がっております。

モアレ検査は、一次検診で表面形状のひずみを見るため、光学系で開発された技術で、モアレ撮影を行い、体のでこぼこを映し出す特殊な写真による測定法です。体には何ら影響を与えることなく、筋骨の隆起をしま模様の左右非対称から発見することができます。モアレ検査で見つかった異常

があった場合、二次検診で通常のレントゲンに比べて100から120分の1に落とした低線量エックス線検査を行い、単なるバランスの悪さか、典型的な側湾症の始まりなのか、また始まりであれば、角度が正常範囲の10度以下か以上かを調べます。このような検査をすることにより発症の確率が減り、一定の成果が出ています。

脊柱側湾症は、体だけでなく、心も大人に向けて発達していく思春期に多くあらわれるため、その時期に脊柱の変形を指摘されたり装具をつけて治療することは精神的な負担となります。

子どもの体や姿勢をよく見ているのは家族です。何か姿勢がおかしいと気づいても、病院に行くきっかけを逃してしまいがちです。保護者に対して、側湾症についての説明もしっかりと行うことが必要ではないでしょうか。

貝塚市では、平成24年度からモアレ検査を導入されました。対象者は、一番成長する年齢として、小学5年生997人、中学1年生1,300人に一次検査のモアレ撮影を実施し、小学5年生25人、中学1年生20人に二次検査が必要と診断されました。結果としては、中学生から2名の要治療が発見されました。

脊柱がS字に曲がる難病であり、症状が進行すると、腰や背中の痛み、肺機能の低下をもたらし、時には命に危険が及ぶともされております。ぜひモアレ検査についての研究と導入に向けての前向きな検討を要望いたします。

次に、ピロリ菌検査でございますが、胃酸の分泌が十分でない子どものころ、井戸水を飲むなどして感染する人が多いと言われています。上下水道が整備された時代に育った世代は、井戸水を飲む機会は少ない

ですが、乳幼児期に親から経口感染するケースが多いとされています。

ピロリ菌に感染すると、大人になっても菌が胃の粘膜にとどまり続けます。北海道大学特任教授浅香先生は胃がん撲滅を唱えておられ、ピロリ菌の感染率は、10代、20代では10%前後と推計され、60歳以上では70%以上となっている。そのピロリ菌を20代から30代までに除菌すれば、男女ともほぼ100%胃がんは抑えられ、日本人の胃がんは97%が50歳以上に発症しているため、早期にピロリ菌検査をし、陽性なら除菌を行うことで胃がんの発症を抑えることができると言われております。

最近は、病院での健康セミナーでもピロリ菌を取り上げられ、関心も高まっております。バリウムの検査は誤飲の不安やエックス線は背中が伸ばしにくい状況もあります。中学2年生を対象にしたピロリ菌検査の実施に至った高槻市は、ピロリ菌は胃がんだけでなく胃潰瘍や十二指腸潰瘍の病気を引き起こすため、早期に除菌して将来病気のリスクを減らしたいと意欲的でした。

どうかご検討をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○村上英明議長 福住議員の質問が終わりました。

次に、東議員。

(東久美子議員 登壇)

○東久美子議員 通告書に基づいて質問いたします。

初めに、学級編制での課題について質問いたします。

学校教育での課題解消に向けて、35人学級の要望を行ってきました。それは、言うまでもなく、少人数での学級編制は学習面、生活面での丁寧な指導につながるから

です。小・中学校の1学級当たりの在籍数の現状と小学1、2年、35人、3年以上40人近い在籍数となっている学級がどの程度あるのか、お答えください。

質問番号2の文化財保護について質問いたします。

文化財保護は、私たちの長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産です。歴史、伝統、文化などを理解するために欠くことのできないものです。また同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであると考えられています。

市指定の文化財の件数は現在2件ですが、新たな文化財指定に向けて調査等、どのような取り組みを行っているのか。また、市民図書館とさわやか広場とりかいにある郷土資料展示室はどのように活用されているのか。この2点お答えください。

質問番号3の公共施設の空調機等の管理について質問いたします。

8月に、市民図書館の空調機が故障し、修理に長い期間がかかりました。市民図書館の空調機故障について、経緯と対応についてお伺いします。

また、本市では、節電と熱中症予防の観点から、セツオアシスが複数か所指定されています。市役所1階にあるロビーはその一つで、給水設備もあり、多数の方が利用されていました。市役所庁舎の一部でも市民図書館と同様なガス空調機が設置されているということです。市役所で修理に長期間要する故障があることのないよう、市役所庁舎の空調機はどのような状況なのか、お答えください。

質問番号4、広報活動について質問いたします。

広報活動の一つに、広報紙があります

が、市民への情報提供が質、量ともに十分ではないように思います。広報紙の配布について、内容、どのように配布しているのか、お答えください。

以上で1回目の質問です。

○村上英明議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 小・中学校の1学級当たりの在籍数の現状についてのご質問にお答えいたします。

現在の小・中学校の学級編制につきましては、法律や国の施策により、小学1、2年生が、いわゆる35人学級、小学校3年生以上の学年が40人学級となっております。

この35人学級、40人学級は、それぞれの人数を超えないということを意味しており、市内の小学1、2年生は、今年度最も多い学級で34人、最も少ない学級で18人、平均しますと、1学級当たり26.0人となっております。

小学校3年生以上では、中学生も含めて最も多い学級で40人、最も少ない学級で21人、平均しますと、小学校では1学級当たり30.5人、中学校では35.0人となっており、小学校の83.9%、中学校の63.6%が35人以下の学級となっております。

また、小学1、2年生で今年度34人以上在籍している学級は56学級中1学級、小学校3年生以上で38人から40人が在籍している学級は、小学校で93学級中7学級、中学校で64学級中8学級でございます。

○村上英明議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 文化財保護についての

ご質問にお答えいたします。

新たな文化財指定に向けての調査と取り組みについてでございますが、現在、本市の指定文化財といたしましては、旧一津屋公会堂と明和池遺跡から出土いたしました土馬を平成23年に指定いたしておりますが、市内にはこの指定文化財以外にも史跡、古文書、考古資料、建造物など市指定文化財の候補となる案件がございます。

今後は、これらの文化財的価値を調査し、所有者の同意など諸条件がそろいました案件について、摂津市文化財保護審議会に諮り、市指定文化財として指定してまいりたいと考えております。

またそのほかにも、市内に現存する古民家等の歴史的建造物について、現況調査の実施に向けた台帳整備を行うほか、現在、大阪府文化財センターで調査、記録されております明和池遺跡の発掘調査について、出土した土器等から新たな市指定文化財候補を選定し、本市の貴重な文化財として保存し、後世に伝える取り組みを行ってまいります。

市民図書館とさわやか広場とりかいにございます郷土資料展示室の活用についてでございますが、市民図書館につきましては、特別展示会などのイベントに利用しておりますが、図書館利用者の利便性向上や施設の有効利用を図るため、気軽に読書ができる談話室としても利用ができるよう整備する予定といたしております。

また、さわやか広場とりかいににつきましては、ふるさと摂津講座や公民館講座などにおきまして、実際に受講者がわら縄を編んだり、むしろ織り機を操作するなど、民具、農具に直接触れる体験学習の場として利用しており、市民が文化財に親しむ場として今後も活用してまいりたいと考えてお

ります。

続きまして、市民図書館の空調機器故障における経緯と対応についてのご質問にお答えいたします。

市民図書館におきまして、平成26年8月20日午後より空調の機能が低下し、館内の温度が上昇いたしましたため、空調機を停止し、故障原因について調査いたしましたところ、熱交換器内の配管が破損し、冷却水が熱交換器内に漏れるということを確認いたしました。直ちに、早期の復旧に向け修理を実施し、8月27日までに故障箇所の修理及びテスト運転を完了し、翌28日朝から通常どおり稼働させることができました。

空調機故障中の対応につきましては、窓を開放し、冷風機や大型扇風機を設置することによって風通しをよくし、管内温度が上昇しないように努めました。また、隣接いたします安威川公民館のロビーや空き室を図書館利用者に開放し、図書館の書籍を自由に安威川公民館に持ち出し、読書ができるようにするなど、利用者の負担にならないよう対応いたしました。

利用者からの苦情等は特になく、皆様のご協力により図書館業務を継続できたものと考えております。

○村上英明議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の市役所庁舎の空調機の状況についてお答えいたします。

市役所庁舎空調機の使用年数は、本館、新館、西別館で21年、東別館は27年が経過しております。空調の種類としましては、本館1階、新館1階、議場はガス空調機でその他の階は電気を使用しておりますが、設備の老朽化に伴い、新館において空調機の部分的なふぐあいが発生し、修繕や

取替え工事で対応しておる状況でございます。現在は、庁舎空調機に全般的な異常は認められず、運転データ等も異常箇所はございません。

空調設備は保全期間である約20年を超え、圧縮機、ファンモーターなどの部品があり、故障すれば部品の取替えに時間を要する場合もございます。現在、業務に支障がないよう維持管理に努めております。

○村上英明議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 広報活動についてのご質問にお答えいたします。

現在の広報紙はタブロイド判の月2回発行であり、平成21年度に一部をカラー化したことに伴い、1日号を8ページ、15日号を4ページといたしております。それぞれに重大ニュースと特集記事を掲載しているほか、1日号は各種募集やイベント、講座案内、相談や健康診査の情報などを掲載し、15日号は市民活動の情報や各種啓発記事、図書館の本の紹介などを掲載しております。

配布につきましては、1日号は宅配業者から全世帯、全事業所に配布しており、15日号は自治会を通じて加入者に配布していることから、平成26年度の発行部数を1日号は4万5,500部、15日号を3万500部と設定いたしております。

したがって、1日号には募集やお知らせ記事、15日号には啓発記事や事業の報告を中心に掲載するよう記事内容を区別しているものでございます。

また、平成25年度決算額としましては、1日号に係る印刷製本費と配布業務委託料がそれぞれ年間で544万8,864円と474万4,480円、15日号に係る印刷製本費と自治会への配送委託料がそ

れぞれ年間で281万2,320円と、126万円になっております。

本市広報紙の掲載記事につきましては、行財政改革により平成12年度から各課で作成していた印刷物を廃止し、その内容を紙面に取り込んでおります。それに加え、パブリックコメントや市民委員、ボランティアスタッフの募集など市民参画に係る記事が増加していること、さらにイベント等への申込方法の多様化、講座受講の際のお子さんの一時預かりなど、市民ニーズに応える環境づくりが進んでいることから、掲載する記事の内容と量は確実にふえてきております。これら多数の記事を限られた紙面で掲載するために、レイアウトの変更や工夫をして対応しているところでございます。

○村上英明議長 東議員。

○東久美子議員 2回目の質問をいたします。

初めに、学級編制の児童生徒数について、通常学級在籍の児童生徒数でお答えいただきました。この在籍数で3年以上の例では、40人学級ということで、今年度40人、21人の学級があるとの説明でした。この差というのはやはり一人一人に応じた教育を目指すためには、大変厳しい人数の違いだと思います。

子どもたちは、本市の課題である学力や数値化できる学力だけではなく、人間基礎教育も教室でしっかり学んでいます。ともに学ぶということで、支援学級在籍の児童生徒が通常学級においても一緒に学習や生活を行っています。

このこと、ともに学ぶということについては、文部科学省の共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進において、次の報告

があります。

ともに学ぶことについて、基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場でともに学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、事業内容がわかり、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

ともに学ぶことを進めることにより生命尊重、思いやりや協力の態度などを育む道德教育の充実が図られるとともに、同じ社会に生きる人間として互いに正しく理解し、ともに助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。このように報告されておりますが、ともに学び合える十分な環境整備が行われているとは思えません。ともに学ぶことが大切とされながら、40人に近い在籍がある学級では、教室での教育活動の人数が40人を超える状況も起こります。これは杞憂ではないです。現実には、来年度の市内の学校でも十分現実になり得ることです。

このような状況について、どのように対応されているのか、お答えください。

2番目の文化保護について質問いたします。

議会会議録を調べてみましたが、文化財については、多数の質問が行われていました。文化財保護への関心は高いと思います。市民への文化財啓発について、どのように行われているのですか、お答えください。

3番目に、公共施設の空調機について質

問いたします。

図書館の空調機の故障について、連絡がありましたので、そのときに図書館の様子を見に参りました。図書館の玄関には打ち水がされており、故障のお知らせが数箇所、利用者にわかりやすいように掲示されていました。利用されている方には、安威川公民館の開放等が伝えられ、丁寧に対応されていたので、特に苦情等はなかったのかと思います。

ただ、やはり雑誌コーナーなど、ふだんは多くの方が席が足りないぐらい利用されている場所ですが、人の姿はなかったです。借りるための図書を選びましたが、それだけでも、そのわずかな時間だけでも汗が出て本当に大変な状態でしたから、図書館に勤務されている方は、連日のことで限界に達しておられたのではないかなと思います。

その中で、丁寧な対応をよく頑張っておられたと思っております。このときには、天候に恵まれ、窓を開放することができたのはよかったのですが、砂ぼこりや騒音も入り、人にも本にも図書館としては厳しい環境が続いたと思います。

空調機の故障が長期化することで、想定外の不都合が起こるかもしれません。市民図書館の空調機の老朽化における機器の入替え等、今後の対策についてどのようにされるのか、お答えください。

また、市役所の状況についてお答えいただきましたが、耐用年数等課題があり、今後空調設備をどのように更新されるのか、お答えください。

4番目になりました。広報活動についての質問です。

自治体の広報をどう捉えるのかということになるかと思いますが、子育てから高齢

者の方など幅広い層へ情報発信するのであれば、ページ数は少ないと思います。北摂を初め府内各市では、幅広い世代の市民を意識して、ページ数をふやし、冊子化を図り、内容を充実させています。

近隣では、吹田市、茨木市、この9月から高槻市が冊子になりました。本市の広報紙の充実に向けての取り組みについてどのようにお考えですか、お答えください。

以上です。

○村上英明議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 支援学級在籍の児童生徒が通常の学級において活動を行う際、学年の状況によって生まれます教室での活動人数が40人を超える場合の状況への対応についてのご質問にお答えいたします。

支援学級は通常の学級とは異なり、1学級当たり8人以下を基準として設置され、障害の種類や程度に応じた学習を行っております。

そのような中、支援学級在籍の児童生徒が通常の学級の児童生徒と一緒に学習をしたり給食をとったりすることがあります。場合によりましては、議員ご指摘のとおり、教室での活動人数が40人を超えることがあります。今年度は小学校で3学級、中学校で8学級、来年度は小学校で7学級、中学校で8学級となる見込みでございます。

このような中、各校では、習熟度別に少人数に分割した授業をふやしたり、障害児等支援員によるサポートなどを行っております。

教育委員会としましても、学習サポーターの派遣時数をふやすなど支援を行っておりますが、今後も各校の状況を把握し、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

また、2年前から市教育委員会の判断で担任外の教員を担任に充てて、学級を分割する学級編制の弾力的運用を行うことも可能となっております。

今後も学校からの要望に応じて協議を行ってまいりたいと考えております。

○村上英明議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 文化財啓発と市民図書館空調機器の入替え等についてのご質問にお答えいたします。

市民への文化財啓発についてでございますが、市指定文化財につきましては、旧一津屋公会堂現地見学会やバスで行く摂津市歴史探訪などの現地見学会、また市役所ロビー等での市指定文化財の土馬を含む明和池遺跡出土遺物展示会を実施いたしましたほか、「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」にて、ウォーキングコース内に旧一津屋公会堂を見学ポイントとして設置するなど、市指定文化財の啓発を行っております。

また、歴史ボランティアをされておられますふるさと摂津案内人さんによる味舌むしろ織りの実演会の実施や市内の小・中学生を対象とした夏休み自由研究企画として拓本体験教室や土器発掘体験教室を実施するなど、子どもや今まで文化財に関心の薄かった方にも摂津市の文化財を身近に感じ、興味を持っていただくことができたものと考えております。

続きまして、市民図書館空調機器老朽化における機器の入替え等、今後の対策についてでございますが、市民図書館の空調機につきましては、平成16年度に、基本システムはそのままですが、機器の更新をいたしております。しかし、全体としては30年前のガス空調システムであるため、老朽化しているなどと考えておりま

す。

今回の修理につきましても、部品及び熟練技術者の手配に数日を要したところであり、今後も機器の故障に際しては同様の事態となることが予想されます。

今後の対策についてでございますが、最新の空調システムは技術的な進歩によりエネルギー変換効率が向上しておりますので、ランニングコストや環境面の観点からも市全体の更新計画の中で総合的に判断し、適切な時期に空調機器の更新をすることが望ましいものと考えております。

○村上英明議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の空調設備の更新についてお答えをいたします。

市役所庁舎の空調機は先ほどご答弁しましたように、保全期間である約20年を超える部品等もございます。空調機のふぐあいには、現在、修繕で対応しているところでございます。

今後の更新計画につきましては、市庁舎全ての空調機の更新、先ほど言いました分でございますが、これで全てしますと概算工事費用で約5億5,000万円かかる見込みでございます。更新により現在の光熱水費などが低減されるということで、ランニングコストが下がるということが考えられます。

これは、初期投資のイニシャルコストの平準化を勘案する、あるいはこういうランニングコストが下がる、こういう分を勘案しまして、ファシリティマネジメント、それからESCO事業というのがございますが、こういう考え方を取り入れて今後の更新について検討をしてまいります。

○村上英明議長 市長公室長。

○乾市長公室長 広報紙についての2回目のご質問にお答えいたします。

自治体の広報紙は、市政情報だけではなく、近年、市の魅力を積極的に発信しております。そのため、携帯用、保存性にすぐれた冊子にしたりページ数をふやしたりするなど、刷新される傾向にございます。

本市につきましても、読みやすさ、探しやすさ、楽しさをさらに追求し、魅力ある情報を発信していくためによりよい方法を選択できるよう調査研究を進めていく必要があると認識しております。

広報紙につきましては、情報量、発行回数、予算、配布方法、業務量などから、総合的に判断する中で充実に向けて見直してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 東議員。

○東久美子議員 3回目の質問をいたします。

通常学級での教育活動の人数が40人を超える状況が、来年度は小学校では本年度よりも4学級ふえる見込みということですね。現在、教育委員会として学習サポーター等の配置で対応されていることは理解いたしました。対応にやはり限界を感じます。

市独自の取り組みとして、高槻市では、1年から6年生まで35人学級編制を行っています。また、枚方市では、平成24年度から、小学校3年生までですが、ともに学ぶ教育の観点で支援学級在籍児童も含めた市独自の35人の少人数学級編制を行っています。

インクルーシブ教育の観点を大切に、今後小学校3年生以上での35人学級実現に向け、どのように対応されているのか、お答えください。

2番目、文化財保護について要望いたします。

質問にお答えいただいた中で、市民図書

館の郷土資料展示室は、展示会等のイベントに利用し、常時開設ではなかったようですが、図書館の談話室に用途が変わるということで、市民への啓発の場として課題が残されたように思います。

茨木市立文化財資料館は、親子で資料館に行こうというように広報されております。文化財を子どものときから身近にしています。ぜひ、文化財を身近にする環境も考えていただきたいと思います。

また、市内には文化財指定に値するものが多くあると思いますので、例を挙げれば、文書類では検地帳など、また百年を超える家屋などがあるということで、早急に調査を進めていただきたいと思います。

この早急というところが強く願うところで、一例を挙げますと、旧味舌小学校平屋の木造校舎も建設から80年過ぎ、大阪府下的にも現存している木造校舎としては貴重と聞いています。ところが、瓦がずれているようだし雨漏りもしています。余りよい状態ではありません。木造校舎を残してほしいと希望している者としては、もっと傷みが少ないうちに課題を解消できなかったのかなと思います。

文化財保護については、所有者や地域の方の思いも十分に配慮され、早急に進められるよう要望します。

3番目です。公共施設空調機について、市民図書館のほうは時期を見て空調機の更新をすることが望ましいとのお答えでしたので、早急に取り組まれるよう要望いたします。

また、市役所庁舎のほうは、図書館の故障から更新の課題が見えてきたと思います。市民にとって、セツオアスであることから大切な大切な場所ですので、更新について十分な検討をされることを要望

いたします。

4番目、最後になりましたが、広報紙の活動についての要望です。

広報紙の充実に向けて見直されるとのお答えをいただきましたので、この機会にぜひ広報紙のあり方についても十分に検討していただきたいと思います。

広報紙も随分変わってきました。行政から住民へのお知らせが中心のお知らせ型広報の時代から、地方分権が進展し、まちづくりの主役は住民であり、住民と行政との協働によるまちづくり、コミュニケーションツール、対話型に変化しています。

情報を周知することが目的になっている広報ではなく、住民参画型の広報を目指していただきたいと思います。また、近隣の市のように、摂津市のよさをアピールする戦略的な広報紙を期待しています。

今回、他市の広報について調べてみましたが、まちで生活する人が見える、市の考えがしっかり伝わる広報紙がたくさんありました。広報紙は冊子が大半でした。インデックスをつけることで、ページ数が多くとも興味関心のあるところを選択し、読むことができます。また、説明にもありましたように、保存性も高くなります。子育て支援についても、新しい制度が始まるということで特集を組み、詳しく編集されており、制度の内容を子育て層だけではなく興味関心がある人には正確に、知らなかった人にはよりわかりやすく伝えられています。

自治体発行の広報紙は、その市民だけのものではなく、市のホームページから他市の方でも読むことができるものになっています。住みかえを考えておられる方にとっては、市民サービス、市の政策を調べ、検討するための資料にもなります。

広報のあり方についていま一度見直され、住んでいる人だけではなく、摂津のよさを広め、他市からも住みたい市と思えるような広報紙、摂津の独自性のある、よさが伝わる、双方向の広報紙を期待しています。読みたいです。ぜひぜひ検討されること、見直されることを要望いたします。

以上です。

○村上英明議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 小学校3年生以上の35人以下学級実現に向けた対応についてのご質問にお答えいたします。

小学校3年生以上の35人以下学級を実現させるためには、法律の改正や国の予算措置が必要なことから、本市教育委員会といたしましても、かねてより都市教育長協議会や都市教職員人事主担課長会を通じて、国や府に対してその実現に向けての要望を続けてまいりましたが、現時点では実現には至っておりません。

本市といたしましては、これまでも市独自で学級補助員の配置などの取り組みを進めるなど、教育環境の改善に努めてまいりましたが、さらなる学習環境の充実のためには小学校3年生以上の少人数学級編制の整備は重要な教育課題の一つと考えております。35人以下学級の早期実現に向け、今後も引き続き国や府に強く要望してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 東議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

初めに、東海道新幹線鳥飼車両基地内の地下水くみ上げ計画についてであります。

J R東海の新幹線基地内での地下水くみ上げ計画が明らかになりました。最近では、テレビでも新聞でも報道されてきました。そのような報道を見て、市民の方から不安の声や怒りの声、また同時に計画を見直してほしいという反対の声も寄せられています。

J R東海の新幹線基地は、昭和40年代に基地の地下水くみ上げによって、鳥飼や新在家地域で著しい地盤沈下が起きました。同時に、新幹線沿線にお住まいの住民の皆さんにとっては、長年の振動や騒音に悩まされてきた、こうした歴史があるからこそ、今回の地下水くみ上げ計画を再開していこうという動きに対して、このような声が出るのも当然な反応だと思います。

摂津市が、J R東海に対して計画の撤回を求めるなど、市民の立場に立って厳しい対応をとっておられることを承知しています。改めて、市の考え方についてお聞きしておきたいと思います。

次に、バス停へのベンチ設置とシルバーパスの導入についてです。

高齢化が進んでいます。通院、買い物のほか趣味やボランティア活動など、高齢者の活動機会や範囲が広がっています。バス路線の新設増便など移動手段の確保とともに、既存の路線バスを利用しやすいものにしていくことも重要な方策だと考えます。

そこで、路線バスを利用されている多くの高齢者の方から寄せられている二つの要望を紹介し、その検討・実施を求めたいと思います。

その一つは、バス停へのベンチの設置です。市内のバス停の多くが狭い歩道に設置されています。先ほども廃止都計道路の歩道の問題が取り上げられていましたが、歩道にベンチを置くということは、まず何よ

りも通行者の安全確保が大前提だということとは認識しています。しかし同時に、高齢者の方々の社会参加を促進し、また保障していくという点でも、バスの待ち時間に腰をおろせるベンチが必要なのではないかと思います。設置に向けて、バス事業者への働きかけ、また市として主体的にその設置に向けた取り組みができないものか、お考えをお聞かせください。

もう一つは、シルバーパス、いわゆる路線バスの運賃助成です。高齢者の暮らしは、言うまでもなく増税や医療費負担増、年金の引き下げと日に日に厳しくなっています。ある高齢者の方から、複数の通院があって、せめて交通費だけでも何とかならないだろうか、大阪市の敬老パスや高槻市の無料乗車券のような運賃助成を切に願います。このような手紙をいただいたこともありました。

摂津市として、路線バス運賃への助成について検討できないか、お考えをお聞かせください。

○村上英明議長 答弁を求めます。生活環境部理事。

(北野生活環境部理事 登壇)

○北野生活環境部理事 地下水くみ上げ計画に対する市の考え方についてのご質問にお答えいたします。

J R東海の計画は、災害時に強い移動システムを鳥飼基地に導入することを目的とし、地下水採取への規制が及ぶ摂津市域を避け、面積としてはわずかな茨木市域で井戸2本を削井し、日量750トンくみ上げるものでございます。

摂津市では、昭和40年代に鳥飼八町及び新在家地区で著しい地盤沈下が発生したため、大量に地下水を取水していた当時の国鉄に対し、鳥飼基地での地下水のくみ上

げの抑制を要望いたしました。その後、昭和52年に、原則として地下水のくみ上げを行わないとする環境保全協定を国鉄と締結するとともに、市内75事業者とも同時期に同趣旨の協定を締結いたしました。

さらに、平成11年には、地下水採取の規制に法的根拠を持つべく、環境の保全及び創造に関する条例を制定いたしました。これらの取り組みにより近年では地盤沈下は鎮静化いたしております。

このような歴史的経過を踏まえ、J R東海関西支社に対し、本年7月29日に、地下水のくみ上げを行わないとする環境保全協定を遵守するよう要請をしましたが、8月19日付で、協定の効力は行政管理区域外、つまり鳥飼基地内の茨木市域には及ばないとする回答がございました。

回答を受け、再度、環境保全協定の効力は鳥飼基地全域に及ぶことを主張するとともに、環境保全を求める通告書を取りまとめ、9月11日付でJ R東海関西支社に送付いたしました。

地盤沈下は、復旧が不可能で、原因を究明することも困難なため、事前の予防、地下水の採取の規制を行うことが重要です。

今後とも本市の良好な生活環境を守るべく努力してまいります。

○村上英明議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 バス停へのベンチ設置についてのご質問にお答えいたします。

バス停につきましては、現状ベンチが設置されているバス停も何か所かございますが、許可なく設置されているものもあります。ベンチの設置については、道路構造令を参酌した条例により3メートル以上の歩道幅員が必要となるものでございます。

現在、路線バスが運行しております路線

の中には、3メートル近い幅員があるところもございますし、ベンチ、あるいは日よけが設けられているバス停もございます。ただし、一部許可なく設置されたものもありますが、利用者の利便性を考慮し存置している分もあります。摂津警察署前バス停の千里丘方面側や塩野義の前にあります摂津市役所前のバス停、また鐘化前バス停などの歩道以外の民地内にベンチを設置しているところもございます。

バス停、バス事業者といたしましては、ベンチの設置は検討しているとのことでありますが、バス停でのバス乗降時の安全面や歩道幅員の問題に対しまして、道路管理者が所轄しております警察と協議が、他市でも同じ要望であることから、優先順位の問題、また予算的な面からもあわせて困難な状態となっております。

以上でございます。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 高齢者の社会参加を促進するためのシルバーパス導入についてのご質問にお答え申し上げます。

本市では、市民の利便性の向上を図るため、市内循環バスや公共施設巡回バスを運行しており、高齢者の社会参加の促進に一定寄与しているものと考えております。また、車椅子をご利用されている方の通院には、移送サービスとして4台の福祉車両を配置し、無料で実施いたしております。

本市では、このように高齢者の外出を支援する取り組みを進めておりますが、ご提案いただきました路線バスの運賃を助成するシルバーパスの導入につきましては、個人への助成事業でございまして、財政状況も含め困難であると考えております。

以上でございます。

○村上英明議長 安藤議員。

○安藤薫議員 地下水問題です。今、お答えいただきましたが、地盤沈下は復元不可能な環境破壊だというふうなご説明をいただきました。

そこで、もう二つほどお聞きしておきたいと思います。

防災対策についてであります。沈下の著しい鳥飼の地域は、もともと土地の低いところでありまして、大雨のときの内水浸水被害に苦しんできました。この間、下水整備や排水ポンプの設置などの対策が講じられたことによって一定の効果が生まれていますが、しかし昨今の頻発するゲリラ豪雨に対しての対応はなかなか難しくなっていると思います。

内水浸水想定区域が先般明らかに発表されましたが、その多くがかつて著しい地盤沈下のあった地域と一致しています。新在家一丁目の八幡宮では57センチ、鳥飼八町の西方寺でも三十数センチもの沈下があったと言っていますが、その内水浸水想定区域では黄色、オレンジ色に塗られていると、20センチから50センチもの浸水が想定される地域になっている。

その上、地盤沈下をさらに悪化させていくと、今回、防災強化という点からも大きなマイナスだと思いますが、地盤沈下を防ぐことが浸水対策として、地域防災計画の中でどのように位置づけられているのかをお聞きしておきたいと思います。

もう一つは、市民生活のライフラインである水道への影響です。

先ほども水道事業についての質問、議論がございました。水道は市民の生活に欠かせないライフラインであるということは論をまちません。水道管や施設のメンテナンス、改修をしながら、誰もが払える低廉で

安全な水の提供が求められています。

大口需要家であるＪＲが地下水のくみ上げを行うことによって水道に対してどのような影響が出るのか、また市民の立場からいって、そのマイナスの影響が水道料金の負担増にならないのかについてお聞きしたいと思います。

バス停、シルバーパスについてです。歩道の環境がなかなか整わないというのは、理解しております。狭隘な歩道の環境、この困難の中で、しかし条件が整っているバス停への設置であるとか、条件整備を促進するということで市が一步でも前進させる努力をすることができないのか、その点もう一度お聞かせください。

それから、シルバーパスについてであります。さまざまな高齢者支援策の一つとして、とりわけ先ほどもご答弁がありましたが、６５歳以上の方が２万人を超すという状況になっている中で、地域の高齢者の方々がお互いに声をかけ合いながら、生き生きと社会活動に参加されるということが、元気に長生きして暮らせるというものにつながっていくわけで、その施策の一つとして、当事者からの要望として、ぜひ受けとめていただいて、実施されている自治体などの研究も行っていただいて、今後の検討の課題にさせていただきたいと、この点は要望にしておきたいと思います。

○村上英明議長 答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 ご質問の地域防災計画、これの地盤沈下対策でございますが、現在の地域防災計画予防編、水害予防対策の推進ということで、第３項に地盤沈下対策という項目がございます。この中身は、地下水のくみ上げによる土地の低下や堤防の沈下による浸水被害が発生しないよう、条例に

より地下水の取水規制を行うというこういう内容になっております。

摂津市の地形は、淀川、安威川が流れ、また千里丘陵の端にあるということで水が集まる地形となっております。過去から水害に悩まされてきました。特に、安威川以南の地域、地盤が低く、一たび河川が氾濫した場合、ハザードマップでは浸水深が２メートルから５メートル、あるいは５メートル以上になることも予想されております。浸水深は、低い地盤ほど深くなる傾向があり、地盤沈下によりさらに水が集まり、浸水被害を拡大させる可能性があると考えております。

地域防災計画、現在、策定を進めておりますが、今後につきましても、予防対策として、環境保全及び創造に関する条例の遵守が求められております。現在、つくっております地域防災計画においても、引き続き地盤沈下対策について明記をしております。

○村上英明議長 水道部長。

○渡辺水道部長 水道事業への影響についてのご質問にお答えをいたします。

ご存じのとおり、水道事業は地方公営企業法に基づき、特別会計の独立採算制により事業を行っております。

ＪＲ東海基地内に井戸を掘られますと、議員ご指摘のとおり、水道事業にとって少なからず影響がございます。

しかしながら、以前から給水収益が減収しており、そのような中で費用の削減を行うなど経営努力を行ってまいりました。

今後におきましても、引き続き安定した経営に努めてまいり所存でございます。

○村上英明議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 バス停へのベンチ設置についてのご質問にお答えいたします。

バス停にベンチが設置されていれば、バス利用者の利便性の向上につながることは十分理解しております。しかし、歩行者の歩行する空間も必要であることから、条例に定めている歩道幅員の確保は必要となっております。

バス停付近の道路に面した用地にベンチ設置場所として、利活用が可能な公共用地や民間所有地がある場合は、バス事業者側と協議してベンチ設置を要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○村上英明議長 安藤議員。

○安藤薫議員 地下水くみ上げの問題についてであります。

ご説明いただいたように、地盤沈下そのものは、昭和52年に地下水をくみ上げないと規制した環境保全協定締結、また平成11年の環境の保全及び創造に関する条例の制定など、また市内の事業者の協力をいただいて鎮静化してきています。

しかし今回、一企業の地下水のくみ上げによってこの規制が緩和されていくようなことが起きれば、復元不可能な地域環境の悪化、浸水被害の危険を増大させる地盤沈下を招くおそれがあると考えます。

また、水道に関しても、数字のほうはご答弁いただけませんでしたけども、日量750トンに相当する摂津市の水道料金体系から見ますと、約1億円に相当します。この1億円が減収するとなれば、市民のライフラインである水道事業に大きな影響を与えることは必至であり、ひいてはこれは市民の暮らしにかかわる水道料金の引き上げにもつながりかねない問題だということを指摘しておきたいと私は思います。

今回のJR東海の計画は、これまで全ての市内の事業者が果たしてきた役割をみず

からの事業を優先して放棄するものだと私は思います。同じ敷地内にもかかわらず、わずかに張り出した茨木市域だからと問題なし、このように強弁することも、将来的な地盤沈下の未然防止の観点から制定された摂津市の環境の保全及び創造に関する条例、また環境保全協定の趣旨、そしてその趣旨をこれまで受け入れ、協力してきた市民、そして他の市内事業者を踏みにじる行為だと言わなければなりません。

日本の大動脈を担う大企業にふさわしい社会的な責任を果たすよう、そして同時に環境保全の趣旨を理解していただき、地下水くみ上げ計画を撤回するよう引き続き強く求めていただきたいと思います。

同時に、多くの市民の皆さんが、この問題をまだ知らない方もいらっしゃると思います。実際に、沈下の問題を聞いて、過去に30センチから50センチも沈下した話を聞いてびっくりされて、不安の声が今上がり始めているところです。市民の皆さんにもしっかりとした説明をし、市の立場を説明していく必要があると思います。

最後に、市長からこの問題について考えをお聞かせいただきたいと思います。

バスのベンチの問題についてであります。例えば、環境整備という点では、鳥飼行きの市民文化ホール前のバス停は市の土地である文化ホールの駐輪場と接しています。摂津市みずからが、ベンチ設置に向けて条件整備が整いやすいような状況にあるのではないかなというように思います。

こうした条件を整備した上で、バス事業者とぜひとも協議をして、まず第一歩、ベンチ設置に向けて努力していただきたいと思います。強く要望して3回目を終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。市長。

○森山市長 私への質問にお答えいたします。

摂津は狭い市域でございますが、摂津の特徴、私は市長の選挙に出るときに、ソフトな淀川、そして新幹線のあるまちと、このハード面ではね。この二つが摂津のある意味では売りといいますか、この特徴を生かさないかんというようなことを言って、市長に出てきたんですけれども、そういうことで、ハード面ではこのど真ん中といいますか、真ん中を東西に貫いておる東海道新幹線、これが摂津市の売りであり、売りにしていかないかんとは、私は思っております。

それだけに、新幹線が50年前にできた同時、摂津は公害問題で大騒ぎになったことを私も承知をいたしております。振動、騒音、そのほかいろんな副作用が出てまいりました。でも、お互いに共生しようということで、ただ排除の論理だけじゃなくて、ともに協力といいますか、認め合うといいますか、そういうことで先人が協定書を結んで今日に至っております。

だんだん、50年もたちますと、国鉄からJRということで民間になったんですね。いろいろ人がかわり、時代が変わり、最初の経過等々について全く知らぬ存ぜぬというふうな、今回の掘削のことについては全くもって認められんといいますか、私もはっきりと言ったのは、これから新幹線、リニアモーターカーですか、超特急車を走らそうということで、ここがまた研究の拠点にもなるかもわからない。安全・安心、スピード、これを今後しっかりとチェックしていかないかんそのJR東海が、こんな形で地域を無視するような、それも安全・安心についてやってもらっては、とにかくまずここから正してもらわないと困る

ということで、強く厳しく当局には指摘いたしております。

断固として掘削は認めないという形で取り組んでまいりたいと思いますので、議会の皆さんにもご協力のほどよろしくお願いしたい。

○村上英明議長 安藤議員の質問が終わりました。

お諮りします。

9月19日は休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日はこれで延会します。

(午後4時27分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 村 上 英 明

摂津市議会議員 水 谷 毅

摂津市議会議員 南 野 直 司

摂津市議会継続会会議録

平成26年9月22日

(第3日)

平成26年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成26年9月22日（月曜日）
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員（21名）

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	福住礼子
5 番	藤浦雅彦	6 番	村上英明
7 番	三好義治	8 番	東久美子
9 番	市来賢太郎	10 番	中川嘉彦
11 番	増永和起	12 番	弘豊
13 番	山崎雅数	14 番	水谷毅
15 番	南野直司	16 番	渡辺慎吾
17 番	嶋野浩一朗	18 番	大澤千恵子
19 番	野原修	20 番	安藤薫
21 番	野口博		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
生活環境部理事	北野人土	保健福祉部長	堤守
保健福祉部理事	島田治	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	山口繁	教育委員会 教育総務部長	山本和憲
教育委員会 次世代育成部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和	水道部長	渡辺勝彦
消防長	熊野誠		

1 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	川本勝也
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

中 川 嘉 彦 議員
野 口 博 議員
増 永 和 起 議員
市 来 賢太郎 議員
山 崎 雅 数 議員
藤 浦 雅 彦 議員
南 野 直 司 議員
弘 豊 議員

- 2, 議 案 第 4 7 号 平成 2 6 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）
議 案 第 5 6 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
議 案 第 5 7 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
議 案 第 5 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 9 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 4 8 号 平成 2 6 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 4 9 号 平成 2 6 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議 案 第 5 0 号 平成 2 6 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 5 1 号 平成 2 6 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議 案 第 6 0 号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 6 1 号 摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 6 2 号 摂津市消防団条例及び摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
3, 議会議案 第 1 1 号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の件
議会議案 第 1 2 号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書の件
議会議案 第 1 3 号 奨学金制度の充実を求める意見書の件
議会議案 第 1 4 号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の件

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 3 まで

(午前10時 開議)

○村上英明議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、渡辺議員及び
嶋野議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

中川議員。

(中川嘉彦議員 登壇)

○中川嘉彦議員 おはようございます。

それでは、水道事業についてご質問させていただきます。

水道事業の基本は、一つ、安心して飲める。二つ、いつでも安定して飲める。三つ、安価な料金で供給されるが大原則です。水道法第1条には、清浄、豊富低廉とあり、市民の生命を守り、維持する大事业と考えております。

それゆえに、同法第2条の水に関する責務が地方公共団体に与えられており、同法第6条第2項には、水道事業は水源や水道施設を適正に管理しなければならないことから、行政が大きく携わってきたものと思います。そのことを踏まえ、まず水道事業における各戸検針、各戸徴収制度についてお教え願います。

この制度は、受水槽が設置されている集合住宅において、各戸にメーターを所有者がつけているのにもかかわらず、検針、徴収業務については市が行うというものです。摂津市においては、平成6年度から実施されております。近隣北摂7市では、池田、吹田、箕面、高槻市が摂津市と同様の制度で、茨木、豊中市では、メーターの検定満期による取替えまでを含め管理運営しています。改めて、この制度をわかりやすくお教え願います。

最初に、根本的な質問ですが、この制度

は関係諸法令、例えば民法、商法に照らし合わせても問題ないのか、お教え願います。

次に、この制度の対象となるのはどのようなケースであるのか。この制度が適用されるとどのようなになるのか、この制度を活用するための条件についてもお教え願います。

また、把握されている範囲で結構です。で、摂津市において、この制度を利用されている適用件数や各戸件数、またその割合についてお教え願います。

同時に、この制度を利用されることにより必要となる費用について、その内容やコストについてお教え願います。

水道から供給されている水だけを水源とし、その水を受水槽にため、各戸に給水するものは簡易専用水道と呼ばれています。これは、水道法第32条の2にあるように、設置者、今回の場合マンションのオーナーが水道の管理をしなければならないと定められており、同法施行規則第4章にある簡易専用水道における管理基準や検査などが定められております。

つまり、簡易専用水道においては、水槽の衛生管理はもちろんのこと、蛇口の水の状態までも管理しなければならないとなっております。

そこで、摂津市における管理部署をお教え願います。

以上です。

○村上英明議長 答弁を求めます。水道部長。

(渡辺水道部長 登壇)

○渡辺水道部長 各戸検針、各戸徴収制度の現状及び制度についてのご質問にお答えをいたします。

集合住宅においては、受水槽に入るまで

が市の責任で、安心・安全な水を送り、以降の受水槽及び建物内の水道施設は建物管理者の責任において管理することが水道法に定められているところでございます。したがって、本来は、建物管理者が検針、徴収を含む管理については行うものではございますが、この制度においては、建物管理者が行う検針、徴収業務を市がかわって行うものでございます。

本制度を行うに当たり、諸法令に照らし合わせて問題はないのかとのお問い合わせですが、昭和38年に国の要請により始められた制度であり、問題はございません。

また、本制度につきましては、その運用方法については多少の違いがございますが、広く全国的に実施されております。

制度の対象となりますのは、各戸に私設メーターが設置され1階で検針ができる場所に遠隔集中検針盤がある集合住宅とさせていただきます。適用されますと、私どもが検針し、各使用者さんに直接水道料金を請求、徴収をさせていただくことになります。

適用条件といたしましては、当該集合住宅の所有者と使用者全員の方が同意されていること。また、メーターは計量法に基づいたメーターを所有者が交換などを行うことなどがございます。

運用実態についてでございますが、本市では、受水槽方式による集合住宅523棟、戸数1万1,521戸に対しまして、この制度を適用している集合住宅は85棟、4,392戸で、制度利用件数割合は16%、各戸件数割合は38%となっております。

水道事業への影響ですが、検針業務が集合住宅につき1回分で済むところが、戸数

分の検針費用となります。平成25年度で申しますと、全検針戸数の約12%が本制度に該当するものであり、費用で約260万円となります。

続きまして、水道法施行規則第4章にある簡易専用水道及び受水槽のオーナーの義務、責任などに関するお問い合わせでございますが、冒頭に申し上げましたように、受水槽以降については、年1回の貯水槽の清掃や水質を管理する管理義務がございます。

また、その所管でございますが、従前は大阪府の保健所が所管しておりましたが、地方分権による権限移譲により本市保健福祉部の所管となっており、建物管理者から提出された施設の管理状況、水質などについてチェックされていると聞き及んでおります。

○村上英明議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

なぜこの時期にこの問題を取り上げるかといいますと、ごくごく当たり前に使っている制度ですが、矛盾があるような気がするのです。水道施設というハード部分、検針、徴収というソフト部分、また今お聞きした管理監督部分、これらが微妙に絡み合っています。

この制度は日本水道協会会長である東京都も実施している制度です。ここでこの制度がいいとか悪いとか言っているのではないんです。疑問点があるから、この制度の趣旨や水道施設、水質管理の責任の所在、整合性を明らかにしておきたいのです。

まず、水道施設における責任分担ですが、受水槽のあるマンションの場合、市の責任としては、今伺ったように受水槽に入るまでで、そこから先については、マンションのオーナーに責任や管理義務がありま

す。そのことについては私も十分認識しております。

そこで、当然のことながら、受水槽から先にあるメーターを検針し、水道料金を徴収する義務は、マンションのオーナーにあるのではないのでしょうか。しかし、この制度、各戸検針、各戸徴収制度では、市の水道部が各家庭のメーターを検針し、各家庭から水道料金を徴収しています。すると、市は、受水槽に送るところまでしか管理していないのに、その先にあるマンションのオーナーの持ち物であるメーターを検針し、水道料金を徴収することはどうでしょうか。

受水槽の点検やメーターの交換などはオーナーが責任を持ってされていることと思いますが、水質の管理という側面で捉えようと、責任の所在が不明確になってしまっているのではないのでしょうか。

蛇口から出てくる水がおかしければ、私は水道料金を支払っている摂津市水道部に連絡してくると思います。しかし、受水槽やマンション内の配管に問題がある場合はどうなるのでしょうか。料金をもらっている限り、各戸のメーターまで責任が発生するのではないのでしょうか。

例えば、ビアガーデンでビールを提供しているビールサーバーで、水道水をビールに、受水槽をビールサーバーに置き換えて想像してみてください。マンションの受水槽と同じ原理だと思います。ビールの品質はビールメーカーが通常保証します。出荷されたビールは購入した人がサーバーにつないで提供します。ビールがおいしくない、変な味がするなど、衛生上問題があったとします。ビールの賞味期限が切れているとかを除いて、普通はビールサーバーに問題があると考えることのほうが多くない

でしょうか。すぐにビールメーカーに言って、いつものと違うだろうと言いますか。言わないでしょう。冷静に考えれば、ビールサーバーを清掃、洗浄していなかったりする、その管理が悪いということに問題があると考えますよね。飲もうとした人は、すぐに注いでいる人に、このビールおかしいのとちゃうと言いますよね。この場合、ビールメーカーに責任がありますでしょうか。

何度も繰り返しになりますが、市が受水槽に入れるまでは責任を持ってしなければいけませんが、受水槽以降のマンションオーナーの管理・管轄になるのに、市が検針、徴収を行うことにより責任の所在が不明確になっているように思えてなりません。

この制度をつくられ、今も続けているということで、これまでの経緯を含め、今話をした制度の趣旨などについてお教え願います。

また、各家庭についてある水道メーターは、計量法施行令別表第3で、8年に1度の交換が義務づけられています。豊中市や東京都では、行政の監督のもとで交換しています。このように市によって運用などが異なっていますが、今後、この制度についてどのように考えているのか、お教え願います。

また、万が一にも事故が起こった場合の対処方法はどうか。また現在、市に臭い、におう、濁っている、味がおかしいなどのクレームが入った場合、どのように対応されるのでしょうか、お教え願います。

また、濁り水や味のおかしな水が出た場合には、摂津市はその分の水道料金について返金、減額するのでしょうか。今回の場

合、マンションの入居者がオーナーに返金、減額を言うのでしょうか、お教え願います。

以上です。

○村上英明議長 答弁を求めます。水道部長。

○渡辺水道部長 それでは、2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、この制度の適用、運用についてご説明申し上げます。

一括徴収か、建物管理者のメーターによる各戸検針、各戸徴収を行うかについては、集合住宅などの水道供給に関する協定書を締結し、建物管理者の意向のもとに実施しております。

制度の適用条件といたしましては、受水槽方式による集合住宅などにおいて、各住宅、店舗などに建物管理者によりメーターを設置し、かつ建物管理者と使用者全員の同意のもと、受水槽以降の維持管理を行うことを条件としております。

この制度の趣旨といたしましては、市民サービスの向上に資することを目的に実施しております。本市では、昭和62年に公営住宅等料金計算要綱を策定し、運用しております。また、現行制度は平成6年度より実施いたしており、建物管理者の負担軽減に努めてまいったところでございます。

メリットといたしましては、建物管理者の負担が軽減され、入居者においてもオーナーに払うのではなく、直接市に払えるということで安心感があるものと考えております。今後におきましては本制度については継続してまいりたいと考えております。

議員のご指摘の市による運用の違いについては、各市の成り立ちなどの違いと考えておりますが、参考にすべきところは参考にし、市民サービスがよりよくなるように

してまいりたいと考えております。

また、万が一、事故が起きたときの対処や使用者からの水道水のクレームについてでございますが、このような場合、必ず水道部に、濁っている、においがするなど連絡が入ってまいります。

集合住宅の場合は、市が送っている水道水がおかしいのか、集合住宅内に原因があるのかを調べ、送水している水道水に問題がない場合には、使用者から集合住宅の所有者や管理組合などに連絡をしていただき、解決していただいております。

万が一、市に問題があれば、事は重大になりますので、水道水の安全を預かる身としましては、連絡があれば速やかにその原因を明らかにする努力をしております。

保証についてのご質問でございますが、本制度では協定を必ず交わさせていただいております。その協定では、責任の所在を明らかにして、受水槽の上流側に設置したメーターを責任分界点といたしております。したがって、当該メーター以降の管理責任によるものについては、建物管理者がその責任を負うものとしております。

以上でございます。

○村上英明議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

端的に言うと、この制度は法律上も問題なく、整合性がとれており、矛盾、問題もないと理解し、だから摂津市において、今後も同じように継続していくということではないんですね。

一例で出しました豊中市では、メーターについても市が設置し、費用が発生しています。摂津市の今後の検定満期の対応は、費用対効果、費用対市民サービスを検討し

ていくと解釈していいのでしょうか。ちなみに、摂津市で検定満期を導入すると、費用はどれぐらいになるのでしょうか。お教え願います。

検定満期でのメーターの取替を市で行うのは高付加価値なサービスなので、水道の本質には直接影響ないとお考えなのでしょうか。市民サービスも重要です。水道事業経営も大切です。しかし、この制度が市民にとって絶対必要で、安心して飲める水道水を提供するために不可欠ならば、お金がないからやらない、費用がかかるからしないということも問題ではないかと思えます。

何度も言いますが、私は賛成、反対ではなく、根拠、整合性が大事だと言っているだけです。その認識をお教え願います。

今回は一制度についての質問をさせていただきました。市の行政もしかり、水道事業においてはなおさら独立採算制であるので、一つ一つの制度を積み重ねて大きな事業をされています。これまでしてきた制度であるので、漫然と制度適用するのではなく、常に疑問を呈し、見直すときには見直すという姿勢が大事であることからしたものです。

最後に、水道事業は、日本が世界に誇れるものです。ちなみに、国土交通省の調べで、水道水が飲める国は13か国とされています。フィンランド、ドイツ、アイスランド、アイルランド、オーストリア、スロベニア、クロアチア、UAE、ニュージーランド、南アフリカ、レソト、モザンビーク、そして日本です。

これからも生命の根源である水をしっかりと大原則をもとに市民の皆様に届けていただきたいと思います。

以上で終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。水道部長。

○渡辺水道部長 3回目のご質問にお答えをいたします。

水道事業におきましては、費用対効果を考え行っており、建物管理者が行わなければならないことは建物管理者に行ってください。もし建物管理者がすべきことを私どもが行うと、その費用を水道使用者の方々に負担していただくことになります。

検定満期のメーター交換を市が行うことにつきましては、一貫してお答えしてまいりましたように、受水槽以降については建物管理者の責務であり、私どもで行うことは考えておりません。

最後に、本制度につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、市民サービスの向上を図るため、今後におきましても継続してまいりたいと考えております。

私ども水道というライフラインを預かる身としまして、高度成長時代に建設された集合住宅、また近年増加している高層住宅、また配水ポンプの増強による5階までの直圧給水など、水道事業を取り巻く環境も日々進化しております。

今後におきましても、時代に合った制度で行うよう検証を行い、さらなる使用者への利便性を図ってまいります。

以上でございます。

○村上英明議長 中川議員の質問が終わりました。

次に、野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 最初に、市民の暮らしを守り応援する行政改革についてお尋ねします。

行政改革の目的は、市民にとって使い勝手がよいほうに改善し、結果として住民の福祉の増進を図ることにつなげることであ

ります。

4月からの消費税増税、社会保障の改悪によって年間10兆円の新たな負担増、諸物価の高騰、先日の4月から6月までの3か月間の経済指標が示されましたが、GDPは年率換算で7.1%減となり、6年前のリーマン・ショック以来のマイナス、個人消費は過去20年間で最大の落ち込みとなりました。

そんな中、政府は、来年10月からの消費税10%への再値上げを既定路線として強行しようとしています、とんでもないことであります。

摂津市は、こうした動きについてどう受けとめておられるのか。今回の第5次行革が国のこうした動きに対し、防波堤として役割を果たすことができるとお考えなのか、お聞きします。

また、第5次行革の具体的な問題として、財政改革の中に市単独扶助費、補助金の見直しとしているが、まずこの内容についてお聞きします。

2番目に、大正川橋東詰交差点への押しボタン式信号機の設置についてです。

前回は、朝の通勤通学時間帯の交通量調査を行い、その数字を示し、早期に実現を求めてきました。何としても早期実現を目指して頑張っていただきたいと思いますけれども、その決意なりをお聞かせをいただきたいと思います。

3番目に、災害対策について2点お聞きします。

この間の豪雨による浸水対策等について議論されてきていますが、一つは、地域防災計画の見直し作業のポイントと進捗状況についてです。南海トラフ地震による災害想定も出され、ここ数年間発生している豪雨による浸水状況等踏まえて、見直し作業

を行われていると思います。

最終的には、市民の目線で計画し、住民とともに精査、具体化していく作業がどうしても必要だと思いますが、見直し作業のポイント等についてお聞きします。

二つ目に、この間の豪雨による異常気象を受けての治水対策等についてお聞きします。

その一つは、国の河川管理である淀川、府の管理河川である安威川、大正川等の治水整備計画の到達状況について、河積や河道の状況、河床の勾配、しゅんせつなどの状況についてもお聞きします。

その二つは、内水排除のためのポンプ施設、水路同士の調整ポンプ施設の対応力、設備状況について、非常用電源が使えるように浸水対策が行われているのかについてお聞きします。

その三つは、香露園地域で災害時の関心事の一つになっているコミプラへの避難する道の確保の問題です。大正川にかかっている橋を渡って地元の小・中学校に避難するより、より安全なコミプラに避難できないかということでもあります。ぜひ一度検討を求めたいと思いますけれども、現時点での考え方をお聞きします。

以上、1回目です。

○村上英明議長 答弁を求めます。市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 市民の暮らしを守り応援する行政改革についてのご質問にお答えいたします。

初めに、経済動向につきましては、消費税が8%に引き上げられた4月以降一時的に悪化しております。具体的な数字で申しますと、先日内閣府が発表した4月から6月期の国内総生産では、前期比マイナス

1. 8%、年率換算でマイナス7.1%となっております。これは、引き上げに伴う駆け込み需要の反動減が大きく作用したものと推測されます。

しかしながら、7月、9月期につきましては、経済対策の下支え、雇用や夏季賞与の増加といった環境改善を背景に緩やかながらも回復軌道に戻るという見方が一般的と思っております。

一方で、本市を取り巻く状況は、人口減少と少子・高齢化が進行し、市税収入の減少が予想されるとともに、老朽化した公共施設の一斉更新など課題が山積しております。

このような中でも、社会保障関連のサービスは、安定的に提供していくことはもとより、時代のニーズに応じた新たなサービスも展開していく必要がございます。

そこで、第5次行政改革実施計画では、真に必要とされるサービスを適切に選択し、そこに資源をシフトすることを基本的な考え方といたしております。

市単独扶助費につきましても、この基本的な考え方にに基づき、必要なサービスを見きわめた上で制度の廃止も含めて見直しをしてまいります。また、社会保障関連サービスを安定的に提供していくためには、一定の所得がある方には負担をお願いする所得制限を設けることが必要であると考えております。

そのため、存続するとした制度とともに、拡充や新設するものにつきましても、原則として所得制限を設ける必要があると考えております。

今年度、単独扶助費の見直しを進めておりますが、その一方で子ども医療費助成や妊婦健診助成の拡充など、市民サービス向上を図っております。

今後も、社会経済情勢や市民ニーズを的確に捉え、相対的に政策効果が薄れたものは廃止を含めて見直し、より効果的なサービスへ転換を図ってまいりたいと考えております。

○村上英明議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 大正川橋東詰交差点の押しボタン式信号機の設置についてのご質問にお答えいたします。

大正川橋東詰交差点の安全対策につきましては、従来からその実現を目指し、変則的な交差点における歩行者横断の安全確保として、歩行者に対応した押しボタン式信号の設置に向け取り組んでいるところであり、本年5月に摂津警察署と現場立会を行い協議したところでございます。

今後におきましても、摂津警察署と密に協議を行いながら、道路管理者である大阪府茨木土木事務所と協議を行い、本市の交通事故防止のために信号機設置に向け、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、災害対策につきまして、土木下水道部にかかわりますご質問にお答えいたします。

摂津市内に流れる河川の整備状況についてでございますが、国土交通省が管理いたします淀川と大阪府が管理いたします安威川、大正川、山田川、正雀川、境川がございます。

淀川は、おおむね200年に一度発生する規模の降雨に対応できる整備が計画され、既に整備済みでございます。安威川、大正川、山田川、正雀川、境川は、おおむね100年に一度発生する規模の降雨に対応できる整備が計画されており、安威川を除く河川については既成しております。安

威川につきましては10年に一度発生する規模の降雨に対応できる整備にとどまっておりますが、安威川ダムが完成した際には100年に一度発生する規模の降雨に対応できることになっております。

これらの河川の河積、河道状況、勾配、しゅんせつなどの状況でございますが、必要な河川断面や勾配は確保されていると聞いており、河道については5年に一度、土砂の堆積状況などの調査が行われ、これに基づいて優先度の高いところからしゅんせつをしているところでございます。

次に、ポンプ施設などにおける停電時の対応についてのご質問にお答えいたします。

本市は、水路から下水道管へ雨水を流入させる施設が21か所ございます。また、水路から神崎川や番田水路、鳥飼水路などに排水させるポンプ施設は17か所ございます。このうち、自家発電を備えた施設は味生排水機場1か所のみで、これは施設の規模や重要度を考慮したものでございます。

それ以外には、自家発電施設はございませんので、停電の場合はポンプ排水ができませんが、ゲート施設については手動による操作も可能となっております。これまで、ポンプ運転時の停電は発生していませんが、落雷を伴うゲリラ豪雨が各地で頻発していることから、停電時の電源確保について今後検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

平成25年度より取り組みを行っております摂津市地域防災計画の修正作業は、平

成25年12月に着手、3月に職員、事業所、市民の防災に関するアンケートを実施、5月から女性専門委員会の開催、7月に庁内検討会を開催し意見集約を行うなど、順次修正作業を進めております。今後は、防災会議の開催やパブリックコメントを行い、年内に策定する予定としております。

次に、修正ポイントについてでございますが、東日本大震災を受けた災害対策基本法の大きな2回の改正や大阪府地域防災計画の内容を反映していることはもとより、本市防災アドバイザーである群馬大学片田教授の指導のもと、計画策定を進めております。

防災計画改定の柱は、命を守るための地域防災力向上と市職員の防災対応力強化で、防災教育の推進や住民への災害啓発を通じた地域防災力を強化するとともに、実効性のある計画とするため、各種マニュアルを推進し、防災に備えて全庁的な体制構築に向けた取り組みを行うこととしております。

次に、柳田地区の避難所についてですが、柳田地区の避難所では、三宅柳田小学校、第三中学校があり、また府立摂津高校についても地元自治会の働きかけにより一時避難所として防災協定が締結されております。しかし、市民の皆さんには、小学校区等にとらわれることなく、近くの避難所に避難していただくことを進めております。

ご質問の三宅柳田小学校や第三中学校を大正川で隔てられていることや、コミュニティプラザまでの道路を迂回する必要があることについては理解をしております。

市としましては、河川水位の降雨の整備を見ながら、早い段階で避難を呼びかける

ことに努めております。

ご質問の避難路の整備は、民間の土地への協力と道路の建設等が必要で、実現には困難な問題があります。

今後は、地域の方々が避難行動を迅速にできるよう検討してまいります。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 2回目の質問です。

最初に、行革問題に関連して、経済の今後の動向について回復軌道に戻るとの認識を示されていました。私はちょっと違うなと思います。安倍内閣について、株価依存内閣と批判した新聞社もありましたけども、異常な円高による物価上昇に消費税増税の追い打ちをかけた結果、先ほどお話ししましたように、GDP 6割を占める個人消費がこの20年間で最大の落ち込みを記録しましたし、働く人の実質賃金は13か月間マイナスであります。ぜひ、もっと国民、市民にのしかかってくるという認識を持っていただきたいと思います。そうであってこそ、暮らしを守る、そういう立場に立つことになると思いますので、改めて市民の暮らしの状況についてどうなのか、認識をお聞いしたいと思います。

摂津市は、この4月から、老人医療費助成制度の中で、身障3級の方を一部負担金助成制度から外しました。ある方はこんなことをおっしゃっています。私は病気になり身体障害者2級になりましたと、頑張って3級にしましたと。しかし、そして今健康老人体操の指導者をやっておりますけども、「野口さん、摂津市は頑張ってる方に対して塩をかけるんですか」と、こんなことをおっしゃいました。

それぞれの制度を受けている皆さんの思いや実態をぜひ見ていただきたいと思います。

これまで私は、行革の問題の一端として、重箱の隅をつつくようなことはやめるべきだということを言いました。これについては反論があるかと思いますが、いただいた資料で具体的に市単独事業が29あります。少し紹介します。

敬老祝金、はり・きゅう・マッサージ施術費補助金、独居老人等愛の一声訪問、福祉タクシー利用助成、就学援助など、29事業が入っています。結局、見ていますと、廃止や縮小や所得制限を設けるなどして、結局負担がふえるものばかりではないかと思います。

以前にもお話ししましたが、摂津市民で働いている方の年間の平均所得金額、15年前に比べて75万円減っているわけであります。ですから、これ以上負担をかけないという方向を選択すべきでありますし、ぜひ思いやりのある市政を目指してほしいと思いますけども、いかがでしょうか。

二つ目の押しボタン式信号機の問題であります。

約20年ほど前、私の身内の者が事故に遭遇し、近くの病院へ駆け込んで救急車をお願いしたこともありましたが、長年の課題でありますし、ぜひ今年度中に一定のめどをつけていただきたいということで、強くお願いしておきます。

3番目に、災害対策の問題であります。

地域防災計画についてです。

摂津市の災害被害想定を中心は、地震と豪雨であります。全体として、お話のありましたようにいかに防災力を高めていくのか、このことは大事でありますし、そのために行政と市民がどうやって対応できる状況まで仕上げていくのかということになります。

いろんな今後の課題を述べられましたけども、そうしたいろんな課題をどういうスケジュール感で進めていくのかというのが大事であります。職員の体制問題、防災学習会や計画の住民説明会、各種マニュアルの作成、自主防災訓練の改善等々、今後仕上げていくテンポについてお聞かせいただきたいと。

また、公共施設や民間住宅、それぞれの耐震化の到達状況と今後の計画についてもお尋ねします。

治水対策等であります。今回、異常気象による浸水被害についてどう対応するか、いろんな角度から議論をされていますが、ある専門家が、それぞれの河川をきちんと整備することが、これも大事だということを指摘されました。河川の断面である河道の20%まで堆積物は許容範囲だということを言われていますけども、いろいろな環境面も配慮しながらしゅんせつを行うならば、それぞれの河川の対応力が高まると思いますけども、専門的な観点からこういう関係についてお聞かせいただきたいと。

ポンプの問題であります。お話がありましたように、取水施設とポンプ施設で38か所ありますけども、自家発電設備は別府の味生排水機場だけだということでもあります。今後、電源を検討するんだというお話でありますので、ぜひ短期間で設置できるように努力をしていただきたいと。その上で、雨がたくさん降った場合に対応するために初期防災班が活動します。そのことによって取水施設やポンプ場が稼働していきます。この流れについて、少し説明いただきたいと思います。

最後に、コミプラへの避難路の問題です。

今、どこでも災害時に自分たちがどうい

う行動をしたらいいのかというのが日常的に議論になっています。地元自治体では、リアカー2台購入しています。今使おうとしても、あの南千里丘のタワーマンションから回らなきゃなりません。市内全体を見れば、もっともっと困難な場所がたくさんあるかと思いますが、ぜひ防災対策の中で避難路の問題についても目を向けて今後取り組んでいただきたいということで、お願いしておきます。

以上、2回目です。

○村上英明議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 市民の暮らしの状況はどうか、どういうふうに見ているのかというようなことでございます。

現在の経済運営はデフレ脱却、景気後退の撲滅といいますか、そのために大胆な金融緩和といいますか、無制限の異次元の金融緩和ですか、そういったこともされておられます。それからまた、物価目標を設定してインフレターゲットというようなものを設定されております。それからまた、これまでに前例がないほどの大胆な財政政策も行っておられます。また、その結果でもございますけども、株価というものは上昇をしてきておりますし、また円高についても随分是正されております。また、国民のといいますか、我々も含めてですけども、給与については上昇の傾向が出てきております。

したがって、今後につきましては、少しずつ我々の暮らし向きというのはよくなっていく方向に歩んでいるのではないかという認識を持っております。

○村上英明議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の市民に対する防災計画の説明についてということでございま

すが、現在、修正をしております地域防災計画、策定することが目的ではなく、先ほど説明をさせていただきましたように、地域の防災力を向上させる取り組みを実施し、市民の方々に防災意識を浸透させるということが目的というふうに考えております。

これら市民の方々に災害を認識してもらう、訓練をしてもらう機会としては、現在自主防災訓練が行われております。その訓練の内容を見直し、避難行動が実行できるよう工夫することが重要だと考えております。

そのためには、各河川の氾濫による浸水状況を周知してもらうこと、また避難行動を考えてもらう機会を現在自主防災ということで小学校区単位での自治会を自主防災の組織とはしておりますが、自治会単位で設けるなど、より小さな単位でその活動を行っていきたいと考えております。

ご質問の防災、市側の防災体制の構築でございますが、職員向けの説明会としては、避難所に駆けつける緊急防災推進員に対し、年度当初に説明会を実施しております。防災意識の向上を図っておるところでございます。また、防災訓練では、実際に避難所へ参集し、鍵の開閉や行政無線でありますMCAの無線の通信訓練を実施いたしております。

次に、土木下水道部と都市整備部を中心に組織されている組織防災班では、今年度から人材の育成を目的とした研修会を実施しております。座学としての市内のポンプ施設の役割、雨水計画を確認するといったことを学んでおります。

また一方で、実技として実際のポンプ場で水中ポンプや発電機を作動させ、簡易な雨水の排除工法を確認させておるところで

ございます。今後も迅速に対応できる体制を構築してまいります。また、防災の各種マニュアルについては、地域防災計画に基づく全庁的な体制を構築するため、各班と連携し作成を進めてまいります。

防災訓練の充実についてでございますが、各小学校区で行われている自主防災組織が中心となり、防災訓練が実施されております。計画見直しに際して開催した女性専門委員会では、訓練内容や参加者の固定化について議論がなされております。高齢者から子どもまで広い世代層の参加が、また参加できるということが、特に水害を想定した訓練などがまた提案されております。

これらの意見の反映ができるように自主防災会へ働きかけを行ってまいります。さらなる訓練の充実を防災の担当所管としては図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、本市の公共施設の耐震化状況についてですが、平成25年度末83.1%となっております。平成26年度に耐震化する公共施設は、摂津小学校、第三中学校、第四中学校、旧三宅スポーツセンターの耐震工事を実施しており、平成26年度末では88.9%となる見込みでございます。

以上です。

○村上英明議長 次に、都市整備部長。

○吉田都市整備部長 それでは、民間建築物にかかわります現時点の耐震化率及び今後の耐震改修促進計画に係ります取り組みについて、ご答弁を申し上げます。

まず、耐震化率につきましては、平成25年12月時点の推計ではありますが、約75.2%でございます。

また、昨年度の耐震診断補助の件数につきましては18件、耐震改修補助につつま

しては7件でございます。

今年度の8月末時点では、耐震診断補助は12件、耐震改修補助は相談中が4件でございます。

次に、今後の耐震改修促進計画の取り組みにつきましましては、平成27年度の目標値として、耐震化率90%を掲げておりますが、現時点ではなかなか目標に到達することが困難な状況でございます。

そのような中で、今年度におきましては、耐震改修費用補助を昨年度よりは30万円増額するとともに、大阪府などとの協働の取り組みといたしまして、開催チラシの各戸配布によります市民フォーラムの開催や、また市独自の取り組みといたしまして、市広報紙9月1日号への掲載を初め、公民館への啓発チラシなどを配置し、耐震診断補助実施済みの建築建物所有者に対し、耐震改修に向けた案内の郵送など、積極的に市民啓発活動を行っているところでございます。

今後大阪府などと連携した取り組みを積極的に行いながら、耐震化率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○村上英明議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 河川のしゅんせつについて、河積の20%以下でもしゅんせつを行うことで対応力が向上するのではというお問い合わせでございますが、河川管理者であります大阪府より、5年に一度実施する河川測量で土砂の堆積状況を把握し、土砂などが河川断面の20%を阻害する場合にしゅんせつの対象となると聞いております。

安威川におきましては、直近では平成23年度に河川測量が行われておりまして、山田川との合流付近では20%を下回った

と聞いております。しかし、本市は地形的に低いこと、また安威川の堤防付近には住居が多く建っており、一たび浸水いたしますと、被害が甚大になります。また、現在では、狭い範囲に非常に多い降水量が発生いたします。

河川管理者には、摂津市の状況を説明し、阻害率の数字にかかわらず、しゅんせつの要望を行っておりますが、今後も引き続きまして要望を行ってまいりたいと思っております。

次に、市内にあるポンプ施設が大雨の際にとっての対応についてでございますが、大雨洪水警報が発令いたしますと、初期防災班が1班4名から5名の5班編成で市内の取水施設やポンプ施設に行き運転を行っております。

操作につきましましては、各班に操作マニュアルを用意しており、それにのっとり作業を行っております。また、水路の水位状況や周辺地域の状況などを、MCA移動系通信無線機などで本市土木下水道部に設置いたします本部と随時連絡をとり合い、本部が本市全体の状況を把握するとともに、各班へ運転操作などの指示を行っております。

以上でございます。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 3回目です。市長に答弁を求めておきたいと思いますが、最初に公室長が経済動向に対する認識を再度言われたけども、何か政府の広報紙かと思うような内容であります。もっと市民の暮らしにちゃんと目を向けた検証をしていただきたいということで、また後日、資料などもお渡ししたいと思います。

ある財政の専門家は、摂津市は民間企業でいえば優良企業だということをおっしゃ

っています。市長が市政担当されて昨年度決算までの9年間で、市の借金の市債がご承知のとおり3割減りました。282億円減っているわけであります。昨年度決算では、ご承知のとおり26億円取り崩す予定で予算を組んだけど、全部戻しました。そういう財政状況の中で、今後、国の関係でしんどくなりますけども、でも行政もしんどいけども、もっと市民はしんどいわけで、それをぜひ酌み取っていただいて、とことん市民の暮らしを守っていく立場で立ち位置を決めるべきだということを、そう思いますけども、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○村上英明議長 野口議員、あと災害対策についてはもうそのままでよろしいですか。

（「結構です、はい」と野口博議員呼ぶ）

じゃ、答弁を求めます。市長。

○森山市長 私への3回目の質問にお答えをいたします。

同じような話になるかわかりませんが、まちづくりの柱は金づくり、人づくり、そして夢づくり、この3本柱でございまして。このバランス、これをいかにうまくとるかであろうかと思いますが、その中で今、野口議員さんご指摘の面からいうと、金がかつてではないですけども、全てではないですけども、やっぱりまちづくりをやっていると思えば健全な財政運営といいますか、この確立、これは避けて通れないと思います。その上で、人づくり、夢づくりのいかにバランスをとっていくかをしっかり抑えないかと思っております。

今、私の10年間で云々のお話もいただきましたが、そのとおりでございますが、財政力指数で言えば、今、摂津市は大阪府でナンバーワンと位置づけられておりま

す。確かに貯金ですね、基金もしっかり蓄えて現在のところ健全な財政運営をさせていただいております。

野口議員さんに一つ一つご指摘をいただいておりますことに、私は異を唱えるものではありません。ただ、今の財政運営で今だけといいますか、各論というんですか、今だけを考えるのであれば、私はしっかりとその点を実行にも移せると思うんですけども、やっぱり行政からいいますと、摂津の将来は永遠に続くわけでありますから、将来を見据えて、今、現実をいかに直視していくか。そんなこともしっかりと考えないかんわけでありまして、そういう意味での最大公約数づくり、これが我々行政に任されたわけでありまして。

福祉でいいますと、これもいつも言いますが、単独扶助費というんですか、29項目おっしゃった。要するに摂津市独自のお金で、国にも府にも頼らんで福祉に回すお金と言ってもいいと思いますが、弱い方に。この単独扶助費は、やっぱり大阪府下でもトップクラスでございまして。決して金がないから、国からお金がもらえないからということで緩めてはいないと思います。

また、決算で言うならば、民生費は全体の41%を使っているというんです。その内容はいろいろな判断があるというんですけれども、そういう意味で私はいつも健全な財政運営確立をする、でも職員に言うているのは、弱者の視点、ここはしっかりと頭に入れておかにやだめですよと言っております。

そんなことで、一つ一つのご指摘については異を唱えるものではありませんが、これからまだまだ続く摂津市を見据えて、福祉にしっかりと目を向けながら、そして健

全な財政にも取り組む、この姿勢は大方の市民にはご理解をいただいておりますので、野口議員さんのご指摘、こんなことも忘れることなく、やっぱりさらによりよい最大公約数をつくれるように頑張っていきたいと思います。

以上です。

○村上英明議長 以上で野口議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 順位に従いまして一般質問させていただきます。

最初に、別府新在家線東別府四丁目交差点から別府小学校南交差点までの交通安全対策及び道路整備について質問いたします。

別府新在家線は、大型スーパーの進出や重機のレンタル会社、コンビニの配送センターなどが相次いで進出し、交通量がふえ大型車も頻繁に行き交うようになりました。東別府交差点から別府小学校南交差点までは道幅が狭く、歩道は片側に幅の狭いものがあるばかりです。非常に危険な状態で、ことし7月30日、8月22日と小学生が車と接触する事故が2件続けて起こっています。交通安全対策、道路整備を早急にすべきではないでしょうか。

次に、国民健康保険料の値上げをしないことについて質問いたします。

摂津市は、今年度9,000万円の国民健康保険料の値上げを行いました。実質賃金さがり続け、年金も引き下げられ、消費税が上がる中で、この値上げは市民の暮らしを追い詰めるものです。摂津市の値上げは、国が進めようとしている国民健康保険の都道府県化に関係していると思われます。夏ごろに国からの財政支援についての

方向性が出るだろうということでしたが、具体的な財源は示されないままです。来年度、摂津市の国民健康保険料についての見直しをお聞かせください。

また、前回定例会では、赤字財政が大阪府の共同事業によるものとのことでしたが、大阪府の事業についてもお聞かせください。

1回目の質問を終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 別府新在家線東別府四丁目交差点から別府小学校南交差点までの交通安全対策及び道路整備についてのご質問にお答えいたします。

別府新在家線は、府道大阪中央環状線と正雀一津屋線を結ぶ市幹線道路として位置づけしております。

ご指摘の東別府四丁目交差点から別府小学校南交差点までの区間につきましては、昭和40年代に別府小学校児童の安全な通学路を整備するため、水路敷を活用した歩道整備をいち早く実施し、平成14年度から17年度にかけましては、歩道段差切り下げや車どめ設置などの歩道改良工事を実施しており、平成17年、18年度におきましては、通過交通による舗装劣化状況を確認し、舗装補修工事を実施しております。

また、平成23年6月には、戸建て住宅開発時の協議により横断歩道部の人だまりとして2.5メートルの歩道整備と帰属をされております。平成23年10月には、物品販売店舗開発に伴い、利用客や交通量の増加による安全対策として、別府新在家線沿いに敷地内の一部を用地の無償契約で提供していただき、2.5メートルの歩道

整備が整っており、歩行者の歩行空間の確保に努めるとともに、自動車運転者などに対して、速度抑制や注意喚起を記載した看板や電柱幕を適所に設置することにより啓発を行っております。さらに、別府新在家線と接続する各市道との交差点部の見通しが悪い場所にカーブミラーを設置し、別府新在家線へ進入する際の事故防止に努めているなどの対策を講じております。

今後は、舗装の劣化状況を見きわめ、舗装補修を検討、実施するとともに、より効果的な場所への啓発看板及び路面標示の設置と現在設置しております電柱幕などの劣化状況も確認し、取替えなどの必要性を確認、検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 来年度以降の国民健康保険料の見通しと大阪府の保険財政共同安定化事業についてのご質問にお答え申し上げます。

現在の国民健康保険制度は、被用者保険と比較いたしますと年齢構成が高く、それに伴い医療費水準が高いといった構造的な問題がございます。市町村単位での健全な国保財政運営は非常に困難な状況となっております。

昨年に、社会保障制度改革国民会議報告書を受けて、持続可能な社会保障制度の確立を図るため講ずべき改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法において、国民健康保険の抜本的な財政基盤の強化を図ること、財政運営を初めとして都道府県が担うこと等の方向性が示されております。

この中で、国民健康保険の今後のあり方を含む医療保険制度改革について、平成26年度から平成29年度までをめどに順次

講ずるものとし、このために必要な法律案を平成27年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとするものとされております。

その後、本年1月以降実施しています国と地方との保険基盤強化協議会では、国に対し地方が諸所の判断を行うことに支障を来さないため、できる限り早期に追加交付の規模も含めた財政基盤強化の具体策を明らかにするよう、地方側からも求めています。しかしながら、国においては現時点で追加交付の規模も含めた財政基盤強化の具体策を明示できておりません。

また、大阪府の広域化等支援方針策定に関する研究会、財政運営ワーキンググループでは、保険財政共同安定化事業の拠出方法、所得割導入による激変緩和措置等の見直しについて議論されております。これは、法改正により平成27年度から保険財政共同安定化事業は、対象が従来の医療費総額30万円以上から全ての医療費が対象となり、事業規模が拡大することとなっており、現在、この研究会で論議された内容に関し、大阪府下の市町村に対し意見集約し、平成26年12月ごろに方針素案が示される予定となっております。

このような状況でございますので、国民健康保険料を検討する上で非常に重要となる歳入歳出において現時点では不透明な箇所が多々あり、今後の国、府の動向を注視し、検討をしてまいります。

○村上英明議長 増永議員。

○増永和起議員 2回目の質問を行います。

別府新在家線についてです。この道路に関しては、危険な状況にあることを認識して、市としてもいろいろ取り組まれてきたことはわかりました。今、さらに交通量がふえています。地域の方が交通量調査をさ

れました。8月25日午後4時から45分間に、ミキサー車、バス、10トントラックが38台も行き来し、4トントラックから軽トラは46台、一般車両は146台往来していたそうです。子どもの事故も起きている中で、地域自治会の皆様からも早急な対策を求めている要望書が出されると聞いています。今後の安全対策、道路整備の必要性への認識について、まずお聞かせください。

また、具体的に項目を上げてお尋ねいたしますので、以下の点についてもご答弁ください。

1、用地買収を進め、歩道の確保を行うこと。2、大型車通行時などの振動軽減のため、路床、路面の改修を行うこと。3、飛び出し注意等路面標示とカーブミラーの設置を行うこと。4、東別府五丁目3番24水路部分の歩道に安全柵を設置すること。5、スーパーマルナカに通学時にガードマン配置の増員をするよう働きかけること。6、道路側溝の鉄板蓋の改善を行うこと。7、東別府地域の事業所に引き続きドライバーの研修等呼びかけること。

以上です。

次に、国民健康保険です。社会保険などと比べて加入者の年齢が高く、医療費も高いので財政的に厳しいということはわかります。しかし、財政運営を市町村から都道府県に移せば、この問題が解決するわけではありません。国が国民健康保険にしっかり国費を投入してこの財政的な構造問題を解決しなければ、運営を都道府県に移しても赤字体質は変わりません。これは、私が言っているのではなく、全国知事会が言っていることです。

8月8日、国保基盤強化協議会、国と地方の協議の中間整理という文書が出されま

した。これを見ますと、「プログラム法に基づく国民健康保険運営の都道府県化は、国の財政支援が前提条件である」としています。構造問題の解決策として、地方が受け入れられるだけの財政基盤強化の具体策を示せと地方は国に迫っています。それができないなら、ご答弁でも紹介があったように、最終判断に支障を来すと。プログラム法が通ったからといって、自動的に都道府県化は進ませないという強い姿勢です。

財政が厳しいなら、市民の保険料を値上げすればいいという態度ではありません。この中間整理の中で、国民健康保険は低・中所得層の保険料負担が重いということを課題だとしています。現状でも、重い保険料負担をこれ以上ふやさない仕組みを構築すべきとの指摘も書かれています。保険料負担をこれ以上ふやさない、これが住民の暮らしを守る地方自治体の姿ではないでしょうか。都道府県が保険料を上げないようにと頑張っているときに、摂津市は連続値上げをするのでしょうか。

歳入歳出が不透明だから今の時点では言えないということですが、それは摂津市の国民健康保険会計の単年度収支を考えてのことですか。都道府県化のために大阪府内統一保険料の額を目指してとか、累積赤字解消のために値上げをするということはないのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

2回目の質問とします。

○村上英明議長 答弁を求めます。土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 別府新在家線の交通安全対策及び道路整備の関係で、具体的な内容ということでお答えさせていただきま

す。まず、1点目の用地買収についてでござ

いますが、北側の歩道の狭小部における道路買収につきましては、段差切り下げなどの歩道改修工事の施工に先立ち、用地の土地所有者の方に交渉に伺っていましたが、買収には応じていただけませんでしたので、やむなく現在の改良を実施したものでございます。今後、再度検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の大型車の通行時の振動をなくするような舗装改修についてでございます。要望箇所を確認させていただきまして、現況の舗装の劣化状況を見きわめて舗装の補修検討とか実施もしてまいりたいなと考えております。

次に、3点目の路面標示とカーブミラーについてでございますが、カーブミラーの設置につきましては、見通しの確保、また設置場所の地権者及び隣接者の同意、そして地下埋設物への影響などによりまして、設置が可能かどうか確認して検討し、また効果的に取り組んでまいりたいと考えております。それと、路面標示についてでございますが、これは摂津警察署とも協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の水路部分の安全柵設置でございますが、歩道内に設置することによりまして、歩道の幅員が狭くなりますので、歩行者の通行に支障を来しますことから、歩道区域外の水路側に設置することが好ましいと思っております。水路敷が現在個人の所有地でございますので、承諾が必要となりますから、設置に向けて土地所有者の承諾、協力がいただけた際には設置に向けて検討してまいりたいと思っております。

次に、5点目のスーパーへのガードマン設置の増員についてでございますが、現在

のガードマン配置状況を確認して、歩行者などへの安全対策が適切かどうか判断した上で、店舗側への増員などの安全対策が可能かどうか、協議してまいりたいと考えております。

次に、6点目の側溝蓋の改善についてでございますが、既存の側溝蓋の改修などにより現況の道路空間を活用して歩行者などの通行の円滑化と安全が図れないかと検討してまいりたいとも考えております。なお、今年度におきまして、一部改修を計画しておるところもございます。

最後の7点目でございますが、沿道事業所のドライバーに対しての安全運転の呼びかけについてでございますが、本市といたしましても、ハード面の整備はもとより、ドライバーのモラルによる安全運転の啓発に取り組むことは重要であると認識しておりますので、沿道各事業者に対しましては啓発を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○村上英明議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 来年度以降の国民健康保険料に対する本市の考え方につきましてのご質問にお答え申し上げます。

既に国に対しまして、今年度実施の大阪府保険年金部長会議で、国に対する要望事項といたしまして、国民健康保険事業に係る財政措置についてさらなる安定財源の確保を求めるとともに、保険者支援制度の拡充につきましても、平成27年度までに確実に実施されるよう要望いたしております。

次に、大阪府の財政運営ワーキンググループの中で、保険財政共同安定化事業の拠出金、激変緩和措置等について、北摂ブロックの集約した意見を要望いたしております。

す。また、今年度の北摂市長会におきましても、この点について要望いたしてまいります。

国の都道府県調整交付金配分ガイドラインでは、平成27年度以降、保険財政共同安定化事業の拠出超過額が交付金の1%を超過した部分を財政支援することが提案されております。しかしながら、大阪府の提案する案では、法定外繰り入れにより保険料の抑制を行う市町村は激変緩和の対象外とするなど、適用条件が限定されており、この点についても再度見直しを要望いたしております。

来年度以降の国民健康保険料の改定につきましては、このような点を考慮し、法定外繰入金のうち保険料軽減分の割合を縮小し、収支均衡を図ることを考えており、国、府の動向を注視し、歳入歳出が固まった上で改めてお示しをしたいと考えております。

○村上英明議長 増永議員。（「済いません、議事進行」と増永和起議員呼ぶ）

はい、増永議員。

○増永和起議員 私の質問に答えていただけてないと思います。

単年度の国民健康保険の収支を考えて値上げが今できるかできないかわからないというお答えなのか、都道府県化に向けて大阪府内統一保険料の額を目指して値上げをすとか、累積赤字解消のために値上げするという事はないのかということで、ご質問をしております。そこについて、もう一度お答えいただきたいと思います。

○村上英明議長 では、補足答弁として保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 先ほどご答弁申し上げましたように、歳入歳出の均衡ということで考えておりますので、単年度収支の均衡を

保険料については考えております。

それにおきまして、累積赤字の解消ということについては、保険料値上げによって累積赤字を解消するということは考えておりません。

また、統一保険料につきましては、今申し上げましたように、国、府の動向を注視し、今25年度では大阪府下で最も低い水準であるというふうに大阪府からも指摘されております。この辺につきましては、統一を目指してある程度考えていかなければならないというふうに考えております。

○村上英明議長 増永議員。

○増永和起議員 3回目の質問を行います。

別府新在家線についてです。安全対策、道路整備について、今後とも取り組んでいくという前向きな姿勢をお示しいただいたと思います。相手方の同意の必要なものなどもあり、実現には時間のかかるものもあるかもしれませんが、地域住民の皆様からのご要望にもしっかりと対応していただき、できることは早急に実行していただき、時間のかかるものも粘り強く取り組んでいただきたいと思います。

子どもたちの通学路でもあるこの道路の事故の起こらない環境づくり、安全・安心のまちづくりを強くお願いいたしまして、これは要望いたします。

次に、国民健康保険です。プログラム法に基づいても、国からの財政支援は都道府県化の前提だと都道府県は言っているわけです。それをしないなら話は進められないと。摂津市が先行して都道府県化への準備をする必要はありませんから、府内統一保険料を目指してとか、そういう値上げは絶対すべきではありません。また、法定外繰り入れに関しても、これからも堅持していただきたいと思います。

それから、大阪府の共同事業の算定方法が不公平であることについて、北摂市長会で大阪府に要望は上げたと前回ご答弁いただきました。今後もまた上げるということで、今お話を聞きました。この事業によって北摂全体がマイナスの影響を受けているということですが、北摂他市は摂津市ほど値上げをしていません。40歳以上の夫婦と子ども2人のモデルケースで所得100万円の場合、昨年度、摂津市は北摂7市のうち高いほうから数えて4番目でした。所得200万円では5番目、300万円では6番目、先ほどご紹介があったとおり、北摂の中で摂津市は保険料が安かったんです。ところが、今年度は値上げによって所得100万円、200万円、300万円とも、豊中、茨木、吹田、高槻を抜いて3番目に高い保険料になりました。来年度、値上げをすれば、北摂一の高い保険料となるかもしれません。子育てしやすいまちとは言えないのではないのでしょうか。子育て世帯だけではなくありません。高齢者でも高額順位を上げています。

摂津市は昨年までの国民健康保険料を6年間値上げしなかったと評価をしています。25年度には、一般会計からの繰り入れをふやし、値上げを抑えました。25年度の決算を見ると、それでも一般会計は黒字、国保以外の特別会計も全て黒字の優良財政であることが健全化判断比率でも示されました。国や大阪府がどうあれ、必要なときは25年度のように一般会計繰り入れをふやし、来年度の値上げはしないと、市民の暮らしを守るんだと、摂津市の姿勢をきっぱりとご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○村上英明議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 増永議員さんの3回目のご質問にお答え申し上げます。

統一保険料を目指してということですが、先ほども申し上げましたように、国、府の動向を注視し、必要に応じて段階的に値上げにつきましては必要があれば考えていきたいというふうに思っております。したがって、現時点でということではございませんので、よろしくお願いいたします。

平成25年度摂津市の保険料の水準というものが府下でほぼ最低の水準、最も安い水準に達していたということは先ほども申し上げましたけれども、26年度の改定によりまして、今ご指摘もありましたけれども、ほぼ北摂の平均的な水準ぐらいにきているというふうに思っております。

北摂につきましては、大阪府下でも最も国民健康保険料の水準が低いところでございますので、今後、共同事業の状況とか、それから拠出金の算定など決まりましたら、それにつきましては、料金改定に反映せざるを得ないという状況にあると思います。今、申し上げられることは以上でございますけれども、今後、先ほど申し上げましたように、国、府の動向を確認しながら、また必要なところは改正の要望などしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○村上英明議長 これで増永議員の質問が終わりました。

次に、市来議員。

(市来賢太郎議員 登壇)

○市来賢太郎議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、災害発生予測時の対応について。

この夏は本当に異常な気候に見舞われま

した。そして、全国各地で大雨による被害が発生しました。まずは、被災された方にお見舞いを申し上げますとともに被災地の一日も早い復興を祈ります。

本市でも、8月10日と24日に大雨が降りました。そんな中、安威川の水位が警戒水域に達して災害対策本部が開かれました。対応していただいた職員の皆さんには本当にご苦労であったことと思います。ありがとうございます。

さて、本市では8月10日と24日に対策本部が開かれましたが、避難勧告のエリアメールは8月10日のみでした。まずは、避難勧告や避難指示がどういったときに出され、その基準はどう定められているのか、10日と24日の違いなども含めて教えていただきたいと思います。

続きまして、学力向上について。

8月25日に全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。都道府県別の平均正答率と順位の表を見ましたが、大阪府の順位は小学生、中学生ともにどの教科も40位以下という結果でした。去年から比べても下がっています。大阪府の中でも、摂津市が検討してくれていればまだよいのですが、実際に摂津市の状況がどうであったのか、またその結果に対する対応についてお伺いいたします。

続きまして、ふるさと寄附金について。

この寄附金については、せんだっての第2回定例会の一般質問のときにも多くの自治体でふるさと寄附金制度を利用し、特産品などの返礼品を贈るなどして寄附金を集めているが、摂津市では目立った取り組みをされる予定はないのかという内容で質問をさせていただきました。

税のあり方という点で若干の温度差があったように記憶しておりますが、それから

数か月たちました。この間、ふるさと寄附金に対する本市の取り組み状況についてお伺いいたします。

これで1回目の質問を終了させていただきます。

○村上英明議長 答弁を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の避難勧告、緊急速報メール、エリアメールについてお答えします。

水害の際の避難勧告は、河川の水位を一つの基準としております。その基準は、府が定めており、安威川では、基準点の水位が3メートル25センチで氾濫注意水位、3メートル70センチで避難判断水位、3メートル83センチで氾濫危険水位となっております。

8月10日は、昼前ごろから雨が激しくなり、市内の河川の水位が急激に上昇いたしました。安威川の水位は氾濫危険水位に到達し、避難勧告の基準に達したため、災害対策本部において、避難勧告等の判断や避難所の開設などについて対応を協議いたしました。協議の結果、午後1時55分に避難勧告を発令し、避難所8か所を設置いたしております。

また、24日の際は、避難勧告の判断基準の一つである氾濫危険水位には達しておらず、隣接する茨木市の災害対応状況や上流域の降雨量、水位予測などから、避難勧告の発令には至っておりません。

○村上英明議長 次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 今年度の全国学力・学習状況調査における本市の結果についてのご質問にお答えいたします。

現在、全ての小・中学校では、教科区分

の正答率や誤答の状況から課題を洗い出し、学習状況調査の結果も含めて分析を進めているところでございます。その後、各校では、児童生徒や保護者への報告説明を行います。

教育委員会といたしましても、本市全体の分析を進めており、数値や課題、対策を含めた資料を10月の定例教育委員会までに作成し、定例会後に公表する予定でございます。

今回の調査結果の概要でございますが、平均正答率は小・中学校とも全ての教科区分において全国平均を下回っており、全国平均値との差は中学校の国語Aを除き、全ての教科区分において、昨年度より広がる結果となっております。また、正答率30%未満の児童生徒の割合につきましても、中学校の国語Aを除き、全国、大阪府の結果と比較しても高くなっております。

○村上英明議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 ふるさと寄附金に関する取り組みについてのご質問にお答えいたします。

ふるさと寄附金に関しましては、大阪府内他市の事例を収集し、寄附者が使途を選択できるというものにつきまして、その仕組みを研究しているところでございます。

寄附者が寄附金の使途を指定することに関しましては、多くの市が取り組まれております。他市の状況を見ますと、選択できる数につきましては、最少の三つから最大は20となっており、選択対象も個別の事業を設定されている市もあれば、環境や福祉など大きく行政分野で設定されている市もございます。また、寄附金の使途や管理に関するふるさと寄附金条例を制定し、運用を行っている市もございます。

これらの事例を参考として、研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○村上英明議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まずは、災害発生予測時の対応についてご答弁をいただきまして、避難勧告または指示の基準などについて、わかりました。

8月10日の避難勧告メールの内容ですが、浸水想定区域の記載がなかったことについては、先日、ほかの議員からもご質問がありましたが、このメールを受け取る人は住民に限らず、たまたま区域の中にいる他市の方ということも考えられますし、またハザードマップを見たことがある人とも限りません。区域を記載してあげたほうがわかりやすかったと思います。

また、メールにつきましては、何人かの市民の方から、スマートフォンには情報が届いたのに、スマートフォンではない携帯、いわゆるガラケーには届かなかったというお話をお伺いしました。システム的な問題でそういうこともあるかとは思いますが、そういった方への対応はされているのか、お答えください。

続きまして、学力向上について、ご答弁をいただき、摂津市の児童生徒も去年に比べ全国平均値からの差が広がったという状況がわかりました。もちろん、この状況をすぐに改善していただきたいのですが、現在、調査状況と結果の分析を進めてくださっているということなので、しっかりと問題点はどこにあるのか、またその問題点をどう克服し成績を上げていくための取り組みにつなげていくのか、見つけ出していきたいと思います。

また、本年度より児童生徒の学力向上の

ために学力向上支援員を配置していただいていると思いますが、実際の現場ではどのようなご活躍をされているのか、また取り組み初年度に当たっての現状をお聞かせください。

続きまして、ふるさと寄附金についてご答弁をいただきまして、現在、他市の取り組みについて研究をしていただいているところであるということがわかりました。

前回も申しましたが、摂津市では、市外の方が本市に寄附してくれた金額の5倍もの金額を本市の市民が市外の自治体に寄附をしているというのが現状です。

何か少しでも取り組めれば、改善できる気がしてもったいなく思います。今後、寄附金に関する取り組みを進めていただきたいのに加え、寄附をしてくれた方に感謝状や礼状を贈っていただき、寄附をしてくれた方が誉れに思ってもらえるような体制づくりもしてもらいたいのですが、その点はどうなっているのか、お伺いいたします。

以上で2回目の質問を終了します。

○村上英明議長 答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 ご質問の緊急速報メール、エリアメールについてお答えいたします。

避難勧告発令の際、市民への情報提供をいたしまして、緊急速報メール、エリアメールを発信し、周知を行っております。今回は、対象地区を明記しませんでした。台風の雲は切れつつあり、水位も落ちつく傾向にありました。このことから、エリアメールの内容として、自宅の2階以上の垂直避難や近くの高い建物に避難することもあわせて呼びかけを行っております。これは、避難所に避難することを妨げるものではございませんが、垂直避難なども避難行動の一つであり、今後も状況に応じて

対応していただきたいと考えております。

また、緊急速報メール、エリアメールは、市域で発信されるもので、ご指摘のように市外から来られている方、これらの方についても受信されます。そのため、情報提供については、今後、よりわかりやすく情報提供するように努めてまいります。

次に、受信できる携帯電話についてお尋ねでございますが、平成24年9月5日以降に発売となった機種については、全て対応するものと聞いております。それ以前の携帯電話の機種では受信できるものとできないものがございます。受信できる機種でも設定が必要なものもございます。また、スマートフォン以外の携帯電話でも受信は可能であり、実際に当日受信をされております。

受信できない方については、防災行政無線や広報車等を通じて広報活動を実施してまいります。

○村上英明議長 次に、次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 中学校の学力向上支援員の状況についてのご質問にお答えいたします。

本市の中学校においての学力未定着の問題は、基本的な生活習慣や集団規律が身に付いていないといった生徒指導上の課題とも直結しており、事業改善とあわせて多面的な学習支援が必要だと考えております。そのため、今年度から教員免許を有する学力向上支援員を配置し、授業を中心とした学習支援を行っております。

学力向上支援員は、教員の資格を持ちますが、当該中学校の教員ではないという中学生にとっては相談しやすい雰囲気や立場を有効に活用しながら、生徒とコミュニケーションをとり、授業中のアドバイス等を行っております。

今年度は、1校当たり1日4時間、週3回の配置を原則としており、1学期に合計685時間の活用がありました。

各中学校からは、学習に課題のある生徒に対してより細かく個別支援ができ、生徒の学習意欲の向上につながっている。生徒の学習面でのつまずきに、早いうちに対応していただき助かっている等との報告を受けております。

このような効果から、学力向上支援員の増員や配置時間の増加の要望も受けており、今後、成果と課題を整理し、来年度以降の事業のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 市長公室長。

○乾市長公室長 今後のふるさと寄附金に關します取り組みにつきましては、寄附者の思いを市政運営に生かすというふるさと寄附金の趣旨を踏まえ、寄附者が使途を選択できる仕組みを研究してまいりたいと考えております。

また、総務省では、来年度の重点施策としてふるさと納税の取り組み推進を掲げ、上限額の変更や手続の簡素化が検討されており、これらの動向も注視してまいりたいと考えておるところでございます。

寄附者への感謝状につきましては、表彰内規及び感謝状贈呈基準にのっとり、一定額以上の寄附をいただいた際には、表彰状もしくは感謝状を贈呈することといたしております。また、表彰状、感謝状の対象とならない場合につきましても、お礼状を送付いたしておるところでございます。

○村上英明議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

災害発生予測時の対応についてご答弁をいただき、当日の状況とシステムの課題

について、わかりました。市民の安全を守るのは、基礎自治体として一番の責務です。実際に災害が起こってしまったときに、情報が少なかったり届かなかったりが原因で被災される方がないように、今後もシステムの向上とわかりやすい情報発信に取り組んでください。要望といたします。

続きまして、学力向上について。

ご答弁をいただきまして、学力向上支援員さんについては、各中学校より学習意欲の向上につながっているや助かっているといった声をいただいているということで、とりあえずよかったなと思います。

また、支援員の増員や配置時間の増加など、要望もあるということですので、最終的に摂津市の子どもたちの学力が向上するよう、事業の改善に取り組んでいただきますようお願いいたします。

去年の一般質問でも申し上げましたが、私はこの摂津市の子どもたちの学力が大阪府内で上位、そして北摂地域の中では最下位脱出を目指して、教育委員会や学校の先生方、または学力向上支援員の方々に頑張ってもらいたいと思っております。そうならば、摂津市のイメージもかなり上がると思いますし、全国学力・学習状況調査都道府県別の順位で大阪府にも貢献できるものと思いますということを申し上げて要望といたします。

最後に、ふるさと寄附金についてですが、ご答弁をいただきまして、本市でも寄附をいただいた方へ感謝状やお礼状など対応はしていただいていることはわかりました。ありがとうございます。そして、本市では、この取り組みについては、今後寄附者が使途を選択できる仕組みというところから切り開いていただけるものと理解しました。

確かに、寄附者に特産品など返礼品を贈るのは、目立った特産品や観光地が少ない本市では考えられる対応策も限られてくるかもしれません。しかし、最近のニュースでは、このふるさと寄附金の取り組みについて、返礼品の豪華さにこだわるのではなく、アイデアを持って勝負しているという自治体もふえてきているという記事がありました。

記事には、例として山形県の真室川町や長野県木島平村では、寄附金額に応じて町長や村長の一身体験プログラムなどがあるそうです。内容の是非については別として、その自治体の規模や特性に合わせてアイデアを出すということはいよいことだと思います。

アイデアなら、本市でもたくさん出てくるものと思います。あくまで一例ですが、摂津市には大阪ミュージアム構想にも登録されているリトルカメラコンクールがあります。毎年府外からも多くの参加者がいらっしやっているすばらしい音楽祭だと思っています。例えば、一定額以上をこのコンクールのために寄附していただいた方には、コンクールのために摂津市に来る交通費の一部を負担してあげるとか、審査料を負担してあげるとかというのがあれば、この寄附金制度とコンクールの相乗効果が得られるのではないかと思います。

そういったアイデアで、寄附金制度を盛り上げていけるように、全庁挙げてアイデアを募集するといったような取り組みも考えていただきたいなと思います。要望とさせていただきます。

これで私の一般質問を終わります。

○村上英明議長 市来議員の質問が終わりました。

次に、山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 では、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、子ども医療費助成の中学校卒業まで拡充することについて伺います。

松井知事もことしの予算議会で府の助成拡充を表明されました。大阪府は先週、新聞報道もありましたけれども、小学校入学前まで拡充の方針を決めたとされています。大阪府は所得制限について、年収520万円まで引き下げの方針もあわせて固めたとしていますが、本市としては、所得制限を行っていない小学校入学前までの助成について、大阪府からの助成がどのようになっているか、それから府が小学校入学前へ拡充を行った場合、どのくらいの助成になるのか、お答えいただきたいと思います。

一応の拡充だという方向で、本市としてももう少し頑張れば、これも材料に拡充が可能ではないか。市長も拡充は考えられているというふうにされておりました。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

所得制限は、子育て支援の観点から全ての子どもたちが所得に関係なく安心して医療を受けられるようという意味では、なくすべきではないでしょうか。この9月に始まった小学生への助成でも、所得制限をつけたことで問題はないでしょうか。申請の不備が何件かあったと聞いておりますけれども、状況をお聞かせいただきたいと思います。

次に、来年度からの第6期の介護保険計画についてお聞きします。

医療と介護の総合福祉法がさきの国会で成立をいたしました。これは、大幅な福祉の後退だと日本共産党は撤回を求めていますけれども、この法に従って介護保険法

など改悪がこれから続きます。来年から適用が図られてくるという点で、その関係について、かがやきプラン、6期の介護計画がどのようになっていくのか、その検討がどこまで進んでいるのか、進捗状況などもお聞かせください。今、明らかにできる内容もできるだけ具体的に聞かせていただきたいと思います。サービスの支給量の推計、拡充計画、保険料の予測などなど、よろしく願いいたします。

介護制度の改悪としては、1、予防事業が市町村任せになって、要支援の方々がサービスが受けられなくなるのではと不安が広がっています。この点にどう応えるのか。

2として、要介護3以上でないと保険を使って特養には入れない。施設需要にどう応えるのか。

3、一定以上の収入で利用料が2割になる。利用抑制につながらないか。

4として、入所の食事代など経費の保険給付がなくなる。低所得者は入居施設が使えないのではなどなどの疑問にどう応えていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、味舌小学校跡地全てを避難場所として残すことについて伺いたいと思います。

これまで市長は、跡地活用については選択肢の一つとして売却があると。決して売却ありきではないとされてきました。しかし、3月の予算議会で民間への売却、定期借地権付きの賃貸を行った場合の条件の整備等を行うとされました。民間への売却、こういう方針が強まったのか、お聞かせいただきたいと思います。

昨年、味舌跡地の測量が行われ、ことし合筆、地目変更の予定です。これは民間へ

の売却の条件整備ではないでしょうか。

先日、旧味舌、三宅両小学校跡地調査の業務委託の契約書及び添付資料の公開を請求に基づき行っていただきました。その仕様書には、背景の項に、市民全体の利益から、今後行政需要を織り込みながら有効な活用について全般的に調査・検討するとあります。

そして、業務委託の内容の4に、公共施設用地の確定、敷地区分とあります。これは公共とそうでない部分ができるということでしょうか。同じ項目に既存建物の解体となった場合の概算費用の算出ともあります。

その5では、民間活力の活用で、定期借地権方式、用地の売却等土地活用の方策検討とあります。5の一般事項では、1で定期借地権制度を利用し民間活力の利用、4で売却可能面積と売却可能性額の推計、7で避難所としての体育館など残す部分と不必要な部分等に仕分け、8ではプールは消防水利の指定を外しており、解体して更地化とあります。

さらに、特記事項では、三宅小学校の体育館は保育園の附帯施設として位置づけとありますが、味舌の体育館についてはありません。これで売却の方向ではないのでしょうか、お考えをお聞かせください。

また、味舌跡地について、避難場所としての位置づけをお聞きします。

現在、グラウンドは一時避難地、体育館は避難所とされています。地震、水害、大規模火災と、いろんなさまざまな災害に住宅密集地の正雀の地域としては重要な避難場所です。民間への売却は、その利用形態が変われば、避難場所としての機能の確保が困難になります。

摂津市災害対策推進条例の第13条によ

れば、市は避難地及び避難場所の整備を行っていく責務があります。正雀地域の特性を見れば、避難場所を減らすということは許されないと考えます。この点で、市民からも残してほしいという署名が9,000筆を超えて寄せられています。住民の不安に応えるべきではないでしょうか。体育館にとどまらず、全体を避難場所として確保していく必要性についてお答えください。

以上です。

○村上英明議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 子どもの医療費助成制度についてのご質問にお答えいたします。

本市は、本制度をことし9月、所得制限はございますが、通院医療費の助成対象を小学校修了までに拡大いたしました。申請者のうち未申告の方々につきましては、所得確認ができませんことから、9月19日現在でございますが、13世帯の方が保留の状況になっております。その方々に対しましては、申告後、基準内であれば、さかのぼって医療証を発行する旨もご説明をし、速やかなる申告の必要性もご案内しているところでございます。

次に、大阪府の通院医療費助成制度につきましては、現在所得制限を設けて3歳未満児が対象となっており、転入転出により変動等はございますが、3歳未満児の九十数%の児童が大阪府の補助対象となっている状況でございます。

なお、3歳以上児の子どもにつきましては全て市単費において助成をいたしているところでございます。

議員のほうからご説明もございましたが、大阪府からは、今月17日の市長会総会の場で現時点でのこの制度の変更の概要

が示されました。

その内容は、通院医療費の助成を就学前まで拡大すること、所得制限を引き下げること、モデルケースによりますと、4人世帯で申しますと、所得646万円から357万円への変更と伺っております。入院医療費食事療養費助成の廃止、子育て支援交付金の創設というような状況になっております。

ただ、新たな交付金の詳細については、内容は示されておらず、制度変更による本市の財源への影響は現在、明確にはご答弁できない状況下でございます。

本市の制度の年齢拡大につきましては、ことし第1回定例会におきまして、森山市長から、大阪府の補助制度の拡充と第5次行革における単独扶助費の見直し、双方での財源確保の有無を見据えて判断するとご答弁がなされております。

繰り返しにはなりますけれども、大阪府制度の変更による本市への影響は不明瞭な状況でございます。

最後になりますが、単独扶助費に関する所得制限の基本的な考え方につきましては、先ほど市長公室長からご答弁がございました。子ども医療費助成につきましても、この考え方に沿って展開していくものであると考えております。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 来年度からの第6期介護保険事業計画についてのご質問にお答え申し上げます。

第6期介護保険事業計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間で、今月第2回目の審議会にて3,000人の高齢者の方などに対して行いましたアンケート調査の結果報告などを行いました。今後の

スケジュールといたしましては、介護サービスの見込み量、施設の整備、認定者の伸びなどを勘案し、介護給付の総量を審議してまいります。

今回は、平成29年度から実施予定の要支援者の通所介護や訪問介護の見込み量を新たに推計する必要があります、この推計値は現在まだ出ておりません。

最終的に介護保険料の試算ができるのは、年明けの時期となる見込みでございます。また、国が進めております介護保険の改正は、団塊の世代が75歳に到達する2025年を見据え、持続可能な制度への見直しと認識いたしております。

ご質問の1点目、要支援者のサービスが受けられなくなる不安があることにつきましては、引き続き要支援者には従来のサービスが利用できる特例の適用により不利益は生じないものと考えております。

2点目の特別介護老人ホームの入所要件が要介護3以上になることにつきましては、今後対象外になります要介護1、2の方にはやむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、入所の特例がございます。また、施設整備につきましては介護保険事業計画に基づいて整備をいたしてまいります。

3点目の利用料が2割になることにつきましては、一律1割に据え置かれている利用者負担を、総体的に負担能力のある一定以上の所得のある方に2割の自己負担をお願いするものでございます。一例を挙げますと、単身で年金収入のみの場合では、280万円以上の方が対象となるものでございます。

次に4点目、入所の食事代などの給付がなくなることにつきましては、補足給付の

低所得者に対する負担軽減制度は引き続きご利用いただけますが、今回、低所得者の要件に、預貯金を単身者では1,000万円以上、夫婦世帯では2,000万円以上持たれていないかや非課税年金の収入換算、世帯分離前の配偶者所得などの要件が加わったものでございます。

また、このほか基本チェックリストを利用した迅速な給付対応など、多岐にわたる内容となっております。

本市といたしましては、制度改正を契機に、在宅医療や介護事業者の協働のもと、地域の方々のご支援を得て介護サービスの構築に努めてまいります。

○村上英明議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 旧味舌小学校跡地に関するご質問についてお答えいたします。

旧味舌小学校跡地につきましては、三宅小学校跡地とあわせて、跡地活用における調査業務委託を実施いたしております。進捗状況といたしましては、両小学校の跡地活用に係る経緯、現状を整理し、民間による跡地活用に当たっての課題抽出や立地条件及び利用条件等の調査を行うとともに、正雀保育所老朽化の対応策の検討も行っており、跡地についてあらゆる可能性を探るための調査を行っているところでございます。

今後につきましては、両校跡地ともに課題への対応策、利用条件等をまとめ上げた上で、市全体のまちづくりの観点から、定期借地権の設定、売却も含めて、市にとって最も有効となる跡地活用の方向性を検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 ご質問の避難場所について

お答えいたします。

平成25年1月に配布しました地区ごとの洪水ハザードマップは、平成18年3月に作成し配布した洪水ハザードマップをベースに地域ごとに作成しており、地図上に土地の標高を表示したことや避難行動に垂直避難を入れたこと、また市が発信する避難情報、避難準備情報や一時避難情報、避難勧告、避難指示についても明記をいたしております。

このハザードマップによる浸水深は、淀川や安威川が氾濫した場合、市内全域における避難場所の確保が重要であると考えているところでございます。

ご質問の味舌小学校跡地は、現在体育施設のみを避難所としており、資産の有効活用の方針決定まで、避難所として継続して使用してまいります。

○村上英明議長 暫時休憩します。

(午前11時57分 休憩)

(午後 1時 再開)

○村上英明議長 休憩前に引き続き再開します。

山崎議員。

○山崎雅数議員 では、2回目です。

子ども医療費助成は、府の助成、財源確保を見据えてと言われましたけれども、府下多くの自治体が拡充を行っております。ことしの拡充も、所得制限の導入などで9月の実施となりました。少しでも早く実施できるよう、本市としても早く決定をすべきです。医療費助成を所得制限なしで最初につくった摂津市として、摂津市の子どもたちが安心して医療を受けられるように、また事務手続を早め、実施時期を早められるように、所得制限もなくしていくべきです。強く要望いたします。

次に、介護保険は2025年には使えないと不安が広がっています。介護予防事業が保険給付から外されて、予防事業のみの利用の方はいわば介護認定が必要ないとなるのではないかと懸念が広がっています。介護の相談に来られた方が、介護保険が使えるかどうか知りたい、つまり介護判定をしてもらって要介護となるかどうか知りたい。介護認定を受けたいと申請に来られても、今でも基本チェックリストなるものはあるわけですが、このチェックであなたは要介護にはなりそうもないので、認定申請せずに予防事業のメニューから選ばれてはどうですかというようなことにならないか。そこでは認定を受けたいという申請の意思、権利を奪う水際作戦にならないか、お聞きしたいと思います。

次に、味舌跡地の利用は、12月中旬以降に業務委託が終わります。その結果についても、市民に公開していくとともに、活用方針についても結論の押しつけではなく、市民の意見も反映できるように公開し、市民の検討を仰いでいくべきです。市民への情報公開についても、どう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

避難所については、必要性の総論はわかるとして、正雀の地域で味舌小学校跡地の必要性は最重要ではないでしょうか。認められないでしょうか、お答えください。

2回目、以上です。

○村上英明議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 基本チェックリストの利用についてのご質問にお答え申し上げます。

基本チェックリストは介護予防生活支援サービスのみの利用希望者については、お

おむね1か月の期間を要する認定を受けなくても迅速に支援サービスが利用できるように、本人の状況を簡易的に確認する手法でございます。

本市といたしましては、介護保険サービスを希望される方々には、要介護認定申請をしていただき、認定審査会に諮り、介護度が出た上で幅広いサービスにつなげていくことを基本と考えております。

○村上英明議長 市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、山崎議員の2回目のご質問についてお答え申し上げます。

今回の業務目的は、両校跡地ともに課題への対応策、利用条件等をまとめ、複数の跡地活用案を作成することであり、市全体のまちづくりの観点から、定期借地権の設定、売却も含めて市にとって最も有効となる跡地活用の方向性を検討するものでございます。

そのため、今回の業務の成果品につきましては、さまざまな観点から比較及び評価を行うものであり、最終的な意思形成に至らない情報が多数存在することが想定されます。

摂津市情報公開条例第6条第1項第5号では、市の機関内部における「調査、審議、企画、協議等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」の場合に関しては公開しないことができるとなっております。

したがって、情報の公開を行うことで、市民の間に混乱を生じさせることは避けなければならないと考えております。

この点を踏まえ、今後におきましては、

市民への情報公開について慎重に精査をしてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 総務部長。

○有山総務部長 味舌小学校の跡地活用について、ただいま公室長が答弁したとおりでございます。私どもといたしましては、現在体育施設のみを避難所としておりますが、これらも含めて、今後、有効活用について市としての方針が決定されるものと考えております。したがって、避難所については、この有効活用の方針決定後、どのようなかということが決まってくるものと考えているところでございます。現在のところは、継続して使用してまいります。

○村上英明議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 では、3回目になります。

まず、介護予防の事業は、事業規模を縮小することなく、これから事業主体への報酬も現行に準じること、そして利用者への負担をふやさずに行うこと、それから事業計画を充実させることを強く求めたいと思います。

要支援認定がなくとも、予防事業は利用できるということになりますけれども、事業規模を大きく構える必要があります。介護を受けたい方々が、必要な方々が安心して介護サービスが受けられる介護の仕組みをつくっていただきたいと思います。強く要望いたします。

次に、避難所に必要な公的用地は確保する。それを決めるべきです。味舌小学校跡地はまさしくそういう土地です。ぜひ避難計画にも位置づけ、公的用地確保をすべきです。そういうことであるならば、売却の可能性の検討もやめるべきではないでしょうか。市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

味舌小学校跡地は、丸ごと売却しないことを強く求めたいと思います。

以上です。

○村上英明議長 答弁を求めます。市長。

○森山市長 私への質問にお答えをいたします。

子どもの数がピーク時から約半分になってしまったわけですね。少子化は非常に深刻でありまして、当時、学校の再編、これを余儀なくされたわけであります。結果として、二つの小学校が廃校になりました。時を同じくして、摂津市は財政の非常事態にあったと思います。そういうことで、今後の教育予算の確保のために売却というのが視野に入っていたと思います。

今日まで、健全な財政運営を確立する中、当初売却を予定しておりました学校、売却せずに今日に至っております。こうして厳しい中、何とか今日まで売らずに持ちこたえられましたのも、やっぱり行政と議会とが心を一つにして行政改革にしっかりと真面目に取り組んできたからではないかと思っています。

今後、税収不足といいますが、減、これが予想される中、ますますふえる行政需要に对应ていかなくはなりません。それには、行政改革待ったなしといいますが、さらなる行財政改革が不可欠でございます。この第5次の行政改革に取り組む中、できれば今日までの姿勢を貫いていきたいと思っています。

以上です。

○村上英明議長 以上で山崎議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の平成26年度一般会計補正予算におきまして、地方交付税が増額をされましたことは、本市の税収が悪化しているということを意味しますが、それによりまして臨時財政対策債の借入枠が広がり、平成25年度の決算繰越金と合わせて基金を実績積み増すことができました。けがの功名のような形になりましたが、大変よい状況で平成27年度予算編成につなぐことができましたことに対しまして、人口減少の問題や課題が山積する中であって、一筋の夢と希望を見出した、そんな気持ちでございます。

今回の質問は、市民の皆様が将来に不安だけを持つのではなくて、夢と希望をつないでいただきたいという思いから質問させていただきましますので、よろしくお願いをいたします。

1番目に、未来を担う子どもたちを世界に夢と希望を抱くグローバルな人材に育てる取り組みの実施についてですが、スポーツ界においては、世界的に活躍するサッカーの本田選手が本市出身者でありますけれども、これからはスポーツ界以外にもさまざまな分野で世界を舞台に活躍するような夢を子どもたちに抱いてもらうことで、2020年の東京オリンピック開催に向け、ますますグローバル化するであろう日本社会を牽引していく自治体を目指すべきであると考えます。

そのためにも、本市の子どもたちに世界に夢と希望を抱き、やがて国際社会に羽ばたいていけるようなスケールの大きなグローバルな人材教育を取り入れていく必要性を感じますが、本市での取り組みの現状と国際交流協会、ユネスコ、JICAなどの関係機関との連携をした取り組みの現状はどのようなになっているのか。また、異文化

理解やコミュニケーション能力を育成する教育についての現状について、ご答弁をお願いいたします。

次に、市道千里丘三島線の香露園交差点を歩車道分離式信号に改良することについてですが、この交差点は南千里丘のまちづくりにより3差路から4差路になり、角っこにスーパーも完成をし、もう一方の角っこには最後のタワーマンションも完成をいたしました。特に、朝夕にこの交差点を利用する人、自転車の数が急増しており、車、バイクと人、自転車の接点となります横断歩道での危険性が大変高くなっております。多くの市民からも、歩車分離式信号への改良を望む声を聞いておりますが、いよいよ時が来ていることを感じています。改修についての考えをご答弁お願いします。

次に、阪急京都線連続立体交差事業における全国に発信できる摂津らしい夢のある高架下づくりについてですが、平成25年度より国の補助を受けて始まったこの事業は、まずは平成28年度の都市計画決定を目指して進められているところだと思います。完成まで20年以上かかると言われていますので、高架下利用の本格的な検討はまだまだ先になるかもしれませんが、これまでの市民懇談会などにおいて、この高架下の利用について夢のある意見が余り出ていないので、関係者や近隣の皆さんに夢と希望を膨らませていただきたいとの思いから、今回あえて質問させていただきました。

これまで、完成している大阪府下の高架事業においては、駅周辺を除いては無味乾燥した高架下風景になっているのが大半であります。せっかくこれだけの大きな構造物ができるので、高架そのものを芸術作品

のように考え、部分的に柱脚をギリシャ神殿の柱のようなデザインにするとか、またガランド遊歩道と接続させ、一体的な高架下通行にすることやイベントやアートを発信するストリートにするなど、地域を巻き込んでここにしかない摂津らしい高架下の利用ができないかと思います。少なくとも、地域を巻き込んで大きく夢と希望が膨らむ検討ができないかと考えますが、どうでしょうか。ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、市制50周年に向けた摂津らしい夢のある取り組みについてですが、本市は明後年、平成28年に市制施行50周年を迎えます。偶然にも吹田操車場跡地まちづくりのまち開きが平成28年春でありますことから、本市にとっては大変大きな節目になってくると思いますが、どのように捉えて臨んでいくかが大変重要になると考えます。私は、市制施行50周年を次の10年、20年に向けて市民に大きく夢や希望をつないでいく施策やメッセージを発信していくときだとの思いで取り組んでいくことが大事だと思います。

まずは、本市の現時点での考え及びこれからどのように取り組んでいくのか、ご答弁をお願いします。

以上で1回目を終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 小・中学校でのグローバル人材育成についてのご質問にお答えいたします。

本市の子どもたちが世界へ羽ばたく夢と希望を持ち、やがては国際社会で活躍するグローバル人材として成長することは、教育委員会としても期待しているところでご

ざいます。

小・中学校では、議員ご指摘のグローバル化に対応した人材育成の観点から、学校教育全体を通して国際理解教育に取り組んでいるところでございます。

外国にルーツを持つ児童生徒の在籍がふえていることもあり、特に総合的な学習の時間などでは、自国の歴史と文化に誇りを持った上で、他国の文化や言語の違いを受けとめ、ともに生きる国際人としての資質を身につけるための体験的な国際理解教育を実践しております。

教育委員会といたしましても、子どもたちが異文化を理解し、外国を実感的に意識するためには、外国の人と直接出会い、触れ合う機会の設定が重要であると考え、国際交流協会からの社会人講師の派遣や大阪大学国際交流センターと連携した各国からの留学生の派遣を合計３３８時間行い、各校の国際理解教育の支援を行っているところでございます。

さらに、大阪観光コンベンション協会と連携した外国の小・中学生の修学旅行の市内学校への受け入れや国際協力機構ＪＩＣＡと連携した外国の教育関係者の視察交流受け入れなども実施してまいりました。

また、コミュニケーション能力の育成についてでございますが、各校では教科学習や学級活動の中で、思いや考えをしっかりと相手に伝える力、理由や根拠をわかりやすく説明する力などの育成に取り組んでおります。

また、コミュニケーションツールとして英語を理解し、実際に使える場面や機会を子どもたちに持たせることも重要であることから、教育委員会では英語を母語とするネイティブスピーカーを小学校へは年間１５回程度、中学校へは年間１０週間、それ

ぞれ派遣しているところでございます。今後も、小・中学校での国際理解教育の充実に向け、取り組みを進めてまいります。

○村上英明議長 土木下水道部長。

（山口土木下水道部長 登壇）

○山口土木下水道部長 市道千里丘三島線の香露園交差点を歩車分離式信号に改良することについてのご質問にお答えいたします。

市道千里丘三島線の香露園交差点につきましては、歩車分離式信号機への切替えにより千里丘三島線本線における通行車両の信号待ち時間が増加し、一層の交通混雑が懸念されるところでございます。

タワーマンションが完成したことやスーパー開業により歩行者や自転車利用者の往来も増しているとは思いますが、交差点での歩行者や自転車及び車両などの交通量を見きわめ、歩車分離式信号への改良など、安全対策の一環として所轄の摂津警察署とも協議を行い、要望してまいります。

○村上英明議長 都市整備部長。

（吉田都市整備部長 登壇）

○吉田都市整備部長 阪急京都線連続立体交差事業における高架下利用についてのご質問にお答えを申し上げます。

本事業につきましては、平成２８年度の都市計画決定の目標に、現在さまざまな市民のご意見を踏まえながら、都市計画案の作成に取り組んでいるところでございます。現在のところ、鉄道本線や側道など、ハード的な検討がメインとなっておりますが、高架下利用についての具体的な検討はもう少し先の時期になるものと考えております。

摂津らしい夢のある高架下利用につきましては、これまでの連続立体交差事業に関する市民の意見交換会におきましても、多

数のご意見やアイデアもいただいているところではありますが、高架下は天井が細長い上、柱も多く、また連続立体交差事業の枠組みでは公共が無償で利用できる高架下面積の割合が限られているなど、さまざまな制約もあることが現状ではありますが、今後、高架下利用について鉄道事業者との協議に臨むに当たりまして、地域にふさわしい高架下の利用方法について、先進事例も参考にしながら、市民の方々の幅広いご意見もお聞きし、さらに地域の諸課題も踏まえまして、摂津らしさを発信するための検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○村上英明議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 市制施行50周年に向けた摂津らしい夢のある取り組みについてのご質問にお答えいたします。

再来年の平成28年が市制施行50周年ということで、現時点では詳細な検討段階には至っておりませんが、現在、50周年事業の施策テーマのアイデアを全庁に募集しているところでございます。その結果を踏まえ、基本方針を今年度中に取りまとめでまいりたいと考えております。

その後、基本方針に基づき、事業者も含めた市民参画が図れる手法等についても検討を行い、平成27年度には周年事業計画を取りまとめでまいりたいと考えているところでございます。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番目のグローバル人材の育成についてですが、本市において先ほどの答弁のように、既にさまざまな取り組みを実施されて

おられることには高く評価をしたいと思っております。

国際社会で活躍する人材を育てることは重要です。また、そこまでいかなくとも、幅広い子どもたちにさまざまな国際問題に対して民間レベルでの相互理解と人々の連帯で希望を共有し、問題解決にかかわっていける人材を育成することはもっと重要なことだと思います。そのためにも、異文化理解の壁、言語の壁を乗り越えられる教育と体験を提供することが重要であります。

国においては、内閣府の青少年国際交流事業や、また大阪府では大阪府国際化戦略アクションプログラムの展開をなされています。

教育委員会においては、さらに国、大阪府やユネスコ、JICA、各国の領事館、大学の留学生、また在住外国人の活動家などの情報を掌握して体系化し、情報発信する取り組みも必要ではないかと考えますが、教育委員会のお考えをご答弁お願いいたします。

次に、香露園交差点の歩車分離式信号に改良することについてですが、所轄の摂津警察署と協議を行い、要望していかれるということでございました。実施に向けて、これは強く働きかけをお願いし、要望しておきたいと思っております。また、視聴覚弱者用の信号機もあわせて設置を要望しておきたいと思っております。

次に、夢のある高架下づくりについてですが、市民の方々の意見もお聞きしながら検討してみたいという答弁をいただきました。しかし、実際に検討されるのは10年先か、もっとそれ以上になるかもしれません。担当者もそうですが、私もこの場にはいないかもしれません。ぜひとも、このことは代々の担当者に引き継いでいって

いただきたいと思います。そして、ぜひとも全国に大きく発信できるような摂津らしい夢のある高架下づくりとなるように、よろしくお願ひし要望といたします。

次に、市制施行50周年に向けた取り組みについてですが、アイデアを全庁に募集を図っているところだということでございました。今回の補正では、文化ホールのリニューアルと耐震の設計費用が組まれています。民生常任委員会では、市制施行50周年に向けてホールの愛称の公募も検討していくというようなことがありました。こうした個別の取り組みも大変大事だと思いますが、夢のある取り組みといたしましてはメンテテーマも必要だと思います。

例えば、吹田操車場跡地が健康モデル都市を目指すことや、また現在進めております健康づくりの施策もあることから、健康づくりをメンテテーマとして、さらに施策を積み上げていくことを提案したいと思いますが、市としての考えをご答弁お願ひいたします。

以上で2回目の質問とします。

○村上英明議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 グローバル人材育成の取り組みの推進についての2回目のご質問にお答えいたします。

子どもたちに大きな志を持たせ、国際社会への積極的な関与への関心を高めるためには、体験的な国際理解教育や外国人との交流がこれまで以上に重要となってまいります。

そのためにも、大阪観光コンベンション協会や大阪大学国際交流センターといった関係機関の情報とあわせて、議員ご提案のとおり、市内在住の外国人で教育ボランティア等の募集に応募された方の情報もあわ

せて小・中学校へ発信するとともに、各校の国際理解教育推進に向けて、必要とされる人材を市民向けに募集するなど、グローバル人材育成のための情報の受信、発信に努めてまいります。

○村上英明議長 市長公室長。

○乾市長公室長 本市における健康づくりの取り組みといたしましては、平成25年度から市内健康遊具を活用した「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」事業が始まり、来年度からは健康づくりを促進する新しい仕組みであるせつつ健康マイレージ事業が実施されようとしております。さらに今後、操車場跡地での健康・医療のまちづくりも動き出してまいります。

このことから、健康づくりというキーワードはまさに機を捉えたものであり、かつ全ての年代で取り組むことができるという意味で、全市的な取り組みである周年事業に合致するものと思います。そのようなことから、重要な視点として今後位置づけてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、3度目になります。

1番目のグローバル人材の育成についてですが、大変前向きに進めていただけるということでございますので、国際社会で活躍する人材を育てること、また幅広い子どもたちにさまざまな国際問題に民間レベルでの相互理解と人々の連帯で希望を共有し、問題解決にかかわっていける人材を育成するために、さまざまな情報の収集と体系化、発信を行うとともに、計画性を持って取り組んでいただき、日本社会のグローバル化を牽引していく自治体を目指していただくことをお願ひし、これは要望といたします。

最後に、本市の子どもたちに対する国際教育について、教育長としてどのようにお考えなのか、お示しをいただきたいと思います。

次に、市制施行50周年に向けた取り組みについてですが、健康づくりについては、先ほどの答弁にもありましたが、国立循環器病研究センターとの連携をして新たな計画を策定していく、そのほかにもさまざまな施策を今予定されています。健康マイレージとか、まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ事業もそうですけども。そして、次にやっぱり大事なことは、市制施行50周年に向けて大いに情報発信をしていくことだと思います。

先ごろ高槻市は、高槻市が非常に住みやすいということをPRするために、モノレールにラッピングをして走らせるということを決めたそうなのですが、なかなか本市ではモノレールにラッピングをするようなお金は出せないと思いますが、しかし例えば市制施行50周年とか、メインテーマ、またイメージアップをするというふうなことを、車に張るステッカーを作成いたしまして、市民とか、また事業所、それから公用車にも張って、そういうイメージアップをするということで、オール摂津でこのお祝いをしていくというふうな取り組みはできないでしょうか。

昔、ある運送会社が摂津市のイメージアップのこんなステッカーを張っていただいて、非常にそのことが話題になったことがありましたけども、行政と市民、事業所と協働という、さきにも協働を探っていくということをおっしゃっていましたが、こういう協働の仕方も非常に摂津らしくていいのではないかと考えます。

そのほかには、例えば当然50周年の歩

みをまとめたようなDVDなんかも作成されると思うんですけども、そういう作成に当たっても、ぜひとも市民に夢と希望と、また魅力を伝えることができるような、そういうDVDの作成をお願いしたいと思います。

新たに、また整備される道路に愛称を公募する、これは第5次行革の中に書いてありましたけども、こういうこともちょうど平成28年まち開き、千里丘中央線がオープンをしますから、こういうものに愛称を決めていくとか、こういうことも提案をしておきたいと思います。

また、健康づくりという一面では、ことしの第1回定例会の代表質問において、東京オリンピックの開会に向けて、総合体育館の構想も検討していくということも述べられています。ちょうどこの50周年の2016年には、あと4年で東京オリンピックというところになりますから、一定の方向性を出していくということも必要になってくるんだろうと思います。

それから、ちょっと健康とは離れますが、もう一つ加えて申し上げますと、今、井戸の問題でJR東海とはいろいろあるわけですけども、これはこれでしっかりまたやっていかないといけないという面もありますが、JR東海の新幹線基地に子どもたちが観覧できるような観覧席、これも随分前から訴えてきたわけですけど、もしこういったことに見通しがつくのであれば、これほどうれしいことはないわけであります。これは、圧力と対話の中でしっかり交渉していただいて、ぜひともいい方向に向かうように期待をしたいと思います。

どちらにいたしましても、来る市制施行50周年を新たな摂津市のイメージアップの機会にしていくことが必要だと私は考え

ています。そのためにも、内外に夢と希望と魅力を発信することが必要だと考えています。

その前に、実は平成28年9月には市長選挙が行われますけども、その直前まではこの現森山体制で進められていくということからも、最後に、この市制50周年に向かう森山市長の思いをお聞かせいただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○村上英明議長 答弁を求めます。教育長。

○箸尾谷教育長 国際教育についてのご質問にお答えします。

海外に留学する大学生が非常に減少している、あるいは新入社員で海外勤務を希望する新入社員も減少しているということで、今、日本の若者の内向き志向というのが指摘をされております。

そういう中で、議員ご指摘のように、夢と希望を持って、豊かな語学力あるいはコミュニケーション能力を身につけて国際的に活躍できるグローバル人材を育成しますことは、本市のみならず、我が国の将来にも大きな影響を与える問題だというふうに考えております。

そのため、国におきましては大学教育のグローバル化を進める取り組みをしましたり、あるいは高等学校のほうで、高等学校卒業時に国際的な大学受験資格を与える国際バカロレアといったような資格を取得可能な高校をふやす取り組みもふやしておると聞いております。

議員のご質問は、義務教育段階にあります小・中学校、本市においてどんな取り組みをするのかということだと思いますけれども、やはり私は、義務教育の段階では将来に夢や希望を持って高校や大学を卒業してからグローバルに活躍できる人材の基礎を

築く、それが大切なことかなというふうに思っています。

そういう意味で、具体的な取り組みとしては、まだまだ道半ばではございますが、やっぱり知・徳・体のバランスのとれた人材を育成するとともに、やはり指摘のございました英語を用いてのコミュニケーション能力でありますとか、あるいは従前から本市で取り組んできました体験なども含めた異文化理解の教育、これをさらに推進していきたいというふうに思っています。

また、さまざまな課題を乗り越えて、グローバル人材として活躍するためには、小さいときからやっぱりしっかりと夢や希望を持っていることが大切だというふうに思います。

平成26年度の今年度の全国学力・学習状況調査の子どもたちのアンケート調査によりますと、将来に夢や希望を持っていると答えた子どもは小学生で全国で70.7、本市は69.6で少し少なかったんですが、中学生は全国が46%に対して、本市は48.6%の中学生が夢や希望を持っているというふうに答えてくれています。

先ほどサッカーの本田選手のお名前が出ておりましたが、本市の卒業生としては、現パナソニックの社長の津賀一宏氏も味舌小学校、そして摂津第一中学校の出身ということを知っております。

そういう意味で、教育委員会といたしましては、こういった先輩諸氏に続けるような人材をぜひ育成していきたいというふうに思っております。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 私への3回目のご質問にお答えいたします。

今、ご指摘がございましたように、設

立、創立の５０周年を目の前にしてといいますか、私の任期満了日が平成２８年１０月１１日だったと思います。そういうことで、少し抽象的なお答えしかできませんけれどもお許しをいただきたいと思います。

すべからく、今日あるのは先人のおかげでございます。そういう意味では、一つ一つの先人の汗といいますか、積み重ね、ご苦労、実績、これがしっかり生かされるように、健全なる財政運営、そして人づくり、人間基礎教育、そしてさまざまな夢づくり、この３本柱をより確実なものにして、そして次なる１００年に向けてしっかりとスタートが切れる。そういった区切りといいますか、そんな年になればなと思っています。

今いろいろおっしゃいました、例えば連続立体交差事業等々、摂津にとって大事業が、目に、いよいよ本格的にスタートする時期でもあろうかと思いますが、新たに、前にも少しお話ししましたけれども、子どもたちがスポーツを通じてマナーを学ぶといいますか、人間基礎教育を実践できるような総合体育館等々が夢ではなく現実になればいいのになと思っています。

いずれにいたしましても、今いろいろご提案いただきましたこと、今後の参考にさせていただきますと思います。

以上です。

○村上英明議長 藤浦議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

（南野直司議員 登壇）

○南野直司議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、１点目の子ども医療費助成制度の通院助成の対象年齢を中学校３年生まで拡充することについてでございます。

この質問におきましては、先ほど同趣旨の質問がございましたので、ご答弁は結構でございます。

本市におきましても、この９月１日から通院助成ですね、小学校６年生まで拡充をしていただきました。この件に関しましては、高く評価するところでございますけれども、何としても中学校３年生まで引き上げてほしいという思いで、今回質問をさせていただきました。

先ほども出ておりましたけれども、大阪府は子どもの通院医療費の助成のため、市町村に交付する助成金について、来年度から３歳未満としている対象年齢を小学校就学前まで引き上げる方針を決めましたということで、所得制限は厳しくなるというふうに聞いております。

またもう一つは、助成対象を拡大するなどした市町村には、別途総額約２０億円の交付金を交付する仕組みも導入するという事で打ち出されております。これはまだ検討段階であるというふうに認識しておるところでございますけれども、この市町村がそれぞれの実情に応じて施策を展開できるよう、府として新子育て支援交付金を創設して、市町村の支援を拡充するという事であります。

この２０億円といたしますと、ざっくり計算しますと、摂津市には２，０００万円かなというふうに認識をしております。どうかこの予算を乳幼児の子ども医療費の対象年齢の拡充に使用していただきたいなと思っています。

摂津市におきましては、この平成２６年度４月１日、ゼロ歳児から中学校３年生までの人数が１万１，６７１人、そのうちの中学生は２，４５７人ということでございます。所得制限がありますと、もう少し対

象者は減るかもしれませんが、この多くの生徒をお持ちの保護者の方が安心して子どもを産み育てられるのかなというふうに思っております。

先日も、ある方、保護者の方からご相談をいただきまして、本来、この6年生までの拡充が4月からと思っておられたみたいで、9月実施ということでありました。そのお子さんはご病気をお持ちで、9月まで病院に行くのを控えておくというお話を聞いたときに、何としてもこの義務教育の間は、市のほうの制度でも助成をしていかなあかんのっちゃうかなというふうに強く思ったところでございます。どうか、この子ども医療費助成制度を中学校3年生まで拡充していただくようお願いいたしまして、要望とさせていただきます。

それから、2点目でございます。

放課後における学校図書館の活用についてでございます。1点目に、小学校の学校図書館の放課後の開館の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目の小・中学校の特別教室にエアコンを設置することについてでございます。

4年前ぐらいからですかね、随時普通教室からエアコンを設置していただきました。この件については本当に評価するところでございます。しかし、現在、まだ特別教室がエアコン設置されてない教室があるということで、今回質問をさせていただいたところでございます。

この小・中学校のエアコンの特別教室への設置状況とあわせて、エアコンのメンテナンスの実施状況をお聞かせいただきたいと思います。

それから、4点目の市内における空き家対策の取り組みについてでございます。

この市内の空き家の現状と、いろいろと地域の方、市民の方からご相談が今あると思います。私も何件か空き家対策についてご相談を受けておりますが、この中身について、取り組み等々についてお聞かせいただきたいと思います。

1回目を終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 小学校における学校図書館の放課後の開館状況についてのご質問にお答えいたします。

小学校では、児童の下校時の安全確保の観点から、決められた放課後の活動を除いては速やかに下校、帰宅させることを原則としております。わくわく広場や宿題広場の参加についても、登録制をとることで保護者による児童の下校時間の把握が可能となっております。したがって、現在、小学校では2校を除いて放課後の図書館は開館しておりません。

また、2校につきましても、放課後は貸出業務のみを行っているところでございます。

○村上英明議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 小・中学校の特別教室へのエアコン設置についてのご質問にお答えいたします。

小・中学校のエアコンのメンテナンスにつきましては、教員や校務員に対して、フィルター交換など清掃を定期的に行っていただくよう指導をいたしております。

また、夏休みの期間を利用いたしまして、校務員が共同作業として学校を巡回し、フィルター交換、洗浄を集中的に行っているところでございます。

今後とも、児童生徒が安全で快適な学校生活が送れますよう環境整備に努めてまいります。

次に、小・中学校へのエアコン設置状況につきましてお答えいたします。

児童生徒が日常的に使用する普通教室や支援の必要な児童生徒が使用します支援学級教室、窓を閉めて利用することが多い音楽室、コンピューター教室、保健室などに優先的にエアコンを設置してまいりました。

現在、小・中学校での施設環境整備といたしまして、安全・安心を最優先課題として、校舎の耐震補強工事、劣化改修工事を実施いたしております。またあわせて、トイレの洋式化を中心としたトイレ改修工事も計画をいたしているところでございます。

耐震補強工事は、平成27年度には完成を迎える予定ではございますが、トイレ改修工事の計画は、現在市長部局と協議調整を行っている段階であり、エアコンを設置しておらない理科室、技術室、家庭室、図工室などの特別教室へのエアコン設置につきましては、財政状況を見据えながら、教育環境の向上全体の中で優先順位を定めていきたいというふうに考えております。

○村上英明議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 市内の空き家の現状と現在取り組んでいる内容についてのご質問にお答えをいたします。

全国的に空き家がふえ続けている中で、平成20年度住宅土地統計調査によりますと、本市は住宅総数3万8,240戸中5,190戸が空き家となっております。このうち、管理上で問題のあるものとして苦情等が寄せられているものが、平成20

年から平成25年の5年間で51件ございます。

市の対応といたしましては、現場の確認後、所有者に対し、適正な管理についての依頼文書の送付や電話等にて対応依頼を行っており、現在、25件が解決に至っております。

放置された空き家については、老朽化により倒壊の危険性や治安の面からも問題があり、周辺の住民から苦情が寄せられておりますが、所有者の特定が難しいケース、また既に所有者が死亡しているケースでは、複数の相続権者があり、その責任の所在が明確でなく、早期の解決が難しい現状にございます。

○村上英明議長 南野議員。

○南野直司議員 放課後における学校図書館の活用について、開館の状況をご答弁いただきました。

小学生の読書活動を推進するために、例えば地域のボランティアの方にご協力をいただきまして、学校読書活動推進サポーターの勤務時間を延長するなど行っていただいて、学校図書館が放課後も開館できるようにすればいかがでしょうか。

一人でも多くの子どもたちに本に、読書に親しんでいただく環境の充実というものが本当に大事であると思いますが、2回目にその点をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、次の小・中学校の特別教室にエアコンを設置することについてでございます。ご答弁をいただきました。

現在残っております特別教室にも、どうか予算をつけていただきまして、学校の先生からも、現場からもご要望があると思いますので、どうか計画的に予算をつけていただいてエアコン設置をしていただけるよ

うによろしくをお願いします。

それから、私もPTAでいろいろ携わらせていただいておりますが、摂津小学校のほうではクーラーを設置していただいたときに、蛍光灯の傘の部分とか、黒板の上にはこりがたまります。そのほこりがクーラーの風とともに舞いますと、アレルギーをお持ちの子どもさんがだめだということで、年に一回春休みを利用して地域の方、PTA、そして先生にもご協力いただきながら、教室の清掃をさせていただいております。

そんな中、フィルターの掃除を、フィルターをあけてみますと、もうこてこての状況でございました。清掃はしていただいているとは思いますが、夏前にしっかりとその辺のメンテナンスをよろしく願いをいたします。あわせて、これも要望としておきますので、よろしくお願いをいたします。

それから、市内における空き家対策の取り組みについてでございます。ご答弁をいただきました。

関係する機関でプロジェクトチーム等々を立ち上げていただいて、どうかこの摂津の市内の空き家対策については進めていただきたいと思いますと思いますが、その考えをどうかお聞かせいただきたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 学校図書館の放課後開館についての2回目のご質問にお答えいたします。

本市では、子どもたちが本に親しみ、幅広い読書活動を行えるよう、学校図書館の環境づくりや運営を専任的に行う非常勤職員の学校読書活動推進サポーターを全校に

配置し、図書の貸し出し、返却業務のほか、書架の整理や推薦図書紹介の掲示なども行っております。

また、四つの小学校では、校区の民生児童委員やPTAの図書委員会や読み聞かせサークルなど、地域ボランティアの方々による読み聞かせ等の活動も行っております。このように、現在、小学校では授業時間中の図書館の利用を中心に取り組みを進めております。

議員ご指摘の放課後の利用につきまして、下校時の安全確保等の課題もありますことから、今後、学校図書館において取り組むべき課題の優先順位を考慮し、各校の意見も聞きながら、放課後の学校図書館開館について検討してまいりたいと思っております。

○村上英明議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 空き家対策についてのご質問にお答えをいたします。

空き家は所有者が適正な管理を行うことが基本で、市が所有者にかかわって個人財産の処理を行うのは現行法上非常に難しいものがあると考えております。

しかし、今後、少子・高齢化による人口減少が取り沙汰されておりますし、空き家や放置家屋が増加することは明らかで、その対策を検討していくことが必要であることは言うまでもございません。

管理上問題のある家屋等につきまして、関係課が連携して対応すべきとのご指摘でございますが、消防、警察等関係機関もあわせ、もちろん庁内もあわせて連携して対策等を検討してまいりたいと考えております。

また、今後の国、府及び各自治体のさまざまな手法、また動向等がございますので、こういったものもあわせてみながら、

対策を検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 南野議員。

○南野直司議員 放課後における学校図書館の活用についてでございます。ご答弁いただきました。研究していただくということでございます。

1冊の本との出会いが、その児童の将来の夢、目標、希望にもつながっていくこともあるかなというふうに思います。どうか、今、放課後の取り組みですね、延長していただくなりご検討いただいて、多くの子どもたちに読書のできる環境の充実を、地域の方に語りかけながら、協力いただいて進めていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。要望としておきます。

それから、空き家対策の取り組みについてご答弁をいただきました。

まずは、そういった関係機関で検討委員会を立ち上げていただきまして、検討をしていただきたいと思います。国のほうでも、税制改正やさまざまな観点から検討しておりますが、摂津市独自の、これは検討委員会を立ち上げて方策を進めていただくようよろしく願いしまして、質問を終わります。

○村上英明議長 南野議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

先日の駅前等再開発特別委員会や上村議員の質問と重なる部分も若干ありますけれども、よろしく願いいたします。

2018年度をめぐり、国立循環器病研究センターの移転が決まり、本市において

も、地域医療の充実につながることを期待しているところであります。健康・医療のまちづくりの基本計画をこれから1年かけてつくっていくということですが、現時点ではまだまだ始まったばかりということですから、市民の皆さんの声をしっかり聞いてつくっていくことが大事だと思いますし、そのためにも情報発信をきちんと行っていくということ、このことについては、現時点でも不足しているのではないかと私は思っているわけです。まず最初に、このことについて認識をお聞かせください。

ことし7月から行われている健康・医療のまちづくり会議、1回目と2回目が開かれて、私は吹田市のホームページからその議事録や資料を見させてもらっています。さまざまな意見が出されていて大変興味深いなと思っていますし、こういったものを目にすることで関心、また予防医療への意識も高まっていくんじゃないかというようなことも思うわけです。

また、医療圏の違いがあって、吹田市とは違った課題もあると言われておりますけれども、この健康・医療のまちづくりというのを、摂津市、吹田市一体のまちづくりということで考えていいのかどうか、このことについてもお答えいただきたいと思います。

次に、国際戦略総合特区の関係で、確認の意味で聞いておきたいと思います。

先日、上村議員が質問された正雀下水処理場跡地とクリーンセンター跡地、ここを医療クラスターとして特区に編入する場合の本市への影響について、メリット、デメリット、それぞれどう考えているのかとの質問に、公室長は、総合的には大きなメリットがあるというような感じでお答えして

いました。しかし、実際にはよいことばかりなのかどうか。これまでの基本計画との兼ね合いや税収の見込みなど、個別の問題ではどうなのか、改めてお答えください。

2点目、精神障害のある人への福祉施策について伺います。

近年、精神科を受診する人は、約320万人と急増しています。国民の40人に1人が精神疾患のため何かしら受診していると言われています。そうした中、摂津市内には精神科のクリニックは1か所のみです。精神障害のある人の地域生活、医療や福祉の制度利用の状況をどのように見ておられるのか、現状をお聞かせください。

また、地域で相談を受けている、私も事務所でさまざまな相談を受けますけれども、家族や本人が自覚しつつも、医療につながっていない方が結構おられます。こうした方への対応はどうなっているのでしょうか。

ことしからの精神保健福祉法の改正を受けて、医療保護入院の見直し、入院生活中心から地域生活中心と言われていますけれども、支援の体制はどのように考えているのでしょうか。

今年度、第4期障害福祉計画の策定作業が行われていますけれども、精神障害の分野における課題について考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問とします。

○村上英明議長 答弁を求めます。保健福祉部理事。

(島田保健福祉部理事 登壇)

○島田保健福祉部理事 操車場跡地のまちづくりに関する情報発信について及び吹田と一体になったまちづくりについてということでご質問いただきました。これについてお答えをいたします。

まず、情報発信の関係でございますが、操車場跡地の整備につきましては、現在、吹田市民病院が移転してきます4街区、それと国立循環器病研究センターが移転してきます5街区が先行して行われているというところでございまして、吹田市域の整備がまず一定進んでいるという状況であるのに対しまして、摂津市域における整備というのは、大半がこれからであるという状況にございます。

摂津市域に係る操車場跡地整備の関連の情報につきましては、都市整備部内のホームページ等で掲載をしているものもでございます。議員からご指摘もございましたが、今後、健康・医療の分野で7月3日にございました健康・医療のまちづくり会議等で発信すべき情報等がふえてまいるというふうに考えております。また、摂津市域にございます7街区を中心とした地域の整備がこれから進めば、当市から発信できる情報量も増加してくるというふうに考えております。

ご指摘のとおり、施策を展開する上で情報発信というのは非常に重要だというふうに考えておりまして、今後ホームページ等を工夫するなどして、市民の皆様に適切に情報提供できるように努めてまいりたいと考えております。

また、吹田と一体となったまちづくりということでございますが、現在、健康・医療のまちづくり会議の中で、吹田市域、摂津市域、それぞれの医療的な課題というものの整理を進めております。

ご指摘のございましたように、医療圏の問題とかいろいろございますが、これも含めまして、吹田、摂津両市及び国立循環器病研究センター及びそれにかかわる医療関係者等が一体となって、市域にとらわれず

に、吹田、摂津、要はあの操車場跡地という一帯の地域を中心として地域医療をどれだけ向上させていくかという観点で、今後議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村上英明議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 正雀下水処理場跡地及び本市クリーンセンター跡地を特区に編入し、産業集積を図るとした場合の本市への影響についてご答弁申し上げます。

これまで吹田市正雀下水処理場は、吹田市の公共用の施設であったため、固定資産税を課税できませんでしたが、これを廃止し産業集積を図るとした場合には、固定資産税相当額の国有資産等所在市町村交付金が吹田市から本市に交付されることになります。

一方で、当該跡地につきましては、国循の将来の移転リザーブ用地として確保することから、基本計画上、都市型居住ゾーンとして位置づけていたものを産業集積ゾーンへと転換することといたします。

このことから、人口増は見込めないため、個人に係る市民税及び固定資産税の増収は図れません。しかし、特区に編入し、課税の特例に関する条例を制定し、産業集積を図ることができた場合、企業進出後10年間は市税の減免措置を適用することになりますが、その期間経過後には法人市民税及び建物償却資産に係る固定資産税の増収が見込まれると考えております。

いずれにいたしましても、吹田市所有の固定資産に課税できなかったものが、特区に編入し民間への活用に供することにより一円の収入も生まなかった土地から交付金

が生じ、将来的な市税の増収につながることは貴重な一般財源として住民福祉の増進に寄与するものであると考えております。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 精神障害のある方への福祉施策についてのご質問にお答え申し上げます。

精神障害のある方への福祉施策といたしましては、精神科への通院の支援といたしまして、医療費の自己負担を軽減する自立支援医療の制度があり、約1,200名の方が利用されております。また、税の減免などに利用できる精神保健福祉手帳の制度を約430名の方がご利用されています。

さらに、ことし4月からは、相談支援事業と生活訓練事業の機能を強化し統合した地域活動支援センターⅠ型事業を実施し、精神に障害のある方への幅広い相談に対応し、通所や居宅介護の利用に必要な計画相談の作成を積極的に進めております。

次に、医療機関につながっていない方の相談に関しましては、保健所の事業であります心の健康相談事業につなぐなど、保健所との連携を密にいたしております。また、精神科病院からの入退院の支援を医療機関や保健所などの関係機関と連携をして実施いたしております。

第4期障害福祉計画の課題でございます長期入院からの地域への移行に関しましては、地域相談支援給付費を活用し、関係機関とネットワークをつくって取り組んでまいります。

○村上英明議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目の質問です。

健康・医療のまちづくりにかかわってですけれども、吹田市、摂津市、それぞれ一体のまちづくりを進めていくんだというふ

うなことでありますから、やはりこれまでの動きについても、あれは吹田の動きだというようなことではなくて、やっぱり市民にも知らせていく必要があるんじゃないのかなというふうに思うわけであります。今後、また動きがたくさんあるわけですから、そのあたり、また鋭意注意して取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

また、計画の策定には、循環器にかかわる予防医療が中心になろうかというふうに思いますが、健康・医療の問題は、今高齢者の方々を中心に多くの市民の皆さんの関心事にもなっています。市民への情報発信を行うこととあわせて、もっと地域が身近に感じられるような、そんな取り組み、市民目線でみんなが議論に参加できるような仕掛けが必要ではないかというふうに思っています。

安心してかけられる病院や診療所が近くにはなかなかないとか、子どもの救急医療を充実させてほしいとか、いろんな市民の皆さんから寄せられる声がさまざまありますけれども、計画づくりに向けて地域医療や保健・福祉のさまざまな課題を前進させていく、そんな前向きな議論を求めていると思います。

また、これは場所的な問題ですが、岸辺駅付近ということで、市民の皆さんからしてみたら、どうしてもアクセスがなかなか寄りにくいというふうなことがあります。当地にやっぱり足を向けるような、そんな仕掛けもこれからですが、担当の部署は違いますけれども、バスのアクセスなんかも含めた交通の整備のほうもよろしくお願いしたいというふうに強く要望しておきます。

あと、特区にかかわってなんですけれど

も、税制の特例をするかどうかは、今決まっているわけではないかと思いますが、やるとなれば5年から10年、税収は少ないままです。将来的には増収につながると言われましたけれども、ことし5月、安倍政権は国家戦略特区として関西圏の医療分野を指定しております。この影響がどうあらわれてくるのか、これはまだまだ未知数といいますか、見えてこない部分が多いと思うわけですが、はっきり言って、これはある意味リスクと捉えておく必要があるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。見解をお聞かせいただきたいと思っています。

また、この区域の産業集積の手続きといいますか、進め方、医療クラスター形成会議等で相談しながらということになろうかと思いますが、本市としての考え方をこの際聞いておきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、精神障害のある人にとって、医療との連携は本当に特に欠かせない問題だというふうに思っています。また、近年ふえ続ける職場や学校でのメンタルヘルスの問題、鬱や不眠症、高齢化に伴っての認知症などもこれらの対応は精神科の医療機関に求められてきます。

今現在でも、飽和状態と言えるような状況が現場ではあるんじゃないでしょうか。そうした中で、特に輪をかけて、これまでは病院に行っておられた方も地域で対応するということが現実問題可能なかどうか、ここらあたりの見解もお聞きしておきたいと思っています。

あと、国は法律を改善させたといいますけれども、予算の面では拡充しているとも言いきれません。また、地域の実態もなかなか伴っていないと言わざるを得ません。

そんな中で、本市としての相談支援事業、今年度から地域活動支援センターⅠ型事業というようなことで強めているということですが、これまでも日中活動支援の作業所とか、そうした運営は家族やボランティアなどが何とかこれまでやりくりしてきた状況かというふうにも感じています。これで十分ということではなくて、今後も支援の体制の強化をお願いしておきたいと思います。

また、この医療だけでなく福祉の面ですね。精神疾患を患いながら、精神保健福祉手帳を、障害者手帳をとっておられない方がかなりの割合にいるという背景には、やはり障害福祉の制度が身体や知的と比べても随分とおくれているというようなことがあるというように思っています。

例えば、重度障害者の医療費助成制度、これは精神疾患の方は、精神障害の方は該当しません。また、公共交通機関の割引運賃ですね。こうした制度ありません。これにかかわっては、ことし2月に大阪府議会で、ぜひこれを制度化してほしいという請願が出されたのが、議会の中で採択されているというような情報も聞いています。ぜひ、これは大阪府とも協力しながら前向きに進められるように検討をお願いしたいというふうに思いますけれども、見解をお聞きしておきたいと思います。

以上、2回目の質問です。

○村上英明議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 弘議員の2回目のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

当該跡地における今後の医療クラスター形成についての進め方、考えについてでございますが、現段階においては、具体的にどのような企業群の集積をどの時点までに

図れるかということは確定しておりません。

現在、吹田市が正雀処理場跡地利用基本計画の策定に取り組まれていると聞き及んでおりますことから、その結果をもとに、吹田市と跡地のゾーニングを初め、公募条件等詳細事項について協議を行うとともに、あわせて国循の考える医療クラスターについての考えを聞かせていただきながら、大阪府、吹田市ともしっかり連携しつつ、産業集積のインセンティブとしての国際戦略総合特区における課税の特例に関する条例の制定を含め、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、国家戦略特区につきましては、その内容が支援措置として規制の特例、税制、金融上の措置ということになってございます。ほとんど国際戦略総合特区の分と変わりはないわけでございます。しかし、この点につきましては、国においても具体的な動きをまだ見せておりませんので、今後、どのような規制緩和というようなものが出てくるかわかりません。そういう意味では、リスクといえればリスク、また期待すべきものといえれば期待すべきもの、そのように考えているところでございます。

○村上英明議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 弘議員さんの2回目のご質問にお答え申し上げます。

まず、市内で精神障害の方が受診できる精神科医の診療所につきましては、ご指摘のとおり1か所ということで、常に飽和状態ということで非常に混雑をしているという状況は認識をいたしております。

私どもといたしましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、相談事業の強化を図っておりまして、市内だけではなく、近隣の駅の近くにも診療所はございますの

で、そういったところも踏まえまして、相談事業の強化によって対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

先ほど申し上げました地域活動支援センターⅠ型事業につきましては、１００名余りの方がご利用いただいております。１日平均で２０名弱の方がご利用されております。相談支援と一体で運営していることによりましての福祉サービスや医療機関あるいは本市にございます就業・生活支援センターなど関連機関に適切につながり、安心できるネットワーク体制ができ上がっていると、できつつあるというふうに感じているところでございます。

今後も、よりよい安心できる体制をつくらせてまいりたいというふうに考えております。

また、精神障害者福祉手帳に関しましては、市長会から国に対しまして、鉄道、バス、航空、タクシーなどの公共交通機関等の運賃につきましても、身体障害者、知的障害者のみならず、障害者基本法に基づく全ての障害者を割引の対象とするよう、事業所に働きかけたいという要望をさせていただいているところでございます。

また最後に、障害者医療の拡充につきましては、障害者医療は大阪府の制度でございますけれども、今現在は乳幼児医療の拡充のほうに焦点が参っております。現在そちらのほうの情報というのは全くない状況でございますので、大阪府の動向をしっかりと見まして、今後適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○村上英明議長 弘議員。

○弘豊議員 ３回目でもう要望でとどめておきたいというふうに思いますが、この今の吹田操車場跡地のまちづくりですね。私は

市民の健康の増進や地域医療体制の拡充に期待を寄せる一方で、医療研究開発が成長戦略と位置づけられて、企業のもうけのためにルールがねじ曲げられていく、そういうようなことであってはならないなというふうに思っています。

保険外診療を広げる混合診療の拡大とか、労働者を解雇しやすいジョブ型社員とか、先週９月１６日に行われた政府の規制改革会議で議論がされているようであります。国家戦略特区の具体的中身ははっきりしていませんけれども、市民の暮らしにもかかわる大問題として注視していくことは必要ですし、それらのことも含めて特区の編入については、改めて考え直すことも含め必要ではないかというふうに思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

また、精神障害のある人についての心の健康というものも健康・医療のまちづくりとあわせて、置いてきぼりにならないように取り組んでいただきたいと要望しておきます。

○村上英明議長 弘議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程２、議案第４７号など１２件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

（野口博総務常任委員長 登壇）

○野口博総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

９月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第４７号、平成２６年度摂津市一般会計補正予算（第２号）所管分、議案第５８号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第５９号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第６２号、

摂津市消防団条例及び摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件の以上4件について、9月8日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました。その結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○村上英明議長 建設常任委員長。

(木村勝彦建設常任委員長 登壇)

○木村勝彦建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

9月4日の本会議において、本委員会に付託をされました議案第47号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分、議案第48号、平成26年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)及び議案第50号、平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の以上3件について、9月5日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定をしましたので、報告いたします。

○村上英明議長 文教常任委員長。

(嶋野浩一朗文教常任委員長 登壇)

○嶋野浩一朗文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

9月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第47号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分、議案第56号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第57号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件及び議案第60号、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する

条例制定の件所管分の以上4件につきまして、9月8日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第47号所管分、議案第56号及び議案第57号については賛成多数、議案第60号所管分につきましては、全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○村上英明議長 民生常任委員長。

(森西正民生常任委員長 登壇)

○森西正民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

9月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第47号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分、議案第49号、平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第51号、平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第60号、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分及び議案第61号、摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件の以上5件について、9月5日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○村上英明議長 委員長の報告は終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 日本共産党議員団を代表し

て、議案第47号、議案第56号、議案第57号、議案第58号及び議案第59号について反対討論を行います。

議案第47号、平成26年度摂津市一般会計補正予算（第2号）では、来年6月の中学校給食導入に当たり、調理や搬送、配膳業務委託で6,800万円、予約システム運用委託で5,400万円を限度額として、それぞれ3年間の債務負担行為額が設定されました。

中学校給食の導入は市民の切実な願いに応えるものです。しかし、問題はその実施方法が大多数の保護者が望む自校調理、全員給食ではなく、デリバリー方式選択制であり、学校給食に不可欠な食の安全、経済的負担への援助、アレルギー対応など、極めて不十分なままスタートしようとしていることです。これらのことは中学校給食導入の検討を始めたときから指摘されてきたことであり、またデリバリー方式選択制の先行市においても明らかになってきたものです。

教育委員会の現在弁当を持ってこれていない生徒へ、栄養バランスのとれた給食を提供するという目的を達成するための現状把握や分析も不十分と言えます。せっかくスタートするのに、以前からわかっていた問題の多くを棚上げしたまま、業者選定、委託契約締結へとこれから突き進んでいくべきではありません。

デリバリー方式選択制であっても、現状で最善と言える給食でスタートできるよう、これまでの議論や指摘、またこれから生徒や保護者、学校現場の声に真摯に向き合い、前向きな検討を行うことを強く求めます。

議案第56号、第57号は、2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法に

基づく来年4月から実施される子ども・子育て新制度に関する条例です。

そもそも保育の市場化を目指したこの制度は、民主党政権、その後の3党合意を経て、その都度政治的な思惑が絡み合い、非常に複雑なものになってしまいました。

この最大の特徴は、これまでの市町村の責任において、保育を提供する現物給付の制度を改めて、利用者と事業者の直接契約を基本とする現金給付の仕組みへの変更です。市町村の責任が後退し、保育が利潤追求の対象にされることで、子どもに最善の利益を提供するという原則をゆがめかねない問題をはらんでいます。

議案第56号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例では、摂津市が子ども・子育て支援法に定める認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業などを確認するための基準を設けています。

新制度は、施設が正当な理由なく特定教育・保育の提供を拒否できないことにはなっていますが、利用定員を超えた場合などでは、施設が契約相手を選ぶことになります。

児童福祉法第24条に定められた保育の実施責任は市町村にあり、入所の決定はこれまでどおり摂津市が行うこととなりますが、条例案第6条第3項では、施設が選考すると記されており、保育を必要としている子どもが排除されないかという懸念が残ります。

議案第57号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、新制度で新たに導入される定員1名から5名までの家庭的保育事業、定員20名未満の小規模保育事業、A、B、C、定員1名の居宅型訪問保育事業、また事業所内

保育事業の施設と運営基準を、国が示す基準を参酌しながらも市町村の判断で定めていくものです。

国基準では、職員配置や保育士資格の要件を緩和したものになっていますが、定員規模が小さくても、子どもの命と安全を守るためには保育所同様の基準が求められます。

本条例案では、家庭的保育事業、小規模保育事業C型において、国基準にはない職員の複数配置や1名以上の保育士配置を設定された点は大いに評価できます。しかし、小規模保育事業B型、居宅型訪問保育事業では国基準のままです。

この間、全国で起きている保育施設の乳幼児死亡事故の多くがゼロ歳から2歳児、施設や運営基準が低い無認可保育所で起きているということから、摂津市は子どもの命、安全を重視した基準を設定すべきです。

また、保育所では必置の調理室や調理員も絶対条件とされていません。保育を必要としている子どもに対して、安心・安全の保育をひとしく提供されるべきで、保育所規模の大小で格差をつけるべきではありません。

今後、新制度実施に向けて、さらに保育の必要性の認定、提供する保育の量、保育料設定や事業計画の策定などを決めていかなければなりません。新制度には多くの問題点がありますが、子どもの権利保障を大前提に、保育、幼児教育への公的責任を果たし、現行保育制度の水準を維持、拡充へと、摂津市独自の上乗せ基準などを設定していくように強く求めておきます。

次に、議案第58号についてです。

本議案は、来年1月1日から能力評価と業績評価を中心とする人事評価制度を課長

級以上の職員に導入しようとするものです。

この間、国会においては、2007年6月に国家公務員への人事評価制度が導入された際、地方公務員については見送られたことにより政府の助言ということで地方自治体に求めてきたわけですが、さきの通常国会において、地方公務員にも導入する法律が可決されたところです。

この10年間で人事評価制度を導入した自治体は全体の34.6%にとどまっています。民間企業でも、成果主義に基づく賃金体系の見直しを求める意見が相次いでおります。

5段階評価で、できた、できないなどのランク分けされる職場では、上司の顔色ばかりをうかがうことになり、公務員の目が住民に向かなくなるのではないのでしょうか。人事評価制度の相対評価を導入した大阪府では、1,000人以上の職員が下位ランクに落ち、職員への調査では、評価者の74.7%、被評価者の70.4%が資質、能力、執務意欲の向上につながるとは思わないと答えています。

人事評価制度は、憲法第15条第2項が定める全体の奉仕者として、公正、中立の立場で国民の権利と福祉の実現のためにその能力を発揮すべき公務員を、首長を初め任命権者の言いなりへと変質させることになりかねません。

人事評価制度は、住民に寄り添い、問題を解決していく本来の地方自治体のあり方をゆがめるもので、生活保護行政や税、保険料等の徴収業務などでは、権利侵害や福祉切り捨てが一層深刻な事態になることにつながっていく危険があることを申し上げます。

次に、議案第59号についてです。

本議案の中心点は、法人市民税割の税率を引き下げ、これを地方法人税として国税化して地方交付税の財源に充てるということです。本市にとって、約4億円が減収となるとの説明です。

法人市民税の一部国税化、交付税財源化は、地方消費税により交付税不交付団体と交付団体を初め、自治体間の格差がますます拡大するため、これを是正するためという名目で、各地方自治体固有の既存の収入の一部を吸い上げて国税化し、再び交付税として再配分、再調整しようとするものです。

格差是正を求める自治体側からの声は当然ですが、本来からいえば、地方財政のしんどい状況及び格差是正は既存の交付税財源の法定率引き上げを初め、政府の責任において、財源保障、調整すべきものであります。

以上、反対討論といたします。

○村上英明議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 以上で討論を終わります。

議案第47号、議案第56号、議案第57号、議案第58号及び議案第59号を一括採決します。

本5件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○村上英明議長 起立者多数です。

よって、本5件は可決をされました。

議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第60号、議案第61号及び議案第62号を一括採決します。

本7件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、本7件は可決されました。

日程3、議会議案第11号など4件を議題とします。

お諮りします。

本4件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本4件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第11号、議会議案第12号、議会議案第13号及び議会議案第14号を一括採決します。

本4件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、本4件は可決されました。

以上で本日の日程は終了し、これで散会します。

（午後2時36分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 村 上 英 明

摂津市議会議員 渡 辺 慎 吾

摂津市議会議員 嶋 野 浩一朗

摂津市議会継続会会議録

平成26年9月24日

(第4日)

平成26年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成26年9月24日（水曜日）
午後2時59分開議
摂津市議会議場

1 出席議員（21名）

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	福住礼子
5 番	藤浦雅彦	6 番	村上英明
7 番	三好義治	8 番	東久美子
9 番	市来賢太郎	10 番	中川嘉彦
11 番	増永和起	12 番	弘豊
13 番	山崎雅数	14 番	水谷毅
15 番	南野直司	16 番	渡辺慎吾
17 番	嶋野浩一朗	18 番	大澤千恵子
19 番	野原修	20 番	安藤薫
21 番	野口博		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
生活環境部理事	北野人土	保健福祉部長	堤守
保健福祉部理事	島田治	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	山口繁	教育委員会 教育総務部長	山本和憲
教育委員会 次世代育成部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和	水道部長	渡辺勝彦
消防長	熊野誠		

1 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	川本勝也
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

- | | | | |
|------|-----|-----|-----------|
| 1, | | | 議長辞職許可の件 |
| 2, 議 | 選 第 | 1 号 | 議長選挙の件 |
| 3, | | | 副議長辞職許可の件 |
| 4, 議 | 選 第 | 2 号 | 副議長選挙の件 |
-

- 1 本日の会議に付した事件
日程 1 から日程 4 まで

(午後2時59分 開議)

○村上英明議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、大澤議員及び安藤議員を指名いたします。

この場で暫時休憩します。

(午後3時 休憩)

(午後3時1分 再開)

○野原修副議長 休憩前に引き続き再開します。

ただいま村上議長から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程1、議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

村上議長の議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長辞職の挨拶を受けます。村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 議長退任に当たりましての一言の御礼のご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

昨年10月に皆様の温かいご推挙を賜りまして、議長という大役を仰せつかりました。この議長という大役に当たりまして、大過なくこの1年活動させていただきましたのも、ひとえに野原副議長を初め議

員の皆様、そしてまた市長初め理事者の皆様、また市職員の皆様、そして市民の皆様のご理解、ご協力、そしてご鞭撻のたまものであるというふうに思っております。この場をおかりしまして、改めて感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。

この1年間、本当に多くの団体の皆様、また個人の皆様との意見交換をさせていただくことができましたけども、この意見等々を通しまして、これからの摂津市のまちづくり、また夢づくり等々という面につきまして、この1年前と比べまして、また違った角度で見ることができたのではないのかなというふうに思います。

そういう意味で、今後もまた一議員といたしましても、この摂津市のさらなる発展、そしてまた夢づくり、またこの夢の実現に向けて、微力ではありますがけれども、しっかりとまた働いていこうというふうに思っております。

今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますけども、議長退任に当たりましての一言の御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。今後ともよろしく願いを申し上げます。(拍手)

○野原修副議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議選第1号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

渡辺議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました渡辺議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修副議長 異議なしと認め、渡辺議員が議長に当選されました。

渡辺議員が議長におられますので、当選の告知をします。

議長就任の挨拶を受けます。渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 ただいま皆様方のご推挙を賜りまして、2度目の議長に就任することになりました。本当に心から感謝申し上げます。

今、さまざまなマスコミ等で騒がれております。非常にこの地方議会に対しての市民、国民の風当たりは強うございます。私は、改革の精神をしっかりと持ちながら、この1年間、粉骨砕身努力してまいりたいと思います。そして、議会の権威を高めるため、市民の目線でしっかりと采配を下してまいりたいと思います。

皆様方におかれましては、さらなる一層のご支援、ご協力を賜りまして、無事務めが終わりますよう、よろしく願い申し上げます。本当に、皆さんとさまざまな会話を進めながら、これからやって

まいりたいと思います。簡単ではございますが、私の議長就任の挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございます。(拍手)

○野原修副議長 挨拶が終わりました。

この場で暫時休憩します。

(午後3時6分 休憩)

(午後3時7分 再開)

○渡辺慎吾議長 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま野原副議長から副議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、副議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

野原副議長の副議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

副議長辞職の挨拶を受けます。野原議員。

(野原修議員 登壇)

○野原修議員 この1年間、微力な私ではありますが、村上議長を補佐し、1年間副議長として職を全うできたのも皆様のおかげであります。本当にありがとうございます。

地方議会、また摂津市を取り巻く現状はますます厳しい現状になっております。し

かし、摂津市には、連立、吹操跡地、また子育て、高齢者の健康、それによる本当に未来に向かって、小さなつぼみであります。未来に向かっての希望、夢いっぱいあります。この一つ一つの小さなつぼみをしっかりと咲かせるように今後は一議員として活動してまいります。

この1年間、皆様本当にありがとうございました。（拍手）

○渡辺慎吾議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、議選第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

山崎議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました山崎議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、山崎議員が副議長に当選されました。

山崎議員が議場におられますので、当選の告知をします。

副議長就任の挨拶を受けます。山崎議員。

（山崎雅数議員 登壇）

○山崎雅数議員 ただいま副議長に選任をいただきました山崎です。一言ご挨拶を申し上げます。

渡辺議長、そして議員の皆様とも力を合わせて、これからも議会活動が充実していくために微力ながら力を尽くしてまいりたいと思います。

そして、二元代表制の議会として摂津の行政も支え、そして市民の暮らし、教育、福祉、医療、さらなる充実のためにこれからの摂津市政、今でき得る限り最高のものを実現できるように微力ながら力を尽くしてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いをいたします。挨拶とします。（拍手）

○渡辺慎吾議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

9月25日は休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれにて延会します。

（午後3時11分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会旧議長 村 上 英 明

摂津市議会旧副議長 野 原 修

摂津市議会新議長 渡 辺 慎 吾

摂津市議会議員 大 澤 千恵子

摂津市議会議員 安 藤 薫

摂津市議会継続会会議録

平成26年9月26日

(第5日)

平成26年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成26年9月26日（金曜日）
午後2時59分開議場
摂津市議会

1 出席議員（21名）

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	福住礼子
5 番	藤浦雅彦	6 番	村上英明
7 番	三好義治	8 番	東久美子
9 番	市来賢太郎	10 番	中川嘉彦
11 番	増永和起	12 番	弘豊
13 番	山崎雅数	14 番	水谷毅
15 番	南野直司	16 番	渡辺慎吾
17 番	嶋野浩一朗	18 番	大澤千恵子
19 番	野原修	20 番	安藤薫
21 番	野口博		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
生活環境部理事	北野人土	保健福祉部長	堤守
保健福祉部理事	島田治	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	山口繁	教育委員会 教育総務部長	山本和憲
教育委員会 次世代育成部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和	水道部長	渡辺勝彦
消防長	熊野誠		

1 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	川本勝也
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1, | 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件 |
| 2, | 特別委員会委員選任の件 |
| 3, 議 選 第 3 号 | 淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件 |
| 4, | 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 4 まで

(午後2時59分 開議)

○渡辺慎吾議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、野原議員及び野口議員を指名します。

日程1、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件を議題とします。

本件は配付の名簿どおり指名します。

この際、特別委員会委員の辞任の報告をします。本日、渡辺議員から駅前等再開発特別委員会委員を辞任したいとの旨の願いがあり、これを許可したことを報告します。

お諮りします。

この際、特別委員会委員選任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、特別委員会委員選任の件を議題とします。

駅前等再開発特別委員会委員は、配付の名簿のとおり指名します。

お諮りします。

この際、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、議選第3号、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのよう

に決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

木村議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました木村議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、木村議員が淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました。

木村議員が議場におられますので、当選の告知をします。

お諮りします。

この際、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了し、これで平成26年第3回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後3時3分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 渡 辺 慎 吾

摂津市議会議員 野 原 修

摂津市議会議員 野 口 博

☆ 添 付 資 料

平成 2 6 年第 3 回定例会審議日程（案）

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
9 / 4	木	本会議（第 1 日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
5	金		建設常任委員会（第一委員会室） 民生常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
6	土			
7	日			
8	月		総務常任委員会（第一委員会室） 文教常任委員会（第二委員会室） (一般質問届出締切 12:00)	10:00 10:00
9	火			
10	水			
11	木			
12	金			
13	土			
14	日			
15	月			
16	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
17	水			
18	木	本会議（第 2 日）	一般質問	10:00
19	金			
20	土			
21	日			
22	月	本会議（第 3 日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
23	火			
24	水	本会議（第 4 日）	役員改選	15:00
25	木			
26	金	本会議（第 5 日）	役員改選 議会運営委員会（第一委員会室）	15:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

平成 2 6 年第 3 回定例会

〈総務常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 5 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 4 号 平成 2 5 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 47 号 平成 2 6 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分
- 議案 第 58 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 59 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 62 号 摂津市消防団条例及び摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 5 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 2 号 平成 2 5 年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認定 第 5 号 平成 2 5 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 47 号 平成 2 6 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分
- 議案 第 48 号 平成 2 6 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案 第 50 号 平成 2 6 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

〈文教常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 5 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 議案 第 47 号 平成 2 6 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分
- 議案 第 56 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 議案 第 57 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 議案 第 60 号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第 1 条（摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）に関する部分）

〈民生常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 5 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 3 号 平成 2 5 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 6 号 平成 2 5 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 7 号 平成 2 5 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 8 号 平成 2 5 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 47 号 平成 2 6 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）所管分
- 議案 第 49 号 平成 2 6 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案 第 51 号 平成 2 6 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案 第 60 号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第 1 条（摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）以外に関する部分）
- 議案 第 61 号 摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件

〈議会運営委員会〉

認定 第 1 号 平成 2 5 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

認定 第 1 号 平成 2 5 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

平成 26 年 第 3 回 定 例 会 一 般 質 問 要 旨

質問順位

- | | | | | | |
|------|---------|------|--------|------|---------|
| 1 番 | 上村高義議員 | 2 番 | 森西正議員 | 3 番 | 水谷毅議員 |
| 4 番 | 大澤千恵子議員 | 5 番 | 渡辺慎吾議員 | 6 番 | 福住礼子議員 |
| 7 番 | 東久美子議員 | 8 番 | 安藤薫議員 | 9 番 | 中川嘉彦議員 |
| 10 番 | 野口博議員 | 11 番 | 増永和起議員 | 12 番 | 市来賢太郎議員 |
| 13 番 | 山崎雅数議員 | 14 番 | 藤浦雅彦議員 | 15 番 | 南野直司議員 |
| 16 番 | 弘豊議員 | | | | |

上村高義議員

- 1 都市計画決定が廃止になった道路の交通安全対策について
- 2 南摂津駅周辺の違法駐車対策強化について
- 3 吹田操車場跡地への国立循環器病研究センター移転に伴うまちづくりについて

森西正議員

- 1 避難勧告に伴う避難所の開設について
- 2 廃止された都市計画道路の歩道拡幅等の安全対策について

水谷毅議員

- 1 市民にわかりやすい防災情報について
- 2 清潔で安全なまちづくりについて
- 3 自転車利用マナーの向上について

大澤千恵子議員

- 1 水道供給事業の持続性の確保について
- 2 子どもの貧困対策について
- 3 防災対策について
- 4 介護保険の制度見直しと総合事業について

渡辺慎吾議員

- 1 外国人の生活保護受給について
- 2 子宮頸がん予防ワクチンの接種について

福住礼子議員

- 1 地域包括ケアシステムの構築について
- 2 小学生・中学生の健康を守るための検査導入について

東久美子議員

- 1 学級定数の課題について
- 2 文化財保護について
- 3 公共施設の空調機等の管理について
- 4 広報活動について

安藤薫議員

- 1 東海道新幹線鳥飼車両基地内の地下水くみ上げ計画について
- 2 バス停へのベンチ設置とシルバーパスの導入について

中川嘉彦議員

- 1 水道事業について

野口博議員

- 1 市民のくらしを守り応援する行政改革について
- 2 大正川橋東詰交差点への押しボタン式信号機の設置について
- 3 災害対策について

増永和起議員

- 1 別府新在家線東別府4丁目交差点から別府小学校南交差点までの交通安全対策及び道路整備について
- 2 国民健康保険料のさらなる値上げをしないことについて

市来賢太郎議員

- 1 災害発生予測時の対応について
- 2 学力向上について
- 3 ふるさと寄附金について

山崎雅数議員

- 1 子ども医療費助成の中学校卒業までの拡充について
- 2 平成27年度からの第6期介護保険計画について
- 3 味舌小学校跡地すべてを避難場所として残すことについて

藤浦雅彦議員

- 1 未来を担う子どもたちを世界に夢と希望を抱くグローバルな人材に育てる取り組みの実施について
- 2 市道千里丘三島線の香露園交差点を歩車分離式信号に改良することについて
- 3 阪急京都線連続立体交差事業における全国に発信できる摂津らしい夢のある高架下づくりについて
- 4 市制施行50周年に向けた摂津らしい夢のある取り組みについて

南野直司議員

- 1 子ども医療費助成制度の通院助成の対象年齢を中学校3年生まで拡充することについて
- 2 放課後における学校図書館の活用について
- 3 小中学校の特別教室にエアコンを設置することについて
- 4 市内における空き家対策の取り組みについて

弘豊議員

- 1 吹田操車場跡地を中心とした健康・医療のまちづくりについて
- 2 精神障害のある人への福祉施策について

選任名簿

常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件

《常任委員会》

委 員 会 名	委員長	副委員長	委 員		
総務常任委員会	野口 博	水谷 毅	三好 義治	中川 嘉彦	渡辺 慎吾
建設常任委員会	藤浦 雅彦	弘 豊	木村 勝彦	森西 正	野原 修
文教常任委員会	安藤 薫	大澤千恵子	東 久美子	南野 直司	嶋野浩一郎
民生常任委員会	上村 高義	福住 礼子	村上 英明 山崎 雅数	市来賢太郎	増永 和起

《議会運営委員会》

委 員 会 名	委員長	副委員長	委 員		
議会運営委員会	嶋野浩一郎	弘 豊	上村 高義 水谷 毅	東 久美子 大澤千恵子	中川 嘉彦

特別委員会委員選任の件

委 員 会 名	委員長	副委員長	委 員		
駅前等再開発 特別委員会	木村 勝彦	大澤千恵子	藤浦 雅彦 弘 豊	三好 義治 嶋野浩一郎	市来賢太郎

議会運営委員会の所管事項に関する調査表

(平成26年第3回定例会)

調 査 事 件	調 査 期 限
1. 議会の運営に関する事項について	委員の任期満了まで

議決結果一覧

議案番号	件 名	議決月日	結果
報告 第 7 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(9月4日	報告)
報告 第 8 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(9月4日	報告)
報告 第 9 号	平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	(9月4日	報告)
報告 第 10 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(9月4日	報告)
認定 第 1 号	平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	9月4日	閉会中の 継続審査
認定 第 2 号	平成25年度摂津市水道事業会計決算認定の件	9月4日	閉会中の 継続審査
認定 第 3 号	平成25年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9月4日	閉会中の 継続審査
認定 第 4 号	平成25年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	9月4日	閉会中の 継続審査
認定 第 5 号	平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	9月4日	閉会中の 継続審査
認定 第 6 号	平成25年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	9月4日	閉会中の 継続審査
認定 第 7 号	平成25年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9月4日	閉会中の 継続審査
認定 第 8 号	平成25年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	9月4日	閉会中の 継続審査
議案 第 47 号	平成26年度摂津市一般会計補正予算(第2号)	9月22日	可決
議案 第 48 号	平成26年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)	9月22日	可決
議案 第 49 号	平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	9月22日	可決
議案 第 50 号	平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	9月22日	可決
議案 第 51 号	平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)	9月22日	可決
議案 第 52 号	副市長の選任について同意を求める件	9月4日	同意
議案 第 53 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	9月4日	同意
議案 第 54 号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	9月4日	同意
議案 第 55 号	市道路線認定の件	9月4日	可決
議案 第 56 号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件	9月22日	可決
議案 第 57 号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件	9月22日	可決
議案 第 58 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9月22日	可決
議案 第 59 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	9月22日	可決
議案 第 60 号	摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	9月22日	可決
議案 第 61 号	摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件	9月22日	可決
議案 第 62 号	摂津市消防団条例及び摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9月22日	可決

議会議案 第 11 号	「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の件	9月22日	可決
議会議案 第 12 号	産後ケア体制の支援強化を求める意見書の件	9月22日	可決
議会議案 第 13 号	奨学金制度の充実を求める意見書の件	9月22日	可決
議会議案 第 14 号	軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の件	9月22日	可決
	議長辞職許可の件	9月24日	可決
議選 第 1 号	議長選挙の件	9月24日	決定
	副議長辞職許可の件	9月24日	可決
議選 第 2 号	副議長選挙の件	9月24日	決定
	常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	9月26日	選任
	特別委員会委員選任の件	9月26日	選任
議選 第 3 号	淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件	9月26日	決定
	議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	9月26日	閉会中の 継続調査